

* 0037433002 *

0037433-002

654-23

労働年鑑

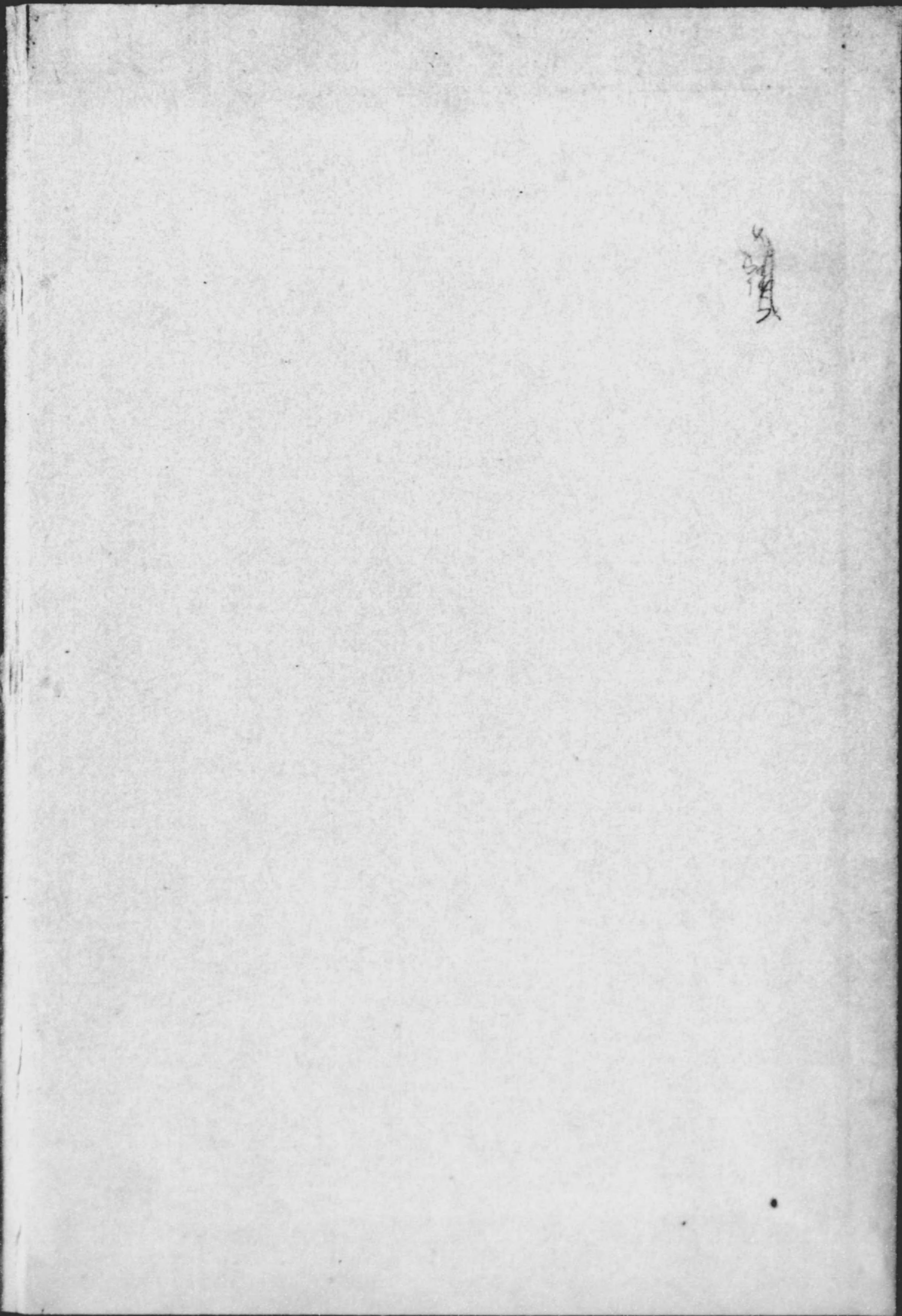
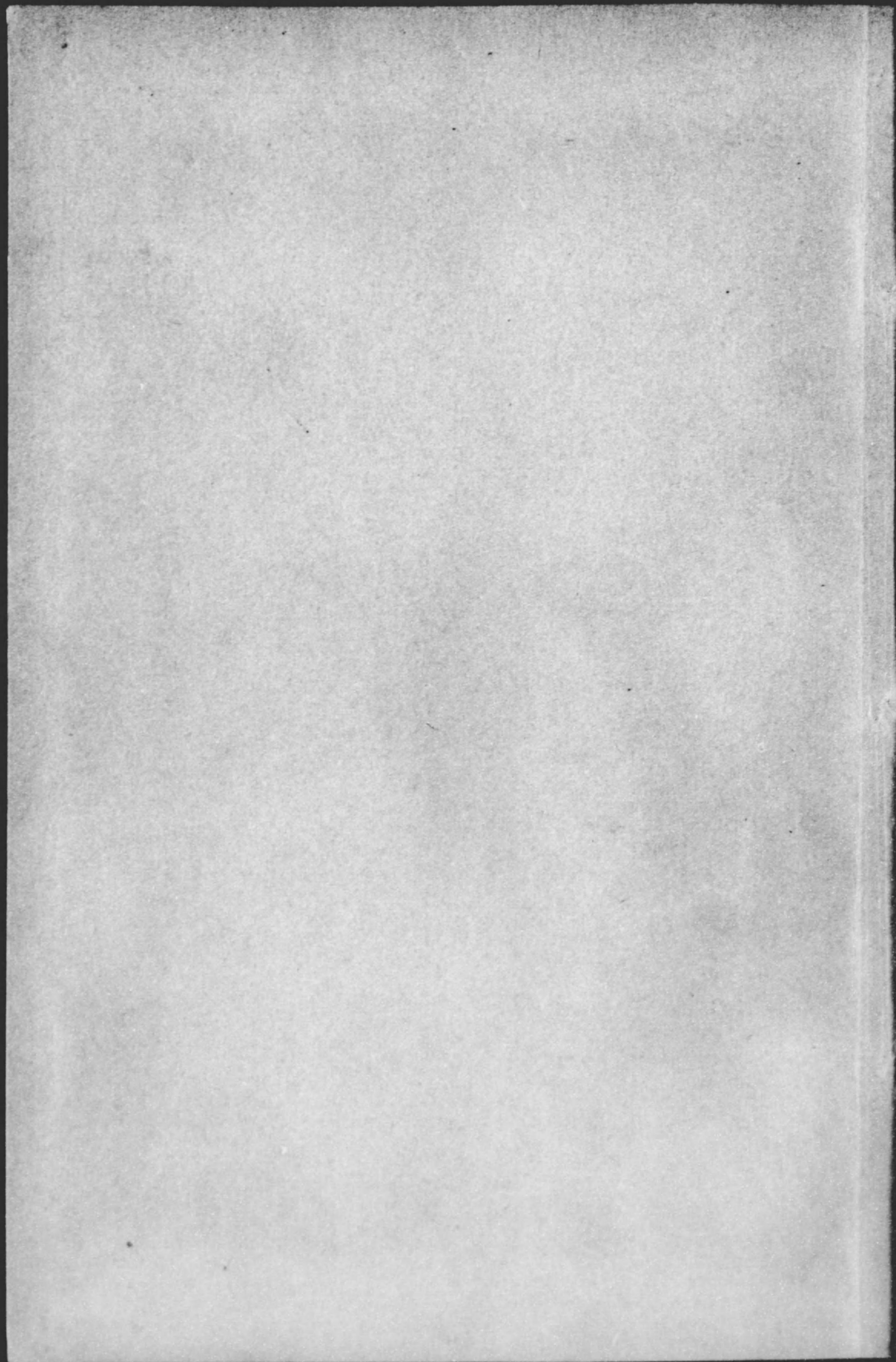
協調会・編

協調会

昭和8至10年版

昭和8-10

AGF



昭和
九年版
勞働年鑑

協調會編





昭九

年

版和

勞

働

年

鑑

財團
法人
協
調
會
發
行



序

曩に昭和七年度に於ける本邦及び歐米各國の労働・農民運動の情勢動向を調査採録して上梓したる昭和八年版『労働年鑑』は、本會最初の試みにもか、はらず、幸にして各方面より多大の歓迎を享くる所となつたので、今後毎年繼續刊行することとした次第である。

本篇内容の執筆は、日本の部に於ける産業労働界概観以下消費組合運動に至る諸項は本會労働課員、農民運動乃至小作争議は農村課員、労働者教育は教務課員、海外の部は調査課員夫々之を擔當し、各項末尾に執筆者の姓名を録して責任を明らかにして居る。尙本篇に於ては種々なる都合上當該年度に於て生起せる問題事件中比較的重要なものは省略し、今後續刊の際必要と認めらるゝものは隨時遡つて記述紹介することとした。

昭和九年十二月

協
調
會

目次

日本

産業労働界概観	一	左翼労働組合の情勢	五
無産政黨運動	二	其の他の團體の活動	六
概説	三	一 合法左翼労働組合の動搖	五
第六十四議會と社會大眾黨	三	二 日本労働組合全國協議會	五
社會大眾黨の外交政策	三	三 全國労働組合自由聯合會、日本労働組合自由聯合協議會	六
轉換期建設政策と社會大眾黨	四	労働争議	六
社會大眾黨昭和八年度大會	七	概説	六
共產黨陣營の轉向の問題	二	府縣別による觀察	六
其他の運動と無産黨不振の原因	三	業態別による觀察	六
労働組合運動	三	要求別に現はれた労働争議と解決狀況	六
概説	三	労働組合の争議方針	六
労働組合の一般的考察	三	労働争議の戦術	六
一 勢力不振の原因	三	本年度争議の特徴	六
二 中小企業より大企業への進出的傾向とその方策	三	國家主義運動	六
三 労働組合の思想的分野	三	概説	六
四 労働組合に関する諸統計	三	國家主義團體の消長清算	六
右翼労働組合の情勢	三	一 軍人團體皇道會、明倫會の結成	六
一 日本労働組合會議の諸運動	三	二 新日本國民同盟の内紛	七

- 三 大日本生産黨の紛擾……………三
- 四 日本國家社會黨の分裂……………六
- 國家主義運動の戰線統一……………六
- 一 日本國家社會主義全國協議會の創立とその分裂……………六
- 二 愛國運動一致協議會の結成……………九
- 附 録……………九
- 日本勞働組合現勢一覽……………九
- 愛國團體一覽……………一八
- 消費組合運動……………一五
- はしがき……………一五
- 勞働者消費組合の現勢……………一五
- 單一組合の現勢……………一八
- 一 勞働團體を中心として組織されるもの……………一八
- 二 勞働團體と關係なく地域的に組織されるもの……………一八
- 聯合機關の現勢並にその運動……………一七
- 農民運動……………一七
- 緒 論……………一七
- 小作組合の數的發達狀況……………一五
- 主要小作組合の狀況……………一五
- 小作組合の主なる運動……………一六
- 最近に於ける全農全國會議派の狀況……………一六
- 大日本農政協會の狀況……………一六
- 結 論……………一六
- 日本農民組合の大會狀況……………一六

- 全農全國會議派關東地方代表者懇談會……………一五
- 近畿地方農民團體(全農)懇談會の狀況……………一七
- 近畿地方農民團體統一會議連絡委員會の狀況……………一七
- 全國農民組合第十三回全國大會の狀況……………一七
- 小作爭議……………一八
- 緒 言……………一八
- 社會事情の變化とその小作關係に及ぼせる影響……………一八
- 爭議の内容上に現はれたる諸傾向……………一九
- 爭議手段上に於ける新傾向……………一九
- イ 小作人側の採る手段……………一九
- ロ 地主側の手段……………一九
- 爭議の地理的分布並に結末狀況……………二〇
- イ 小作料減免爭議……………二〇
- ロ 小作權關係爭議……………二〇
- 結 言……………二〇
- 小作爭議事例……………二〇
- イ 新地主の土地取上に端を發せる爭議事例……………二〇
- ロ 暴行事件を伴ひたる爭議事例……………二〇
- ハ 作障料支給要求の爭議事例……………二〇
- ニ 地主の實力行使に依る爭議事例……………二〇
- ホ 調停依項不履行による爭議事例……………二〇
- ヘ 反動團體介入による爭議事例……………二〇
- ト 永小作關係地の爭議事例……………二〇
- チ 蜜柑園小作爭議……………二〇

- 出征軍人家族關係の爭議事例……………二二
- 宗教問題に端を發せる爭議事例……………二二
- 特殊手段に依る爭議事例……………二二
- 小作爭議に関する諸統計……………二二
- 勞働者教育……………二二
- 緒 言……………二二
- 無産政黨及勞働組合の教育的活動……………二二
- 一 無産政黨……………二二
- 二 勞働組合……………二二
- 常設勞働學校……………二二
- 一 日本勞働學校……………二二
- 二 横濱勞働學校……………二二
- 三 大阪勞働學校……………二二
- 四 神戸勞働學校……………二二
- 五 中央勞働學院……………二二
- 六 勞働學院……………二二
- 官公私團體と勞働者教育……………二二
- 一 文部省……………二二
- 二 東京市社會局……………二二
- 三 名古屋市……………二二
- 四 吳 市……………二二
- 五 日本勞働者教育協會……………二二
- 六 福岡縣勞働者教育協會……………二二
- 七 協調會……………二二
- 八 日本成人教育協會……………二二

- 工場礦山の勞働者教育……………二九
- 一 寄宿工の教育……………二九
- 二 通働工の教育……………二九
- 三 技術教育……………二九
- 四 職長教育……………二九
- 五 産業部落の教育……………二九
- 六 新聞雜誌の刊行其他……………二九
- 海外……………二九
- 一九三三年海外勞働運動概況……………二九
- 一般情勢……………二九
- 共同戰線運動……………二九
- フアンシム排撃運動……………二九
- 一國社會主義的傾向……………二九
- 各國情勢……………二九
- イギリス……………二九
- 勞働黨……………二九
- 民主主義擁護宣言……………二九
- 社會主義同盟……………二九
- 第三十三回大會……………二九
- 勞働組合運動……………二九
- 勞働組合評議會……………二九

- 第六十五回大會……………二八一
- 獨立労働黨……………二八七
- 共同戦線運動……………二八八
- 第四十一回大會……………二八九
- イギリス領諸國……………二九三
- カナダ労働運動……………二九四
- 産業労働評議會大會……………二九五
- 協同共和国同盟……………二九六
- 印度労働運動……………二九六
- 労働組合大會……………二九六
- アメリカ合衆國……………二九九
- 産業復興法……………三〇一
- 失業対策……………三〇四
- 労働争議……………三〇六
- 労働運動……………三〇八
- 労働總同盟……………三〇九
- 労働總同盟大會……………三三〇
- 無産政黨……………三三三
- 社會黨……………三三三
- ドイツ……………三三四
- ナチス政權確立……………三三四
- 労働運動……………三三八
- 社會民主黨大會……………三三二
- 社會民主黨亡命……………三三三

- 労働組合潰滅……………三三三
- 地下運動……………三三四
- ナチス労働政策……………三三七
- 國民労働祭……………三三八
- 労働戦線創立……………三三八
- 労働統制法……………三三九
- フランス及ベルギー……………三四七
- 國民主義勃興……………三四七
- フランス失業問題……………三四八
- フランス労働運動……………三四九
- 労働總同盟……………三五〇
- 總同盟大會……………三五〇
- 統一労働總同盟……………三五〇
- 社會黨特別大會……………三五〇
- 社會黨定期大會……………三五〇
- 社會黨分裂……………三五〇
- 新社會黨結成……………三五〇
- ベルギー労働運動……………三五九
- 労働組合大會……………三五〇
- 労働黨……………三五〇
- 新労働綱領……………三五〇
- ソウェイト聯邦……………三六七
- 労働事情……………三六八
- 労働組合……………三七三

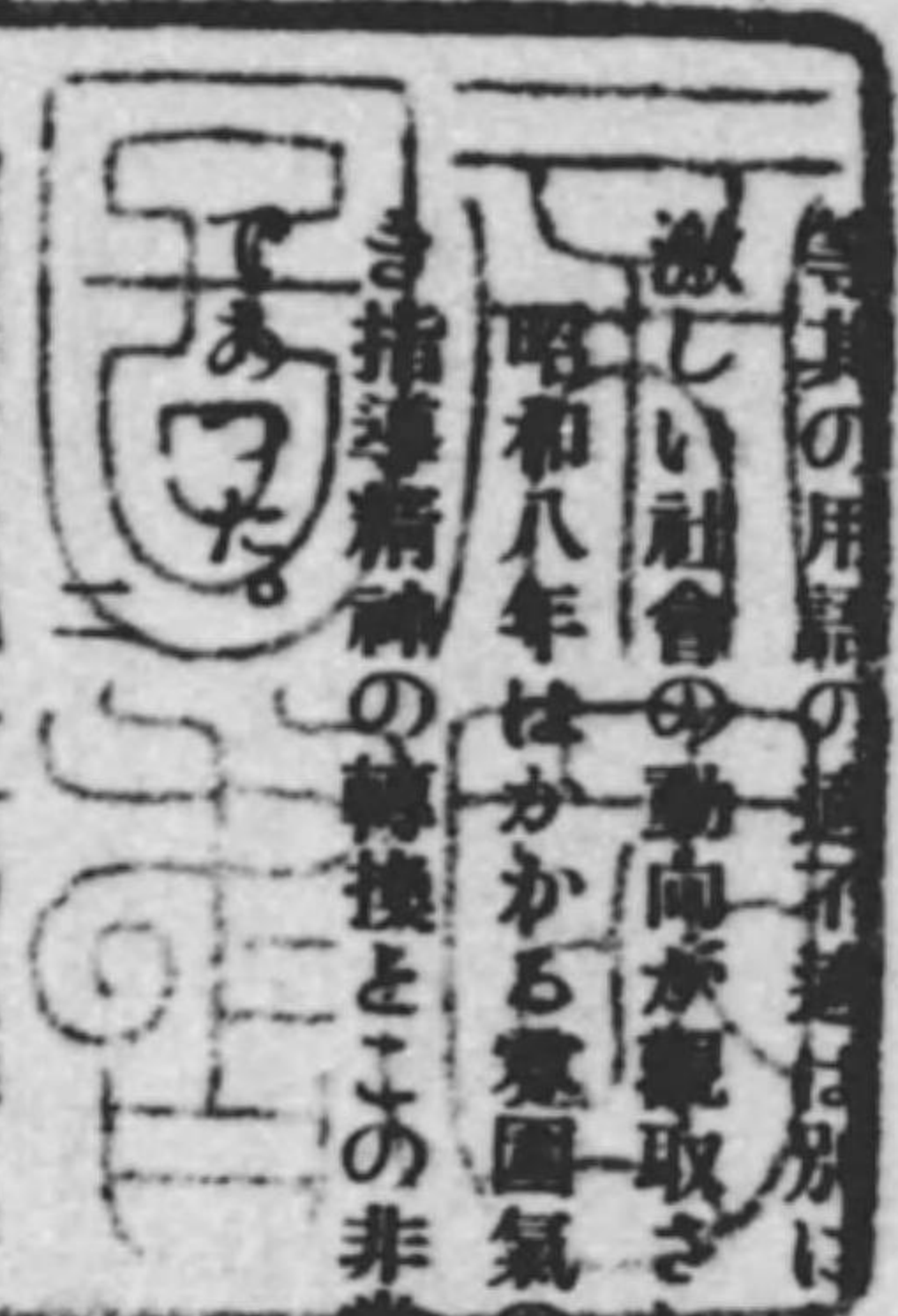
- 南歐諸國……………三七七
- イタリア職團制度……………三六二
- 労働組合……………三六二
- スミス労働運動……………三八五
- 労働組合大會……………三八五
- 社會民主黨……………三八八
- ホルトガル組合國家制度……………三六九
- 北歐諸國……………三九五
- 總選挙……………三九六
- 北歐労働會議……………三九七
- スウェーデン……………三九七
- 社會民主黨……………三九八
- 労働組合……………三九八
- ノールウェイ労働運動……………三九九
- デンマルク労働運動……………四〇一
- オランダ労働運動……………四〇三
- 社會民主黨……………四〇四
- 労働組合……………四〇四
- バルト諸國の形勢……………四〇八
- エストニアの反動不振……………四〇八
- ラトヴィアの反ナチス……………四一〇
- リツアニアのヒトラー派……………四一一
- フィンランド社民黨進出……………四一一
- フィンランド労働組合……………四二二

- 中歐及バルカン諸國……………四一四
- オーストリア労働運動潰滅……………四一九
- オーストリア職團制度……………四二三
- ポーランド労働運動……………四三三
- チエコスロヴァキア労働運動……………四三七
- チエコ社會民主黨……………四三六
- チエコ労働組合……………四三九
- バルカン諸國……………四四〇
- ユーゴスラフ労働運動……………四四〇
- ブルガリア社會黨……………四四〇
- ブルガリア労働組合……………四四〇
- 國際……………四四三
- 社會主義國際大會……………四四九
- アムステルダム大會……………四四三
- 業別インターナショナル……………四四五
- 建築労働者……………四四六
- 木工労働者……………四四七
- 活版労働者……………四四八
- 製靴皮革工……………四四九
- 工場労働者……………四五〇
- 俸給労働者國際總同盟……………四五三

日
本

産業労働界概観

「非常時！」の言葉は昭和七年から八年にかけての政治、経済社会の動きを支配する原動力であつた。生命線、焦土外交、ブロック経済、通商危機、統制経済、協力内閣、自力更生、等



其の用語の通称は別にして之等の言葉を思ひ浮べるだけで激しい社会の動向が窺取される。

昭和八年はかかる意圖氣の下に於て、この非常時に對應すべき指導精神の轉換とこの非常時を打開せんとする努力との表現であつた。

非常時時代を特徴付けるものは國際政局に於ける日本の孤立と戦争の起る、経済恐慌の深化と失業不安、之が打開を急ぐ、國家主義運動の激發であつた。五・一五事件を契機として成立した齋藤協力内閣は非常時對策の名の下に各種の救済策や建設政策を次ぎ次ぎに提出し之が克服に懸命の努力を拂つた。

非常時打開策の中心をなすものはインフレーション政策であつた。インフレーション政策の出發は六年十二月犬養内閣成立直後の金輸出再禁止に始まる。昭和四年六月成立した濱口内閣

によつて採られたデフレーション政策殊にその消費節約運動並に爲替相場回復政策は事業界の整理、産業の合理化を促進したが、一面物資の需要激減、商取引の萎縮、物價の低落を齎し、加ふるに農業恐慌も亦年毎に深刻化し、更に海外經濟事情も亦悪化しつゝ、あつて五年から六年にかけて産業界は極度の不安人氣に掩はれた。之が打開策としてのインフレーション政策殊に金輸出再禁止は各方面に主張せられ殊に産業界の熱望する處であつたが偶々、六年十二月濱口内閣倒れ犬養内閣成立するや直ちに金輸出再禁止をなし之を契機としてデフレ政策よりインフレ政策への轉換が行はれた。

然し犬養内閣によるインフレ政策への轉換はデフレ政策の徹底による産業界自然の恢復による道程と云ふより寧ろ危殆に瀕した産業界を救済せんとする人爲的な努力であつた。従つてインフレーションへの轉向を示す金輸出再禁止は蓋微沈滞せる事業界に漸く蘇活の思を與へたと云へ積年の國民購買力の減退に加へ海外經濟事情も亦悪く、産業界を好轉せしむるは容易でなかつた。インフレ政策の効果は寧ろ莫大なる時局匡救費及軍事費の支出による財政インフレによつてより直接に齎された

	7年	8年
1月	1.588	.829
2月	1.734	.758
3月	1.593	.762
4月	1.488	.629
5月	1.182	.598
6月	1.185	.730
7月	1.085	.624
8月	1.048	.648
9月	.915	.677
10月	.885	.678
11月	.756	.672
12月	.732	.674
合計	1.830	.690

東京コール壺日物日歩

	6年	7年	8年
1月	103,747	115,906	173,618
2月	98,638	128,305	181,533
3月	127,965	166,570	186,402
4月	126,936	142,520	157,222
5月	128,164	151,585	180,555
6月	105,302	111,633	136,997
7月	93,844	68,153	141,042
8月	86,985	73,363	131,084
9月	94,067	95,772	135,410
10月	77,415	97,723	139,000
11月	80,974	119,244	169,116
12月	111,636	160,688	185,228
合計	1,235,675	1,431,461	1,917,220

輸入額

ついで見るも、輸出に於ては六年の一〇五・八から七年には一
二五・〇、八年には一三八・一と増進し、輸入に於ては六年一
〇二・二から七年には少し低下し一〇〇・九となつたが八年に
は再び恢復して一〇四・六を示してゐる。

更に低金利
政策は日銀保
證準備の擴張
と共に郵便貯
金の利率を三
分に引下げ、
日銀の公定歩
合も亦七年三
月、六月、八月
の三回連続し
て引下げた。
之をコール日
歩について見
るも上表の如
く六厘臺に降
つてゐる。
生産活動を

	8年	7年	6年
1月	185	160	159
2月	180	161	158
3月	177	159	158
4月	176	154	158
5月	177	150	154
6月	180	146	151
7月	182	178	153
8月	180	156	152
9月	182	167	150
10月	180	169	147
11月	179	176	147
12月	176	185	151
平均	180	161	153

示す生産指数について見るに左表の如く昭和六年の一〇二・七
より七年には一〇九・〇、八年には一二五・七と急激なる上昇
を示してゐる。

品目	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
6年	102.7			
7年	109.0			
8年	125.7			
8年1月	123.5			
2月	118.1			
3月	118.9			
4月	119.1			
5月	123.5			
6月	123.2			
7月	126.7			
8月	129.2			
9月	128.8			
10月	129.5			
11月	132.5			
12月	135.8			

生産指数(三菱経済研究所調)

生産活動の
躍進と物價の
上昇は企業
の収益を増進
せしめた。今三
菱経済研究所
調査の数字に
依つて見る
に、製造工業、

國際政局に於ける危機と農村窮乏の叫びは昭和七年度並に八
年度の國家財政をして異常に膨脹せしめた。即ち昭和七年度本
算並に追加豫算總計は二、〇二二、一六六千圓にして前年度決
算に比し三六%の膨脹に當り、昭和八年度豫算は更に膨脹して
六十四議會に於て通過したる本豫算二、二三九、〇九四千圓並
に追加豫算七〇、三二二千圓總計は二、三〇九、四一二千圓に
昇り七年度に比し一四・八%の膨脹を示して居る。如斯豫算膨
脹の主たる要素は陸海軍の兵備改善費(二〇九、九八〇千圓)
滿洲事件費(一九〇、八三二千圓)、時局匡救費(二〇七、〇〇
三千圓)によつて占められてゐる。軍事費の膨脹は直接には機
械器具、金屬、化學等の諸軍需品關係工業を露し、時局匡救費
は農業、洋灰、土木建築等の各産業を露し引いて我産業全般の
上に著しい活況を呈せしむる。インフレーション政策はこの膨
脹財政を中心として、金輸出禁止政策並に低金利政策と結んで
積極的に實行せられた。

三

軍事費、時局匡救費を中心とする膨脹財政、金輸出再禁止に
よる爲替の低落、低金利と云ふ一連のインフレーション政策は
不況時に於ける合理化の進展を土臺として次第に我國産業界を
好轉せしめた。

爲替相場は對米相場について見るに下段右表の如く六年十二
月以降急激に低落し七年十一月に於て二〇、五九六の最低を示

し八年に入つて若干の恢復を示しつゝ、あるが之は八年三月米國
の金輸出禁止によつて米貨の低落せるによる。
對米相場(一日平均)

	6年	7年	8年
1月	49,375	35,777	20,709
2月	49,375	34,161	20,764
3月	49,375	32,043	21,197
4月	49,375	32,818	21,787
5月	49,375	31,894	23,875
6月	49,375	30,298	25,587
7月	49,375	24,377	28,529
8月	49,375	24,569	26,875
9月	49,375	23,480	27,110
10月	49,375	23,133	27,620
11月	49,375	20,596	29,977
12月	43,346	20,644	30,670

輸出額

	6年	7年	8年
1月	105,396	70,583	107,399
2月	91,817	80,131	118,931
3月	96,215	101,019	144,915
4月	81,532	92,782	133,151
5月	102,111	103,464	162,787
6月	100,337	101,768	162,600
7月	103,416	110,789	158,719
8月	107,721	136,682	183,761
9月	100,734	140,747	181,607
10月	97,879	147,458	171,177
11月	77,053	151,856	163,627
12月	82,770	171,713	172,282
合計	1,146,050	1,409,992	1,861,046

外國貿易は爲
替暴落の恩恵を
うけて著しい躍
進をなした。即
ち左上表に於る
が如く輸出額は
昭和六年の十一
億五千萬圓より
七年には一四
億、八年には一
八億六千萬圓
と躍進し、輸
入額も亦六年
の一三億より
七年の一四
億、八年には
一九億と増加
してゐる。之
を數量指數に

礦業、商業の収益率は毎期急激に上昇し、公共事業の低下金融業の八年下期の低下を加へても総額比率に於ては六年下期の四・二%から漸騰して八年下期には九・七%を示してゐる。

純益及収益率

純益金	七年上期	七年下期	八年上期	八年下期
純益率(%)	六・九	五・〇	五・〇	九・七
拂込資本金	百八十四萬	百八十四萬	百八十四萬	百八十四萬
純益金	二〇一・二	九四・八	九四・八	一八〇・一
収益率(%)	七・七	二二・五	二二・五	二六四・一

業種別拂込資本金収益率

業種	六年下期	七年上期	七年下期	八年上期	八年下期
總額比率	四・二%	六・九%	七・七%	九・一%	九・七%
金融業	四・五%	一・三%	一・八%	二・三%	一・四%
製造工業	五・七%	七・一%	九・六%	一三・七%	一四・四%
鑛業	二・八%	四・九%	五・二%	七・八%	一一・九%
公共事業	七・〇%	六・一%	五・五%	四・七%	四・六%
商業	七・五%	五・三%	一一・四%	一一・八%	二〇・八%

配當率について見るも業種別収益率の増減に對應して増減してゐるが總額比率について見れば六年下期五・四%から八年下期には六・二%と上昇を示してゐる。

業種別配當率

賃銀について見るに定額賃銀は漸落を示し實收賃銀は昭和六年より七年にかけて可成りな上昇を示したが八年に入つてからは停滞の状態に在る。之は上述の労働人員指數に現はれたるが如く夥しい新規採用者の定額賃銀が低廉なるが爲に外ならない

配當率分布

調査会社	調査社数	六年		七年		八年	
		下期	上期	下期	上期	下期	上期
無配	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
五分以下	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
五分及五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
一分五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
一分五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
一分五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
一分五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
一分五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
一分五分以下	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二

金屬品製業(二・三・五%)、染色整理業(一・二%)等に於てその上昇著しく軍事關係事業、時局匡救關係事業、輸出關係事業の好轉に依存せることを如實に示してゐる。

就業度の増加は反面失業者の減退を齎らしつゝある。社會局調査の失業率に付いて見るに下表の如く失業率は七年下半年より累月減退を示してゐる。

年	7年	8年
1月	6.94	6.13
2月	6.68	6.06
3月	6.92	5.84
4月	6.80	5.70
5月	6.86	5.91
6月	6.83	5.89
7月	7.20	5.81
8月	7.10	5.65
9月	7.02	5.45
10月	6.98	5.36
11月	6.66	5.19
12月	6.38	5.11

失業率

昭和七年	總指數		昭和八年	
	男	女	男	女
一月	七三・九	六七・八	七三・九	六七・八
二月	七三・〇	六六・三	七三・〇	六六・三
三月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
四月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
五月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
六月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
七月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
八月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
九月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
十月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
十一月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三
十二月	七三・五	六六・三	七三・五	六六・三

労働人員指數

更に配當率分布について見るに利益會社の数は六年下期の二七八より毎期増加して八年下期の三四〇に達し、無配會社並に五分及五分以下配當の會社数は共に減少し一割以上の配當會社の増加を示してゐる。八年下期について見るに會社數三五四の中無配會社は二二%、五分及五分以下配當會社一八%であつて、六〇%は一割及一割以上の配當をなして居る。インフレーションの効果は労働階級にも如實に現はれ失業率は減退し賃銀収入は増加した。日銀調査の労働統計について見るに労働人員指數は毎月上昇を辿り八年十一月と前年十一月とを比較するに八・八即ち此の間の一割一分五厘と云ふ著しい労働人員の増加を示してゐる。之を更に産業別に見る時は機械製造業(三七・八%)、器具製造業(二三・二%)、製菓業(二二・七%)、車輛製造業(一六・四%)、船舶製造業(一六・二%)、窒業(一四%)、組物編物業(一四%)、

業種	六年下期	七年上期	七年下期	八年上期	八年下期
總額比率	五・四%	五・四%	五・五%	六・〇%	六・二%
金融業	六・五%	六・五%	六・六%	六・六%	五・八%
製造工業	五・四%	五・八%	六・七%	八・三%	八・三%
鑛業	二・七%	三・六%	四・〇%	六・二%	七・八%
公共事業	六・二%	五・八%	四・八%	四・〇%	三・九%
商業	五・五%	五・二%	七・六%	八・三%	一五・五%

勞働賃銀(定額賃銀)

昭和七年		昭和八年	
月	總指數	月	總指數
一月	八九・五	一月	八六・五
二月	八九・三	二月	八七・五
三月	八九・一	三月	八七・〇
四月	八八・六	四月	八六・六
五月	八八・三	五月	八六・三
六月	八八・〇	六月	八六・〇
七月	八七・八	七月	八五・九
八月	八七・五	八月	八五・八
九月	八七・三	九月	八五・七
十月	八七・〇	十月	八五・六
十一月	八六・八	十一月	八五・五
十二月	八六・六	十二月	八五・四
男	九〇・〇	男	八七・五
女	八五・八	女	八二・一

四

非常時打開策の二は平和外交への轉換であつた。八月上旬の國際政局に於ける我國の地位は滿洲問題並に爲替ダンピングを中心として悪化した。

滿洲問題に對する國際聯盟の空氣は七年十月提出されたリットン報告を公正妥當なるものと見たが、我國は國際聯盟の希望や意見も斷乎として却け滿洲に於ける政治並に軍事工作を推進めた。昭和八年を迎へても年初早々山海關に於て日支の衝突あり、二月廿四日には遂に四十二對一の比を以て聯盟規約第十五

勞働賃銀(實收賃銀)

昭和七年		昭和八年	
月	總指數	月	總指數
一月	七三・六	一月	八九・五
二月	七三・一	二月	九一・〇
三月	七二・八	三月	九一・六
四月	七二・五	四月	九二・一
五月	七二・二	五月	九二・六
六月	七二・〇	六月	九三・一
七月	七一・八	七月	九三・六
八月	七一・六	八月	九四・一
九月	七一・四	九月	九四・六
十月	七一・二	十月	九五・一
十一月	七一・〇	十一月	九五・六
十二月	七〇・八	十二月	九六・一
男	九二・〇	男	九五・六
女	七三・一	女	七〇・七

條第四項に依る勸告書が可決され、勢の趨く所規約第十六條に依る制裁規定所謂經濟封鎖さへ行はるるのではないかとの懸念を與へた。然るに關東軍に於ては却つて翌廿五日には熱河討伐を開始し、翌月十日には完全に長城線を略取し遂に張學良をして下野外遊の聲明を發するに至らしめた。次いで政府は國際聯盟脱退の決心を固め三月廿七日遂に其通告を正式に聯盟に提出すると共に之を一般に公表した。かくの如くして我國は四面楚歌の重圍に陥り、外交悪化の不安は明日の戰爭をさへ覺悟せざるを得ない情勢にあつた。

聯盟規約による經濟封鎖は遂に行はれなかつたが、各國の我國商品に對する壓迫は露骨となつた。既に世界恐慌の深化に對して各國の經濟ブロック的政策は濃厚となり昭和六年末の金輸出再禁止による爲替の暴落に伴ふ我國貿易の異常なる躍進はそれだけ各國の我國商品の進出に對する抑壓策を加速度的に増加せしめつ、あつたが本年に入つてそれは益々露骨に行はるる様になつた。

二月メキシコの魚介類罐詰の關稅引上、三月フランスの爲替ダンピング稅の引上、印度の絹及人絹關稅引上、四月印度のダンピング防止法の制定と日印通商條約破棄の通告、五月エチオピア政府の綿品輸入稅の引上、西アフリカとの通商條約破棄の通告、六月印度の英國品を除く綿布關稅の二割五分引上の通告、英領馬來聯邦の綿布、麻人絹織物等の輸入稅引上、七月白國のゴム靴輸入割當制採用、獨逸の大豆粕其他の重率關稅の延長、佛國の蝦關稅引上、南阿の日本製電池にダンピング稅適用、八月英領東アフリカ及英領ザンジバルの綿布其他の關稅引上、南阿聯邦の爲替ダンピング稅の實施、九月米國の日本製白熱電球ゴム靴布製短靴にダンピング防止令適用、南阿の日本製ブラツシユの輸入禁止、シヤムの洋灰關稅の引上、白國の絹及人絹織物に輸入許可制實施。

就中日印通商條約廢棄の通告は、それが英帝國ブロック結成の意圖に依る屬領地の關稅引上の導火線であつただけに對印買

易業者のみに止まらず我國輸出産業全般の將來に係はるものとして産業界に最も大なる衝動を與へ、殊に利害の最も密接な紡績業者は挑戰的であつて紡績聯合會は六月八日報復手段として印棉の不買、英品ボイコットを決議し、棉花同業會亦之に贊同印棉不買を決議する等官民共に敢然強硬なる態度をとつた。

かくて八月上旬の國際關係は絃上の如く多難の中に終始したが下期に入つてからは次第に平穩化して行つた。即ち國際聯盟に於ける滿洲問題は我國の脱退によつて行くべき處まで行つてしまつた上に、米國に起つた二月の大金融恐慌と之に續く三月の金本位停止並に六月より開催せられた世界經濟會議とそれ迄の準備商議の進行とは世界の視聽を之に轉換せしめ滿洲問題は世界の注意から漸次薄らいで行つた。日印通商條約廢棄問題も官民代表者によつて日印會商開催せられ九月より豫備交渉に入つた。同會商は屢々難關に遭遇しその解決は翌年に持越されたが十一月には兎に角澤田ボア兩日印代表の私的會商に於て割當量の協定成立し解決の曙光を見るを得た。如上の外部的情勢の變化を機として我國外交方針にも一轉換が行はれた。十一月内田外相に代つて廣田外相の就任するや「總ての國々と一層の友好關係を深むべく更に努力する事」「世界平和の強化に向つてのあらゆる企圖につき自己の職分を守る事」「特に近接諸國との平和工作方針をとることを宣明し、從來の強硬外交より協和外交への轉換を示し各國より好感を以て迎へられた。

かくの如くして我國の國際政局に於ける地位は可成り改善せらるる氣運を示した。

五

「非常時對策の三は經濟統制への進展であつた。即ち重要産業統制法、工業組合法、商業組合法、輸出組合法等幾多の經濟統制關係法規が實施せられてゐるが、八年春の第六十四議會に於ても注目すべき諸法案が通過した。第六十四議會は非常時の名に於てかの膨大なる豫算案を通過せしむると共に外國爲替管理法案、日本製鐵株式會社法案、米穀統制法案、農村負債整理法案、農業動産信用法案等の注目すべき非常時立法を通過せしめた。

外國爲替管理法は「(一)外國通貨及び外國爲替ノ取得及び處分、(二)通貨、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスルモノノ輸出並ニ金貨幣ノ鑄造シ又ハ毀傷、(三)前二條ニ該當セザル方法ニヨル外國ヘノ送金、(四)外國居住者ノ爲ニ又ハ其指圖ニヨリ本邦内ニ於テ爲ス支拂、(五)外國爲替相場ノ取極、(六)外國通貨ヲ以テ表示スル證券債權又ハ債務ノ取得處分、(七)信用狀ノ發行及取得、(八)外國居住者ニ信用ヲ與フル行爲、(九)證券ノ輸出及輸入、(十)價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マザル貨物ノ輸出」につき政府が命令によつて禁止或は制限を爲し得るとする規定を根幹とするものであつて此の法案は貿易管理にまでも發展し得らるゝ様に仕組まれて居る。

的統制の行はれたことであつて、日本製鐵會社法案は官製トラストとして注目すべきものであるが、更に製絲業界に於ては王子製紙、富士製紙、樺太工業の三社の合同が行はれ王子製紙による業界の獨占制が樹立された。

更に諸外國の日本商品防遏に對する對策として七月外務省内に「輸出入の統制並びに對外通商貿易の發展を期する目的を以て通商審議委員會が設置され、又商工省に於ては情報機關の擴充と輸出組合の強制的組織を企圖した。

上述の如き各種の公的乃至は私的統制は元來恐慌の切持策としての産業合理化運動から發足したものであつたが非常時意識の昂揚と共にその對策としての經濟に對する國家的統制の意味を加ふるに至つた。かくて統制經濟論は各方面に主張せられるに至り、非常時と共に擡頭した國家主義團體は勿論既成政黨或は無産團體からも主張せられ、而もその基調は資本主義經濟機構の修正乃至は革新の立場におかれる様になつた。無産團體に於ても社會大衆黨は八年七月、轉換期建設政策を發表して國民經濟會議の設置を提唱しこれを國家の經濟參謀本部とし當面の任務として大産業國有案、土地國有肥料公營案、日本銀行改造金融機關統制の具體的立案、産業立法の制定促進等を果さしめんことを主張し、更に八年度大會に於ては非常時産業勞働立法要項を決議し、國家に依る産業統制のための政策、重工業及重要産業社會化のための政策、國際經濟政策の一翼としての産

日本製鐵株式會社は八幡製鐵所を中心に民間の製鐵製鐵會社を合同せしめ、鐵鋼の製造及其販賣と主務大臣の認可を経た前項の附帶業務につきその獨占を確立せんとするものである。之は官民合同の特殊會社であるが、政府は會社業務の監督のため監理官を置き何時にても會社の金庫、帳簿の検査を爲し營業上の計算及狀況を報告せしめる事が出来、又會社の業務に關し軍事上其他公益上必要なる命令をなし得る權限を持つてゐる。

米穀統制法は「政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節シ米穀ノ統制ヲ圖ル爲本法ニ依リ米穀ノ買入及賣渡ヲ行フ」ことを定めたもので從來の米穀法が米價調節のため任意に賣買出動を爲し得る規定であつたのを、本法に於ては政府は毎年米穀の最低最高價格を公定し、その公定價格を維持するために最低價格による賣渡の申込、最高價格による買入れの申込に應じ半價を常に一定の範圍内に止めんとするものである。右の外同法は管外移出數量の均衡、輸出入の許可制度、必要ある場合には粟、高粱、黍の輸入制限及高粱又は黍の輸入税の免除を規定して居る。

重要産業統制法、工業組合法、商業組合法、輸出組合法等に基づく産業のカルテル的統制の進展の外にこれらの法律に基かざる各種の私的統制も益々盛んに進展した。然し本年度に於て特記すべきは十一月六日同業組合の價格協定禁止(大正五年農商務次官通牒)を緩和し賣崩しに限り賣價協定を許す新次官通牒の示達せられたこと及び之等のカルテル的統制の外にトラスト

業勞働政策の確立等を期し、又日本勞働組合會議は「産業及勞働の統制に關する建議」運動を起し、産業統制、勞働統制並に産業協力委員會の設置を提唱し之が實現の運動を起した。

六

昭和五六年の恐慌のさ中に於てもその最も深刻な不況に苦惱したものは農村であつた。資本主義の發展とは相背して最も苦惱するのは農業部面である。前述の如き産業界の好轉は一面農産物價格を騰貴せしめ、勞働需要の増加によつて農村過剩人口の吸収及び賃銀を通して農村の現金收入の増加に幾分かは役立つたとは云へ農村必需品價格のより以上の騰貴は明らかに農村に不利となり更に都市と農村の貧富の懸隔をより大ならしめた。

農村問題の爲に前年八月齊藤内閣は所謂時局匡救議會を召集して膨大なる時局匡救豫算と共に各種の農業關係法案を成立せしめた。八年度に於ても前述の如き時局匡救豫算の外に米穀統制法、農村負債整理組合法、農業動産信用法等の救農法案を通過せしめた。然し之等の農村對策も農村を積極的に好轉せしめるには役立たなかつた。七年末から八年初にかけての米騰生轉の値上りは久しき恐慌に苦惱した農村をして愁眉を開かしむるかに見えたが、米國のインフレ政策の蹉跌、絹業ストライキによる需要不振による絲價の低落、内地の出廻増等から繭價は再び低落し、加ふるに米の未曾有の豊作によりて農村は又不安に

包まれ、此の情勢は十一月所謂内政會議を開催せしめた。此の間にあつて農村の窮乏打開に目覚ましき活動をなしたものは産業組合運動であつた。

産業組合運動の發生は既に我國に於ても古く遡り得るが、七年から八年にかけてのその擴大強化の勢は殊に顯著であつた。即ち組合数は昭和六年の一四、一七二から八年六月には一四、四〇四となり、組合員数は六年の四、八一三から八年六月には五、一一八千人即ち五百萬人を突破したのである。その業態より見れば信用組合及利用組合に比して販賣組合及購買組合の事業が著しい進展をなしてゐる。就中全購聯、全販聯の活躍は目覚ましく、その活動は遂に中小商工業との對立を惹起し所謂反産運動として社會問題化するの勢を示した。

産業組合運動は資本主義の修正運動と云はれる。然しそれは兎に角として現實に此の運動が農産品と工産品との價格差、農村と都市との不均衡の打開策として疲弊せる農村に一道の光明を以て迎へられたることは云ふ迄もあるまい。之を契機としてこの運動は農民の自覺を促し農民の再組織運動に轉化しつゝある。

七

非常時意識の昂揚と非常時克服への努力は勞資關係に如何なる影響を齎らしたか。

勞働組合運動の分野に於ては、組合組織率、勞働爭議發生件

数は七年から八年にかけて可成りの減退を示して居るが、尙その指導精神の轉換は見逃がし得ない。

勞働組合運動及無産政黨運動の分野に於ても著しい轉換が認められる。國家主義思想の擡頭して以來その運動への轉向分裂が行はれつゝ、あつたが八年度に於ては既成無産團體自體の指導精神乃至は運動方針に於ても轉換が行はれた。前述したるが如き社會大衆黨の轉換期建設政策並に非常時勞働立法要項は國家主義的の色添を濃厚にしたるものであり、殊に前者については黨内に於てもそれは階級性を没却しフアッシュへの轉落を示すものと見る反對論を生んだ。

産業勞働統制要項に示されたる産業協力の精神は更に中小商工業に對する運動方針に於ても表はれ勞働總同盟に於ては之を團體協約を通して中小商工業との協力を實現せんと努力し、勞働爭議對策に關しても日本勞働組合會議に於て持込爭議拒絶の原則を採用し關東同盟會に於ては罷業統制規約を可決實施したるが如きも亦運動方針の穩健化の現はれである。

更に國家主義の運動について見るに、非常時様相殊に國際政局の危機、國際經濟戰の激化、經濟恐慌殊に農業恐慌の深化を背景として擡頭した國家主義運動は滿洲上海事變を契機とする國民意識の覺醒、血盟團事件、五・一五事件に刺戟せられて燎原の火の如く擴大された。その運動の影響は大きい。五・一五事件を契機として政黨政官の常道はいみじくも打破られ、時局

匡救施設其他の非常時政策を敢行せしむる力となり思想界にも

多大の影響を與へた。然し國家主義運動自體はその激發的な發展過程によつてその思想、政策、運動方針に於て互に相容れざる亂立状態にあつた。八年に入つて上述の如き經濟情勢の好轉と國際聯盟を中心とする國際危機の緩和と共に、陣營の整理と思想的分野の再編成が敢行された。即ち新日本國民同盟の内紛、日本國家社會黨の分裂、大日本無産黨の紛擾、其後に於ける國家社會主義全國協議會乃至愛國一致運動協議の結成日本主義勞働組合に於ける日本産業勞働俱樂部の結成による戦線の統一運動はその現はれであり、更に政治戦線より轉じて精神運動乃至文化運動に力を注がんとする新日本國民同盟乃至國民協會の傾向も亦その現はれである。

非常時意識に表はれた財閥への非難攻撃と財界の好轉は又財閥の轉向を齎した。公共事業への寄附行爲、株式公開續々行はれ又經營方針の轉換も亦實行されつゝある。三菱財閥の三菱經濟研究所の創立、三井財閥の三千萬圓の寄附行爲等はその表はれであり、株式公開としては王子製紙、東洋高壓、三池窒素、東洋レーヨン等の株式公開は景氣の好轉によるプレミアム稼ぎとのみ解することは出来ない。三井一族の社長退却と池田成彬

氏の合名入り等經營方針の轉換を示すものとして注目された。

八

非常時意識と非常時の克服への努力こそ昭和八年に於ける産業勞働界の動きを支配する原動力であつた。非常時意識の波にのつた運動はナショナルリズムの傾向をとつて膨沛として國民の間に浸透し各種の政策、個々の生活態度の上にも其影響は強く表はれて行つた。平和外交への轉換統制經濟機構の進展、勞資の産業協力運動、産業組合運動の進展等は其著しい現はれであり、之等の事象をば曾つての經濟不況と階級對立の時代に對比するならば前途に一抹の光明を得たる感があるであらう。之等の運動は尙前途に幾多の障害と矛盾に遭遇するであらう、然し之等の運動の發展を綜合された形態に於て見る時そこに我々は新しき經濟機構、新しき社會機構の生れ出づる萌芽を見出し得るではなからうか、此等の運動を通じて見る時そこには自由主義華かなりし時代の弱肉強食の闘争を超越せんとする努力がある。それこそは單なる妥協ではなくて新しき積極的な何ものかを育生するよすがであらう。

(長谷孝之)

無産政黨運動

概説

昭和八年の無産政黨運動を通観する時先づ以て感ずる事は未だ曾てなき不振沈滞の状況に在つたと云ふことである。過去幾年間か内部的對立抗争によつて著しく混亂してゐた無産政治戦線はその内部に擾頭した國家社會主義運動によつて一部は奪ひ去られたが、その反射的影響を受けて昨年七月多年對立關係にあつた社會民衆黨と全國勞農大衆黨の二黨が合同して社會大衆黨を結成した。この社會大衆黨の成立は全國的單一無産政黨の組織にして陣容の整備によつて活動力の充實、政治的勢力の擴大したものとみなすべきであつたが、事實は之に反して、八年に入つて更にその色彩を濃厚にした非常時日本の諸情勢に重疊されてその活動は著しく拘束され萎縮した。

又一面に於て恒に共同戦線上に在るべき勞働組合は非常時に抗して守勢をとり自己の經濟的活動に専念する結果政治戦線より一步後退したるが如き觀があり、従つて、唯一の無産政黨である社會大衆黨のみ左に非合法的存在である共產黨の排撃に抗しつゝ、右に國家社會主義、國粹愛國主義團體の反撃を受けつつ獨

り孤城を守るが如き觀を呈した。併しながら、過去一箇年を通じての社會大衆黨の活動は不振沈滞のうちにも猶且つ特異の存在を示してゐたものと言はねばならぬ。上半期は地方支部の合同完成の時機であつて全體的活動は不可能であつたとは言へ市町村會選舉戦、第六十四議會闘争、日ソ不可侵條約締結促進運動等に進んでゐる。下半期は從來の缺點と見られた公式主義の運動を排して具體的建設政策の樹立を目標に進んだことを認めねばならぬ。

左翼非合法の共產黨の運動は非常時諸情勢の下にあつてやうやく退潮的傾向に在るが如くに見られたが、特記すべきは日本共產黨の巨頭にして下獄中の佐野學、鍋山貞親等の轉向の聲明であつた。日本共產黨の最高指導者として十有餘年間運動に従事した彼等の聲明は黨内に及ぼす影響からず、轉向時代を招來した觀があつた。

以下は社會大衆黨の諸運動を中心に無産政治戦線の素描を試みたものである。

第六十四議會と社會大衆黨

無産黨議員團は僅かに安部、杉山、龜井の三議員を有するに過ぎないが、第六十四議會に於ては全國委員會(七年十二月)決定

の議會對策方針に基き齋藤内閣打倒、製鐵合同反對、軍事インフレ豫算反對、農民窮乏打破の諸點に於て活動した。未だ三名の少數なる關係上独自の諸法案を提出するまでには至らなかつたが二十二億三千九百萬圓の老犬豫算に對しては唯一の反對黨として二月十四日の豫算總會に杉山議員を壇上に立て、階級的立場より反對論を述べさせると同時に議員團の名に於て左記の如き反對聲明書を發表したことは特記すべき點である。直接その聲明書に依つて反對理由を知ることしよう。

昭和八年度豫算反對聲明書

八億二千萬圓の軍事費を含む總額二十二億三千九百萬圓の昭和八年年度豫算案を衆議院は呑み込んだ、九億圓の赤字公債を基礎とせるインフレ豫算に對し四百六十名中唯我等の反對せるのみであつた、過ぐる第六十二及六十三議會に於て、異常な興奮裡に非常時巨款を叫んだ彼等は恰も忘れたるが如く口を誠して民衆の救済を言はずひそかに不平と不満をもちながら一言軍事豫算の過大に及ばず喪家の犬の如き態度を以て昭和八年度の豫算案に對したのである。これが果して重大時局に當面せる議會の姿であらうか!

我等は斷乎として脆弱なる豫算に反對する。この際この富豪増税を斷行して財政の根本的改革をなすべき秋である。

我等は尅大なる軍事豫算の削減を要求する、日ソ不可侵條約の即時締結に依つて極東平和の基礎を置き節約されたる軍事費を以て民

力の休養に充當するこそ刻下の急務でなければならぬ。

農村の窮乏がインフレ景氣の中に深刻化し大多數の勞働者、俸給生活者、小市民の生活苦惱が軍費インフレの裏面に培はれつつある時大衆のかゝる要望を毫末も反映せざる昭和八年度豫算案に對し、大衆の名に於て反對するのは我等の義務なりと信ずる。こゝに我等の立場を聲明し、廣く國民大衆に訴ふ。

昭和八年二月十四日

社會大衆黨議員團

社會大衆黨の外交政策

社會大衆黨が結成以後今日に至るまでの最も重要な具體化する政治的活動は國際政策の確立と戰爭の危期を回避せんとする日ソ不可侵條約締結促進運動であつた。昨年十月「當面の國際政策要綱」を發表して外交方針の基調を示したが更にその具體的方針として全國委員會(七年十二月)に於て「日ソ不可侵條約締結促進」を可決した。而して此の實踐的運動として一月十四日安部委員長の名を以て日露問題に關係を有つ黨外の學者、政治家、思想家、實業家、新聞記者を招待して「日ソ問題懇談會」を開催して黨の政策を説明した。

一月二十日、安部委員長外常任各委員は齋藤首相、内田外相荒木陸相關係各大臣を歴訪し、「日ソ不可侵條約締結に關する要請書」を手交し該條約の締結を要請した。尙一月三十一日駐日ロシア大使トローヤノフスキー氏を赤坂山王ホテルに招待し

て該問題につき懇談會を開催した。當時我國民の最大の關心事であつた國際聯盟問題につき、二月二十日政府が急、國際聯盟脱退の方針を決定するや、直ちに緊急常任執行委員會を開催して該問題につき討議したる結果左記の如き「聲明書」を發表して聯盟脱退は世界戦争の危期をなす恐れありとして脱退反對を聲明した。

日ソ不侵略條約締結に關する要請書

我々は左の理由によつて、日ソ不侵略條約の締結が現下の日本に於て、最大急務なることを痛感し速にその締結に向つての措置を取られんことを、政府に要請するものである。

一、今日の如き國際不安の繼續と増大は、必然的に軍備の擴張を來し、國民の經濟的負擔を過重ならしむると共に、斯かる状態を除き去せられざる限り、世界經濟の逆轉は、結局、民衆生活を破局に導くものである。現に膨大なる軍事費を含む本年度豫算の如きは此の立前よりの當然の歸結であり、此の立前を捨てざる限り、本年度豫算は、又明年度豫算であり明後年度豫算である。來る可きものは破局である。此の不安なる立前の樹て直しこそ、現下國策の最大急務である。

二、此の國際的紛雜と不安の因が亞細亞大陸北半に横はるに顧み日本は全世界に對し、國際平和の大道を國策の基調とすることを卒直に表明すべきである。百の宣傳は一の事實に如かない。之をなすの契機は日ソ不侵略條約を締結するに存する。

三、日ソ不侵略條約の締結は、政治的平和を確立するのみならず、延ては經濟的協力を設定し得るに至る。經濟恐慌下の日本國民の

經濟が、第一歩として少く共東洋經濟國に於て安定に向ふの一助となり得るものである。

昭和八年一月二十日

社會大衆黨

國際聯盟脱退に對する聲明書

無方針なる官僚軍閥外交の歸結は我國を國際的孤立に陥れ、曾て自ら何等の留保を附せずして締結せる國際聯盟規約、九箇國條約、不戰條約（九箇國條約不戰條約は現内田外相が外相として使節として締結せるものである）と現在の滿蒙政策の矛盾を招來し遂に聯盟脱退の已むなきに立至らんとす。

我等は國際聯盟の本質を肯定し又リットン報告書及勸告書を容認するものに非ざるも聯盟脱退が世界戦争の危機をなすの一點に於て脱退に反對するものである。

我等は此の機會に我國資本家階級の長き官僚軍閥外交を清算し、隣邦民衆との提携を基礎とせる國民外交の樹立に向つて邁進しなればならぬ、即ち日ソ不侵略條約の即結日支協力の達成は期下の急務であり採るべき唯一の方針である。

重大なる危機に當面し我等の抱持せる國際政策に對する見解を表明し以て無定見外交の歸趨に向つて國民大衆の注意を喚起せんとす。

轉換期建設政策と社會大衆黨

非常時の重壓下にあつて社會大衆黨はとかくファシズムの潮流に押され、無活動にも等しき沈寂状態に陥つたが、この憂退の危期より脱却する企圖、黨活動の中心政策として立案され

たものは第三回中央執行委員會（七月二十二日）の中心議題となつた「轉換期建設政策」であつた。この新政策は從來の缺點と見做された公式主義より脱却して我國現下の客觀的諸狀勢に適應すべき具體的なる政策としての提案であつたが、「國民經濟會議」「東洋經濟會議」の二點は階級性を没却しファシズムに轉落する危險を有するものとして黨内論議の中心問題となつた。黨内に底流するマルキシストの反對運動の擡頭、地方支部の反對的意見の具陳、決議の發表があつたが、今その代表的のものを示せば左の如くである。

大阪府支部聯合會決議（七月十九日）

本府聯は今回の「國民經濟會議」及「東洋經濟會議」の新提唱は單に政策委員會の越權行爲なるのみならず、黨指導精神の變革を意味するものと考へるに依り、本案を即時撤回すべきことを求む。若し撤回せざる場合は終局的の決定を保留し、我黨未曾有なる重大なる本議題につき關東、關西、其他地方別に本部より出張の上協議すべき要ありと認む。

本部は獨裁的方針を捨て黨内デモクラシー確立の爲、本聯合會の右決議を尊重せられんことを求む。

從つて各地方別に協議あることを確信し、此際特に府聯合會所屬中央執行委員は來る二十二日の中央執行委員會に出席せず。

東京府豊多摩協議會（七月十八日）

我黨第三回中央執行委員會に提出されたる轉換期建設政策に關して特に「國民經濟會議」並に「東洋經濟會議」の二案は大略左の理

由により本支部協議會は反對なることを決議す。

理由

一、國民經濟會議案はムツソリーの職能代表會議或は我國、國家社會主義諸流の高唱せる階級對立を否定せる統制經濟諸案のファシズム的誤謬に陥らんとするものと思考される。

一、最も端的に見ても、國民經濟會議によつて無産大衆の利益は何等求められず、反對に統制經濟の確立によつて資本家階級の力を強めるものと考へられる。

一、東洋經濟會議案はアジアに於ける現在の各國の實力關係より見て、日本の……をアジアに於て確立せんとする主張としか思考されず。反對主義に迎合する結果となる危險がある。

一、假りに此の二案を單に未組織大衆を正しく我黨に獲得せんとする一戰術（？）なりとして見るも、提案そのものゝ有する疑念によりその意圖は達せられざるのみならず、却つて逆に黨内不一致と紛亂の危險さへ齎らすものと考へる。

而して、第三回中央執行委員會（七月二十二日）に於て本案は反派意見を考慮して決定を他日に保留して龜井貫一郎氏外九名の特別委員會に附託して慎重討議することになつた。

其後特別委員會に於ては討議審議を重ねたる結果「我黨當面の新政策」として、外交、金融、米價農村、九年度豫算對策、増税インフレ等の諸政策を二十四頁に亙るパンフレットとして發表したが、「國民經濟會議」、「東洋經濟會議」に就ては何等の論及もなかつた。

轉換期建設政策案

我黨は現下内外の非常時克服に當つて當面左の四政策を提唱しその實現に邁進する。

- 一、國民經濟會議の開催
- 二、東洋經濟會議の召集
- 三、大衆インフレーションの徹底化(略)
- 四、三民主義による財政均等増税案(略)

一、國民經濟會議の提唱

我黨が現下の經濟的非常時を克服し、併せて次の經濟組織實現のため左の要項の「國民經濟會議」の即時開設を提唱し、これが具體的運動(請願運動)を展開す。

國民經濟會議要項

一、目的

- 1、日本經濟革新のための調査研究機關たること。
- 2、日本經濟革新の具體的立案をなすこと。
- 3、本會議決定事項に就ては政府は一箇年内に具體的法律案として帝國議會に提出する事を要す。
- 4、本會議の決定事項が三度帝國議會に法律案として提出せられたる時は議會は之を可決すべき義務を負ふ。
- 5、政府提出の重要法律案は議會提出に先つて本會議に諮問すること。

二、性質

- 1、國家機關たること。
- 2、常設機關たること。
- 3、諮問機關たることと共に決議機關たること。
- 4、經濟參謀本部たること。

三、構成

- 1、本會議の構成は左の如くす。
- イ、學者、専門家、勞資團體の中より政府の任命したる者。但しこれは總員の五分の一を越ゆることを得ず。
- ロ、勞働團體、

農民團體、技術者團體、資本家、地主團體、同業組合、商工業組合より互選したるもの。ハ、地區を單位として一般投票に依つて選出せられたる者。ニ、植民地民族の代表者。ホ、政府代表者。ヘ、陸海軍代表者。

- 2、本會議の總員は略三〇〇名とし、左の如く割り當つ。
- イ 五〇名
- ロ 一〇〇名
- ハ 一〇〇名
- ニ 一〇〇名
- ホ 三〇名
- ヘ 一〇名

3、本會議に左の機關を置く。

- イ、總會。
- ロ、理事會。
- ハ、常任理事會。
- ニ、特別委員會。
- ホ、部門(政治部、調査部、總務部)。

- 4、會議員の任期は四箇年とす。
- 5、總會の議事は公會とす。

四、運用

- 1、總會は毎年二回、即帝國議會の開會前及び帝國議會の開會直後開會すること。
- 2、總會の會議は三週間とすること。
- 3、總會に對して政府委員を出席せしめて質問に答ふる義務を有すること。
- 4、理事會は年四回以上開會すること。
- 5、常任理事會は毎年一回開會すること。
- 6、理事は總會の選出に依り、常任理事は理事會の選出に依ること。
- 7、本會議員の權利義務は衆議院議員に準ずること。

五、當面の任務

- 1、大産業國有案の具體的立案。
- 2、土地國有肥料公營案の具體的立案。
- 3、日本銀行改造金融機關統制の具體的立案。
- 4、産業立法の制定促進。
- イ、勞働組合法。
- ロ、最低賃銀法。
- ハ、一般的健康保險法。
- ニ、失業保險法。
- ホ、産業組合法の改正。
- ヘ、養老

年金制。ト、小作法。チ、農業保險法。5、國家財政、税制の改革に關する具體的立案。6、行政組織改革に關する具體的立案。7、軍政改革に關する具體的立案。要するに「國民經濟會議」は議會と調査機關との二重の性質を具したものであつて、資本主義より社會主義への轉換期の具體的經濟國策を樹立強行せんための機關である。

二、東洋經濟會議の召集

現下の國際情勢に處し我國は率先して諸國の經濟會議を召集し、東洋諸國の協力を促進し以て東洋局面の安定を圖ると共に、東洋諸國が後進國たる地位より發達を阻止せられつゝある諸原因をその協力に依つて除去し以て世界民族の平等と世界平和に貢獻す可きことを提唱する。

東洋經濟會議要項

- 一、招請國 蘇聯邦、滿洲、支那、暹羅、比島、印度。
- 二、議題
 - 1、國民經濟外交常設機關の設置
 - 2、東洋安全保障問題
 - イ、日ソ不可侵條約の締結。
 - ロ、東支鐵道買収。
 - ハ、北洋漁業權。
 - 3、東洋經濟聯盟問題
 - イ、關稅同盟。
 - ロ、日印通商條約。
 - ハ、東洋資源及投資問題。
 - ニ、移民問題。
 - 4、東洋民族自主化問題
 - イ、印度問題。
 - ロ、フィリピン問題。
 - 5、東洋勞働問題

イ、東洋勞働會議

6、支那開發に對する極東協力問題

- 1、支那關稅自主化權回復。
- ロ、支那治外法權撤廢。
- ハ、支那租借地返還問題。
- 7、東洋農業恐慌問題

三、構成

- 1、各國代表二十四名宛。
- ロ、代表は政府代表六名、資本家代表六名、勞働代表六名、農民代表六名。
- 四、議決事項は各國政府に於て之を採擇せしめ法律及條約案として實施すべきこと。

社會大衆黨昭和八年度大會

十二月八、九、十日の三日間に互つて東京市芝公園協同會館に於て開催された。出席代議員約百五十名、安部磯雄氏を議長に片山哲、河上丈太郎、田萬清臣、須永好の四氏を副議長に推し、各種委員の任命、友誼團體の祝詞祝電の發表後書記長麻生久氏の本部報告あり續いて本部提出七議案の説明があり、之を各分科委員會に附託して第一日を終つた。

第二日は本部並に地方提出諸議案を(一)一般委員會、(二)方針書委員會、(三)市民委員會、(四)勞働委員會、(五)農村委員會、(六)豫算決算委員會の各委員に分割して之を審議した。

第三日は各分科委員會の報告ありて之を承認可決し、更に十一件に互る獨立議案、緊急動議を審議可決、別記の如き大會宣

言及び新役員を決定して大會を閉じた。

主要議案、大會宣言、新役員氏名は左記の如くである。

主要議案

一、昭和九年度一般工作協力方針書（中央執行委員會提出）

要 綱

一、最近の世界の動向

二、最近日本の動向

三、我國無産運動の最近の動向と我黨の歴史的任務。

イ、無産運動の弱勢と孤立化。ロ、労働組合。ハ、農民組合、ニ、無産政黨。ホ、共產黨及び國社黨。

四、我黨の一般工作方針

A、對内工作方針

- 1、黨組織の集約化の爲の統制の強化並に黨諸組織の連絡の強化（連絡機關の設置及び黨勢調査）。2、具體的戦略並に政策の樹立（政策參謀本部の設置）。3、多數者獲得競争。4、黨員意識の高揚と幹部養成の爲めの教育工作（黨經營教育機關の設置）。5、支持組合との關係の強化。6、機關紙の擴大發行。7、財政の確立。

B、對外工作方針

- 1、對外工作方針。2、一般的政治工作。イ、國際政策工作。ロ、財政、金融政治工作。ハ、反ファシズム工作。ニ、封建遺制並に植民地に對する工作。3、労働者小作農民獲得工作。4、小市民獲得工作。5、農村多數者獲得工作。6、選挙工作。7、文化工作並に外務工作。

五、農村經濟五箇年計畫案（中央執行委員會提出）

主 文

一、本大會は昭和九年度の我黨農村運動要綱として左の如き「農村經濟工作五箇年計畫案」を決議する。

農村經濟工作五箇年計畫要綱

一、農村窮乏は今や重患にして一大外科手術を要すべく在來の政府の慣行手段たる内科的處置を以てしては遂に克服し能はざる段階に到達してゐる、我黨は次の如き緊急處置を施しつゝ、これが根本的工作をなすべきことを要求す。

二、農村經濟五箇年休養、窮乏農民に「息づき」を與へ且つ根本工作の準備のために五箇年間の經濟休養期を設定し政府は左の緊急處置をなすべし。

- 一、小作地を耕作者に五箇年間保證（但し公益取用を除く）。二、小作料の五箇年間××。三、勤勞農民（自作、小作の公租公課五箇年間××）。四、千圓以下の農民負債五箇年間償還。五、米作差置農家損失五箇年間補償。六、勤勞農民に對する肥料並種子の五箇年間無償配給。七、義務教育費全額、兒童給食費五箇年間國庫負擔。八、勤勞農民の農業生産資金五箇年間無擔保貸付。九、勤勞農民醫療費五箇年間補給。十、入替、戦傷者、療疾兵士並に其の家族生活五箇年間補償。
- 前期五箇年の農村經濟休養期間中に政府は左の如き農村經濟根本工作をなすべし。
- 一、耕作權確立を伴ふ小作地國有の斷行。二、國費に依る耕地擴張の斷行。三、租稅收獲三割現物稅制度の設定。四、農産物の國家管理價格統制の斷行。五、肥料種子の國營配給制の創設。六、農業保險制の確立。七、農業經營の自主的協同經營化、農村電化

並に農村工場創設。八、農業信用機關の設立。九、公營醫藥機關の建設。十、自主的農村自治制の建設、自治體の經濟化（以下略）

三、非常時産業労働法制定運動の件（中央執行委員會提出）

主 文

黨は現下の社會狀勢に鑑み、建設大綱（一）及（三）を今日の必要に於て具體化することを喫緊と認め、左記要項の「非常時産業労働法」の制定を目指して精力的に且つ實效的に運動を展開せんとするものである。

非常時産業労働法要項

一、非常時立法として、現實の急迫せる必要に應化するため、左記要目を立法中に具現すること。

- イ、労働權の原則的容認。ロ、産業及労働の關連性の確認。ハ、大衆購買力増進の爲の政策。ニ、國家に依る産業統制のための政策。ホ、重工業及重要産業社會化のための政策。ヘ、熟練労働者保持の爲の政策。ト、新産業助長の爲の對策。チ、國際經濟政策の一翼としての産業労働政策の確立。

二、立法中に規定せらるべき對象事項。

- イ、自主的労働組合法の法認。ロ、團體協約の法的規定。ハ、労働時間制の法的規定。ニ、最低賃金法の法認。ホ、健康保險法の改正。ヘ、船員保險法の制定。ト、失業保險法の法的規定。チ、國家的養老年金制の法的規定。リ、労働教育制度の徹底化の法的規定。ヌ、工業生産組合の法認。ル、共済組合の自主化、法人化の法的規定（以下略）。

三、市民團體結成運動方針の件（中央執行委員會提出）

前 文

三百五十萬戸、約一千五百萬の勤勞市民、即ち都市在所者の七〇%は所謂中小商工業者及び之に従屬する徒弟商店員の合計である。是等勤勞市民は、曾ては小市民ブルジョアと呼ばれ同じ勤勞大衆の一翼として有り乍ら今日までは多くの場合、理論的には意識水準の極めて低き小ブルジョア社會層として労働組合農民組合等より全く輕視され經濟的には大金融資本家大企業又は生産商業資本家等の重壓を受け一方經濟恐慌の齎す消費階級の購買力減殺と相俟ちて全く都市小市民は疲弊困憊の呑底を往來して居たのである。

斯かる情勢に鑑み我市民委員會は進んで過去の一切の誤謬を清算し小市民の政治的行動の主動者としての全體市民運動方針を高揚し之が實現を圖らんとするのである。

全體市民運動方針は既往吾々が精力的に闘ひ來つた瓦斯、水道、電燈、地代、家賃、税金の軽減運動をより強力的に闘ふは勿論のことと市民運動の領域範圍を單なる部分的地方的に止めず全國的全般的に擴大強化し、生産、販賣、購買利用等の組合運動を起すと共に自主的金融機關の設定、自主的相互組合の結成及び都市農村均衡を保持する爲め、より高度のパートナーシステムをも行はんとするのである。換言すれば全體市民運動方針は過去に於て爲せるが如く部分的單一的對會社對官廳を闘争目標とするに止まらず部分より統一、統一より全國的結成に發展し全無産市民を我陣營内に戦列し以て一方反動の波に押されてファシズムの陣營に轉落せんとする市民の防波たらしめ一面大資本家、大企業家の獨占と横暴に備へ以て吾等の更生を圖り、而して我黨を不動ならしめる爲め其の礎石の一としての財政的プールたらしめんとするのである。かるが故に我黨市民委員會は過去に於て經驗せる如く市民層を唯單なる選挙の用材としてのみ

重要視した觀念を一掃し「全體市民運動」多數者獲得の旗飾の下に中小商工業者並に一切の都市勤勞人口を組織し以て資本主義の危機に備へんとするのである。

全市民運動の目標並に當面の組織的任務

- A、生活必需品に對する獨占制の改革
 - イ、生活必需品に對する獨占制改革の目標は瓦斯、水道、電燈及び中央市場の公營に有り。ロ、之が目標に向つて當面の組織的活動として一定必需量の無料配給法の制定、使用權の確立強化のため勤勞市民を糾合して組合の擴大強化に協力す。
- B、金融制度の改革
 - イ、金融制度改革の目標は自主的市民銀行の設立。ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動としては中小商工更生資金無擔保融資制の確立、既成無盡、既成市街地信用利用組合の排撃、負債整理特資獲得並に對内的には強制一圓貯金の勵行。
- C、生産交易組織の改革
 - イ、生産交易組織改革の目標は生産の共同經營共同販賣及びバーターシステムの強化。ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動として各種組合の結成コンビターシステム及び之れを基調とする依託販賣制の擴張自主的保險業の經營の爲に戦ふ。
- D、政治制度の改革
 - イ、政治制度改革の目標は自主的自治制度の確立に有り。ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動として都市長の公選。行政警察權の自治體移讓勤勞市民負擔の減免のために戦ふ。
- E、勤勞市民の全國的結成
 - イ、勤勞市民の全國的結成とは市在住の中小商工業者を糾合して

縱斷的組合の組織である。ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動は各都市に發生し又は發生しつゝある、商工團を糾合して先づ準備會を持ち次いで結成促進のため協力することである。

F、市民運動のスローガン

- 一、窮乏市民の全國的團結。
- 二、自主的市民銀行の設立。
- 三、都市農村の均衡化。
- 四、瓦斯、電氣、水道、市場、住宅の公營。
- 五、負債整理特資獲得(以下略)
- 六、黨勢調査の件(中央執行委員會提出)
- 七、農村窮乏打破に關する件
- 八、政府貯藏米拂下の件
- 九、北洋漁業勞働者保護法制定の件
- 一〇、戦病死傷兵士家族生活國家保證の件
- 一一、自主的都制並特別市制實施促進の件
- 一二、醫療の民營禁止、國民保險法制定の件
- 一三、黨歌制定の件
- 一四、失業反對闘争の件
- 一五、失業救濟事業打切絶對反對の件
- 一六、齋藤内閣打倒の件

新役員

中央執行委員長 安部磯雄氏。書記長兼會計 麻生久氏。會計監査 吉川守國氏、和田操氏、顧問 高野岩三郎氏、杉山元治郎氏、鈴木文治氏、濱田國太郎氏、山崎今朝彌氏、馬場恒吾氏、今井嘉幸氏、賀川豊彦氏。常任中央執行委員 片山哲氏、河上

丈太郎氏、龜井貫一郎氏、松永義雄氏、三輪壽壯氏。政策審議委員會長 安部磯雄氏。同幹事 河野密氏。勞働委員會長 片山哲氏。農村委員會長 三輪壽壯氏。市民委員會長 河上丈太郎氏。議會選舉委員會長 龜井貫一郎氏。財務委員會長 松永義雄氏。中央執行委員 百十九名。全國委員 二百六名。

大會宣言

社會大衆黨昭和八年度大會は黨の結集を新にし現實的闘争の方針を採擇し以て「風雲急なる明日に備へん事を期した」曰く、對内的には

- 一、公式的なる觀念及運動を精算し
 - 二、人的結合を樞軸として黨の結集を強め
 - 三、勞農組合との連繫を固くし
 - 四、組織を簡易化して明晰と應急に備へ
- 對外的には
- 一、具體的建設政策を提げて革新の趨向を明示し
 - 二、「非常時局」に露呈された混亂と彷徨に據處を與へ
 - 三、窮乏に喘ぐ民衆と共にその「今日」のために戦ひ
 - 四、平和工作に依つて世界戦争の危機を防止せんとするものである。一切の政治經濟政策を「社會化」に集結し以て資本主義の打倒とその後に來るものに對する國民大衆の動向を指導せんとするは政策具體化の一飛躍である。
- 黨の組織を擴大すると共に人的結合を通じて縱に集結強化せんとするは闘争弾力化の一進展である。
- 非常時遂に解消せず却つて混亂は恒久化せんとす。
- 社會革新のための「十年戦争」は正に今日を以て發足す。

全黨員よ、確信を以て前途を望め！ 歴史進化の必然を信じて奮闘としてこの解放聖戦に參ぜよ！

右宣言す。

昭和八年十二月十日

社會大衆黨全國大會

共產黨轉向の問題

非合法であり、潛行的運動である共產黨の運動は全くその實相を知悉し得ざる状態であるが、頻々として報導される檢舉の記事によつて執拗なる組織運動のあることが推察出来る。こゝに特記するを要する異變は六月十日一齊に新聞紙上に發表された日本共產黨の巨頭である佐野學、鍋山貞親兩氏の轉向の聲明であつた。佐野、鍋山兩氏は十有餘年間日本共產黨の最高指導者として獻身的に運動に従事して來た人物である關係上共產黨陣營内及び一般社會に及ぼす影響は極めて大なるものがあらうと思はれる。

轉向者の續出も亦最近の著しい傾向であるが、司法省行刑局發表の轉向者の統計(八年七月末までの)によれば全國刑務所轉向及び没落者は未決一、三七〇名中四一五名、既決三九三名中一三三名である。

資料的意味に於て聲明書要項を別記の如く掲げたが更にその主張を要約して見れば次の如くにて極めて嘗て黨内に發生したる解黨派の主張に近く又國家社會主義の主張に類似してゐる。

一、コミンテルンから分離の主張。二、君主制の否認。三、一國社會主義建設の主張。四、敗戦主義に對する勝戦主義の主張。五、植民地の獨立反對。六、獨立せる一黨建設の主張。

佐野、鍋山兩名の聲明要項

一、我々は第一に現在の共産黨が次第に労働階級の黨でなくなり眞の労働者の關心及び闘争の外に立つに至つた事、第二にコミンテルンが諸國の労働階級の生活及び闘争から離れ去り國際主義の破綻しつゝあること。第三に接近せる戦争情勢に對しコミンテルンが日本の黨に課する敗戦政策の日本民族及びその労働者に有害なる事の三重要理由によつてコミンテルンとの分離を主張する。
二、内外情勢の異常な緊迫に拘らず共産黨は却つて労働階級の日常生活及びその闘争より離れ、急進小ブルジョアの機關化し、個々の眞摯な諸同志の惡戰苦闘に拘らず陰險なセクトに化しつゝあることの根本原因はコミンテルンの指導の誤謬のみならず、コミンテルンに所屬すること自身にある。
三、コミンテルンは初期の活氣を失ひその中央集權制は官僚主義にむしばまれ、時、所と條件を問はず徒らにロシア革命を強要し、その國際主義は機械化し事實においてソ聯邦一國の機關化してゐるコミンテルンはその内部的矛盾よりして新しき世界戦争と共に尖銳に瓦解する必要がある。我々は十一年以來その陣營のために全生命を獻げて來たが最早その態度を持続する事が日本の労働階級に忠なる所以でないのを確信するに至つた。
四、戦争についてコミンテルンのアナキスト的敗戦主義に反對する、日本の支那軍閥及びアメリカ資本に對する戦争は進歩的である。労働階級は戦争に際して不可避に必要となる生産機構の労働者管理

及び人民武裝の基礎において戦争に積極的に参加すべく、戦争には必ず勝たねばならぬ事を主張する現下の情勢の下においてソ聯邦及び支那ソヴェト政府に對する戦争は進歩的でもなく得策でもない。

五、我々は抽象的な國際主義に據らず日本を中心とする一國的社会主義の實現に努力すべきである。日本民族はその強固な民族的統一國家生活の訓練、労働者のすぐれた生産性、東洋文明の蓄積、高度の經濟的文化的發達、歴史上に一度も奴隸生活をしなかつたこと等の優秀な資性により卓越したる社會主義を獨創的に建設する能力あるを確信する。
六、日本の君主制をロシアのツァーリズムと同視する黨の反君主闘争が誤謬であることを認る、日本の君主制は民族的統一を表現してゐる。我々は人民が君主制に對して持つ自然的感情を有りのまゝに把握する必要がある、日本の民族統一は日本に於ける下からの人民的國家權力成立の強き保障であり、労働者はそれが君主制とロシア的衝突をしなければならぬと信じてゐない。
七、コミンテルンの植民地國家分離の政策は誤謬である、我々は植民地に對する資本主義的搾取を日本民族に對する汚辱として排撃すると共に日滿朝鮮労働民衆の結合する巨大の社會主義國の成立のために努力する。
八、左翼労働者運動の一切の分野はコミンテルンの影響から組織的に離れその内部の小ブルジョア要素の氾濫を整理し、日本を中心とする一國的社会主義の建設を明確の目標として再編制するべきである。日本共産黨は非民族的綱領を放棄しコミンテルンと決然と離れ日滿朝鮮のプロレタリア前衛の結合するものに變らねばならぬ當面の主要任務は農業問題及び戦争問題の解決にある、我々は新しき所

信を労働階級に特に、現在の黨同志及び全協同志に訴ふ。
昭和八年六月七日

市ヶ谷事務所において
佐野 學
鍋山 貞 親

其他の運動と無産黨不據の原因

以上の敘述の外に本年度上半期に於て全国的に市町村會議員の選挙が行はれた。之に對し社會大衆黨は支持労働組合と協力して選挙戦を通じて、無産大衆の緊密化、支部組織の完成、フラスコ撃破に全線的に戦つたが、その結果に就て「都市に於ては遺憾ながら十二分の成績を挙げ得ざりしも、地方農村地區に於ては優秀なる成績を挙げ得しことは聊か満足に値する」(社會大衆黨昭和七八年度報告書)と説明してゐるが、市會に於て僅かに

四十名の當選者を得たのみにて、町村會に於て幾人の當選者を得たか判明せざるも概數を推定するに恐らく昭和四年度の三六六名(社民、大衆、労働三黨合計)より幾割かの減少したる數字であらうと惟はれる。
以上に於て知られる如く、八年に於ける無産政黨運動は極めて不振沈衰の状態であつた。今、この不振の原因、理由は幾多の點に就て挙げ得るであらうが、社會大衆黨自ら語るところを示せば左の如くである。

- 一、労働者基礎組織の弱小特に重工業大工場に於ける組織率の低位
- 二、貧農組織なる小作組合(農民組合)組織の微弱と孤立化
- 三、無産政黨の薄力と政治意識の低調
- 四、中間階層との政治的共同工作戦術の缺如とその不十分
- 五、無産運動の若き歴史に基く階級の戰闘的傳統の缺如(昭和九年度一般工作協力方針一〇頁)

(中川賢一)

労働組合運動

概説

昭和八年に於ける我國の労働組合運動は、重要な轉換期に立つたと言ふことができる。

顧みれば、我國の労働組合は、その勃興時代に於て、思想運動に腐蝕され、サンディカリズム、アナキズム等の經濟的直接行動主義、或は共產主義の如き政治闘争の動員化の方針の下に指導され、資本家階級と労働階級の兩立せざること、従つてその徹底的闘争以外には何ものもない事を教へられてきた。勿論中には國情に即した運動を展開して今日確固たる地位を築いてゐるものもあるが、概してその闘争偏倚の運動方針は、經濟界の極度の不況、殊に我國の労働組合が中小企業に基礎づけられてゐる關係上、賽の河原の石の如く、積んではくづれ、崩れては積むといつた状態にあつたのである。

これに加ふるに、滿洲事變以來の社會情勢の變化は、從來の労働運動をして、恰も反國家的運動の如く見做さるゝに至り、國家主義的運動が急激に擡頭し、既成労働組合の分野からもそれに轉向する者生じ、又日本精神を強調する労働運動が時流に

乗じて登場するに至つたのである。

かゝる情勢を前にして、社會民主主義派の陣營は大團結によりてその壓力に對抗することとなり、一面それに影響されて著しく闘争主義が緩和され労働組合の平和的建設的職分が重要視され、更に産業統制と云ふが如き全面的運動が展開さるゝに至り、こゝに我國の労働組合運動は重要な轉換時代を招來したのである。

「日本労働組合會議」の出現は、この現象の具體的現はれで、「健全なる労働組合主義」に則つて、從來の運動方針に重大な修正を加へたのである。

健全なる労働組合主義とは、アナキズムやサンディカリズムの如き直接行動を排し、團體協約、共済、保險制度の如き建設的平和職分に重點を置き、又共產主義ファシズムの如く、労働組合を政治闘争の動員團體視することなく、労働組合は一箇の經濟團體、經營團體として發達せしむべきであるとする方針を言ふのである。

昭和八年の労働組合運動は、その主張する健全なる労働組合主義が、如何に具體化せられたかの一年であり、全く右翼労働

組合の基礎工作時代たる觀があつたが、更にこれを全般的に見ると次の如き諸傾向にあつたと言ふことができるであらう。

- 一、日本労働組合會議一派の運動の統一と強化、殊に産業及労働統制運動への積極的活動
 - 二、中小工業に於ける團體協約を通じての産業協力運動の展開
 - 三、労働組合主義の徹底による福利、共済、保險、金融事業の進展
 - 四、日本主義労働運動の發展
 - 五、國家社會主義陣營の動搖
 - 六、左翼運動の凋落
- 又、かゝる労働組合の右翼的態度は漸次事業主側の理解を深め、九州、大阪、川口(埼玉)、名古屋、秋田等に勞資膝を交へたる懇談會が催されたことは注目すべき事柄であらう。

労働組合の一般的考察

一 勢力不振の原因

昭和八年末に於ける労働組合の組織状況を見ると、組合数は、九四二、組合員数は、三八四、六一三人で、前年末に比較すると、組合数に於て一〇組合、組合員数に於て六、九八八人の増加となつてゐる。これを最近五箇年間に於ける統計についてみれば、

年次	組合数	前年比較	組合員数	前年比較	労働者総数に對する組合率
昭和四年	六三〇(増)	二五	三三〇,九六(増)	三三,〇九五	六.八%
同 五年	七二二(リ)	八三	三五四,三三(リ)	三三,三三七	七.五%
同 六年	八二八(リ)	一〇六	三八八,九五(リ)	四四,六六三	七.九%
同 七年	九三三(リ)	一〇五	三七七,六三(リ)	八,六六〇	七.八%
同 八年	九四二(リ)	九	三八,四〇七(リ)	六,九八八	七.五%

であつて、昭和六年頃から組合員数は下向線を辿りつゝある。かゝる現象は、非常時と云ふ逼迫した社會情勢に際會し、愛國的精神の振起に基く階級運動の放棄(ファシズムへの屈服)がその最も重要な一因をなしてゐるものと言ふことができるが「愛國的精神と階級解放運動とが動もすれば相容れざる二物であるとする一般的觀念の依つて來る所以は、過去に於ける觀念的指導者の無責任なる筆舌の結果」(日本海員組合機關紙十二月)によるものであつて、根本的には、過去に於ける觀念的労働運動が労働組合の質的量的發展を阻害してきたと見る事ができよう。蓋し我國の労働組合は、ストライキを中心組織運動を行つてきたので、労働者は労働組合をストライキのための一時的集團の如く考へ、組合の幹部また、争議を中心としてのみその組織をひろげんとしたので、争議の解決と共に、いつとはなしに組合員が離散し、又その争議の多くが基礎薄弱な中小企業に行はれたため勞資共倒れとなるものも少なくなかつたのである。日本労働組合會議が「持込争議は原則としてこれを承認せ

ざる」とし、「最近経済界の不況及資本の攻勢の實らす暗形的乃至悪性的副作用として紛議其他の問題の起りたる時に、これを自己に有利に解決せんとするのみの動機により、一時労働團體を創設し、又は組合會議加盟團體に加盟し、乃至は組合會議又はその加盟團體に援助を乞ふものあり。然し事件解決後は再び未組織の状態に還元するものにして、此の種の所謂功利主義的利用主義は、健全なる労働階級の組織運動、更に延いては眞面目なる労働運動を阻害するものなるを以て、此種の持込争議に對しては、事情已むを得ざる場合の外は原則としてこれを拒絶すべきこと、したのこの間の消息を物語るものである。

以上の如く労働組合の組織状態は、過去に於ける運動方針の誤謬のために、量に於ては勢力の減退を見なければ、一面に於て、組合會議の結成による健全なる労働組合主義の形成は、量的減退を質的に補つたものと見ることができやう。將來健全なる労働組合主義が一層普及徹底せられ、組合財政、相互扶助施設、罷業最少化主義、團體協約殊に、中小企業に於ける産業協力主義等が着實に履行せらるゝならば、かゝる浮動的組合員は漸次減少し、量的にも質的にも労働組合の健全なる基礎を築きあげることができやうであらう。

二、中小企業より大企業への進出的傾向とその方策

我國の労働組合は、大部分中以下の企業に地盤を有するもので、かゝる分野は既に大體に於てその組織も行詰り、これが量

警察其他と凡ゆる連絡をとつて日常不斷に労働統制をやり、同時に一方では修養會、慰安會、共濟會など色々の名目で多少目先のよい共濟施設をやつてゐる。

二、資本家の策動基本

それから一口にいへば我々の組織運動に對抗するために作つた「資本家の策動基本」がある。この主なるものは、

- 一、時々慰安會をやる程度の××會といつたもの。
 - 二、お互に積立をして共濟（病氣や不幸の時の贈與、工場内金融、更に進んでは購買組合に近い仕事）をするもの。
 - 三、経営者と職工との融和を計り能率を上げるための工場協議會の如き資本家的工場委員會制度。
 - 四、會社の手先きを幹部として全員を強制的にまとめ上げた反動組合。
 - 五、いざといへば彈壓し得る程度で横断組合（全國的同盟體）に近づけないやうにしておく従業員の縦断組合。
- などに大別される。このうちで最後の従業員組合は所謂「會社組合」——カンパニー・ユニオン——といふもので、これは必ずしも資本家の意のままになるとは限らないが、他の四つのもは會社側の代表者が會長であつたり、この決議機關の半数以上が會社側の人間であつたり、又は、單に懇談や諮問の機關で「従業員の言分を聞きおく」程度のものにしてある。第四の反動組合に至つては、暴力と首切りの威嚇で會社の方針通りに従業員を抑へて行くやり方だ。
- 三、何處に矛盾があるか
- 勿論こんな労働統制を受けて従業員が不平もなく生活が改善されるものなら結構だが、さうは行かない。資本家はたゞ何でも労働組

的發展を期するためには、大企業に着眼せねばならぬ情勢にある。従つて「大工場進出」が労働組合に課せられた重要な任務となつてゐるのである。

此大工場進出に對し、如何なる政策を執らんとしてゐるかは重要な問題で、試みにこれを主要労働組合について検討するに、日本労働總同盟は「大工場に於ては福利共濟施設が行届いてゐるため容易に組織を伸ばすことはできない。大工場に匹敵することができなくとも、可及的に福利共濟施設の完成に力めることが大工場組織の前提となるべきであらう」とし（日本労働總同盟第一回事務會議に於ける松岡會長の答辯）健全なる労働組合主義の徹底によつて堂々と大企業に進むべしとなし、全國労働組合同盟は、その機關紙五十四號、五十五號に「大工場を陥れる組織」運動として左の如き方針書を發表してゐる。

大工場を陥れる組織運動

- 一、大工場の労働統制
- 「大工場へ！」「大企業へ！」といふことは日本の労働組合組織運動の重要スローガンだが、なか／＼實現されない。これには色々の困難があるからだが、我々は萬難を排してこれに成功すべく努力せねばならない。この困難のうち主なるものは、我々の労働組合側では組織運動がまだ十分に計画的に根張り強くやられてない點にある。資本家側ではそれと反對に、大工場の労働者に對しては外部から組合の手不入らぬやうにあらゆる注意を拂つて労働者を眠らしごまかしてゐる。大會社、大工場では、専門の勞務係をおき、これが

合がきらひだから、損をしてもこんなものを作つておくといふのではない。一應は「家族主義」とか「温情主義」とかを口實にするが、腹ではソロバンを弾いてゐる。金をかけずに、深山挿るには労働組合が邪魔だからだ。だから、この資本家の組織の中には、物質的と精神的兩方面の矛盾を包んでゐる。即ち、

- 一、従業員の慰安共濟に對して資本家は負擔を軽く、従業員の積立金を使はず。
 - 二、目くされ程の共濟金補助で以て安賃金をゴマ化する。
 - 三、こんな組織（實は組織でもない）を労働組合のやうに見せかけて外部の團體に導入されないやうにする。
 - 四、少數の職工官僚化だ、アメをなめさして労働條件改善の費用をゴマ化する。
 - 五、一寸でも要求がましいことをいへば首とくる。
- 我々はこの矛盾に眼をつけて組織戦略を立てなければならぬ。
- 四、慎重に根張り強く
- 今日「非常時」の労働強化と物價吊上げの下ではこの矛盾がバクロして最後にバクハツせず居れない時期は必ず来る。この時期に於て、一舉に労働組合に再組織するだけの斷行の決意と果敢が必要と同時に、そこまで持つて行くのには何よりも、細心の注意を拂つて相當の時日にわたり根氣強く働きかけること——これが大工場に對するオルグになつてはならない性格だ。オルグが大工場に導入れる場合なれば、この活動は何よりも平易なことから、今日の如きは「非常時」で大工場に於て臨時職工を入れてゐる所へは、凡ゆる手段でオルグが這入るやうにせねばならないが、それでなくとも、その工場に對する連絡をとる方法はいくらかもある。そして内部に今迄居

る従業員からよいオルグを作ること可能だ。一度作ったオルグは簡単に表面に押し出して見付けられてはならない。

五、どうして喰ひ入るか

大工場、大企業に引つかまりをつけるには（オルグを送り込めない場合には）ピラ、ボスター、演説会などで常に外部から刺戟を興へると共に、戸別訪問、通勤の途中の張り込み、従業員のよく集まるメシ屋や飲み屋に出掛けたりして従業員に直接に近づく努力をせねばならない、近付きになれば段々と内部の様子をきまながら、タチのよい従業員を把んでオルグにするので、この場合注意すべきことは従来主義の社会主義カブレたり、只不平分子だとして、通つてゐるやうな者を餘り頼らないことだ。内部に信望のある人を把まなければならぬ。これを間違へると、何時迄も無駄骨を折らなければならぬから、その出發が大事だ。

六、手始めにやる仕事

このオルグが見付ければ、これを各職場に擴げて「組合準備會」を極めて内幕に持つやうにする。この準備會が組織運動の主體だが、これは絶対に表面化してはならない。そこで、この準備會は、その闘争の第一段を資本家の策動基本を利用して進める。それには、その資本家の策動基本の内容をよく調べてかゝらねばならない。これが慰安會、共濟會、工場委員會、反動組合、或は會社組合のうちどのどれに屬するかでやり方も違つて来る。前三者の場合には、これを利用して方針をとる。そしてその内部に勢力を擴張するのだ。即ち乗取り得るだけの勢力を作るのだ。しかし、第四の反動組合に對しては内部にフラクションを作り、外部からは正體をバタコして、相應じて、これをタタキツプス必要がある。御用組合はこれ

を階級的に指導し横斷關係に發展させなければならぬ。

七、如何に發展させるか

これらの闘争は、資本家の繩張りの中に離れて孤立せられてゐるものを打破しようといふのだから、簡單に行く考へて以てかゝつたら失敗する。半年一年或はもつと長い闘争を要するかも知れないが、その間絶えず、内部的矛盾に眼を著け、これを機會を把んで發展させるのである。即ち、共濟會、慰安會、資本家的工場委員會の面倒をよく見ると同時に、資本家の負擔を増したり、労働者の權限を擴張するやうな方向にこれを進める。それが發展すれば遂に労働組合として改組するか、又は別に組合の應援を必要とする闘争をやるべき段階にまで来るのだ。この機會を把えて準備會は公然と姿を現はすのである。

八、非常時下の發展性

かうした發展性は今日の所謂非常時の下では特に著しいものがある。何となれば、非常時の下では労働強化と物價騰貴による生活苦が激化して来るから、大工場、大企業でも、何處かにその不平不満のハケ口を求めようとする。所が大工場、大企業でこの不平不満のハケ口はと見れば、御用機關と雖も、共濟會、慰安會、工場委員會等に求めるより外にはない。そこで、この機關によつて一應不平不満を統一することも出来る。これを乗取つて居れば、不平不満の誘導にも使へるのだ。一度、不平不満が統一され、強固なものとなればもう占めたものである。これを大衆の壓力で以て改組することも出来るのである。こゝに注意すべきことは、この御用機關をそのまま以て資本家との闘争に流用する事は根本的に間違つてゐる點だ。それは間に合はないのだ。この機會熟すと見れば、横斷組織の

下に戰闘的に改組することを忘れてはならない。

九、組織部充實の急務

細かいことは書けないから、この問題はこれで止めるが、最後に組合や支部等の組織部への註文を書いておく。

- 一、大工場、大企業には計画的組織闘争で行く他に方法がないのだから、組織部も御座なりの仕組では駄目だ。計画的永続的にやらねばならぬ。
- 二、目標工場、會社を決定して責任者をこれに當てゝやらせる。責任者は、組織部指導下に調査、アデプロ、オルグの植付け、指導を全責任的にやる。
- 三、闘争の高潮時には、組織部指導下に「突撃隊」を以て全精力的に働かせる。

又、日本産業労働俱樂部は

「労働組合が一つの會社、一つの工場の中のみ蟄居して廣い社會の動きを見ず、國家の全産業戦線と關係を持たないならば、それは數年ならずして窒息し、死滅してしまふことは今更茲に云ふまでもないが、而も一會社内のみ閉籠つて何等高遠なる理想を持たず、廣き世界の産業界に對する理解もなくして、徒らに勞務課長もしくは、技師長の言にのみ左右されて行く組合は、一見從順濃厚なる模範組合の如く思はれるであらうが、その實、かゝる組合員のみを擁して、少しでも頭角を顯はし、霸氣を示すものは片端から追出してしまふといふ會社は、激甚なる産業戦に於て遠からず敗北の悲境に

陥らねばならないのであらう。眞に工場を能率を増進し優秀なる製品を生み出し、世界の市場に於て堂々たる地歩を占むるためには、従業員一人一人が立派な技術と確乎たる自覺とを持つて、「吾等は日本の労働者なり」といふ意氣込の下に刻苦勉勵、奮闘努力しなければならぬ。しかるに、現在隨所に見る所謂會社組合なるものが骨抜き無自覺なる従業員のみ後生大事に抱へ込んで、萬事ことなかれ主義を固執してゐるかに思へるのは我國産業界のために堪へないところである。

この意味に於て我日本主義労働運動は、現在十數萬の同志の奮闘と努力に依つて全国各地の會社組合覺醒の大運動を進め、一日も早くこれが奮起を促す様切に希望して居るが、既に此運動は各所に於て實行に移され、我々の労働運動に加盟を申込んで来る組合も少なくないのである。此の傾向は一日と力を増し勢を添へて近き將來に於ては、全國の會社組合を覺醒すると共に、會社の幹部にも日本主義労働運動の眞精神が徹底し、理解される事と我々は信じて居る。』

として、會社組合の啓蒙運動を起して大工場へ進出せんとする。かくの如く各派それ〴〵獨自の政策方針を以て大工場への進出を計畫してゐるが、これが如何なる方向に進むかは將來の我國の労働運動の進路に重大なる意義を齎らすものである。

三 労働組合の思想的分野
 1、國家主義派

- 陸軍労働組合
- 東京海員同盟
- 興國労働同盟
- 大日本生産黨支持
- 日本産業軍……日本國家社會黨支持
- 日本主義派

日本産業労働俱樂部
 日本通信従業員組合
 (逓友同志會はこの一派と國家主義一派の間に位するとも
 言ふべきであらう)

日本産業労働俱樂部派は日本主義労働運動と稱せらるゝもので、運動の基調を建國の精神に置き、一切の階級闘争を超越し、勞資一體となつて産業立國の實を擧げんとするものである。

かゝる方針は、後に述ぶる組合會議派の健全なる労働組合主義と殆ど違ふところがないが、この一派の特徴とも言ふべきは、道義觀念を強く主張する點で、道義のためには何者にも屈しないといふ鞏固な信念を把持して居る點である。然しこのことも表現の方法についての濃淡の差だけで、健全なる労働組合主義と本質を異にするものでなく、寧ろその差異とする點は組織運動の方法乃至形態に存する。即ちこの一派は上から下への運動で、事業主と組合の指導精神が合致した場合に、當該事業

場の従業員のみを以て縦斷的に組織せしむるものである。従つてこの一派の目標となつて居るものは、會社組合乃至御用組合に對する啓蒙覺醒運動にある。又この一派は政治運動に對し消極的態度をとつて居ることが組合會議派との相異點である。

八、國家社會主義派

日本労働同盟
 政治的には日本國家社會主義全國協議會(國家社會主義政黨組織の準備團體)支持

- 二、労働組合主義派
- * 日本製鐵従業員組合
- 海軍労働組合聯盟

* 日本労働組合總聯合會(政治的には、新日本國民同盟を支持) 此一派の特色は、政治運動に對し消極的態度をとるものである。

本、社會民主主義派

- * 日本労働總同盟
- * 日本労働總聯盟
- * 官業労働總同盟
- * 日本海員組合
- * 海員協會
- * 日本港灣従業員組合
- * 東電従業員組合

を結成して日本労働組合會議に對抗して居る。

ト、共產主義派

- 日本労働組合全國協議會
- 日本労働組合自由協議會
- 全國労働組合自由聯合會

四 労働組合に関する諸統計

業種別	組合数(括弧内女)	業種別	組合数(括弧内女)
機械器具	八、五九	瓦斯電氣	三三
化學	(二、〇三)	運輸交通	九四
織物	三三、〇六	通信	七
染織	(二、〇三)	土木建築	五
飲食	六、一八	其他	三、七五
雜工業	(一、九六)	計	九三
礦業	三〇		
	(二、二四)		

種類	組合数	組合員数
職業別	一四九	三二、〇九八
産業別	四六六	三一、〇四七
一般労働者	三二七	四二、四六八
計	九四二	三八四、六一三

* 全國労働組合同盟
 * 東京瓦斯産業労働組合
 最近はこの一派も、政治運動に對し消極的な態度をとつて居る。このうち政治運動を積極的に支持して居るのは、全國労働組合同盟である。而して以上のうち*印のある組合は「日本労働組合會議」を構成して、所謂「健全なる労働組合主義」を主張して居る。

尙組合會議に加盟して居ないが、社會大衆黨を支持して居る團體は次の如くである。

- 日本製陶労働組合同盟
 - 關西労働總聯盟
 - 神戸市電従業員組合(組合會議地方協議會に参加を表明)
 - 大阪市電愛友會
 - 東京交通労働組合(但し一部には合法政黨反對派あり)
 - 左翼社會民主主義派
 - 東京市従業員組合
 - 全勞統一全國會議
 - 日本労働組合總評議會
 - 大阪電氣労働組合
 - 純労働組合同盟
- この一派は合法左翼派と稱せらるゝもので合法政黨を否認して居る。尙これ等の組合の東京地方のものは關東労働組合會議

府縣別 (五百人以上の組合員ある府縣のみ掲記)

府縣	組合数	組合員数 (括弧内女)	府縣	組合数	組合員数 (括弧内女)
北海道	二六	一〇、五三三 (一〇)	群馬	三	一、五七〇 (一、五九)
東京都	一三五	七、四〇四 (九、七五)	茨城	四	九、九三 (二〇八)
大阪府	一〇	六、五七四 (四、七三)	栃木	三	八、六 (一〇八)
神奈川県	四	四、三三三 (二、二二)	奈良	三	八、七 (一〇七)
兵庫県	六	八、五〇〇 (三、〇〇)	三重	八	一、〇六九 (二、六)
長崎県	七	八、七〇〇 (三、八)	愛知	六	八、九三 (六、三)
新潟県	〇	一、九六七 (五、〇)	静岡	五	一、五六六 (六、三)
埼玉	七	三、二七 (六、三)	滋賀	二	七、五 (一、七)
府縣計			岐阜	九	四、九七五 (一、〇八六)
			宮城	六	一、二 (一、〇八六)
			福島	六	五、二 (九〇)
			青森	三	六、七 (一、〇七)
			秋田	三	九、三 (八七)
			福井	五	一、〇六 (三)
			石川	一	二、二 (一、二)
			岡山	七	八、四 (九)
			広島	三	三、二七 (一、八)
			山口	三	三、九六 (二、四)
			徳島	三	二、九五 (一、〇)
			高知	六	一、四九 (一、〇)
			福岡	三	一、〇七五 (二、三)
			佐賀	〇	三、三 (一、〇)
			鹿兒島	二	三、〇 (一、〇)
			鹿児島	八	七、五 (一、〇)
			府縣計		
					八、四六三 (二、五三)

単一聯合別

種別	組合数	組合員数
單一組合	五〇二	二二一、八八三
聯合組合	七〇	一七二、七三〇
(聯合加盟組合)	三七〇	
計	九四二	三八四、六一三

右翼労働組合の情勢

一 日本労働組合會議の諸運動
 日本労働組合會議の結成によつて、我國の労働組合運動は健全なる労働組合主義の旗の下に結集され、多年の積弊たる思想運動から離脱し加盟各團體の融和と協力を重んじ、労働組合の經濟團體たる本分を自覺するに至つたことは、踴躍とした我國

の労働運動をして足をシッカリと大地に踏みつけしめた観がある。以下組合會議の本年度の活動中主なるものを述べてみる。尙組合會議加盟團體は左記十一團體でその勢力は二十七萬五千七百四名で組織労働者の七五%を占めてゐる。

日本労働組合會議加盟團體の陣容

- 一、日本海員組合
 - 組合員数 九六、七六九
 - 支部数 十四
 - 組合長 濱田國太郎
 - 副組合長 堀内長榮
 - 所在地 神戸市海岸通三の二六
- 二、日本労働同盟
 - 組合員数 五一、一六五
 - 加盟組合数 二同盟會、九地方聯合會、六十八組合
 - 會長 松岡胸吉
 - 主事 西尾末廣
 - 所在地 東京市芝區三田四國町
- 三、全國労働組合同盟
 - 組合員数 四五、五三〇
 - 加盟組合数 七聯合會、四十五組合
 - 中央委員長 河野密
 - 主事兼會計 菊川忠雄
 - 所在地 東京市神田區東福町三
- 四、日本労働組合總聯合會
 - 組合員数 二五、四三七
- 五、海員協會
 - 會員数 一三、八五四
 - 支部数 八
 - 常務理事 尾崎鱗太郎
 - 所在地 神戸市下山手八丁目
- 六、日本港運従業員組合聯盟
 - 組合員数 一一、八二九
 - 加盟組合数 十四組合、十五支部
 - 會長 濱田國太郎
 - 主事 西巻敏雄
 - 所在地 神戸市海岸通三の二六
- 七、實業労働同盟
 - 組合員数 八、四五〇
 - 加盟組合数 十組合、四十八支部
 - 中央委員長 西浦宇吉
 - 主事 川村保太郎
 - 所在地 大阪市東區越中町八六〇
- 八、日本労働總同盟
 - 組合員数 七、六九〇
 - 加盟組合数 十九組合、五十六支部
 - 會長 八木信一
 - 所在地 大阪市北區相生町六三

九、東電従業員組合

組合員数 二、〇〇〇
 支部数 十六
 執行委員長 岩永榮一
 所在地 東京市下谷區入谷町二一

一〇、東京瓦斯産業労働組合

組合員数 一、九八〇
 支部数 一二
 執行委員長 小林健一郎
 書記長 高橋清人
 所在地 東京市深川區本村町五四

一一、日本製鐵従業員組合(八月十四日加盟申込)

組合員数 一一、〇〇〇
 支部数 三
 組合長 加藤良左衛門
 副組合長 花田藤次郎
 主事 嶺慶二
 所在地 福岡縣八幡市春野町五丁目

組合員数十一團體、組合員總数二十七萬五千七百〇四名

イ、國際労働會議反對運動 二月二十日、政府が國際聯盟脱退の方針を決定するや、日本労働組合會議は「我國が國際聯盟を脱退するとも國際労働機關に残る事は社會立法制定の關係上必要なり」との見解をとり、二月二十五日在京政治委員により國際労働機關脱退反對の決議をなし、之を關係各省大臣に手交し

ロ、國際労働代表選出運動 第十七回國際労働總會に出席すべき労働代表及顧問の推薦に關しては、本年度から日本労働組合會議を通じてこれを行ふこととなり、組合會議は一月二十日労働代表委員に、日本労働組合總聯合中央執行委員長坂本孝三郎、顧問に日本製鐵労働組合聯合會長今岡與市、官業労働總同盟中央委員坂口若松の三氏を推薦し、一般投票の結果に於ても組合會議推薦通り決定した。尙ほ本問題に關し、組合會議の申告した組合員數二十七萬八千三百五十五人に對し内務省は二割三分に相當する六萬四千人を削減して査定したため、三月三日、社會局長官に對し左の如き抗議書を提出した事件があつた。

昭和八年三月三日

日本労働組合會議 議長 濱田國太郎

社會局長官 丹羽七郎 殿

謹啓 尊堂益々御清榮奉賀候。陳者去る一月二十日實施されたる第十七回國際労働總會出席日本労働代表委員顧問候補者の選舉に關しては日本労働組合會議は豫て貴局と打合せ申し上げたる手續に基き該會議加盟團體員數を一括しその員數を充分に立證するに足る證據及要領書を添付し同日申告申し上げ候ところ二月二十日附官報記事によれば日本労働組合會議よりの申告數を二百十四票即ち日本労働組合會議加盟團體員數を二十一萬四千人と査定せる旨承知いたし實に驚き入り候。

日本労働組合會議加盟團體員數を立證する方法については昨年迄當該團體より箇々別々に貴局に向つて申告せる當時の方法即ち當該團體の本部より所屬會員に配布する機關紙數又は當該團體の本部より

た。尙反對の論據は米窪書記長から各加盟團體に報告された次文によれば一層明瞭である。

日本が國際聯盟を脱退する事は——これを云ひ換ふればオフィシャル日本が政治問題を審議する國際的機關たる國際聯盟より脱退する事は——それが世界平和を脅威し、國際戦争を誘發する虞ある點に於て日本労働階級の不幸を招來するものであると云ふ事が出来ると思ひます。従つて此の一點を理由として我が國の國際聯盟脱退に反對せる社會大衆黨の態度に日本労働組合會議書記局も亦賛成するものであります。然し乍ら日本労働組合會議の目的は健全なる労働組合主義の下に労働階級の生活條件の改善、社會的地位の向上に向つて専心努力するにある以上、現段階に於ては今尙純然たる政治問題の範圍内に屬するこの問題について組合會議としての意見を確立する事よりも寧ろ我が國政府が國際聯盟を脱退する曉に於ても國際労働機關に残るべきことを主張することが左記理由に基き、日本労働組合會議としてより一層重大なる任務なるべきを痛感しました。一、最近に於ける我國社會立法の制定及改善は殆ど全部國際労働總會採擇の條約及勸告に依つて示唆、暗示乃至は促進されたものと云ふべし。従つて國際聯盟に對する問題を切り離して考慮するも此際我等は日本が國際労働機關に留ることが我等の價値利用論と合致す。

二、オフィシャル日本が國際聯盟を脱退し所謂世界孤立に陥りたる今日こそ、却つて眞の中堅國民層たる吾人組織労働者の國民外交——國際労働運動が——濫刺として始らなくてはならない。日本の實質及要求と世界各國の民衆に紹介するものは、この我等の國際的運動以外には斷じて存在しない。

發表する會計報告を参考とし加盟團體より弊組合會議書記局に納入する月額加盟費(組合會議規約中該加盟費徵收基準を規定する第十九條参照)を御報告申し上げたる次第に有之今回の申告數を立證する該方法が正確かつ妥當なる事は右申告の参考に供したる前年度迄の立證方法に基づく申告數が何等の削減なく貴局の査定を經たる事實がこれを證明して餘りある次第に候。然るに本年に到り其申告が從來の箇々別々の方法より日本労働組合會議としての一括せる方法に變化するや、その申告員數を立證すべき方法及その申告を裏書きすべき團體の實數を査定すべき條件に就ては前年度と比し何等の重大なる變化なきに拘らず、單に日本労働組合會議として届け出でたりと云ふのみを以て届出數の二割三分に相當する員數を削減せる事は左記理由に基き全く了解に苦しむ次第にして本會議として到底之を黙認し難き次第に有之候。

一、元來労働運動の理想はその自然發生的發展に委すべきであるがその運動に對して指導的乃至監督的立場にありと稱せらるゝ内務當局殊に社會局としては、我國労働運動をして、その主義方針に於ても、亦その組織の擴充に於ても、公正かつ合理の一線に堅實化し統一化することを希望するものと信じて居つた。

従つて健全なる労働組合主義を信奉する團體によつて構成さるゝ日本労働組合會議の創立及發展に對しては社會局は進んでこれを助成するものと信じて居つた。然るに社會局今回の査定はこの我等の信ずる方針を完全に裏切るものである。

二、社會局が日本労働組合會議の創立及發展に對して大なる期待を有せざるが如く觀取さるゝ事は社會局に於て刊行する「労働時報」第十卷第一號記事「昭和七年中に於ける労働組合運動」中に於て

(二十八頁)「其組合員数は我國組織労働者の半数以上に上り」と記述し、名實ともに我國組織労働者の八割を占むるものと自他共にこれを許し居る日本労働組合會議の組織力を過少視して居る。三、今回の査定に當つては一方、日本労働組合會議の申告数に對しては前述の如き非常識極まる苛酷なる大削減を敢行し乍ら日本労働組合會議と同様の立證方法を以て届出たる日本造船労働聯盟、海軍労働組合聯盟等日本労働組合會議外の労働團體の申告数に對しては何等の削減を加へざるものゝ如し。

四、我國政府代表は毎年壽府に於て開かるゝ國際労働總會に於て日本に於ける労働運動の組織率の低劣なるを批判せらるゝ毎にこれを辯解する辭柄として常に我國に於ける労働運動が我國政府の公正妥當の指導により健全に發達しつゝある事を強調しつゝある。その政府當局殊に直接その衝に當り代表的立場に立つ社會局が自らその組織率を低減せしむるが如き今回の行動は故意又は惡意によるものと我等は斷ぜざるを得ない。

五、しかもこの重大なる結果を招來する大削減を爲すに當つて社會局は日本労働組合會議の責任者に對し何等の質問又は調査を試みて居らない。

却説以上申し上げたる諸點については先日既に堀内日本海員組合副組合長より非公式に御尋ねしたる次第に候も健全なる労働組合主義の上に立つ我國労働運動に影響するところ極めて重大なるこの問題を此儘看過致し難く正式に日本労働組合會議を代表して、右記せる諸點の外一、如何なる根據に基づき六萬四千人總數二割三分と云ふが如き大削減を爲されたりや二、削減せる六萬四千人の團體的内課の二點につき明決且つ迅速の御回答賜はり度懇願仕り候 敬具

ハ 國際労働總會に對する態度の決定 四月十九日の組合會議執行委員會は、第十七回國際労働總會議題、滿洲問題及國際聯盟退對し労働代表としてとるべき態度につき左の如く申合せた。

一、議題五項とも全部賛成の態度をとること。但しその詳細なることは壽府に於ける労働團と一致の行動をとること。尙労働時間の短縮に依る失業救済問題は、労働時間の短縮に依り現在支給され居る賃銀が低下せざることを必須條件とすること、この問題を決定する爲めには我國政府は一九一八年のワシントン労働時間條約案(一日八時間一週四十八時間)を批准すべきが先決問題である。然るに單に我國政府のみならず佛、伊、獨等の諸國政府が今日この労働時間條約案を批准せざるは、英國政府がこの條約案の批准に對し冷淡不誠意の態度を示し居るのが、最大原因なるを以て、我國労働代表者はこの問題の討議に際して、各國政府殊に英國政府の態度を非難すべきこととした。

二、滿洲問題に對しては、資本主義を擁護發展せしむる事を究極の目的とする侵略戦争には無産階級本來的立場から反對すべきであるが、國際間のトラブル乃至戦争は人口問題、人種平等、資源不衡平等の問題に基因して起つて居り、又將來も起り得ると云ふことを否定することはできないと云ふやうな説明をとることとした。

三、國際聯盟退對問題に對しては國際聯盟に對する態度よりも主として日本労働組合會議が、國際労働機關を死守すべき態度に到達した事情を説明することとした。

ニ 亞細亞労働會議達成決議案 ベルサイユ平和條約第十三條前文

る國際労働運動との連絡又は協力等に關する方法等の諸問題を包含す。

(4) 各國の代表は、前年度の會議に於て採擇されたる決議に關し其後その國に於て實施されたる状況及加盟各國の労働運動、社會狀況、經濟狀況、労働法制等を報告する義務を有す。

(5) 最初の大會は會議結成直後日本に於て開催するものとす(以下二項略)

本メーデーの淨化 我國に於けるメーデーは、大衆的示威運動として大正九年以來舉行され、對立抗争に寧日なかつた各組合も、この日だけは一九として示威行列を組んだが、本年東京に於ては組合會議派は淨化メーデーとして反組合會議派と別箇に運動を行つた。この理由は次の聲明書によつて明瞭であるが、組合會議は、一九三四年以降組合會議の指導精神を主體とし、これに賛同する團體を統一せしむる方法の下に、(一)加盟各組合は各地方にメーデー對策協議會を持ち、その指導精神に賛意をもつと認めらるゝ組合を勧誘すること、(二)日本労働組合會議に臨時メーデー對策委員會を置き全國的に宣言決議の兩案並にスローガンを統一することとした。

聲明書

從來のメーデーは萬國労働階級の一致協力を高調すべき場合に於て動もすれば内部對立と泥試合の醜狀をバクロした。我等はあらゆる機會にこの積弊を一掃すべく努力を拂つて來たが、遺憾ながら統制と團體信義に缺くるアナ系並に極左擾亂分子の混入せる爲水泡に歸

記述の如く、或る一つの國に、低劣なる労働條件の存在する事は、其他の國に於ける進歩改善を阻害する結果を招來する事に鑑み、労働者の國際的團結をして眞に恒久的乃至發展のものならしむる爲めには、その労働條件が特に共通なる國々又は大陸毎に第一次的國際聯合を結成する事が最も有效なる事が、國際労働機關又はITFの決議によつて示唆されたる事に鑑み、日本、印度、支那及其他の東洋諸國に於ける労働者は、歐米諸國に於ける労働者に比し、その労働條件概して低劣なると同時に、はるかに多く搾取され、又遙かに少なくその國の法律又は社會施設によつて保護され居る事實に鑑み、東洋諸國の労働者は、一九二五年以來壽府に於ける國際労働總會其他の機會を通じて從來屢、交歓し居り、殊に一九二九年には印度孟買に於て、亞細亞労働會議結成準備會が日印兩國代表者間にもたれたる過去の事實に鑑み、日本労働組合會議は社會正義と國際平和とを實現する爲めの第一着手として、可及的迅速に日本、支那、印度及其他のアジア諸國に於ける労働團體が、左記の要綱を基礎とする亞細亞労働會議を結成すべき事を決議す。

亞細亞労働會議要綱

- (1) 會議は毎年一回、日本、印度、支那及其他の加盟國に於て交互に之を開催す、正確なる時期は構成諸國の労働團體間に於ける交渉協議により決定す。
- (2) 會議は日本、印度、支那及其他のアジア諸國に於て健全なる労働組合主義を指導精神とする労働團體によつて構成される。
- (3) 會議に於ける議題は、國際労働總會の議題に對する論議及アジア諸國の労働者に共通せる問題にしてその解決の爲めに國際的協力を要するもの並びに亞細亞労働會議と他國又は他的大陸に於ける

して今日に至つたのである。よつて我等はこゝに第十四回メーデーを迎へるに至り、東京に於ける中堅的團體の協力によつて、それらの反階級的分子の混入を排除し野合と烏合のメーデーを清算し統制ある強力なるメーデーを決定することを宣明す。

昭和八年四月十三日

第十四回メーデー協議會

- 全國労働組合同盟
- 官業労働總同盟
- 日本労働總同盟
- 日本海員組合
- 海員協同會
- 海友同志會
- 東京瓦斯産業労働組合
- 東電従業員組合

へ 産業及労働統制運動 日本労働總同盟は「産業及労働統制に關する建議」を政府に提出すると同時に、組合會議へ對しても提議した。組合會議政治委員會はこれが必要を認め、十二月九日內閣總理大臣以下關係當局其他に次の如き「建議」を提出すると共に、十二月十六日東京會館に、學者、政治家、官吏、實業家其他各方面の識者を招待し、同運動の趣旨の徹底と、輿論の喚起とに努めた。

産業及労働の統制に關する建議

建議文

刻下の非常時的情勢に當面し、國家の前途遂に深憂に堪へざるもの

があります。然るに各方面より提案せられたる所謂非常時國策なるものを見るに、眞に國民大衆の熱意と希望を喚起し以て一致協力の精神を振作するに足るもの一つとして之なきは、甚だ遺憾とするところでありませう。

惟ふに、國民の熱烈なる協力一致なくして、非常時打開は絶対に不可能であります。而してこの協力一致は、健全なる國民經濟を再建し國民生活の安定を圖り、以て階級對立の原因を除去する以外に、その完璧を期する道はないのであります。されば國家の産業及労働政策は其の根本基調をこゝに置き、資本の不當なる搾取を抑制すると共に労働に統制と規律を與へ進んで産業協力の實を擧げしむる事が絶対に必要なりと確信致します。

抑、世界狀勢の變轉、經濟組織の行詰りに依り、あらゆる問題は簡別的解決を許さざるものあり、國家的大局に立つ全面的解決を要求して居ります。我國刻下の重要問題たる農村、中小工業、或は國防思想の諸問題も、既述せる産業及労働政策を缺きては、その解決不可能なりと言はねばならぬのであります。

茲に不肖が別記の如き建議を致す所以のものは、不肖の代表する日本労働組合會議が我國組織労働者の大半を占め、その産業及労働上に於ける地位、責任の重大性を自覺せるものに外ならぬのであります。

希はくば閣下が不肖の微志を根本的國策に採用せられ、以て非常時局を打開し、國運の隆盛を招來せられん事を。

昭和八年十二月九日

要綱 日本労働組合會議 議長 濱田國太郎

一、労働行政

産業労働省を新設し關係行政事務の統一を計り更に労働企業兩代表者を主とする諮問委員會を設け産業及労働の統制に基調を置く學國的協力を實現すべし。

二、産業統制

- (イ) 重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終局目標とし公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。
- (ロ) 一般中小産業は各業別に事業主の組合組織とせしめ之に強制力を附與し國家は同組合を通じて指導監督を行ひ之を統制すべし。

三、労働統制

- (イ) 労働組合法團體協約法を制定し労働者に自覺と共に光明を與へ労働組合運動に一定の軌範を示し其の健全性を助長し以て産業争議の最少化を圖り進んで労働者が國家産業に貢獻し得る様指導統制すべし。
- (ロ) 労働争議調停法を改正し一般産業にも強制調停を行ひ調停と和解に依つて解決し得ざる事件に限り之に最終的裁断を下し以て勞資の利己的闘争を終絶せしむるため夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を参加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

四、産業協力

- (イ) 産業協力委員會を設置し労働、企業兩者の自主的努力にのみ放任することなく、國家も亦産業平和及産業協力實現に努むべし。
- (ロ) 産業協力委員會は主務大臣、地方長官若くはその任命せる

官吏を議長とし労働、企業、消費三者同数の委員を以て構成す

但し委員會は全國的並に地方的産業別的に設置すべし。

以上要綱を内容とする産業及労働の統制に關する國策を樹立し之を實施せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及労働に關係ある團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業労働統制審議會を速かに設置せられんことを要請す。

二 日本労働組合會議加盟各團體の活動

日本労働總同盟 本年度に於ける總同盟の組織運動は、十萬人突破運動を繼續して努力したが、約五百乃至千名の減少を見た

(イ) 團體協約(中小工業と産業協力)

團體協約は總同盟の中心政策であつて、中小企業に於ける産業協力の實現といふことに結びつけて努力してゐる。即ち中小企業に於ては闘争を以て争ふことは結局共倒れとなる故、勞資が協力して事業の安固を圖り、一方大資本に當ると云ふ方針の下に、中小企業に於ける團體協約の普及徹底に力めてゐる。その顯著な例としては、十月二十四日、大阪聯合會の開催した中小事業家の招待會がその一つである。

大阪聯合會は「中小事業の組織運動は闘争主義でなく、相互協力の精神によつて勢力的に行ふこととし、相互協力の具體的手段は勞資双方が理解と信頼との上に、團體協約を實行するにありとして、この趣旨を徹底する目的の下に座談會を行つたのである。出席者は五十名に達し、會の目的は充分に達せられたやうである。尙大阪聯合會は本年度に於て五協約の締結を見てゐる。

その二は、東京に於ける關東電球硝子産業労働組合と、都下二十一工場よりなる電球同業組合との團體協約の成立である。本協約成立過程は我國の中小工業の根本的缺陷である極端な無統制から電球産業の危機を招來したため、關東電球硝子産業労働組合が、同業組合と團體協約を結び、勞資協力して業界の回復を圖らんとし、十一月十一日に東京市政會館に同業組合に屬する二十一工場主及内務省社會局、協調會、警視廳、商工會議所等の代表者を招待し、懇談會を開催して、電球硝子産業建直

し策を懇談した。この會合が事業主側の理解を完全にし、急轉直下、團體協約の締結となり、十二月八日覺書を交換するに至つたのである。尙座談會に於ける松岡會長の挨拶は、總同盟の運動方針を示すものとしてその要旨を拔萃してみよう。

私共は常に産業を中心に物を考へ、勞資の關係を如何に合理化するかについて考へて來たのですが、幸ひにして私共の態度も漸次了解されて、中には労働組合を公認されて居るところもあり、團體協約も漸次普及して參りました。團體協約は大體成績良好で、すべての問題が話合のうちに合理的に解決されるやうになりました。正式に團體協約締結にまで行かなくとも事實上組合を認めて居るところは多数あります。また今度の電球ガラス業界の様になつた問題を捉へて、勞資が相互協力して居るのであります。今回の問題を機會に、お互ひの理解の進むのを待つて、正式な團體協約を結ぶやうに致したいと思ふのです。それによつて、同業者の不正な競争や無制限な賃銀引下げを防止し、又時あつてこの統制を素す者があつた場合は労働組合がストライキをやつてそれを懲らすに至るまで協力の實を挙げたいと思ひます。それについて私共は只單に團結するのみでなく、あらゆる人々の心からの同情と理解を得るに非ずんば、所期の目的を達する事は出來ないと思ひます。團體協約が順調に行くなれば今日迄協力出來た以

上の協力が出來ると信じて疑ひません。今日日本は内外共に非常に重大な時期で一部には反動的な言論も行はれて居ますが、今日勞資が争つて居る場合ではありません。産業を中心にして私共がお互に協力し合ふ、それによつてのみ、外國に對する競争力を養ひ、又思想的にも不安が一掃されるものと信ずるのであります。

尙關東方面に於て本年度成立した協約数は十三、その組合員数は約四、〇〇〇名である。これに反し解消した協約は二で、之は何れも協約に對する眞の理解を缺いてゐたものである。

(ロ) 罷業最少化と統制
總同盟は數年來「罷業最少化」方針をとりつゝ、ありしが、關東同盟會では三月四日罷業統制規約を可決、即時實施した。これは豫て同盟大會で立案を命ぜられて居たものを執行委員會で成案し、次いで同盟理事會の承認を得たものである。

本案の制定理由は、原則として罷業は出來る限り避け、罷業に要する勞力費用を建設的事業に振當てんとするもので、このためには、罷業を統制してこれを素りに行はず、萬一罷業決行の場合は指導部の充分なる統制の下に行はんとするものである。

(ハ) 中央相互金庫

四月十五日の中央委員會は、中央相互金庫を設立することに

決定し、八月一日よりこれを實施した。右中央金庫の内容は、大體に於て從來の關東同盟の罷業金庫に則つて立案せられたものである。中央金庫は總同盟各地聯合會及各組合の罷業基金を中央委員會の監督の下に總同盟本部で共同管理し、その金融を行ひ、罷業基金の効果を益、發揮せんことを目的とするものである。而して十二月二十日の現在高は六千三百八圓九十錢となつてゐる。(關東同盟の罷業相互金庫の十二月二十日現在高は二萬四千九百八十八圓七十九錢となつてゐる)。

(ニ) 共済制度の普及統一

四月十五日、十六日の中央委員會は(一)所屬組合に對し共済施設實施に關する注意を喚起し、各組合が地方に於て可及的速に共済組合を設置するやう勸告すること、(二)總同盟本部は將來これ等地方的共済組合を全國的に統一するものとし、これを實施することを容易ならしめん爲めに全國的共済組合の大綱を立案する、(三)各地方共済組合は將來の全國的統一を考慮し、掛金は強制保險の場合五錢、任意保險の場合二十錢、給付實施は加入より六箇月以上一箇年據置のことを規定することを協議して夫々各組合に通達した。

(ホ) 失業保險組合

總同盟はその事業として日本労働會館その他の労働會館を経営してゐるが、三月二十二日の會館評議員會は失業保險組合の設置を決議し、八月一日からこれを實施した。

この失業保険は、加盟組合の共済部中、失業に關する部分の保険であつて、云は、再保険の形をとつた事業である。この保険の特色とする所は、従来の加盟組合に於ける罷業其他に要した費用を節約し、現在の組合費の範圍内に於てこれを行ふことにある。これは總同盟が労働組合の經營化を圖り、あらゆる方面に於て組合員の福利増進を期してゐる運動の一端で、被保険者を團體加盟としたのも事務費を節約せんとしたものである。故にこの失業保険制度は金額の點から言へば小規模のものであるが、組合費を効果的に使用する點から言へば重要性がある。

失業保険組合規約

一、總 則

第一條 本組合は財團法人日本労働會館共済部失業保険組合と稱し事務所を芝區三田四國町日本労働會館内に置く。

第二條 本組合は被保者團體の經營する共済事業中失業給與に關する部分を保險するを以て目的とす。

二、組 合 員

第三條 組合員たらんとするものは左の要件を具備する事を要す。

一、共済事業を行ふ被保者團體の所屬員たる事。

二、本人の加入團體が一團として本組合加入手續を了し且つその掛金義務を履行する事。

三、著しき疾患なき事。

四、年齢五十歳以下たる事。但し停年制ある場所に勤務するものに停年五年前たる事。

第四條 組合員は其の加盟團體を通じて所定の掛金義務を履行する

と共に規定に従ひ保險支拂金を受くる權利を有す。

第五條 掛金義務を怠りたること三箇月に及ぶ時は本組合員たるの權利を喪失す。

三、掛金及支拂金

第六條 掛金は左の種別に依り加盟單位より拂込むものとす。

月額金五錢(甲組合員)、月額金十錢(乙組合員)、月額金二十錢(丙組合員)

第七條 甲組合員は失業保險金のみを乙組合員は失業保險金及停年

療疾保險金を受くるものとす。但し組合員は何れも加入後六箇月日の倍額を受くるものとす。

第八條 保險金を受けんとする時は其事由發生の時速かに當該權利

者より所屬組合を通じて所定の様式に依り本組合に請求するものとす、この場合に於て當該組合員は組合より派遣したる者の調査又は診斷を拒むことを得ず。

第九條 保險金支拂の標準となるべき加入期間の計算は加入の月の初日に遡つて起算す。

第十條 組合員は保險金支拂事項につき疑義を生じたる時は審査委員會に訴を起すことを得。

第十一條 破産的的行爲に依り生じたる事項については保險金は支拂はざることあるべし。

四、支拂保險金

第十二條 失業保險金は組合員自己の都合に依らずして解職せられた十四日以上に互り就職し得ざる場合に左の割合を以て支拂ふもの

とす。

(一)失業保險金

一、加入後一箇年未滿は金五圓

二、一箇年以上は金六圓

三、以上一箇年を増す毎に金貳圓を増額す

とす。

第十三條 支拂は左の規定に依る。

一、保險金額が拾圓を超えざる場合は第十二條の權利發生後遅く

共十日以内に保險金を支拂ふものとす。

二、保險金額が拾圓を超えた場合は半箇月に對し拾圓の割合を以て分割支拂をなす。

三、前項の分割支拂中就職したる場合は保險金に殘餘あるも之を

打切るものとす。

四、支拂を受けたる組合員の加入年數計算は支拂を受くる都度更新す、從つて次の權利發生は本規約第七條但書に依るものとす。

但し第三項に依り支拂打切りを受ける組合員はその殘額を第十二條の規定に依り算定し經過年數を定むるものとす。

(二)停年療疾保險金

第十四條 停年療疾保險は組合員が勤務場の定むる停年に達し解職せられたる時又は傷疾を受け或は疾病に罹り爲に職務に堪へ得ずして退職したる時左の割合に依り支拂ふ。

一、加入一箇年未滿は金參圓

二、一箇年以上は金四圓

三、以上一箇年を増す毎に一圓を増す。

第十五條 支拂は左の規定に依る。

一、停年解職の場合には全額を支拂ふ。但し停年制なき場合に於ても五十五歳以上に達したる退職者は停年退職と認む。

二、恒久的療疾に陥り終身自用を辨する事能はざる者全額。

三、恒久的療疾に依り終身業務に就くこと能はずと雖も自用を辨じ得る者六割。

五、會 計

第十六條 本組合會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月末日を以て終了し決算は總代會の審査を経るものとす。

第十七條 本組合の財産は事務費を支出する他郵便貯金若しくは労働銀行に預入し又は確實なる有價證券を購入し管理するものとす

六、機 關

第十八條 本組合に左の會議を置く。

一、總代會、二、理事會、三、審査委員會。

一、總代會は加盟組合を單位とする總代を以て構成し本組合の重要事項を審議するものにして組合長必要に應じ招集す。總代の割合は理事會之を定む。

二、理事會は理事を以て構成し業務執行に任ずるものとす。

三、審査委員會は支拂事項につき生じたる疑義を審議し適正なる解決を與へるものとし細則は別に定む。

七、役 員

第十九條 本組合に左の役員を置く。

一、組合長 一名

二、理事 若干名

三、監事 若干名

一、組合長は本組合を代表し一切の責に任じ業務を統理す。

二、理事は組合長を扶けて業務を分擔處理す。

三、監事は本組合事業の監査に任ずるものにして各會議に出席し

意見を開陳し得るものとす。

第二十條 本組合役員は總代會に於て選出し其任期は二箇年とす。但し重任を妨げず。

附 則

第二十一條 本規約に定めなき事項發生したる場合は役員總會に於て適正なる解釋をなすものとす。

第二十二條 本規約は昭和八年八月一日より實施す。

(ハ) 金融事業

關東同盟會は労働者の金融を労働組合に於て行ひ、信用組合に代るべき機關として、漸次労働銀行に發展せしめんと目的の下に、昭和六年十二月「預金部」を設け、又製鋼労働組合も昭和六年より「金融部」を設けて事業を行つてゐる。

(ト) 産業及労働統制運動

十一月五日の中央委員會は、産業及労働統制に關する建議をなすことを決定し、十一月十七日以来一週間に亘つて松岡會長西尾總主事が關係各省大臣を歴訪陳情した。同時にこれを組合會議に提唱し、組合會議の運動としてこれが實現に努力せしむることとした。建議の内容は組合會議のそれと殆ど差異なきを以て省略する。

(チ) 其の他

其の他消費組合は全國に約二十あり、教育運動についても特に労働青年の指導に關しては質實剛健の氣分を振作してゐることは留意すべき點である。

れ等を取扱はないものは労働組合ではない。

三

しかし、これだけのことをやつて居れば、それで労働組合は日常利益の爲には、全部的にもれなく戦つてゐるのだらうか。

我々労働者は職場に團結して、これを凡ての運動の本源としてゐる。この團結の力を使ふて、我々の生活を向上するには、上述の範圍以外にも使ふべき部面が残つてゐると考へられる。

この方面で早くから考へ付いてやつて来たのは、消費組合運動だ。直接に雇主たる資本家と戦ふだけに團結力を使はず、消費者階級としての労働者が團結力をこの方面に使ふことを發見したのである。また、労働者が相互扶助の立前から負擔金を掛け合ふて始めた共済制度もそれだ。このやうに考へれば、時代の移るにつれ、情勢の進むにつれ開拓すべきものが多く出来てゐる筈だ。

四

そこで、我々労働組合をやる者が、今日、反省せねばならないことは、今迄の労働組合の型があれで完全なものでなく、また全部でもないといふ點、従つて、お互に獨創的に思ひ切つて型を破つた新しい方面を開拓することに努力せねばならない點の二點だ。只、ぼんやりと運動に追ひすがつてゐるは、資本の攻勢の中にあつて推移する情勢に當て適切な運動なんか出来ない。階級的良心と熱意があつても、やることは大衆の氣持や生活にピンと來ないものとなつてしまふ。運動は階級的見識の上からやることは絶対に必要だが、生活に密着して進めなければ、指導も何も説教と同様になつて来る。常に職場の實情に接し、社會の情勢から考へて、労働組合運動を深く押し進めるやうに獨創的に活動せねばならない。

全國労働組合問題

クラブ問題——フレッショ問題の後をうけた全國労働は、この一年間、只管陣容の整備に努力した。組合員數に於ては前年に比し三、六六七名を失つてゐるが、左翼的方針の清算に苦心し、健實なる労働組合主義に向ひつゝ、あることは注目すべきである。全國労働機關紙「全國労働新聞」七月一日號所載の主張欄「深く廣く大衆の中に！」の左の一文は全勞が左翼方針の排除に努力してゐることを示すものである。
深く廣く大衆の中に！

一

労働組合には労働階級の日常利益を守り戦ふ方面と、解放のために戦ふ方面との二方面の目的がある。この二方面は種の裏表のやうなものである。そしてまた、日常利益のために戦ふことが發展して解放のために戦ひに進むものであるから、解放が究極の目標であるが、それには日常利益のための闘争なしには達せられない。

以上は労働組合のいろはであつて、組合に這入つて居る程の人は誰でも知つてゐることだ。だが、これは、それだけでは理論に止る。これを實際に移して行くと複雑な問題が出て来る。

二

これを日常利益のために戦ふ方面を中心として見ると、これも何が一番重要かはその時代の社會情勢によるが、今日では、日常利益の中心問題は、労働條件(賃銀収入、労働時間、労働施設)の改善である。これに次いで、解雇手當、退職手當、共済施設等が問題となり、更に、これが法律や政治上に反映する労働立法が問題となる。これ等の問題が労働組合にとつて重要なものは當然であつて、こ

我々が今日特にかゝることをいふのは、既に、今日の情勢がそれを切實に要求して居ることが見えて来たからだ。世界恐慌は十餘年來深くひどくなつて行く一方で、そのために、大衆の生活は破壊せられてゐる、また、最近インフレ政策の進行は、ます／＼大衆を苦しめつゝある。それに對しては日常利益を守るために、賃銀値上の闘争を中心として大いに戦つてゐるが、それと共に、お互の團結の力でも、生活を守る消極的方面をも考へる必要にせまられてゐるのだ。社會大衆黨農村委員會の方面で提唱されてゐる農村協同運動全面的農民運動なども、その試みの一つだらう。

五

我が全國労働は從來、日常利益を守るために、また解放のために常によく戦つてゐる。これは自他共認める所と思ふ。またもつと深く廣く運動を大衆生活に密着さすために努力して来た。しかし、これからは大いにこの新分野開拓に向つて工夫し努力せねばならぬのだ。我々が今考へてもこの點で、組合の擴大強化と相並んでなすべき問題は多くある。即ち、

- 一、組合の法律相談、健康相談、人事相談等の擴充。
- 二、消費組合、購買組合、醫藥組合等の協同組合運動への積極的參加協力。
- 三、組合員の相互扶助に基く共済教授等の施設の開設等。

勿論これ等の運動は何れもこれが大規模に發展すれば、資本家政府の負擔を要求する方面に進むものではあるが、今日自主的にやる必要であり、第一歩である。

切に一考を望む。
本年度に於ける全勞は、内部整理と同時に、インフレーション

ンに對する爭議を積極的に起した。總同盟が爭議の減少したのに反し、全勞は増加してゐることは、爭議激發主義を傳統としたこの組合の特質ではあるが、かゝる傾向も漸次反省されつ、あることは、本年度の大會の議案中にも現はれてゐる。即ち本年度の大會は、その會議の様式も、分科會制度をとり、従来の如きスタンド・プレー式な大會をやめ着實な方法によつて慎重に討議し、團體協約の積極的活用、共濟組合、或はストライキ相互金庫設置等平和的建設的方面への決意を示して居る。尙大會に於て決議された、昭和九年度に對する非常時當面闘争方針要綱は、全勞の現在及將來の運動方針を知る上に便利であるからその「當面の具體策」の一項を附記して置く。

尙他の勞働組合の何れもが、政治運動を第二義的に取扱ひ、政黨運動から一步退却して居るに反し、本組合は、積極的に社會大眾黨を支持してゐることは一つの特色と稱すべきである。

當面の具體的對策

- 一、フアッシュヨ紛争のための闘争
 - 1、フアッシュヨ的勞働團體の紛争
 - 2、日常闘争及び社大黨を通じての勞農結合の強化
 - 3、其他
- 二、戰爭の危機を防止するための闘争
 - 1、日蘇不可侵條約締結促進、其他國際政局安定のための諸運動の促進
 - 2、勞働階級の國際的提携を促進するための諸機關の積極的活用

3、其他

- 三、暴行法改廢のための闘争
- 四、勞働立法、社會立法の改廢並に獲得のための闘争
 - 1、健康保險法の即時改正
 - 2、屋外勞働者災害扶助法の改正
 - 3、水上生活者保護法の制定促進
 - 4、失業保險法制定促進
 - 5、勞働組合法制定促進
 - 6、交通事故特別法制定促進
 - 7、最低賃銀法、勞働時間法の制定促進
 - 8、其他
- 五、共濟施設及び共濟組合に對する積極的働きかけ
- 六、協同組合運動に對する積極的協力
- 七、勞働組合の擴大強化
 - 1、大工場大企業への計画的働きかけ
 - 2、御用組合、工場委員會に對する積極的働きかけ
 - 3、團體協約の積極的活用
 - 4、其他
- 八、全國勞働同盟組合の整備充實
- 九、ストライキ相互金庫の設置促進
- 十、五千圓基金カンパの促進
- 十一、組合内部の共濟活動の促進
- 十二、教育活動の充實
- 十三、日本勞働組合會議の強化及び地方協議會の設置促進
- 十四、社會大眾黨の擴大強化

- 十五、インフレ闘争の擴大發展
- 十六、失業反對闘争の積極的展開
- 十七、臨時雇傭制度反對の闘争

日本勞働組合總聯合會 本組合は昭和六年秋以來日本主義乃至國家社會主義的傾向を帯び（殊に關東側への傾向強し）、政治的にも社會大眾黨を支持せず、新日本國民同盟を支持してゐるもので、組合會議加盟團體中の一異彩であるが、具體的の運動方針は、勞働組合主義を基調とする經濟運動第一主義である。本年度は中央執行委員長坂本孝三郎氏が勞働代表に選出され、留守中の爲め定期の大會を行はれなかつた。本組合の運動として注目されたのは、關東地方聯合會が、日本主義派の自彊組合一派と提携して國防獻金運動を行つたこと、メーデーに参加しなかつた事等である。内部的の事業としては、共濟制度の統一、消費組合への努力等が挙げられる。

官業勞働總同盟 官業勞働總同盟は、一月二十二日の中央委員會に於て本年度の闘争方針を決定し、陸軍當局に對し左記(1)の嘆願書、專賣局に對し左記(2)の嘆願書を提出した。

(1)

- 一、期限付工にして六箇月以上に亘るものは常備工に採用せられたし。
- 一、共濟組合の政府給與金を組合員の掛金と同額まで増額し共濟組合の赤字防止とせられたし。
- 一、陸軍共濟組合の年金制の昭和九年度實施をせられたし。

(2)

- 一、共濟組合の赤字防止
 - 一、勞働時間短縮に依る収入低下防止
 - 一、勤続賞與は年功慰勞金を退職手当と同額にする事。
- 而して、特に「陸軍部内臨時工の合理的な普通工への編入と組織化」とに力を注ぎ、本年度に於ては、臨時工約五、〇〇〇名に對し約一、〇〇〇名を常備工に編入せらるゝに至つた。
- 尙專賣局は不況による煙草賣行の減少と、煙草作業の高度機械化による製品ストックの増大に伴ひ、昭和七年十二月七日八時間制を採用し民間工場に於けるが如き臨時冗員淘汰を見なかつたのであるが、組合はこの八時間制を永久的に確保せんと力めてゐる。
- 官公營工場は民間工場に比し、待遇もよく爭議を以て對抗するが如きことは餘りないが、大阪市従業員組合は大阪市當局に對し再三待遇改善の要求を提出して運動した。
- 又官公營工場に於ては、共濟組合及購買部等完備してゐる爲め、組合の自主的の事業は緩慢である。
- 組織的方面では、八幡製鐵所の同志會が、日本製鐵従業員組合組織のため離脱し、ために組合員約六、八〇〇名減少してゐる。

日本勞働總聯合會 本組合は古くより産業立憲主義を基調とし、團體協約に先鞭をつけた健實なる勞働組合主義派の言は、古參

株である。本年度の活動としては、組合會議の一翼として活動した以外には、特に取立て、説明するものもないやうである。

日本製鐵従業員組合 八幡製鐵所には、従来大正九年に創立された共同研究會の後身たる日本製鐵労働組合聯合會と、官業労働同盟に加盟する労働組合同志會の二組合が對立してきたが、第六十四帝國議會に製鐵合同法案提出さるゝに及び前記二組合は製鐵官民合同反對同盟會を組織し、議會内外に連絡をとり猛烈な反對運動を行つた。

然るに本案は議會を通過するに至つたので、強力なる單一組織の聲起り、兩組合の合同の機運動き八月二十六日、結成大會が舉行された。本組合の運動方針は健全なる労働組合主義で、宣言の一節にも「労働組合の組織力を政治闘争の動員化する共產主義並にファッシズム運動に絶對反對すると共に、健全なる労働組合主義によつて合理的なる社會進化を促進して、健全なる新社會を建設し得ると確信し、労働階級解放の大道を一路邁進するものである」と明かに規定してゐる。

東電従業員組合 本組合は組合會議内の左翼組合を以て自ら任じてゐるもの、如く、最初のうちは左翼張の行爲があり（昭和七年九月二十五日發行組合機關紙「東電労働」記事）我等は組合會議で如何に戦つたかとは組合會議を諷刺したものであつた）組合會議より警告を發せられたこと等もあり、或は本年の國際労働代表の選出に當つても之を放棄する等、未だ左翼的殘滓をのこしてゐる

十錢で總支出は四十六萬九千五百二十八圓九十五錢である。約九萬三千圓の支出超過であるが、これは故橋崎前會長遺族に弔慰金十萬圓を贈つたからである。昨年度末現在の積立金は二十七萬圓である。この外、財産評價が二十六萬八千六百二十八圓四十錢あり、總資産は五十萬圓以上に達する。

八年度に於ける活動は、最低賃銀の復活、日支船員交代問題に對する「邦船邦人主義」の確立等であつたが、本組合が當面して居る問題は、失業船員の對策であつて、これが具體策としては授産場の開設、失業救済事業費の支出を行つてゐる。

授産場は、神戸、大阪、戸畑、名古屋、横濱、函館、小樽の七箇所があり、各種船舶用品の製作、加工修繕、勞力供給等の作業に従事せしめ、これに對し一日一人八十錢を支給してゐる。その經費は政府の補助金と組合の支出によるもので、失業組合数は昭和七年來三三二四一人に達し八年に入つては更に漸増してゐるやうである。

又本組合は海員協會と共に日本船主協會と海事協同會を組織して、團體協約を締結して居ることは周知の事實で説明を加へるまでもない。

海員協會 労働組合中唯一の社團法人で、高級船員を以て組織せられ、我國に於ける俸給生活者組合の代表的のものである。海員組合と同じく海事協同會を通じて團體協約を中心として労働條件の維持改善を行つてゐる。福利共濟、失業救済、無

が、漸次組合會議の指導精神の下に接近しつゝある。即ち東電労働新聞十月二十號に依れば「今迄の様な合法左翼的立場より割出された公式論によつて、何等大衆に利益を齎らさない所の抽象的觀念論を排し、現實の客觀的情勢と認識を誤りなく入れて大衆の利益獲得のために有効適切な運動方針を確立し、今日迄の誤れる戦術を清算することなしには絶對に誠首を防衛することは出来ない」といつてゐることに依つても明らかにその間の消息を知ることができよう。

東京瓦斯製鐵労働組合 本組合は、舊東京瓦斯工組合の分身である。舊東京瓦斯工組合は嘗つて左翼派に屬し、反組合會議のブロックに加はつてゐたが、昭和七年六月以來内部統制困難となり東京瓦斯製造組合が分立し、本年に入つて更に、東京瓦斯産業労働組合、東京瓦斯供給従業員組合、東京瓦斯工場労働組合に三分され、引續き四分五裂を演じて目下は十指に餘る團體が存在してゐる。

東京瓦斯産業労働組合は、そのうち最大の組合で、四月六日の執行委員會に於て労働組合會議参加を可決し、全國労働の仲介により、同十七日正式に組合會議宛申込書を提出した結果、これが容認されたのである。

日本海員組合 本組合は、組合會議加盟團體中、總同盟と相並んで、一頭地を抜いてゐる有力團體である。殊に財政の豊富な點は随一で、昭和七年度の収入は三十七萬六千三百八十六圓七

料宿泊所等の諸事業は海員組合と同じく相當充實して見るべきものが少くない。

日本港灣従業員組合 海上労働者は、船員、小型船員、舢舨夫、沖仲仕其の他の港灣労働者に分類することができる。船員中、高級船員は海員協會に普通船員は日本海員組合に統制せられてゐることは前述の通りである。

本組合は、小型船員以下の港灣労働者によつて組織せられるもので、海員組合の指導によつて組織發展を遂げつゝあるものである。本組合が急速な發展を見たのは、昭和三年六月に於ける海員争議（最低賃銀獲得争議）によつて、争議中各船に於ける船員と仲仕との利害の對立を痛感したことが推進力となつたもので、爾來、各地の港灣に續々組織を見、昭和五年五月東京海友同志會以下七團體、約三千人によつて「日本港灣従業員組合聯盟」を組織するに至つた。その後逐年勢力を増大し、昭和八年度五月の大會には、十五團體一萬一千八百二十九人の大團體となつたが、更に組織を中央集權的（海員組合の如き單一組合とする）にすべく、著々準備中のところ、九月二十一日に至り、九團體八千八百三十三人により、「日本港灣従業員組合」と改組するに至つた。財政關係其他未參加の六團體も漸次参加するものと見られてゐる。

本組合の活動は將來にのこされてゐるが團體協約主義で進んでゐる健全なる労働組合の一翼である。

三 其の他の團體の活動

海軍労働組合聯盟 本組合は陸軍工廠に於ける官業労働總同盟と相並んで、我國に於ける官營工場の従業員の代表的な組合である。過去に於ては左翼プロックの一翼としてその有力なる構成團體であつたが、労働クラブの組織以來、海軍當局との諒解つかず、日本労働組合會議の成立に對しても傍觀的態度を保持し、昭和七年の大會に於て、獨自の方針の下に進むことを發表し、組合會議への参加を中止するに至つた。

本組合の八年度に於ける活動は「定期賞與の復活」「海軍共済組合中の諸種の改正」「團體交渉権の確立」等であつた。

日本産業労働俱樂部 本俱樂部の中心勢力は、石川島造船所の自彊組合である。自彊組合は、横濱船渠株式會社の工愛會と日本造船労働聯盟を組織し、日本労働組合會議の一構成分子であつたが、全國労働組合同盟、東電従業員組合が組合會議に加盟するに及び、その指導精神に反對して脱退したのである。その後、日本労働組合總聯合會東地方聯合會その他の友誼團體と共に、重金屬失業對策協議會を組織し、古船解體新艦建造による失業防止運動を行つたが、その後インフレーションの進行による軍需品工業の勃興により重金屬工の失業緩和を見その必要が薄らいだため、この運動を轉換して、昭和七年十二月、これ等の諸組合を中心として國防献金協會なるものを組織して獻納飛行機基金募集と共にその主義の宣傳をなした。然しこの運動

も四月二十九日の陸軍機、五月二十一日の海軍機獻納を以てその役割を終了することとなつたので、當初からの懸案であつた日本主義労働組合の戦線統一を企圖するに至り、獻納機運動の終了と同時に結成運動を開始し、六月十五日に「日本産業労働俱樂部」として結成大會を挙げ左の如き聲明書を發表するに至つた。

聲明書

労働組合運動戦線統一に關する我等の態度は、日本の國情に則したる戦線統一、即ち我等は日本労働者たる自覺に基き、労働運動の基綱を國家的信念の上に置き、國家存立の尊嚴に對しては確固たる認識を保ち産業立國を第一義とせるものでなければならぬとの信念を堅持せる労働者の大同團結を目標とするものである。從來労働運動と云へば直譯思想に據る階級闘争に立却し反國家的運動であると解されて來た。然るに偶々日支事變勃發以來其指導の急變せる労働團體も輩出したるが、然しながら彼等の多くは其の根本的態度に於いて依然として社會民主主義的乃至は準共產主義的な殘滓を清算する能はずして反戰的宣傳並に反國家的運動に狂奔しつゝ純良なる労働大衆を誤らしめんとしつゝある状況である。然るに今や我國の現状は外に國際聯盟脱退を敢行し、北滿に漲る妖雲と太平洋に渦巻く怒濤はやがて、砲音と共に我に襲ひ掛らんとして居るではないか、又内には思想の浪荒れて政治、經濟、産業、教育等全般に亘る行詰りは將に未曾有の一大國難を顯現してゐる。此秋に當り眞國の日本主義労働團體は之を座視するに忍びず奮然奮起して兼に國防献金協會を組織し國防の充實と思想善導の猛

運動を敢行し今又茲に「日本産業労働俱樂部」を結成して同志の緊密なる提携を計り強固なる陣營を以て惡辣なる資本家に對しては常に磨礫の手をゆるめず、一方眞に國家産業の興隆を念願しつゝある純良なる産業家とは互に一致協力して産業立國の旗を高く上げ非常時日本全般の行詰りに對する打開に猛進し祖國日本の興隆に即して労働大衆の經濟的社會的向上を計るべき一大國民運動の先驅たらん事を期するものである。右聲明す。昭和八年六月十五日 日本産業労働俱樂部

建議文

この一派の八年度の活動中重要なものは「全國産業労働會議設置に關する建議」運動である。凡そ、我國時弊の由つて來る所は、畢竟我皇道の眞諦を閉却し、制を建て事を圖るに概ね功利を旨とし、彼我交々相せめぎ來つた結果に外なりませぬ。今日巷間に提起される産業及び労働に關する諸問題の如きも、概して其の根本を究めずして、唯物的なる功利思想に其の基調を求めざるやの憾みなしとせぬのであります。我が日本産業労働俱樂部關係者一同は、茲に鑑みる所あり何れも、榮國の精神を體し、深く時相を徹見して、各自其分を盡す事こそ、國家興隆の本たるを確信し、資本家労働者共に分を辨へ、分を盡し一體となりて、産業の發展に貢獻すべきを痛感するのであります。特に現下の如き時局に遭遇しては、殊更斯く源を究め内を整へ、進んで廣く世界に皇威を振張せねばならぬと信じます。我が行詰れ

る産業界に於ても、純正なる勞資關係を確立すべき此の道義を無視しては、國家産業の發展は斷じて期待し得られませぬ。亦國家の産業を充實すること無くして労働者の幸福は決して企及し得られませぬ。如斯自覺し實踐し來つて、今日益々其の誤なきを覺ゆると共に、國家非常の秋に際會し、産業に従事する者齊しく亦非常の覺悟なかるべからず、依つて茲に勞資一體の實を擧げ、惹いて國家産業の振興に資せんが爲、我等の抱持せる全國産業労働會議を根本且緊急國策の一として審議し實施せられんことを建議する次第であります。希はくば我等の微衷を諒せられんことを。昭和八年十二月十四日 日本産業労働俱樂部 理事長 石井 熊藏

會議の趣旨

- 一、道義に基く公正なる勞資關係の確立
一、勞資の融合に依る日本産業の振張
一、産業及労働に關する對外的主張の統一

要綱

- 一、會議の職能
一、産業及労働に關する政府の諮問機關とし必要に應じ建議をなすことを得。
二、審議事項は社會立法及社會施設並に勞資關係に關する問題、國際労働に關する問題其他産業及労働に關する一切の問題とすること。
三、會議の経過は之を官報に發表するの外報告書として公刊に附すること。

二、會議の構成

- 一、會議は政府並に専門家、事業主、労働者の各委員を以て組織すること。
- 二、會議は中央會議及地方會議の二種とし地方會議は必要に應じ之を設置すること。
- 三、事業主並に労働者委員は同数とすること。
- 四、政府及専門家委員の数は兩者を合して前項の各委員数以内とする。
- 五、各種委員の合したる總數二百名を越えざる。
- 六、各種委員の任期は各々二箇年とすること。

三、會議の方法

會議は總會及特別委員會の二種とすること。

一、總會

- (イ) 總會は通常總會及臨時總會の二種とし通常總會は年一回開催し臨時總會は必要に應じ政府之を召集すること。
- (ロ) 總會の議長は内閣大臣又は其の指定する國務大臣に當ること。
- (ハ) 通常總會の會期は十日とし必要に應じ延長すること。
- (ニ) 會議は分科會(地方別、産業別又は議題別)を設けること。

二、特別委員會

- (イ) 特別委員會は常設とすること。
- (ロ) 特別委員會は随時開催し緊急事項を審議すること。
- (ハ) 特別委員會の議長は社會局長官之に當ること。
- (ニ) 特別委員會は各種委員の互選に依ること。

三、地方會議

- 地方會議の組織及方法は中央會議に準ずること。
- 四、政府及専門家委員選定方法
 - 一、政府委員は關係各省より之を任命すること。
 - 二、専門家委員は學識經驗のある者の中より政府之を任命すること。
- 五、事業主委員選定方法
 - 一、府縣別各種事業主團體に於て選出したる者の中より地方長官の推薦に基き政府之を任命すること。
 - 二、委員数は府縣毎に一名乃至五名の範圍に於て政府之を定むること。
- 三、事業主委員は事業主又は事業主團體の役員に限ること。
- 六、労働者委員選定方法
 - 一、府縣別に工場法續業法及労働者災害扶助の適用を受くる事業に使用せらるる労働者の選出したる者の中より地方長官の推薦に基き政府之を任命すること。
 - 二、委員数は府縣別に前項の労働者數に應じ一名乃至五名の範圍に於て政府之を定むること。
 - 三、労働委員は第一項の労働者又は労働者團體の役員に限ること。

以上要綱を内容とする全國産業労働會議を速に設置せられんことを要請す。以上

三、労働委員は第一項の労働者又は労働者團體の役員に限ること。

以上要綱を内容とする全國産業労働會議を速に設置せられんことを要請す。以上

逓友同志會

逓友同志會は、大正十四年逓信省の郵便局關係の従業員によつて組織され、始め總同盟に所屬してゐたが、日本國家社會黨の創立に参加して總同盟を脱退し、日本國家社會黨の有力支持團體として國家社會主義を奉ずるに至つた。しかし會長赤松克麿氏が、更に日本主義或は日本精神によつて指導

せんとしたる結果、會内に、日本主義派と國家社會派とが對立、分裂するに至つた。この間の経緯は「國家主義」運動篇の「日本國家社會黨の分裂」に詳述してあるからこれを参照せられたい。

かくて赤松氏一派と分離して以來の逓友同志會の行方については各方面の注目する所となつたが、十月八日の年次大會は、國民同盟の中野正剛氏を統領として迎へ、左の如き中野氏の運動方針を滿場一致承認し、その更正を圖るに至つた。然し大會後いくばくもなくして執行委員長浦山隆行氏以下數名の幹部が解雇せられ動搖を見てゐる。

一、我が國の労働者及農民は其の生活的環境よりするも、純血無雜なる民族中の精髄である而してその職能上國家存立の最大要素なることは明々白々の事實である。然るに労働者、農民の團結及び運動は常に國家の官憲に依つて猜疑せられ、強壓せられ恰も國家に有害なるかの如く待遇せられたのは忍ぶ可からざる矛盾である。斯の如きは實に過去に於ける支配階級の一大謬見に出づるは勿論であるが、労働者、農民が一般大衆の諒解と支持とを受くべき獨自の指導原理を強調せざりし結果である。

二、日本の労働者、農民運動は日本國家の國際的環境と民族的傳統とに即して日本獨自の進路を取るべきである。然るに我が國の労働者、農民運動は、體驗より會得せる自身の指導原理を育成することを爲さずして、大正八、九年前後の外來的衝撃に感電しその指導權を擧げて、所謂インテリ労働者に一任するに至つた。是に於てか難解にして而も魅力ある卓上理論は一時労働者、農民を煽

動し、激揚し熱狂せしめたが、其の指導原理と運動方法とが内包する未熟と矛盾とは必然的に無産運動を崩壊せしめ、指導者は大勢の不可なるを認識して轉向又轉向純眞なる労働者、農民を遺棄して敗走するに至つた。

三、我が労働者、農民運動の目標は、特定の社會に於て特定の學者に依りて考案せられしイデオロギと公式とに拘束せらるるを要しない労働者と農民とは須らくその職能を發揮し綜合的國力増進の最前線に立ちて奮闘すべきである。綜合的國力とは國家の武力、經濟力、生産力、労働者の體力、農民の智力、大衆の精神力等總てを總括するものである。綜合的國力増進の障害たる程度に於て資本主義を打倒すべし。此綜合的國力増進の障害たる程度に於て資本主義を撲滅すべし。而して労働者と農民とは此の戦線に於ける勇敢果敢なる闘志として、世の尊敬と信頼とを獲得し、以て階級的權益を増進して統制經濟の確立に資すべきである。

四、統制經濟とは何ぞや。それは要するに全國民が各自の社會的職能に應じ、國家の公的指導の下に合理的協働を行ひ、以て綜合的國力を増進し國民生活の絶對的保障を企劃することに外ならぬ。乃ち國家はその最高目的の爲めに資本家に對して強力なる公的統制を加ふると共に労働者に對しても同一主旨に基きて公的統制を加へざるを得ない。此の公的統制たるや一切の偏見を超越して、全國民的團結の上に立脚せる至高至誠のものたるが故に、資本家も労働者も腐朽せる自由主義的環境の下に馴致せられし行動綱領を脱却して絶對に之を遵奉せねばならぬ。

五、統制經濟下に於ける労働者及勤勞階級は、各々組合を組織して企業家と團體交渉を爲し又其の正當なる階級的利益を擁護せんが

爲め他迄奮闘すべきは勿論である。但し組合の使命は生産的協働體として、國家の最高目的と全國民の福祉とに寄與せんとするものなるが故に、勞資互に仇敵視せし舊時代の組合精神を脱却し、國民全部の中に階級の利益を確保するを信條とすべきである。

六、統制經濟下に於ける總ての生産活動は私的營利の下に營まれず必ず綜合的國力の増進と全國民福祉の培養とを目的とするものなるが故に生産力の破壊と停頓とを來すが如き一切の私的闘争は嚴格に之を禁止する。國家はその最高至正の立場に居りて總ての勞資間の紛争を調停裁斷し苟も背反するを許さない、蓋し之は統制經濟制定確立の勞資關係を指示するものであつて、斯の如き社會を建設する過程に於て、勞働者の團結と國民運動の後援とを要するは自ら別箇の問題である。

七、現今世界の經濟的及政治的分裂情勢は、經濟機構と國民主義との本質に根ざせるものなるが故に、牧師的、自由主義的説教を以てしては到底之を緩和すること不可能である。プロック經濟政策の風潮は机上の理論として之を批判し排撃し得べきも、現實の政策としてはこの必然を認識し之に對應すべき國家の地歩を獲得するより外に途はない。乃ち我國の實際政策としては、日滿經濟プロックを基礎として亞細亞經濟プロックに擴大し國防と生活との可及的自給自給を圖ると共に、一般民衆の購買力を培養して天下一人の飢ゆる者なきを期さねばならぬ。

八、日滿經濟プロック及び亞細亞經濟プロックの概念は決して退嬰的孤立化と混同すべからず。積極的市場開拓の爲に外交的經濟的手段を盡すべきは勿論であるが、現下の海外市場は單に搾取勞働の成果たる低物價製品を以て無限に開拓し得べき情勢に非ざるこ

とを確立し超大陸帝國のプロック對立に善處すべき日本獨自の統制政策を要すること萬々である。

九、日本も亦列國對立の情勢に對應して適正なる自衛手段を講ずる以上、漸く尖鋭化する對立が遂に國際的危險を激成することを覺悟し此の外患に備ふべく内的準備の完成を急がねばならぬ。行き詰れる國民生活を顧みず糜爛せる社會情勢を放擲し、社會的不安を内蔵して、外來の困難に當るが如きは、國家の不幸測り知る可らざるものがある。現に軍部の上下に鬱勃たる國家改造の主張は外患に處すべき國家の内職治療を要求するものに外ならない。

十、腐朽せる自由主義と麻痺せる資本主義と墮落せる既成政黨とは沈滞日本の更生を如何ともするとは出来ぬ。現に眼前に見るが如き建設計畫を伴はざる財政インフレ政策は、漫然たる無計畫政治の常であつて、潜在せる病根を後日に擴大し、社會大崩壞の原因を醸成するに過ぎない。乃ち文武官民其の認識を一にして、速かに劃期的大革新を斷行せねばならぬ。然れども陶酔せる社會情勢は國民的一大壓力に依りて迫らるゝに非ざれば、到底革新の端緒を啓くを肯ずるものでない。茲に於てか特に農民、中小企業者、俸給生活者及び勞働大衆の自覺と集團的結合を促し、此の各部的結合を交錯集中して全國民的運動の主體となし、時代轉換の推進となさねばならぬ。

日本労働同盟 本組合は、昭和七年十一月二十日の成立であつて、現在では唯一の國家社會主義労働組合である。(選友同志會は前述の通りその他全日本製氷労働組合、全日本一般産業労働組合は何れも政治闘争を敬遠して、經濟運動第一主義に廻つてしまつた)。

選友同志會の分裂 赤松氏の離脱によつて、日本國家社會黨

は日本主義派と國家社會主義派に分れ、その支柱たりし、本組合も、二派に分れて分裂するに至つた。この間の経緯は「國家主義」運動篇の「日本労働同盟の分裂」を参照せられたい。

同盟の分裂によつて、一つは日本國家社會黨支持派(日本主義派)一つは日本國家社會黨支持取消派(國家社會主義派)となりこの一派が日本労働同盟として國家社會主義労働組合の本流を守つて居るのである。この一派の運動中主なるものは、メーデー反對、愛國示威運動の舉行、國際聯盟及國際労働會議退運動等である。尙、國家社會黨支持派は、労働組合の部門を擔當する機關として、日本産業軍を組織してゐることを附記して置く。

左翼労働組合の情勢

一 合法左翼労働組合の動搖

合法左翼を代表する組合は、東京市従業員組合、日本労働組合總評議會、全勞統一全國會議、日本交通労働總聯盟等であるが、これ等の各組合は一口に合法左翼と言ふも指導精神は必ずしも軌を一にするものでない。大體の傾向を言ふならば、東京市従業員組合は、共産派の日本労働組合全國協議會「全協」の掌中にあやつられ、日本労働組合總評議會、全勞統一全國會議は、「全協」から日和見主義者と言はれてゐるが、全協と同じ線を進むものである。

日本交通労働總聯盟は、共産主義的方針を實踐化せんとする意識をもつと言ふよりは、ゼネスト程度のものとするべきものであらう。この點に於て組合會議の東電従業員組合と大した隔りがない。

これ等の合法左翼派は、右翼派の勢力に押されて右へ右へと動搖し、その間僅に氣を吐いてゐるのが、日本労働組合總評議會と全勞統一全國會議である。

東京市従業員組合 本組合は合法左翼陣營の一異彩として、相當長い歴史を有し「全協」の傀儡たる觀があつたが、東京市河港課の誠首問題を契機に本部、支部の幹部三十八名が非合法運動に關聯ありとの容疑から一齊檢擧せらるゝに及び、急遽從來の運動方針を一擲し七月二十九日の支部長會議及八月二日、七日の常任委員會に於て左の如き新運動方針を決定した。

(指導精神について) 從來組合が歩み來つた第三インターナショナルリズム的運動形態を清算し「コミンタール」(國際共産黨)影響關係の一切の運動と絶縁なし、この方針の下に對市經濟闘争第一主義で組合の運動を進めること。

(政治方針について) イ、市従業員として又市民として直接生活に關係ある市政問題に重點を置き闘争する。一般政治問題並に他團體との關係は第二義的運動と爲しその都度討議の上参加の是非を決定すること。ロ、以上の闘争を有効化する爲め吾等は市民として居住地域を中心に市政革新同盟の如き同盟を結成し日常市政革新闘争を通じて市従業員の市政に對する智的向上を圖り政治的訓練を進

め経済闘争の一翼たらしめること。ハ、この爲めに市、區會選舉、一般市政問題に關する闘争にも参加し同一意志に依る諸團體とも提携して闘ふ。ニ、市政問題に關する調査研究機關の充實を固り定期不定期に出版物の發行、講演會、研究會、討論會、茶話會、實地見學等を開催し従業員の市政に對する智的向上を圖ること。

(對市闘争) イ、對市闘争に就ては從來の公式的闘争方針を清算し實質的漸進主義を進むこと。例へば實質的には貫徹の見込なきにも拘はらず一應は公式的に闘はねばやまぬと云ふが如き、今日迄の對市闘争方針は結果に於て失敗した點が多く運動に對する權威を失つた。依つて今後は嘆願書提出の場合も列舉主義を改め重要な當面の要求並に大衆の要望に對して實現具體化の爲めに努力する。ロ、闘争有効化の爲め公式的な共同闘争の態度を改め市従の闘争力で先づ凡ての問題を處理する方針で一切の運動を進めること。

市従のこの運動方針の変更は、我國の合法左翼派の殆どが實踐を離れた口舌の勇者、紙の上の運動であつたことを物語るもので、

「吾が組合は從來一般社會からは日本に於ける合法左翼の旗頭の如く見られて来たが、一般組合員の大部分の意識水準は對市經濟闘争の範圍を出でず、斯る状態に置かれつゝあつた組合が常に他動的、極左的指導の下に活動を續けて来たのであつたが、結果に於ては一部幹部の言葉の上での運動に終り充分なる責任を果し得なかつた。故に組合員の階級意識の向上と云ふ意圖と反對に組合恐怖の意識を深めるに至り、その上組合への彈壓の口實となり市従本來の使命たる經濟闘争上に常に支障を來し、一般未組織への働きかけも今後大なる支障となり組合闘争力の弱体化を齎らした。」

心す」との宣言を發表した。

運動方針書中の「團體協約締結」の項は次の如くである。

我東京交通労働組合は表面恰も戰間的な組合なるかの觀を呈し又自他共にこれを認めてゐた。だが自治會當時なら兎に角少く共東京交通労働組合誕生以來の實際の行動は完全に合法組合であり、經濟主義(原文は協調主義の文句を用ふ)であつたことは如何に紛飾しようとも動かすことの出来ない嚴然たる事實である。斯くして自治會當時に唱へられた全面的政治闘争の如き闘争形態は全く影を濟め經濟闘争より一步も出でない組合主義に立籠つてゐた。このことは種々の社會状態も然らしめたであらうが、大體に於て東交それ自體が政治的團體や思想的團體ではなく經濟闘争を主眼とする組合中心主義の要素を多分に持ち、これ以外の闘争は發展性のないことを明確に物語るものである。茲に於て我々は過去に於ける種々の行懸りに拘泥することなく現下の客觀情勢と組合の實情を正當に認識評價し、その上に立つての方策を樹て最も強力なる運動をすることが眞に組合員大衆の利益を護り得る所以なりと信ずる。

この意味に於て東京市と東京交通労働組合との間に團體協約を締結することは極めて適切妥當なる方策なりと確信する。この内容は諸種の問題を包含規定せんとするものであるが、これ等の諸問題を協定するに先立ち現在の諸給與を再検討し極端に不合理なる點を改正すると共に職別部門の收入均衡等を考慮するべきである。團體協約の締結は今日の如く資本家側が攻勢の立場にある時一方的意思に依る彈壓を不可能ならしめ、これに依つて協定された労働條件の一切を保證せしむることは日常生活不安を除去する手段として最も有效適切なるものである。團體協約締結の事實に對して兎角の批評を

ことを宣明してゐることによつても知ることができる。

日本労働組合總連盟 本聯盟の左翼的傾向は傳統的のものであるが、その支柱をなす東京交通労働組合及び神戸市電従業員組合の右翼化により、「交總」としては著しく統制を缺き、聯盟體としての活動は殆ど半身不隨の状態にある。「交總」加盟團體中、左翼方針をとるものは、大阪市電自助會、大阪自動車従業員組合等であるが、本年度の大會に於ける運動方針書は、東京交通労働組合、神戸市電従業員組合の右翼轉換方針を認め、「東京交通労働組合が採用した團體協約方針」これとほゞ同様の神戸市電従業員組合の方針も組合の實情がこれを必要としたものとしてこれを認める。けれ共この締結に當つては「その條件の如何が我々にとつて決定的重要性を持つものであるが故に交總機關の決定の下に行ふことを原則としなければならぬ」と規定せるが、「交總」が運動方針に於てこれを認めたことは「交總」潰滅の瀕邊策で、左翼勢力の凋落、右翼轉向の過渡期にあるものと見る事ができる。

尙、東京交通労働組合は、右翼轉向問題をめぐつて舊幹部派と新幹部派の對立を見、一時分裂の状態を示したが、十一月四日、兩派の統一大會を開催して「團體協約運動を中心とする運動方針書」を可決し「我等は我等の生活の牙城たる組合組織の充實、組合財政の確定闘争合理化への訓練強化と極左的小兒病理論の絶對排除を以て最大の任務とし、一路組合發展の爲め專

爲すものもあるも、我々はこれに依つて階級闘争を否定せんとするものでなく又ゼネスト戦術の放棄でもない。唯將來の如く單なる日常闘争に對しても直ちにストライキ決行に依つて解決せんとした所謂ゼネスト萬能主義を清算し重大問題に對してのみ傳家の寶刀として有効に行使せんとするものである。以上の如き見解の下に東京市と東交との間に左の如き内容を持つ團體協約締結の爲めに東交の全機能を擧げて猛烈なる運動を起さんとするものである。

- 一、市電従業員は原則として東京交通労働組合員たること。
- 二、市は東京交通労働組合を公認し團體交渉權を確認すること。
- 三、市電、東交双方より同数の委員を擧げて共同委員會を組織し従業員の待遇問題一切を協議決定すること。
- 四、共同委員會は毎年一回〇月これを開催し労働條件に關する諸問題を再協議決定すること。
- 五、市電は本協約締結期間中に於ては労働條件の低下並に減首等は絕對に行はざること。
- 六、東京交通労働組合は本協約締結期間中は産業平和を攪亂するが如き不穩な行動を行はざらば勿論進んで能率増進に協力すること。
- 七、市電は當局對東交の査問委員會に於て協議決定するに非ざれば處罰に依る減首は行はざること。

日本労働組合總評議會 本組合は昭和六年四月の創立で、昭和三年四月、日本労働組合評議會の結社禁止後合法組合として更生したものである。日本労働組合全國協議會側からは日和見主義と非難されてゐる組合であるが、國際的にはプロフインターンの方針を支持するもので共産主義系の合法組合として代表的

勢力をなすものである。

八年度に於ける活動は、インフレに基く労働攻勢の波に乗り
争議激発主義をとり組織の拡大を圖つたが、その半面失ふ所も
あり著しい進出を見るに至らなかつた。

金勢統一全國會議 本組合は、全國労働組合同盟が日本労働俱
楽部に加盟したことに反対し、分裂した一派で、始めは「全國
労働クラブ排撃分裂反対同盟」を結成して、俱樂部派の非階級
性を排撃してゐるが、八年三月の代表者會議で、標題の如く改
稱したのである。

この一派の運動も總評と大體同様であり、特に記述すべきも
のはなかつたやうである。

二 日本労働組合全國協議會

本組合は、共產主義派の非合法的労働組合なるため、當局の
取締嚴重にして組織的活動は殆ど不可能の状態にある。近時部
分的には合法性獲得の聲が起つてゐる。この派の運動は、凡て
潜行的であるため知悉することを得ない。

三 全國労働組合自由聯合會、日本労働組合自由聯合協議會

全國労働組合自由聯合會は、大正十五年五月アナーキズム系
の労働組合の全國的聯合機關として創立を見たもので現在は極
めて微々たる存在ではあるが、アナーキズム運動の中心勢力を
なすものである。昭和三年の大會に於いて綱領改正問題に端を
發して内部的に意見の對立を見、本來の自由聯合主義派（本部
派）は經濟直接行動主義を主張し、他の一派は現實の社會情勢
に即したる運動方針を樹立すべしとなし、或はアナーキズム拋
棄を主張し關東側の反対派は脱退して、「關東地方自由聯合協
議會」を組織した。翌四年三月に至り關西に於ける反対派も、
「關西自由聯合協議會」を結成し、更に同年四月關東側の脱退
派と合同して「日本労働組合自由聯合協議會」を組織した。
かくて兩派の對立抗争は一段とその活動を不活潑ならしめた
が、昭和七年秋以來、兩派の間に合同の機運動き、最近は頼に
促進せられつゝある状態にある。

(内藤義弘)

労働争議

概説

茲數年我國に於ける労働争議は次に示す如く年々漸増の傾向
を辿つて來たが、昭和七年に入つて此の趨勢の挫折を見、更に
八年度に及んでは一月、二月頃のインフレ濃化の呼聲と、二十

三億圓の豫算に對する期待に依つて「好景氣來る」非常時解消
説が説へられ、前年同期に比し一躍増加の傾向を示せるも、三
月以降は、國際聯盟脱退等により再び非常時の重壓となり、逆
轉して引續き減少し來つたのである。

年次	労働争議總數			内同盟罷怠業			工場閉鎖					
	總件數	總參加人員	一件當り平均參加人員	件數	參加人員	一件當り平均參加人員	三日以下	四日以上	十一日以上	三十一日以上	自然消滅	未解決
(大正十五年)	1,260	27,267	101	495	6,734	136	149	184	6	6	2	4
昭和元年	1,101	10,350	66	383	4,673	123	144	184	6	6	2	4
二年	1,013	10,183	100	397	4,623	117	159	197	7	5	3	3
三年	1,140	17,144	150	576	7,744	134	166	197	6	5	3	4
四年	1,269	19,180	151	607	8,139	134	166	197	6	5	3	4
五年	2,269	34,558	152	998	14,329	144	186	269	10	7	4	5
六年	2,227	33,333	149	893	13,556	151	186	269	10	7	4	5
七年	1,897	26,733	141	620	9,943	128	162	204	8	5	3	4
八年	1,260	21,733	172	410	6,943	168	117	133	4	3	2	3

即ち昭和八年度は發生總數一、八九七件にして、前年度よりは 三三〇件、前々年度よりは五五九件の減少である。一件當り平

均参加人員は同じく六二名で昭和六年度より僅か一名少いが、七年度のそれよりは六名増加してゐる。之は一月に於けるスピードアップに起因せる東京市電従業員の争議(参加者五、九五〇人)及び時間短縮に端を發した横濱ドック(参加者一、五九〇人、四月には作業方法の変更、十月には賃銀増額を要求して起る、参加者計三、八一六人)並に染織工業に於て何れも賃銀増額を要求して惹起された三月の東京モスリン株式会社(参加者一、一五〇人)、八月引續き二回繰返された和歌山紡織株式会社本庄工場及紀ノ川工場(参加者合計二、二九五五人)、十一月滋賀縣に於ける旭ベンベルギ絹絲株式会社大津工場(参加者四、〇四五人)、監督排斥を叫んで八、九兩月に互に再三執拗に起された愛知の昭和毛絨紡績株式会社彌富工場(参加者計二、〇六〇人)等の紛争の結果で、是等を除いては昭和七年度同様依然として大部分中小工業にその發生を見てゐるのである。而して右の同盟罷怠業工場閉鎖を伴つたもの六一〇件にして總件数の三二%強に當り、其の参加人員は四九、四二三人にして前年に比し二八七件五、三六〇人減少してゐる。又一件當り平均参加人員は八一名にして、前年の六一名に比し二〇名多く、更に前々年よりは一六名増加してゐるが、昭和四年及五年よりは何れも前表の如く減少してをり、一般的には昭和初年以前に比し著しく小規模となりつゝある。猶その争議續日数について見るに、長期間に互るものは六年迄は相當數を示してゐるが、八年度は遽に

之が少くなり、短期間を以て解決してゐるものが多い(前表参照)。要するに八年度争議は全體としてその規模が縮小され、争議戦術の如きも往年の如く殺伐な手段に訴へること少くなり、發生状態が非常に緩和されてゐる。それには次の如き事情が重大な原因をなしてゐるものと思ふ。

- 一、非常時緊團氣の産業界に及ぼした精神的影響
- 二、軍需工業の股賑と一般産業界に於けるインフレーションの進行。
- 三、労働組合自體の經營化による勞資關係の穩健化。
- 四、争議激發を目的とする左翼労働組合の凋落。

府縣別による觀察

府縣別による労働争議の状況は、從來の如く工業都市に頻發し、京濱及京阪神地方のみにて件數、参加人員共に全體の五〇%以上を占めてゐる。是等の中前年に比して神奈川縣は獨り兩者共増加してゐるが、他の東京府、京都府、大阪府、兵庫縣は

府縣別	發生件數		参加人員	
	昭和七年	同八年	昭和七年	同八年
東京府	四四三	三二三	二八、三七六	一九、四七六
京都府	一九四	一二二	三、三九一	一、六三五
大阪府	二八九	二四五	一一、〇八一	一〇、九三九
神奈川縣	一一〇	一四〇	一六、二七三	一八、五二一
兵庫縣	二二二	一七三	一〇、二三六	七、七八〇

それ〴〵下降してゐる。

以上に就いて見る如く八年度は東京府の三二三件(同盟罷怠業工場閉鎖を伴ひたるもの一〇二件、以下括弧内は之に準ず)總件數の一七%弱を最高とし、大阪府の二四五件(一一三件)、兵庫縣の一七三件(四四件)神奈川縣の一四〇件(一一件)、愛知縣の一二九件(四六件)、京都府の一二二件(三二件)、北海道の一〇五件(一二三件)、山口縣の五〇件(一七件)、廣島縣の四九件(一五件)、埼玉縣の四八件(一二件)、福岡縣の四七件(一九件)といふ順位にあり、他は一率一%内外にして、特に新潟、長野、宮城、岩手、山形、秋田、福井、石川、島根、香川、大分、熊本、宮崎、鹿児島各縣は何れも五件を超えない状態である。

年次	機械器具工業	化学工業	染織工業	飲食物造業	雜工業	礦業	瓦斯電業	運輸業	土木建築業	通信業	その他業	計	同百分率																							
													昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年	昭和六年	同七年	同八年
昭和六年	513	383	339	67	368	56	11	245	133	1	380	2,456	20.8	15.6	13.8	2.7	15.0	2.3	0.5	10.0	5.4	0.1	13.8	100	14.5	14.0	15.2	3.4	13.9	2.5	0.4	11.9	6.9	0.2	17.1	100
同七年	322	311	336	74	308	56	9	264	153	4	380	2,217	13.2	14.6	12.7	3.9	13.8	2.7	0.9	11.3	10.4	0.3	16.2	100	13.2	14.6	12.7	3.9	13.8	2.7	0.9	11.3	10.4	0.3	16.2	100

業態別による觀察

業態別に現はれた労働争議の状況を見るに、昭和六年及同七年に於ける發生件數の各對比は上表の通りである。同表に依つて觀取し得る如く、機械器具製造工業は前年來より軍需品工業の股賑の影響を受け、大體に於て就職率賃銀率の上昇を見、且又事業の性質上非常時局といふ精神的作用を最も多分に享受し居る關係上、漸次争議の發生も緩和され來つたのである。無論本年度經濟界の複雑なりし如く、特種の部門に於ては依然として經營難に災ひされてゐるものあるは言ふ迄もない。化学(工業)にあつては窯業、漆器業、護膜製品業に特にその發生を見た。窯業の中でもガラス産業は對外爲替安の關係によつて、日本品の非常な海外輸出となり、貿易業者は之に勢を得て益、其の傾向を助成した。爲に同事業經營者が濫立して、其の間に價格の統制が全然出來ず、輸出業者、問屋筋に値段の高下を左右されるに従つて愈、自由競争の濫賣戰が盛んになり、無數に海外に輸出され、外國市場を侵蝕した。然るに外國では自國産業保護の爲、關稅その他で日本品を排斥する様になり、就中アメリカのゼネラル・エレクトリック會社が、電球の特許權問題を持ち出して極力防遏策を講じた結果、同國への輸出困難となり、併せて其の他の諸國への輸出も頓に閉鎖された爲、無理な經營をして來た事業主は遽にその犠牲を労働者に轉嫁し

乃至は事業主自らも倒壊して事業の休廃止となつたのである。猶製瓦業に於ても多く發生してゐる。漆器業に於ては爲替安の結果輸出の増大となり、事業は繁忙を來したが、その割合に該従業員は労働強化となり、實質賃銀が低下し、爲に賃銀増額等の要求となつて現はれたものである。之に反し護謨製品業では、護謨の原料を悉く外國に需めざる爲、日本爲替の下落から輸入困難となり、加工品の輸出も日支事變後南支那の主要輸出が杜絶した結果、事業不振に陥つた事に原因してゐる。染色工業は織物業及紡績業に於て輸出頗る活況を呈し、紡績、人絹等はそれ〴〵操短を緩和し或は人絹の如く之を全廢してゐるけれども、未だ積極的な經營に迄至らず、輸出物はストック品を以て之に當て、極度の生産合理化によつて労働力を節約してをり、労働賃銀に就いても著しい節約が行はれてゐる。そこに無理が生ずるのである。染織整理其の他の加工業は小資本を以て行はれ得る關係上、家内工業的な經營者が多く此の部門では何れも經營不振を來し、事業の休止、解雇、賃銀不拂等續出し、染織工業爭議中相當數を占めてゐる。尙本産業爭議は他と異つて、参加人員五〇人以下を以て起されたものが全體の約八割を占めてをり、如實に當工業に従事する小工場の窮乏を反映してゐる。更に事業の性質上多數の女工を使用してをる爲、爭議参加者も彼等が多く従つて監督者排斥の如く相當感情が交錯して惹起されたものが多い。雜工業も亦製版印刷製本業、製材業の中小工業

不振にして、此の部門に多く發生を見る。土木建築業は言ふ迄もなく請負業者の下に幾重にも下請負人が居りそれ等の中には利己心のみ強烈にして、徒らに労働の過重を強ひて之に相應する賃銀を支拂はず、或は賃銀を拐帶逃亡する者、又は不拂を爲すもの多く、之に對し監督官廳の監視緩漫にして取締充分ならざる嫌ありて逐年爭議増加の傾向にある。而してこの種の産業は全協系の左翼が活躍してゐることは注目すべきである。其の他の業に於ては毎年繰返す如く全職業に互つて爭議が發生してゐる、最近一般的普遍的となつてゐる。就中映畫、演劇關係爭議は引き続き多數を占めをり、該従業員の封建的労働條件の解放を叫ぶ心理は、労働組合の侵入を容易ならしめ、著々之が組織化されつゝあり、一方生活防衛の必要に迫られて當分積發する傾向にある。

要求別に現はれた労働爭議と解決狀況

諸て是等の爭議が如何なる事情によつて惹起され、何を要求したかを検討せねばならぬのであるが、便宜上要求條項を類別してその概観を見ることとする。

先づ著目すべきは賃銀増額要求が激増して、全要求條項の三〇・四%を占めてをる事である。前年迄は從來切下げられたる賃銀の復活程度と目せられてどちらかと云へば消極的要求なりしが、八年度はそれが稍積極的色彩を帯びて來てゐる。加ふるに

賃銀算定支給方法の變更又は反對、労働時間短縮、作業規則の變更又は反對等の要求も、それ〴〵前年より積極的内容を以て増加してゐる。之に反して賃銀減額反對要求は前年より一七九件少く、甚だしい減少である。未拂賃銀の支拂要求や工場の閉鎖又は解雇反對等に關する所謂消極的要求が、何れも前年より相當減少されてゐる。これ明に軍需工業の活況乃至インフレ進行による全産業の好況を表象すると同時に、労働者階級の資本攻勢を證するものである。然し一面、収入賃銀の増加よりも物價の騰貴率高くして生活を維持し難き結果より増賃を要求するもの、或は殘業等の過勞より之が要求を爲すものあるは注意を要することと思ふ。扱て其の解決狀況を見るに、概して勞資双

方の互譲乃至は事業主が爭議期間の存再長期に互ることより延いて經營上に不利を及ぼす事を慮りて要求を承認する傾向にあり、且又調停官或は第三者の斡旋を俟たずして、勞資當事者間の發意に基く直接交渉によつて圓滿に解決したものが例年になく多數に上つてゐる。之は即ち時節柄双方に協力思想が自覺され、協調的、平和的な態度に出でたものである。なほ労働爭議調停委員會開設の申請の結果解決したものに、大阪の中桐鐵工所がある。

労働組合の爭議方針

斯くの如き機運が一面又既成労働組合に對する大いなる牽制

年次	賃銀増額	賃銀減額反對	賃銀算定支給方法變更又は反對	賃銀支拂	休業反對	休業手当の支拂又は増額	休業手当の支拂又は復職	休業手当の支拂又は復職	労働時間短縮	公共の日の設定	作業方法規則の変更又は反對		労働組合の自由承認	労働組合の組織変更	工場設備其他福利施設の増設	監督者の排斥	雑	計
											組合の自由承認	労働組合の組織変更						
昭和六年	290	419	103	281	115	80	540	377	31	3	22	18	0	9	40	128	2,456	
同 七年	397	289	98	286	81	53	488	327	20	3	17	7	0	11	26	114	2,217	
同 八年	576	110	103	200	49	32	319	255	26	4	32	7	0	14	45	125	1,897	
昭和六年	11.8	17.1	4.2	11.4	4.7	3.3	22.0	15.3	1.3	0.1	0.9	0.7	0	0.4	1.6	5.2	100	
同 七年	17.9	13.0	4.4	12.9	3.7	2.4	22.0	14.8	0.9	0.1	0.8	0.3	0	0.5	1.2	5.1	100	
同 八年	30.4	5.8	5.4	10.5	2.6	1.7	16.8	13.4	1.4	0.2	1.7	0.4	0	0.7	2.4	6.6	100	

となつて反省を促してゐることは否めない。従つて従來の如く
 爭議を以て直ちに政治闘争化を意欲することは本來の職分に反
 するものとして、日本主義労働組合或は日本労働組合會議加盟
 の諸組合に於ては(是等組合團體は我國労働組合の主流をなしてゐる
 代表的のものである)概して過度の闘争を浪費的なものとして排
 し、罷業決行の際に於ても必要な範圍内に於て闘争を爲すこ
 ととしてゐる。是等の現象が直接労働爭議の上に反映してゐる
 ことは看過出来ない事實である。

以下各主要労働組合の對爭議方針を略述しよう。

日本労働組合會議の持達爭議に對する態度——去る昭和八年
 四月十九日、日本労働組合會議は第四回執行委員會に於て、「持
 達爭議に關する件」を可決してゐる。即ち「最近經濟界の不況
 及資本の攻勢の廣らす畸形的乃至悪性的副作用として紛議その
 他の問題の起りたる時に、之を自己の有利にのみ解決せんとす
 るのみの動機より一時労働團體を創設し、又は組合會議加盟團
 體に加盟し乃至は組合會議又はその加盟團體に援助を乞ふもの
 あり。併し事件解決後は再び未組織状態に還元するものにして
 この種の所謂功利主義は健全なる労働階級の組織運動更に延い
 ては眞面目なる労働運動を阻害するものなるを以て、此の種持
 込み爭議に對しては事情止むを得ざる場合の外は原則として拒
 絶すべきが妥當であると思ふ。」云々と以上の問題となるべき
 事柄は「事情止むを得ざる場合の外」の解釋に存することと思

ふが、兎に角労働運動華かなりし時代、随分無批判的に或は又
 功利主義的に行はれて、必要以上に資本家企業家をして労働組
 合を忌避せしめてゐた持達爭議の取扱に對し、斯かる態度に出
 でしことは明かに組合運動の本旨に一步接近したと言はねばな
 らない。

日本海員組合——海上労働戦線の統一を完成する我國唯一の
 産業別労働組合たる日本海員組合は、従來日本船主協會と團體
 協約を締結し、その勞資關係は最も合理化されてゐるので、協
 定せる最低賃銀其他の協約違反に對する闘争以外に爭議はない
 筈であるが實際は本年度大會に報告されてゐる如く相當多く見
 受けられる。

各種手當増額要求	四八	乗組員減員反對	四
同減額反對	二	日支船員交代	一六
最低賃銀不實施	二四	遭難手當	一九
賃銀不拂	八	賣船手當	一四
食費増額(割増を含む)	一三	乗船手當	九
食費減額反對	一	其他	三三
乗組員増員要求	一九	計	二一〇

之は何に原因するかと云へば「組合と各種團體協約を締結し
 つゝある日本船主協會が統制力の微弱であること」に由ると云
 はれてゐる。

日本労働總同盟——日本労働總同盟は八年十一月四、五、六
 の三日間に互つて、八年度全國事務會議を開催し、労働組合本

來の使命を遂行する基礎工作の一として、中小工業家と協力す
 る爲に「團體協約促進」の件を可決し、本同盟の中心政策となし
 てゐる。更に平和的、建設的福利増進事業の振興に關する件と
 して、イ、消費組合、信用組合の指導と其の助成。ロ、共済組
 合、相互保險、其の他の指導並に其の創設の助成、ハ、共同仕
 入、購買代理部其他の經營、等を決定して、組合の經營化、健
 實なる労働組合主義の徹底化に努力し、數年來提唱し來つた罷
 業の最少化を愈、具體的に實現することを強調してゐる。而し
 て之が運用の妙を決する心術に於ては、「勞資相互の利己心を
 修正」し、國家全體の爲に忍ぶべからざるを忍び、譲り得ざる
 ことも譲り最大の奉仕主義を生かしてゆかなければならぬと云
 つてゐる。

全國労働組合同盟——従來爭議主義と目されて來た本組合同
 盟は、昭和八年度に取扱へる爭議件數三四七件にして前年度よ
 り五二件増加してゐることを發表してゐる。昭和七年度下半期
 より上半期にかけてインフレの影響は漸く爭議の上に反映し始
 め、組合の爭議活動は漸く活氣を呈して來た。我が全國労働は
 昨年十二月第二回中央委員會に於て三割賃上要求を中心とする
 インフレ闘争のトップを切り、全國的に有效な闘争を展開した。
 其の統計的調査は未了だが所屬組合は大體に於て一割乃至三割
 の値上を獲得し、組織の引締、未組織の獲得に成功しつゝある。
 此の報告によつて見ると爭議増加の原因は主として此のインフ

レ闘争指令に依るものであつて、本年度に於ける活動は主とし
 て此の方面に傾注された。この事實は一見組合會議の方針に違
 ざかつてゐるやうにも見えるが、全國労働傳統の現はれで、今
 遽に總同盟式にせよとするは無理である。而して斯かる省察は
 組合自體に於ても行はれ、非常時闘争の一般方針の中に於て、
 「從來稍もすれば實行性に對して過小評價したるが如き傾きを
 清算し政策の直接的、現實性を重要視せねばならない。我が全
 國労働は今日迄階級的大众的、労働組合の立場に立ち、大衆の
 日常利害に忠實に敏活に戦ひ、大衆の全生活部面に密着するた
 めに新分野の開拓に努め、同時にこれ等を階級的見透の上に發
 展せしめるやうに努力して來た。従つてこれ等の批判は必ずし
 も今日に始まるものでなく、既に率先して身を以て清算しつゝ、
 あるが、今後急速に精力的にこの批判の徹底を計らなければな
 らない」と自己檢討して過去の左翼的方針の清算に努めてゐる。
 而して組合の法律相談、健康相談、人事相談の擴充や、或は消
 費組合、購買組合、醫療組合等の協同組合運動への積極的參加
 協力乃至は、組合員の相互扶助に基く共済救済の施設の開設に
 就き、先づ自主的に行ふことが第一歩であるとして眞面目に具
 體的に實踐化されつゝあることは注目すべき傾向である。

左翼労働組合——合法左翼労働組合は、現下の社會情勢の下
 に於ては實質上殆ど其の驥足を伸ばし得ず、僅かに映畫方面に
 於て總評議會が進出してゐるのみである。全協乃至は共產黨の

運動に至つては、當局の取締嚴重を極め、往年の如く活潑なる行動は抑止されてをり、加ふるに共産黨巨頭等の相繼ぐ轉向が傳へられて、精神的にも非常なる衝動を受けて甚だ振はざる状態にあるも、他面地下潛行運動は反動的に巧妙となり、社會への諸對策も高踏的なものより漸時現實化され普遍化されつゝある状態なれば、今直ちに是等の運動が萎微沈衰せるものと連断して看過出来ないものと思ふ。

日本主義労働組合——最近頗る擡頭して來た日本主義労働組合、就中其の主流をなす日本産業労働俱樂部は、特に爭議方針を確立して社會に發表は爲し居らざるも、俱樂部の根本精神は各自其の職分を全うすることに置かれてをり、進んで公正なる道義に基く勞資關係の樹立に邁進しをる爲め、此の目的を阻害するものあれば、其のものに對して止むを得ず最惡の手段として力に訴へねばならぬとしてゐる。

労働争議の戦術

本年度は從來の資本攻勢より轉じて、労働攻勢に移つた傾向のあることは以上に於ても觀取される。而してその理由とする所も略、述べ來つたのであるが、斯かる情勢下に於ては爭議戦術は一層激化せられるやに一應思はれるのであるが、事實は反對にして殆ど所謂戦術として着目すべきものはなかつたのである。無論何れも紳士的態度に出でたと云ふのではない。從來の

通念よりしてさう觀ぜられるのである。

本年度争議の特徴

以上を通觀して本年度争議の特徴とも云ふべきものを擧げるならば、平面的觀察ではあるが左の諸點が指摘され得る。

- 一、一般産業界の興隆により爭議發生件数が減少して來たこと。
 - 二、依然として中小工業方面に未だ多く發生してゐること。
 - 三、日本爲替の暴落により輸出向産業中の窯業、漆器業、護謨製品業に於て多數發生したること。
 - 四、其の他の業に屬する産業は依然として多く、爭議が益一般化し普遍化してゐること。
 - 五、賃銀増額等の積極的要求が激増して、賃銀減額反對等の消極的要求が何れも減少したこと。
 - 六、労働組合の爭議對策が穩健化し、延いて一般爭議に比較的無理が減少したこと。
 - 七、非常時局の影響により勞資協力思想擡頭し、爲に勞資當事者の自主的解決が増加したこと。
 - 八、爭議戦術の穩健化。
- 等である。概説の末尾に述べしところと照合して首肯し得るであらう。

(藤澤朝世)

國家主義運動

概説

滿洲事變以後奔騰せるナショナリズムの潮流に乗じて、燎原の火の如く躍動せる國家主義運動は、五・一五事件を頂點として、社會狀勢の緩和と共に、攻勢時代より次第に鎮靜状態に歸した。昭和八年に於ける國家主義運動は、此の非常時小康の線に沿ふて、前年後半期より開始せる整理淘汰の過程を盛大化し、思想的清算と陣營の整理に殆ど終始した觀があつた。特に昨年六七月頃迄が最も國家主義團體の變遷紛糾を極めた時期にして、一方に於て皇道會、明倫會の如き軍人團體の結成を見ると共に、他方、滿洲事變直後幾多の矛盾と撞着とを包含しながら、華やかな動きを見せた諸團體の清算期であつた。新日本國民同盟の内紛、日本國家社會黨の分裂、大日本生産黨の紛擾等はその最も重要な現はれであつて、此の間第二の五・一五事件と稱せらるる所謂神兵隊事件の非合法的陰謀が曝露し、國家主義陣營に漲るテロリズム的傾向の一表現として、社會の耳目を聳動したが、這は全面的に襲來せる國家主義運動の不振行詰りを打開せんとする最後の足掻であつた。是等の事實に依つて、

日本主義と國家社會主義との思想的分野が再編成され、同時に愛國團體の運動形態に於て次第に政治運動と精神運動との間に明かな一線を劃するに至つた。即ち昨春秋以來、國家主義陣營の戰線統一機運頗る濃化するに至つて、遂に國家社會主義全國協議會乃至愛國一致運動協議會の結成となり、或程度の戰線統一を實現した。又運動方法に於ては、新日本國民同盟或は望月源治氏の神州連光會及び赤松克廣氏一派の國民協會の如く、政治戦線より一步退いて、精神運動乃至文化運動に主力を注ぐに至つた。而して斯の如き精神運動への轉換的傾向は、一般的に愛國團體の政治的不振に基く必然的動向として、昭和八年に於ける國家主義運動の顯著なる特徴をなして居る。以下本年度國家主義運動の重要な諸問題を、極めて表面的に順を追つて概述する事にしたい。

國家主義團體の清算清算

一 軍人團體皇道會、明倫會の結成
 滿洲事變に次ぐ五・一五事件の突發は、一般國民に文字通り非常時々の深刻な印象を與へた。とりわけ是等の事件が軍部

の手に依つて行はれたゞけ、昭和五年のロンドン條約及び當時の統帥権問題等に鬱勃たる憤懣を抱いて居た在郷軍人の間に、著しき刺戟を與へ、協調外交反對、政黨政治排撃、延いては國家革新の風潮を彌が上にも煽り立てた。皇道會、明倫會は、斯の如き風潮の中に、在郷後備軍人を基礎として結成されたのである。

皇道會は昭和七年十一月以來、等々力森藏、高田豊樹各中將、黒澤圭一郎、富家政市各少將及び松本大佐、水谷少佐其他の在郷軍人によつて皇道主義確立の爲め、結成準備が進められつゝ、あつたが、昭和八年一月二十日の日本農民組合大會に於て同組合が皇道會との提携を正式に決議するに及んで、我が國社會運動史上目新しき兵農一丸の政治結社として社會の注目を惹いて居た。その結成大會を四月五日赤坂三會堂に於て舉行したが、皇道會の目的とする所は、次の宣言、聲明書、決議、綱領に見られる如く、一般國家主義團體と何等異なる所はない。

皇道會宣言

皇統三千年の光輝ある歴史を有する日本の現状は今や未曾有の危機に直面せり。即ち國民の生活は益々窮迫し産業は停廢して勤勞大衆は餓死線上に彷徨し、思想は益々惡化して極右極左共に跳梁し國民道徳は弛緩して輕佻浮華の風日に盛んとなり列強は名を國際平和に藉りて帝國の正當なる權益を抑壓せんとす。此の如くんば皇國の前途爲に殆く吾人の痛憤措く能はざる所なり。

して止まず此の如き國策の斷行せられざる限り、日本帝國は永遠に非常重大時局に直面せるものなる所以を肅然として憤慮し以て上下協力一致皇道主義の斷行を期す。茲に之を聲明す。

決議

祖國日本は未曾有の非常時に遭遇せり。就中國民生活は根底より破壊せられ、國民は餓死線上に彷徨せり。政治の腐敗墮落は其の極に達し一部少數財閥の横暴は日に日に盛なり。今にして政治、經濟の改革をなすに非ずんば、皇國の前途に大いに憂ふべきものありと信ず。茲に於て我々國民は奮然厥起して、國難を打開せんとするものなり。我等はこの窮迫せる現狀に照して當面せる任務として左の二決議事項の即時貫徹に邁進す。

- 一、非國家的財閥の走狗たる政黨内閣の出現に對して我等は斷乎反對す
- 一、國民生活を絶對保證する強力内閣の樹立を期す。

綱領

皇道政治を徹底し以て金匱無缺なる我が國體精華を發揮するを主眼とす。

- 一、既成政黨の積弊を打破し、以て公正なる政治の確立を期す。
- 二、資本主義經濟を改廢し、國家統制經濟の實現を期す。
- 三、國民道徳の振興を圖り以て綱紀の肅正を期す。
- 四、軍備を充實し、以て國防の完備を期す。
- 五、國際正義の貫徹を圖り世界資源の衡平を期す。

- 總裁 (保留)
- 副總裁 陸軍中將 等々力森藏

惟ふに事變の茲に至れる由て來る所遠しといへども、要するに明治以來歐米の個人主義及階級闘争的思想漸次我が國に浸潤し、日本の傳統たる皇道精神を汚濁して、毫も國家の興隆發展を念とせず、或は私利私慾を追求して更に國民利福を顧みず、或は思想の動搖に昏迷して其の歸趨に惑ひ、不正不義の徒其間隙に乗じて權勢利福を壟斷し、至誠愛國の士は屏息して其の志を伸ぶの餘地なきに至りたること蓋し其の最大原因たらざらばならず。

茲に於てか吾人は座視するに忍びず、奮然厥起して時弊を肅正し、國運を恢弘して聊か君國に報ずる所あらんとす。吾人は須らく黨閥との野合の勢力を打倒し、階級闘争を根絶して秩序と安寧を維持して、皇道精神を振興し、道徳及理智を涵養し、國防を充實して列國の壓迫に對抗し、國際正義を確立して、之を四海に宣布せざるべからず。此の如くして始めて内外の國難を匡救し、國體の精華を發揚する事を得べきなり。吾人は如上の目的を貫徹するに當り常に公明正大なる心事と正々堂々たる方法を堅持せんとするものにして近時世上に頻發する陰謀暴力其他非法手段の如きは斷じて採らざることなり。吾人は帝國臣民にして當然享有する一切の權利を活用し精神一統何事か成らざらんの意氣を以て勇往邁進せんことを期す。

聲明書

皇統連綿たる國史に照し列聖の鴻謨に鑑み國際聯盟脱退を一轉機とし皇國の正義を世界に宣布し東亞民族を白人の壓迫と搾取より解放し國內に於ける一切の精神生活、政治生活、經濟生活を律するに皇道精神を以てし、それに依つて宇宙大衆の普遍的災厄を打開すると同時に君國を累卵の危きに陥れんとする共產黨主義的結社の殲滅に要する、抜本塞源の國策の斷行を九千萬同胞と共に國を擧げて切望す。

- 幹事長 陸軍少將 黒澤圭一郎
- 副幹事長 陸軍少將 富家政市
- 常任幹事

- 組織部長 水谷吉藏、高橋時吉、遊説部長 平野力三、宣傳部長 山崎仁面、政策研究部長 小島錦一郎、振越照、調査情報部長 島中華三、財務部長 社本弟三、庶務部長會計主任 相田信吉、教育部長 山脇明將、青年部長 龍澤操六、出版部長 中村英彦
- 顧問 陸軍中將 高山公通、陸軍中將 奥野英太郎、陸軍中將 貴志彌次郎、陸軍中將 高田豊樹、海軍中將 兼坂隆海軍中將 山下鐵八郎、陸軍中將 春木源三郎、陸軍中將 出口永吉、陸軍主計監 鶴田義紹、經濟學博士 林榮未夫、政治學博士 五來欣造、下中彌三郎
- 相談役 拓大教授 滿川龜太郎、中澤辨次郎

明倫會は、五・一五事件直後、該事件の如き不詳事件の再發を防止し、在郷軍人の政治的任務を強調する意味から、田中國重大將を中心として創立されたが、昭和八年五月十六日東京會館に於て發會式を舉行した。同會は議會主義に對しては積極的意志を表示し、既成政黨に對しても之を打倒すべしと云はず積極的弊を打破すべしと云ひ、齋藤内閣に對しても支持的態度を採つて居たが、五相會議の後、現内閣不信任の決議をなし獨自の國策を提示すると共に次の宣言より知らる、如く既成政黨に對しても排撃的態度を強く明示するに至つた。

宣言

吾人ハ愛國ノ念勃々トシテ抑ヘ難ク客歲五月聲明書及主義綱領ヲ發シテ同志ノ奮起ヲ促セリ爾來會ノ組織ニ將又輿論ノ喚起ニ日夜奮闘スルコト一星霜諸般ノ準備漸ク成リテ茲ニ發會式ヲ舉行シ廣ク天下同愛ノ士ニ告ク

願レハ皇國ハ曩ニ滿洲國ノ獨立承認ヲ勸因トシテ斷然國際聯盟ヨリ離脱セサルヘカラサルニ至リ眞ニ曠古ノ重大時局ニ直面シ今ヤ民心ノ結束國論ノ統一ヲ圖リ誠忠強力ナル政府ヲ中堅トシテ大ニ奮闘努力ヲ要スルノ秋ニ際會セリ

然ルニ政界ノ現狀ヲ觀ルニ既成政黨ハ一ニ黨利黨略ニ没頭シ政權爭奪ヲ事トシテ國利民福ヲ顧ミス爲メニ國威國權ノ失墜財政經濟ノ窮乏國民思想ノ惡化等日ニ月ニ益甚シ若シ之ヲ放任シ再ヒ政治ヲ彼等ノ壟斷ニ委センカ漸ク高潮セル國民ノ結束ハ忽然トシテ亂レ忠勇ナル出征將卒ノ滿蒙ニ於ケル殉國の努力ノ結晶ハ一朝ニシテ瓦解スヘク果シテ然ラハ誰カ復往年ノ不祥事ヲ反覆スルナキヲ保セムヤ是レ茲ニ明倫會カ奮然奮起シ至誠愛國ノ士ヲ糾合シテ率先時弊ヲ打破シ以テ濟世救民ノ鴻業ニ任セントスル所以ナリ

抑、明倫會ノ期スル所ハ内ニ在リテハ皇祖神國ノ神勅ヲ奉戴シテ天壤無窮ノ國體ヲ擁護シ日本精神ノ鼓吹政界ノ淨化並階級闘争ノ排除ニ依ツテ天皇中心國家本位ノ道德政治ヲ確立スルト共ニ更ニ進ンテ行政財政ノ整理産業ノ振興中正ナル經濟政策ヲ遂行ニ依テ大ニ國力及民力ヲ培養充實シ且國防ノ安固ヲ保障シ以テ稀代ノ難局ヲ突破シ尙外ニ向ツテハ正義ヲ基調トスル自主的外交ニ依テ大亞細亞主義ノ經綸ヲ斷行シ以テ大和民族ノ海外發展ト皇道ノ四海宣揚トヲ徹底セシメントスルニアリ是實ニ本會ノ信條ニシテ又以テ昭和維新ノ聖猷

ニ應フル臣道ナリ吾人ハ茲ニ其信條ヲ披瀝シテ廣ク天下同愛ノ士ニ訴ヘ其結束提携ヲ策シテ天地公正ノ道ヲ邁進シ寒々揮躬ノ節ヲ盡シテ内憂外患ノ國難ニ當ラントス敢テ國民ノ奮起奮闘ヲ望ム(昭和八年五月十六日)

明倫會綱領

- 一、皇祖神國ノ神勅ヲ奉戴シテ天壤無窮ノ我國體ヲ尊重シ忠君愛國及獻身奉公ノ至誠ト道德的觀念トノ普及徹底ヲ期ス
- 二、既成政黨ノ積弊ヲ打破シテ天皇政治ノ確立國家本位ノ政治ノ遂行ヲ期ス
- 三、退嬰追從外交ヲ排シテ自主ト正義トヲ基調トスル外交ヲ斷行シ以テ國威國權ノ宣揚發展ヲ圖リ且ツ大亞細亞主義ノ實現ヲ期ス
- 四、統帥大權ノ發動並國際的軍備平等權ヲ確保シ以テ自主的國防ノ安固ヲ期ス
- 五、根本的行政財政及稅制ノ整理ヲ斷行シ且産業ノ振興中正ナル經濟政策ヲ遂行並民族ノ海外發展ニ依テ國力ノ充實及國民生活ノ安定ヲ期ス

皇道會と明倫會とは、在郷軍人を主體として結成されて居る點は全然同一であり、又議會主義に對する態度も殆ど大同小異であるが、皇道會は在郷軍人や市民のみならず、農民に組織の大部分を有して居る點に明倫會より大衆的性質を帯び、從つて農村對策には非常な熱意を示し、又勞働委員會を設け、勞働者層に對する働きかけも企及して居る。

二 新日本國民同盟の内紛

その創立の動機に於て、その思想の混淆に於て、幾多の不純

と撞著とを内包しながら、昭和七年五月二十九日結成された新日本國民同盟は、日本國家社會黨と同一母胎より分化して而も同黨と同じ運命に支配されつゝ、内部的に對立抗爭而して分裂の清算過程を辿らざるを得なかつた。既に早く、一昨年十一月には思想的懸隔を理由として中谷武世氏一派の愛國勤勞黨及び經濟問題研究會は下中彌三郎氏一派の脱退を見たが、昭和八年に於ても劈頭より組織部長近藤榮藏氏等(東京府聯合會)の國家社會主義と、書記長佐々井一晁氏一派(本部派)の皇道主義の思想的對立より益々、その内部的矛盾は發展した。更に組織方針に關しても兩派の間に大論争を演じ一月七日の常任委員會に於て、遂に近藤氏の常任委員及び組織部長の辭職となり、宣傳部長坪井専次郎氏其他も同一行動を取つた。加之此の本部派と東京府聯の對立激化とは別個に國際勞働會議脱退問題を中心として日本勞働組合總聯合と同盟との對立が生じ、前者の對立抗爭と相俟つて、愈々、同盟内部を紛糾混亂せしめるに至つた。即ち國際勞働會議に對して、日本國民同盟は早くより即時脱退を要望決議してゐるが、同盟の有力支持團體たる總聯合は、日本勞働組合會議に所屬し、世界平和と侵略戰爭防止の見地より脱退反對を決議せる組合會議を支持して居る關係から斯の如き對立を生むに至つたのである。

此の國際勞働會議に關する紛争は、昨年の勞働代表にして總聯合委員長たる坂本孝三郎氏に對し反對の決議文を手交する迄

に發展したが、同氏の同盟支持の積極的意志を表示するに至つたため、從來同盟に對する支持の消極性を更に惡化するものであるとの見解の下に、三月十四日、日本勞働者として日本の國策を海外に宣揚する立場から會議に参加する旨の聲明書を發表して此の問題は一應落着した。

乍去、日増に惡化しつゝ、あつた同盟の内部、即ち國家社會主義派たる東京府聯と皇道主義たる同盟本部との對立は遂に同盟事務所の移轉による東京府聯との別居となつて、政治的、經濟的、組織的に離別するに至つたので、從來之が解決に努力して居た同々盟の有力な顧問島中雄三氏の顧問辭任となり兩者の分裂は最早必至の勢となつた。

かくて同盟は、東京府聯合會の國家社會主義派と思想上の相違から承らく對立抗爭を續けた結果、その活動が全く無力化せるに鑑み、本部派はその活動を積極的に挽回すべく國難打開並に皇道理想達成の祈願運動を開始したが、一方東京府聯の國家社會主義派は、國家社會主義學盟を中心とする純正國家社會主義新黨樹立運動に參割し、同盟とは實質上分離状態にあつた。而して遂に七月八日後記の如き離黨聲明書を發表して正式に離脱し、茲に内部的矛盾を全く解消するに至つた。

それより東京府聯の國家社會主義派は、純正國家社會主義新黨樹立の有力なる一翼として活動する事になつたが、同盟本部派は、更にその再建運動に邁進するに至つた。即ち七月九日に

全國府縣支部總代會議を開き、八月七日支部代表者祈願を兼ねて、全國支部代表者會議を開催したが、此の日運動方針を確立すると共に、新役員として中央總務委員長佐々井一晁、其の他中央常務委員等を挙げ、同盟再建運動を完成するに至つた。其の後特別の活動はなかつたが、十一月三日再び國難打開、皇國理想達成の祈願運動並に臨時大會を開いて、「再び全國同胞に訴ふ」の宣言を発表した。唯同盟再建以後の諸活動は純然たる政治戦線より一步退いて、祈願運動の如き精神運動に主力を注ぎ、その運動方針宣言の如きも、教化的復古的意義を多分に有するに至つた事は、一般的に國家主義運動の政治的弱勢化に伴ふ必然的動向として、注目し價する現象と云はねばならぬ。

東京府聯黨聲明書

國民社會黨準備會の結成以後新日本國民同盟の今日に至る全期間を全國同志と共にその苦難を分かち來つた東京府聯合會はその結盟の大旗たる「國家社會主義」の把握と實踐に徹せんが爲に眞に血みどろな犠牲と努力をおしみなく拂ひ來つた、斯る獻身は偏に全國同胞大衆の解放に與へられた××の道でありその深刻なる苦闘の上のみ達成せらるべき榮光を確信したが爲に他ならぬ。府聯合會の強き團結とその決意ある闘争に賑々とい貫する血の一筋が斯くも嚴固なる「國家社會主義」指導の實踐である同胞結成の素志に最大なる關心と忠誠を果し來つたに拘らず同盟現下の状態は慘憺たる崩壊の跡を残し、全同胞の期待と關心からは遠き距りを持つに至つた。謂ふまでもなく府聯合會は同盟自體としての斯る行詰りを最も敏感に洞察し

その打開と更生の道に就き、上申書を以て或は意見書、聲明書を以て對策を公表し併せてその促進に努力する處あつたのであるが是等府聯合會の對策及び要求は唯一つだに顧り見られることなく遂に同盟をして全國同胞の利害を孤立する小集團たらしむるに至つた。然らば何が原因してこの行詰りを爲したか顧見よ！ 同盟結成以後一年餘國民政黨を誇稱する黨が唯一回の大會中央委員會の開催なく基準ある協議會の召集が行はれず唯「國民日本黨」の統一結成に分裂せるその歸途、興奮に驅られる代議員傍聴者の雲集に向けて突如その承認を求めた四、五の分子に同盟常任執行委員の名を冠せたる所謂本部員が過去に於て亦現在に獨りその指導機關に任じてゐる同盟がその使命たる國民の大業を全く達成し得ると何人が斷定し得るか、殊に志高き「國家社會主義」實現の闘争に於ておや、之等幾多の不確定變則的同盟組織の裡に介在して府聯合會が果せる任務は區區議員選舉戦への参加市電争議に對する獨立的組織とその指導國家社會主義政治教育の爲の學校創設等々に黨の闘争と理論の實踐的統一を以て獨立的解決にまで至つたにも不拘その本質に於て反動日本主義者たる本部員佐々井一晁、神田兵三、野本義松、滿川龜太郎等は府聯合會の組織及闘争を妨害し醜惡なデマゴギーを以て絶えず分裂策動に終始し義に指摘せる如く大會中央委員會の如き同盟大衆の正しき批判ある機關を停止して彼等の地位擁護の活動以外を放棄して斯くて枯死的現狀に至らしめたに他ならぬ。

さればこそ是等反動日本主義分子のみが斷斷する本部執行委員會は最近突如「國難打開、皇國理想達成の祈願運動」なるものを指令し全國支部代表の上京を促すと共に併せて「支部代表懇談協議會」なるものを開催し彼等の影響濃き三四支部には旅費日當まで既に密送

しその動員に依つて反動日本主義派の多數を制せんとし斯る所劣な手段の下に「國家社會主義」派支部を除名すべく策動し殊に驚くべきは本部員たるを逆用して「國家社會主義」派支部代表者の出席を不可能ならしむる爲に指令通達を故意に遅延して發送し或は全く中止した。府縣各支部の如き彼等の阿迎する一二の支部を除いてその指令通達を受けてゐない。

府聯合會に對する彼等の策動が如何に行はれるにせよその渠溝は決定的である。「國家社會主義」こそ眞に日本の光輝ある歴史と傳統を培ひ同胞大衆の國家的民族的利益を愈々伸張し得る唯一無二の指導力と確信するに拘らず之に反對する彼等は口々に愛國を叫び祖國改造を題目しつゝある實踐を裏切り全同胞を欺瞞するに過ぎない。即ち「國難打開、皇國理想達成祈願運動」の如き全國大衆の祈願と××××指令の現實に切迫する飢乏と失業、嵐の如き生活苦の呪咀に目を覆はしめ合掌と祈願を大聲叱呼する如きは疑ひもなく愛國に名を藉りる反動主義への顛落であり抑取なき天皇政治日本を歪曲して同胞大衆を苦難と呻吟にたがひ止めんとする方策である之を眞日本の顯現によつて國家及び全同胞の高き發展を志す國家社會主義のそれとは似て非なる反動日本主義のそれである。かゝる反動日本主義の故に祖國日本の危機は愈々加速度であり極左主義は愈々跳梁せしめられ實に勤勞國民大衆を欺瞞する憎むべき國賊と斷ずるにはいからぬ。事態は明らかとなつた、我等は旗幟を鮮明にし全努力を拂ひ來つた國家社會主義とその黨にとつて佐々井、野本、神田、滿川等一連の反動日本主義者とその獨占に委ねられた同盟は我が府聯合會の指導及び闘争の上には理論上にも何等の共通利害なく信頼すべき一顧だに残されてゐない。以上の如き經過及び現狀に基き府聯合會は遂に

最後の結論に到達しこゝにその決意を表明する。水と油は和し難きと同様にその本質に於て相違せる新日本國民同盟本部派の諸君と水劫に袂別し國家社會主義の獨立的指導の實踐化に邁進することは國民大衆解放の爲の緊急なる任務であり府聯合會に課せられたる唯一の使命たるを確信し茲に新日本國民同盟の脱黨を聲明す。

昭和八年七月八日

新日本國民同盟東京府聯合會中央委員會

三 大日本生産黨の紛擾

社會情勢の變化に伴ふフアッシュョ氣運の退潮は、國家主義運動の不振清算を招來し、此の一般的な國家主義運動の不振と動搖と清算の餘波は、遂に永年の傳統と、陣營の堅確を誇る大日本生産黨の根底まで揺盪した。

元來生産黨は内田良平氏が最後の御奉公として結成されたもので、同氏を總裁としてその指導と統制の下に運動を續けてきた。然るにその最高統制者たる内田氏が昨年來病氣のため靜養する事になつた。津久井龍雄一派の大日本青年同盟、並に三宮維信氏の大日本愛國青年同盟の離黨問題、及び神兵隊事件は、此の内田總裁の活動不能による黨統制の弛緩を間接の動機として惹起されたのである。

一體生産黨内に於て發生的には、内田氏直系とも云ふべき黒龍會の池田弘、小幡虎太郎、葛生能久氏等本部元老派がその中樞をなして居たが、後舊日本國民黨の八幡博堂、鈴木善一、急

進愛國黨の津久井龍雄、伊知地義一氏等の青年新興派を加へ、是等の諸系統が相錯しつゝ、内田總裁の統制の下に運動を展開して来た。其の中所謂本部元老派は、長い間の黒龍會の傳統に自負し、此の傳統を以て黨運動の中心主流たらしめんとし、之に對して、急進的な青年分子は、常に他の新興國家主義團體と接觸往來し、或は血盟團事件、五・一五事件の如き急激なフアツシヨ潮流に乗じて、急進的國家改造運動に投ぜんとする氣風が起つたのも、必然の勢であつた。

津久井龍雄氏を會長とする大日本青年同盟は、生産黨の青年分子を中心として糾合しつゝ、地方黨員に非ざる廣汎な青年層を引き入れると云ふ方針の下にやつてきたが、後八幡、鈴木氏等が生産黨青年部を確立するに及んで、兩者の組織が對立的傾向を生じ、又双方の人的關係も疎遠となるを免れなかつた。加之、一方に於て生産黨産業部主事にして、大日本愛國青年同盟の會長を兼ねる三宮維信氏一派の介在するありて、本部元老派と青年分子との意見の相違、及び青年層の間に於ける是等分派的對立を助長するに及んで、内田總裁の病氣による黨統制の弛緩と相俟ち、黨内情勢は愈々混沌たるものがあつた。

かゝる情勢下に、所謂第二の五・一五事件と稱せらるゝ、日本神兵隊事件の檢舉を見、益々黨内動搖を激化せしめた。該事件により、生産黨より前田虎夫、鈴木善一、影山正治、橋詰宗治、片岡慶氏等の中心人物を出したため、黨として、統制の強化と

組織の確立を期せざるを得なくなつた。かくて七月二十四日左の如き聲明書を發表して、該事件に對する生産黨の態度を明かにすると共に、八月十一日、黨本部の方針を無視して分派的行動を取ると云ふ理由で、津久井、三宮兩氏を除名するに至つた。離黨した三宮氏は、大日本愛國青年同盟を率ゐる獨自の運動を進め、津久井氏は、國社黨より脱退した赤松克廣氏と提携して國民協會を創立、日本精神の普及を目的とする國民運動を展開する事になつた。尙大日本青年同盟は赤松氏の日本通信従業員組合と合流して青年日本同盟を結成した。

かくて、大日本生産黨は、今日、大日本青年同盟、大日本愛國青年同盟の離黨、及び青年部の潰滅に遭逢して、殆ど青年層の有力分子を失ふに至つた。而して黨内は、舊黒龍會系及び元老系の幹部によつて本部が構成され、大體黨内清算過程を一應經過したもの、活潑なる新興勢力を失つて、從來の國家社會主義的色彩を減殺さるのではないかと見られてゐる。

神兵隊事件に對する生産黨の聲明書

今同本黨の一部青年部員等中心となり他黨國家主義團體青年層等と共に國防所願を標榜して所謂神兵隊事件を突發せしむるに至りたる事態に對し、本黨は責任上事件の全貌を明確にせんがため暫く靜觀の態度を持し來りしが尙ほ未だ之が真相をつくすに至らずと雖も諸般の資料並に新聞紙の所報等により綜合推斷するに大體彼等は行詰れる國家の現状打開のため根本的革新を期し敢然一身を挺して非合

法的不穩の行動に出でんとしたるは殆ど疑ひなき事實なるが如し。該計畫は元より本黨幹部の與り知らざる處にして合法黨たる本黨の黨是に反する事云ふ迄もなし。乍併縱令一部青年部員の間に於て密に謀策せられたるものに過ぎずとするも、苟しくも黨内より斯の如き行動を取らんとする者を出したる一事に對しては本黨はその責任の重大なるを痛感し茲に深く遺憾の意を表明するものなり。

吾徒は國家の現状に對し根本的改革の緊要を感ずるや甚だ切實深刻なるものあり。本黨を創立する所以一に茲に存す。然してその行動の一切は立憲の大道に即し國政の改革に緊切なる政綱政策を攻究し穩健合法の順序を追うてその目的の達成を期するものにして想察せしむる一部青年部員の所謂非合法的手段の如きは全く其志す所に非ず、常に青年部員に向つて深く戒飭すると共にこれが指導を怠らざりし所なり。然るに偶々今回の如き事件を發生するに至りたるは黨の統制上に於ける一大失敗たるは言ふまでもなく且つ自ら國家社會に對する德責の免れ難きものあるを認むるものなりと雖も謂つて該事件の突發を見るに至りし因由を顧れば政府當局その他指導的地位にあるものは云ふまでもなく社會全般に於てもその責任を負はざるべからざるの點多々あるを痛感せざる能はず。

今や政界の腐敗墮落はその極點に達せんとし政治の頹廢窮蹙を視するに忍びざるものあり。現状を以て推移せんか、國家の前途只暗翳たるのみなるは蓋し何人と雖も否定し能はざる所なり。然るに政府當局は徒らに苟安瀟灑を事とし既成政黨及び財界の人士も亦未だ派閥の權化たる境地より脱する能はず、意識的或は無意識的に國家の禍を累積しつゝある實情に非ずや。

この未曾有の國難に直面し國體に即する公論の澎湃たる播頭は過般

の事態を語るものに非ずして何ぞ。此の間に於て本黨は創立以來一貫の指導原理を以てその政綱政策に則り飽くまで合法的方针に基き國政の革新を促進せしめんことを期し政府當局及び政界、財界に向つて建策勸告を累ね來たりたり。現に最近に於ても「財界廓清に關する意見」、「金融財政統制について」二當局に質するの書、等の如き何れも皆、國家の經濟並に國民生活の基本としてアイ切喫緊の急務たるべきものなり。民の聲は當路の爲政治家の最も心すべき所なり。然るに是等の熱誠を披瀝したる建策並に質問書は全然捨て、かへりみざるの態度をもつて遇せらる。

而も此種の態度は敢て今回のみに止まらず既往の一切と云ふも過言に非ず。現存の在朝在野上層政治家に國家を愛する一片の誠意ありや、否や疑はしむるものなり。寔にかくの如きはすべて青年部員をして痛憤措く能はざるの衝動を興へ彼等を驅つて本黨部員の合法的手段に依り國家の大局に處せんとするを甚だ緩漫なりしと思惟し他に手段を求めんとするに至らしめたるや疑ふ可からず。天か命か偶々、本黨に於ては總裁の病を獲て靜養に従ひ親しく黨務を視る能はざるあり、青年部員をして愈々益々焦燥を感じしめたるもの、是れ亦今回の舉あらしめたる一因たらざらんばあらず。本黨は將來黨内に於ける青年部員を嚴重に戒飭し重ねてかくの如き事態あらざらしむべくその統制に意を用ふるは勿論なりと雖も政府當局は云ふまでもなく政黨財界その他全般の社會に於ても亦茲に一大覺醒をなし速かに行き詰まれる一切の現國政に根本的改革を施し、健全なる國政の基礎を確立するにあらずんば天下の青年血氣の士は舉げて現状にけん焉たらざること彼の血盟團五・一五事件並に今回の事件等俟つ迄もなぐ之を掩ふ能はざる事實なり。假令本黨が一部の青年を戒め黨内の

統制を確保するとするもそれは恰も強ひて噴火口を塞ぐが如く、今後いづれの邊よりか何等かの様相に於て非合法なる手段に訴へ國政の改革を圖らんとする者の接續續出すべきは到底之を避け得べからざるのみならず、斯くの如くして已まざれば國家の前途遂に寒心に堪へざるものなり。本黨は茲に今回の事件に關し、黨内青年部員の一部に之に參與せる者を出せるを遺憾とし、謹んで德責上國家社會に對し黨の統制上に不行屑の點ありしを謝し、此の機會に於て政府當局並に政界、財界其他指導的立場にある天下の人士に對し深甚なる考慮を促すものなり。

昭和八年七月二十五日

四 日本國家社會黨の分裂

昭和七年五月二十九日フアッシュの波に押されつゝ、舊社民黨及大衆黨系のフアッシュ派の合作に依つて結成された日本國家社會黨は、滿洲事變以來の高揚せる愛國的風潮に乗じて、行詰れる社會運動を打開して強力なる國民運動を展開せんとした。乍去五・一五事件以來社會狀況の變化とフアッシュ的傾向の退潮を見ると共に、立黨當初の豫期と掛聲にも似ず、黨の擴大強要が叫ばれ、黨内に於て社會主義を揚棄すべしと主張する日本主義と、國家社會主義を固守すべしとする一派が漸次對立するに至つた。かくして此日本主義と國家社會主義の二つの流れが先づ遞友同志會の内部に浸透し相克してこれが分裂を來し、此の遞友同志會の分裂が導火線となつて、國社黨の根本を動搖せしめ、茲に國社黨は全面的に錯雜混沌として、四分五裂の状態となるに至つたのである。

しめ、茲に國社黨は全面的に錯雜混沌として、四分五裂の状態となるに至つたのである。

イ、遞友同志會の分裂

遞友同志會の分裂は、先づ國社黨の黨務長たる赤松克廣氏の日本主義轉向に始まる。即ち同氏が社會運動に於ける所謂全體主義を唱へ、階級闘争を主張する國家社會主義に反對し、國家社會主義は必然日本主義に揚棄さるべきものとして日本主義を強調するに至り、赤松氏を會長とする遞友同志會の中央委員會に此の意見を以て臨んだ。これがため遞友同志會の中央委員會の名を以て「會長赤松克廣氏が最近日本主義を唱道し、階級的自覺に立つ健全なる勞働組合すら否認する」ものとなし、五月三十一日赤松氏及びその一派たる會計石塚幸次郎、常任高地俱喜氏等を除名するに及んで、遂に事實上の分裂を見るに至つた。その後赤松氏を中心とする脱退派は、直ちに新團體を組織すべく會員獲得の運動を開始し、本部派又之が排撃を強行してその抗争激化するに至つた。

その結果遂に此の波紋が國社黨に擴大し、不可避的に立黨精神の再吟味を誘致して、黨の指導精神を明かにすべしと主張する者續出し、内紛抗争分裂の種子は、急激に育成し萌芽する形勢となつた。かうした状態をよそに、遞友脱退派は、赤松氏を會長に推して、豫定の如く六月十一日日本遞信從業員組合結成大會を芝浦會館に於て舉行したが、その役員、綱領、宣言は次の如きものである。

日本遞信從業員組合役員綱領宣言

役員

- 會長 赤松 克廣
- 主事 石塚 幸次郎
- 會計 高地 俱喜
- 綱領

我等は日本精神に基き通信事業の發達に貢獻すべき國家的責任を自覺すると共に從業員の生活安定と社會的地位の向上を期す。

宣言

我等は茲に日本國家の通信從業員として最も正しき勞働運動の第一歩を踏み出す喜びを感じる。現下の非常時日本に於て國民の思潮は混沌として歸する所を知らず、勞働運動に於ても甚だしき混亂を呈し、眞に日本國家のための日本の勞働運動の正道は未だ確立されて居ない。我等今日同志相結んで眞に日本國家に貢獻せんとする理想の下に同志相互の生活と教養とを高めんとする協同組織を創成するに至つたことは、ひとり遞信部内に於て重要な意義を持つのみならず、廣く日本全體の勞働運動に對して深大なる歴史的價値を持つものである事を確信する。

從來の勞働運動がマルクス主義を奉じ、または表面にマルクス主義よりの轉向を稱しながら事實に於てマルクス主義を脱却せざるもの多きことは明白な事實である。既に我等がマルクス主義否定の立場に立ち一君萬民の國民精神に立脚を宣明する以上、我等の一切の運動精神が日本精神に於てその最高原理を求むべきは當然でなければならぬ。しかし日本精神は階級的利益を本位とする部分主義にあらざらずして全體を生かし、全體の利益と幸福とを發展せしめる原動力で

ある。我等は日本精神を體得することによりて、日本民族を統一的生命體として全體的に認識し、この認識に基て一切の運動方針を規定しなければならぬ。

通信事業は國家生活の重要な一事業である。我等通信從業員は通信事業の圓滿なる發達に貢獻することによりて國家の發展に貢獻する國家的責任を有する。この國家産業人としての重大なる責務を感ずることなくして、たゞプロレタリア階級の生活利益のみを主張することは全體主義の破壊であり日本精神の冒瀆である。

通信從業員の生活安定と社會的地位の向上とは、我等の貫徹を期さなければならぬ目標であることは勿論である。しかし我等は階級的立場に立ち、階級的利益のために、階級闘争によりてこれを貫徹せしめんとすることに反對する。我等は從業員の生活安定と社會的地位の向上とは通信事業全體の健全なる發達のために且つまた日本國家の健全なる發達のために、絶對的必要なる要素であり、條件であると確信するものである。我等の主張と行動とは全體主義の認識に立つてこそ始めて正義化されるのである。我等の運動が一部プロレタリア階級のためのみの運動にあらずして、全體のために全體を生かすものなるが故に、我等は天地に恥ぢざる正々堂々の運動を展開し得るのである。

通信事業内部に於ける固陋なる官僚主義や專制主義に我等は反對する。これ通信事業全體の發達の爲にまた從業員全體の幸福の爲に官僚專制の惡傾向は清算を必要とするからである。日本精神は官僚專制主義と相容れない。日本精神は道徳と情愛に基く全體的協力一致を要求する。かくの如き協力一致は監督者と從業員とが共に日本精神に立ち歸へる事に依りて達成せられるものなるが故に我等は自ら

日本精神の體得に精進すると共に監督者も亦日本精神に立ち歸へるべきことを要望するものである。

我等の運動が通信事業全體の爲且つ通信従業員全體のための運動である以上、我等は通信部内に於ける有らゆる非全體的要素非日本の要素を排除するために健闘しなければならぬ。しかし我等は監督者なるが故にこれと階級的に對立抗争しなければならぬ。又本質的理由なしと斷定する。監督者の態度が非全體なる場合始めて問題は發生するのであつて本質的には兩者共に全體主義に於て一致協力する様に導く事が理想の方針でなければならぬ。通信部内に於て頭から階級的對立を豫定し一切の通信官吏を敵視し階級闘争の激成に依りて従業員階級の解放を囁らんとするが如きは通信事業の障礙である事を斷言する。

昭和八年六月十一日

日本通信従業員組合創立大會

赤松派の日本主義全體主義に對して、本部派は「全體主義とは修養團一派の白色倫理化運動に外ならぬ」とし、極力これを排撃して、國家社會主義に立つ選友第一主義の立場を主張して居た。然るに其の後、國家社會主義運動の不振と、組合内部の組織充實のため、中心人物を迎ふるの必要に迫られ、遂に十月八日の第九回全國大會に於て新たに統令制を設け、統令に國民同盟の中野正剛氏、法律顧問に杉浦武雄氏を推戴するに至つた。此の中野氏の統令就任は松岡洋右氏の政友會脱黨による政黨解消、一國一體運動と同じく、既成政治勢力の新しい局面打

至つた。

聲明書

吾等は現下の狀勢に鑑み日本國家社會黨の支持を取消し今後は皇道會の旗の下に農民解放の一大運動を展開せしめんとするものである。斯くする事が日本農民運動の革新誕生の第一歩であり且「一君萬民」の國民精神に基く擄取なき新日本の建設への發展なりと確信するものである。

右聲明す。

昭和八年六月二十四日

日本農民組合中央委員會

ハ、國家社會主義學盟の働きかけ 一方に於て從來單なる思想團體として、自ら實踐運動の尖端に立つものでないと主張してきた國家社會主義學盟が積極的に實踐運動に乗り出し、新黨結成の意圖を表明するに至り、小池四郎氏等黨本部派の現狀維持の努力に拘らず、愈々分裂の危機を深化するに至つた。即ち六月二十九日、學盟は突如として、純正國家社會主義新黨確立に關し、擴大委員會を持つことを發表し、黨本部派に對し、明かに挑戰的態度に出で、尙左記の如き檄文を發表した。而して七月五日擴大委員會の結果は、

- 一、現下の國社戰線の狀勢に鑑み、從來の思想團體の域を出で、運動主體確立のため、積極的に努力すべき事。
- 一、特別委員會を設けてこれに全權を賦與し、以て現下の緊急情勢に適當に處すべき事。

開運動として各方面の注視的となつて居る。

口、黨中央執行委員會と日本農民組合の關係 赤松氏の日本主義轉向は、必然的に選友同志會の分裂となつたが、之は唯單一組合たる選友同志會のみに限定し得るならば方向轉換に伴ふ單なる一労働組合の分裂に止つて居たであらう。而も一波生じて萬波を描く。選同分裂の一石こそは、沈寂と混沌に喘ける國家社會主義全戰線に大なる波紋を惹起した。分裂の誘導者たる赤松氏が、選同の支持する黨の黨務長であり、而もその黨を國家社會主義黨として立黨せしめた責任者たる以上それが黨の根本を動搖せしめた事は、洵に一箇必然の道程と云はねばならぬ。

かくて遂に赤松氏は六月十五日、選友同志會の分裂を來し、延いて國社黨の動搖を來たさしめたる責任を感じて「正式に黨務長其他の役員を辭任を申出でた。茲に於て黨本部に於ても、本部役員の選舉其他紛糾の後始末及び指導精神の問題等の解決に迫られ、六月二十四日全國中央執行委員會を開催した。

然るに此の委員會に於ては、常任中央執行委員並に黨務長辭任に關して全部これを全國中央委員會迄保留する事にして別段の事もなかつた。唯此の日、結黨以來の黨支持組合たりし日本農民組合は、赤坂三會堂に於て農民組合緊急中央委員會を開き、從來黨と皇道會の二黨主義を採つてきたが、皇道會一黨主義をとり、國社黨より離黨する事を決定して居たので、平野力三氏は黨執行委員會に於て最後に、下記聲明書を朗讀し離黨するに

以上を決定し、具體的には、選友同志會及び日本労働同盟の國社派を糾合して、純正國家社會主義新黨の樹立に努力する事になつた。

以上の如く學盟の企圖する新黨當面の目標は、選友同志會と日本労働同盟にして、殊に労働同盟はその基礎的要素であつて、その大半の勢力は、學盟の影響下にあつたが、尙日本主義乃至は中立に屬する一半の勢力も存在して居て、労働同盟の指導精神として國家社會主義を明確に規定する事は、多大の困難性があつた。かくて是等の問題に對する斷案を求むるため、同盟は七月十日奈良縣生駒町に全國中央委員會を招集したが、結局何等確乎たる意見の決定を見ずして、國社派と日本主義乃至中立派との對立を激化せしめ且つ夫を深化せしむる原因となつた。

國家社會主義戰線の全同志に檄す

國家社會主義戰線は今や重大なる激動期に見舞はれてゐる。反動日本主義者の死者狂ひの策動と相俟つて國家社會黨内官僚的分子は巧みに計畫的な内應を試みつゝ、既成権力の軍門に降伏の白旗を掲げようとしてゐる。徒に「日本精神」を持ち込む事に依つて國家社會主義の戰鬥性を骨抜きにする所謂赤松派なるものゝ存在こそはその最も露骨なものだ。

國家社會黨の現指導部に集食ふ赤松派が國家社會主義戰線の擾亂に如何に狂奔して來たかは立憲以來屢々指摘された所ではあるが、既成権力の一支柱の鞭打と支援を受けつゝその爪牙を最も狂暴にむき出して擾亂に努めたものは彼が過去八年間會長たりし選友同志會を脅

迫的なやり方で日本主義化(労働協同化)せんとした企圖であつた。尤も選友同志會の職場同志大衆の果敢なる國家社會主義死守に依つて却つて赤松等自身の果敢な除名に遭ひほうぼうの體で逃げ出してつたが執拗なる赤松は日本選信從業員組合なる御用組合をデッチあげ、泣き落としや買収による戦法で再び選友同志會の切り崩しに狂奔してゐる。だが選友の固く組交はされた鐵腕に無慘にはね飛ばされ、この組合はたかゞ被除名だら幹をめぐる無意識分子の寄せ合となつてゐるに過ぎない。國家社會主義の裏切者赤松派はかくして選友同志會内に於ては同志連の手に依つて殆ど完全に討滅されたが未だ國社黨の現指導部の一角に滑んでゐる。それは現指導部が極最近迄赤松派に依つてのみ動かされてゐた事的情勢である。だからと云つて赤松派の所謂「日本主義」が黨の指導部を完全に支配してゐるのではない。そこには幾多の利害關係に基く諸々の對立状態が縱横に交錯してゐる。是等の關係は互に牽制し制約されつゝ、反赤松派なるグループを生み、それ等の諸グループをして一見「反日本主義」即ち「國家社會主義」であるかの様相を呈せしめてはゐるが、現在の指導部に關する限り、反赤松派必ずしも國家社會主義派ではない。「日本主義でもよし、國家社會主義でもよし」と云ふ黨の現指導部は日和見的な所謂墮落者の敗北者的存在である。社會民主主義は階級協同主義なるが故にその陣翼を蹴つて出るのだと叫んで立憲した答の「立憲精神」なるものをおめ／＼と放棄して黨大衆を欺瞞し或は「國家社會主義の黨」だと自ら明白に規定することを回避する事に依つて國家社會主義意識の弛緩の爲に努力してゐる有様だ。赤松派に非ずと自ら辯護する小池派なるものを如何に國家社會主義と縁遠き存在であるかは、「黨はイデオロギーを明白にすべからず」と主張し

てゐる事に依つて既に明白である。かくて現指導部内に於ける對立は國家社會主義戰線内の大衆自身の動向の反映ではなく、寧ろ大衆より遊離された一握りの指導部幹部間に於けるイザコザに過ぎない観がある。それとは別に重大なる基礎的状態は選友同志會内に於ける日本主義派の除名、更に最近めき／＼擡頭しつゝある労働同盟内の國家社會主義意識の昂揚(關東合同労働組合昭和八年度運動方針書に現れる)及其の選友同志會との緊密なる提携の進捗等々である。是等は國社黨現指導部を脅威する最大の力に迄發展せんとする眞正國家社會主義要素の擡頭である。かくて今や日本主義か國家社會主義かの問題は愈々机上力を街頭へと展開され國社黨を中心舞臺とする決戦はすでに避け難きものとなつた。この際眞の國家社會主義者は何をなすべきか。事は一國家社會主義のみの問題ではない。苟くも國家社會主義を信念とする一切の國社分子に關する問題である。國社黨内の反國家社會主義派は既に外部に於ける一切の反動的分子と隠然公然提携を結んで國家社會主義陣營に殺到せんとしてゐる。赤松の選友同志會提議によつて既に戦争は開始された。一切の國家社會主義者はこの機を逸せず戦線へ總動員されねばならぬ。日本國家社會主義學盟は曾てその行動方針書に於て宣明せる如く、國家社會主義戰線に對して自ら重き責任を感ずるものである。その責任的立場から目前の狀態を正視する時に學盟それ自體としても最早自ら曾て規定した運動の範圍内に止まることの無意義さを痛感する。この際に於ける學盟自體の狐疑迷途は自らの使命の放棄を意味し自らの指導權の否認を意味する。それが故に學盟は全國國家社會主義戰線の同志に向つて總躍起を促すと同時に、自らも奮起して街頭に突進

し國家社會主義の實踐を通じて自らの使命を果さんと期するものである。

二、**全國中央委員會の決議** 赤松氏去り、日本農民組合を失ひ、労働組合亦各々の觀點より離反せんとする國社黨は、遂に國家社會主義が現状維持かの本質的問題に當面したが、この問題を最後の決定すべく、七月二十三日全國中央委員會を開いた。宛かも前日二十二日、赤松氏外十三名の中央委員は「日本精神の國民的浸透化による眞日本建設」に邁進する旨の聲明をなして國社黨より離黨するに至つた。委員會は新たに、小池四郎、山名義鶴、今村等、陶山篤太郎、山元龜次郎、藤岡文六、森直治諸氏を常任中央執行委員に選任し、緊急動議として黨指導精神の解黨統一に關する件を上程するや國家社會主義派と日本主義派の間に猛烈な論戰が交され、結局一九對二三で國社側が敗れるに至つた。かくて労働同盟其他の國社派は即時退場して、茲に國社黨は實質的に分裂するに至つたが、委員會に於て退場せる國社系組合は左記の如き聲明書を發表した。

聲明書

- 日本労働同盟
- 關東合同労働組合本部
- 關東出陣労働組合本部
- (準)關東金屬労働組合本部
- (準)神奈川化學一般産業労働組合本部

神奈川鐵業労働組合本部
日本映畫從業員組合本部
自動車交通労働組合本部

(準)京濱合同労働組合本部
日本國家社會黨創立以來積極的支持の態度を持し來つた我が日本労働同盟關東地方各組合は最近黨指導精神を中心とする内紛問題並黨第一回中央委員會(七月二十三日)に於ける我が組合關係選出中央委員の退席に關し左の如く聲明す。

- 一、に黨根本的指導精神を國家社會主義統一に國民の黨たるの躍進發展の國民運動の母體たらしめ。
- 二、に反動的赤松日本主義の擡頭に端を發し黨内に醸されつゝ來つた紛争問題の圓滿解決。
- 三、に全黨員の混迷と疑惑を一掃せんため寧ろ日なき努力と善處をなし來つた。

然るに是等の重要問題を解決すべき黨中央委員會は遂に其の無能と反動的墮落の醜態を暴露するに至つた。國家社會主義の立憲的精神を日本精神に改變せんとしたる俗流日本主義分子の擡頭即ち之である。彼等は「一君萬民の國民精神でふ黨綱領の字句解釋の名にかくれて立憲の精神を放棄し、あまつさへ反動日本主義への追從墮落を企圖せんとしたのである。反動日本主義へ

の轉落への事が意識的であらうと無意識的なるを問はず昭和維新断行を百萬言叫ぶと言へ共歸する所資本主義への追隨、既成腐敗政治への合流墮落を必然的歸結とするものである。

三

眞の「國民の黨」とは一君萬民の國民精神を基調とする國家社會主義統制經濟に依る新日本の建設と之が實現のため實踐闘争への意識的動員を眞髓とする國家國民の黨であらねばならぬ。日本國家社會黨を死守するものは眞に國家社會主義を遵奉するものにこそ唱へ得らるゝ正義である。我等は中央委員會を退場したりと云へ共更に且日本國家社會黨の一貫せる國家社會主義指導精神を守り内外相一致協力して之が徹底的勝利のために將來の闘争を誓ふものである。

皇紀二五九三年七月二十五日

本、日本労働同盟の分裂 赤松氏の投げた日本主義の一石から急速に對立抗争の過程を辿つた國社黨は、八月三日の労働同盟の分裂によつて、最後のな分裂線に到達した。

八月三日大阪に於ける同盟中央委員會は、「國社黨に關する件」を上提するや、果然議論沸騰し到底收拾し得ざる混亂に陥つた。意見の對立は最早一時的彌縫策を以ては、如何ともなし難く、遂に次の共同聲明書を發表して、労働同盟は終に分裂するに至つた。かくて此の同盟の分裂によつて、國社黨は、實質的にも形式的にも、凡ての矛盾を清算したのである。

聲明書

(北陸) 安藝盛 松尾國一(以上高知) 熊本與市 本多滋二 岡五郎 水原善次(新) 尼崎地方一名、泉州地方一名(以上未決定)

二、各部長

△争議 本多滋二 △政治 安藝盛 △教育 熊本與市 △婦人 矢尾喜三郎 △青年 岡五郎 △組織宣傳 山本富嘉 △調査 關根喜四郎 △出版 野口香松 △國際 大矢省三 △法律(保留)主任は追て決定

三、政治方針

國家社會主義を嚴格に指導精神とする「國民の黨」の樹立を期す
四、日本國家社會主義全國協議會提唱
△門戸を開放し廣く國家社會主義を遵奉する同志を求む。
△同盟中央委員は各地方に於て右の方針の徹底を期す。

一方労働同盟を脱退した日本主義一派は、従来の労働組合を改組して、「日本産業軍」に編成すべく協議をとけ、左記聲明書を發表した。

日本産業軍編成聲明書

我等は日本産業の健全なる發展に致命的矛盾を暴露せる資本主義産業經營の亡國破産期に直面して其の擲取に躍躍されつゝある日本労働者農民の生活權を防衛し、次で國家産業の發展伸張を期する建設大道は一君萬民の國體原理を無視且つ歪曲せる資本主義産業經營を根本的に改革する産業大権確立による、統制ある國家産業經營の大策實現にありと固く信じ今同日本労働同盟を脱したる我等はこゝに一切の無道義マルクス主義的労働運動を擲脱し、日本労働者、農民の國民的信念の下に 陛下の労働者農民として國家産業の發展を期

日本労働同盟第五回中央委員會は日本國家社會黨支持問題を中心として忌憚なき意見の交換をなし會議懇談の上止むなく左記の如く分裂するに至れり。

△日本國家社會黨支持派 今村等 陶山篤太郎 山本龍助 光吉悦心 森登守

△日本國家社會黨支持取消派 大矢省三 熊本與市 本多滋二 山本富嘉 白鳥廣近 關根喜四郎(山本委任) 野口香松

△意見保留派 安藝盛 松尾國市 山本辰次郎 藤岡文六 矢尾喜三郎

但し 一、國家社會黨支持派は同盟を脱退し國社黨に残り國家社會黨を守る事

二、國家社會黨支持取消し派は國社黨を脱退し同盟を守る事。

三、意見保留者は追て態度を決定する事。

右共同聲明す。

日本労働同盟第五回中央委員會

尙意見保留派中藤岡文六氏は今村一派に安藝、松尾、矢尾の諸氏は大矢一派に合流す。

かくて労働同盟の残留派は、本部陣容の立直しと今後の方針について次の如く決定して、労働同盟の更生強化を圖る事になつた。

一、役員

△會長 大矢省三 △主事會計 白鳥廣近 △中央委員 山本富嘉 野口香松(以上東京) 關根喜四郎(神奈川) 矢尾喜三郎 吉田巖(新)(以上滋賀) 富松清(新)(京都) 萩原定一(新)

するために其の不拔の信念を基調となし國家的本分を盡す強力なる日本産業軍の編成大綱を天下に聲明すると共に祖國日本を共にせんとする國民的信念に燃ゆる全國の労働者農民諸君の参加を熱望するものなり。

誓文

一君萬民の建國精神を奉戴し産業大権の確立を我等の本分となす。

盟約

我が産業軍は左記の盟約を嚴守して國家産業軍たる本分を果す。

一、産業軍は 陛下の労働者農民たる本分を盡し、祖國日本と生死を共にすべし。

一、産業軍は労働問題に對し無道義既成組合運動方針を排し 陛下の労働者農民としてその生活權を擁護すべし。

一、産業軍は日本精神を信奉し、相互に信義禮節を重んじ軍の規律を固く守るべし。

日本産業軍準備會本部構成員

今村等、藤岡文六、陶山篤太郎、光吉悦心、森登守、高井信太郎、山本龍助、合田登、高木昭男、米村長太郎、末永實吉、寺田格一郎

一、分黨後の國社黨 上記の如く、労働同盟の分裂を最後として、四分五裂の状態に立ち至つた國社黨は、七月二十五、六の二日間に黨残留組たる本部派によつて、更生常任會議が開かれ、新たに陶山篤太郎氏を黨務長に推し、各専門部長を決定して大體その陣容を整備する所があつた。

組織部長 大槻正秋。財務部長 小池四郎。政務部長 小池四郎。産業部長 今村等。在郷軍人部長 森直治。

乍然、更生されたる國社黨も、その組織に於て確乎たる實體を失つた事、或はその構成に於て極めて人的要素に缺くる事。其他一般的に國家主義運動の不振延いて、同黨本來の主眼たりし愛國國民會議結成の困難性等よりして、昨年末愛國運動一致協議會が結成される迄、五・一五事件被告減刑運動、或は軍部の國策遂行鞭撻運動以外目立つて活動もなく、その發展性も頗る消極的に觀らるゝに至つた。

ト、其の後の赤松氏一黨の運動 七月二十三日正式に國社黨より離黨せる赤松氏は、生産黨を離脱せる津久井龍雄氏と提携して既に早くより國民運動社に依つて日本精神の普及に努めて居たが、更に離黨直後、國民協會なる國民文化運動の團體を創立した。その趣旨とする所は、下記の如く、「何れの政黨とも關係せずして、日本精神の國民的浸透化に努める」と云ふにあるが、更に赤松、津久井兩氏の關係益々緊密化すると共に、遂に津久井氏の率ゐる大日本青年同盟と赤松氏の日本通信従業員組合の合流にまで發展し、新たに「青年日本同盟」なるものが結成された。役員には會長津久井、主事伊地知義一、顧問赤松の諸氏を決定し、新同盟結成に關する聲明書、綱領其他を發表した。尚、赤松、津久井兩氏の提携は、十二月八日、松岡洋右氏が政黨解消を叫んで政友會を脱黨するに及んで、「松岡氏の主張と運動とは、苟も眞面目に國家を思ふ者は、何人と雖も異議のない至當なものである。先に國際的舞臺に於て見事に國家の使命を

遂行した此の人が、今や鋒を轉じて國內改造に邁進せんとする時、我々は獻身的熱意を以て協力すべき義務を感じる。我々としては國家奉公の道として松岡氏の勝利のために渾身の力を盡すべきであると信ずる」(國民運動一月號)旨を宣言して、極力松岡氏の一國一體運動を支持し、その有力なる一翼たるべく努めて居る。

國民協會設立趣意

建國以來未曾有の重大時局に當面しながら、しかも混沌として歸する所なき現下の祖國日本に於て尤も緊要なることは、日本精神の國民的浸透化であると信じます。行詰れる國內の改造も滿洲國の健全なる成長も大亞細亞主義の確立も對英、對米、對露の國策斷行も、すべて日本精神を絕對基調とする國民的覺醒より出發するものであります。實に日本精神の國民的浸透化こそは、日本國民が今後偉大な民族的使命を遂行するがための基礎工作でなければなりません。いふまでもなく日本精神は日本民族固有の傳統的性質を有すると共に時代の進運に伴ふ前進的性質を有します。日本精神の國民的浸透化は國民精神を建國の精神に立ち遷へらしむると共に現下の一切の國家惡を排除し以て新日本建設と日本民族の光輝ある發展の原動力となるものであります。長く國民を毒して來た利己主義、自由主義、共產主義、社會民主主義等の非日本の思想とこれに基く非日本の制度とは、日本精神の昂揚に依りて雲散せらるべき運命にあります。それ等は日本精神の國民的浸透化のために微力を盡す事が國民奉公の道なりと確信し、茲に従來の政黨關係を離脱して、國民協會を設立し、同志と共に獻身的努力を致すことになりました。國民協會は

政黨ではありません。また經濟團體でもありません。純乎たる國民文化運動の團體であります。われ等の運動が何程か祖國に貢獻する所あらしめたいと念願する我等が微意を酌まれ今後格別の御指導と御贊助を賜りたく切にお願ひ致す次第であります。

國民協會綱領

我等は日本精神の國民的浸透化を以て眞日本建設の基礎工作と認めこれが實現のため奉仕せんことを期す。

青年日本同盟結成に關する聲明書

(前略) 我々のこの新團體の結成は之に依つて特に愛國運動の陣營に分派主義を持ち込まうとするものではなく、たゞ信念相近く因縁相違かなる兩者の間に自らなる合同が實現されたいといふに止まるものであります。

いはゆる昭和維新なるものが決して一部少數の自稱愛國者の運動のみに依つて行はるべきものでなく、全日本國民の心からなる日本主義的自覺となんづく皇室の御統威とによりて行はるべきを確信する我々はこの新團體によりてもたゞ一國に尊皇愛國の赤誠を燃し青年日本人としての分と力とに應じた奉公の道を盡すと云ふ以外に別念がないのであります。従來關係の強かりし諸團體に對しては、今後とも一部の提携と指導とを懇請して止まないと共に、此の機に於て我々も一層心機を新たに益々、篤鈍に鞭つ覺悟であることを宣明致します。

綱領

我々は全國青年の日本精神による結盟を通じて新興大日本の建設を期す。

經綸

- 一、一君萬民の本義に則り皇道政治の確立を期す。
一、一國一家の精神に基き皇道經濟の樹立を期す。
一、忠孝一本の大義に従ひ皇道教育の徹底を期す。
一、八紘一字の理想に基き日本民族の雄飛を期す。

宣誓

忠誠皇室を尊び勇烈邦家を護る友愛同胞と交り信義同志と結ぶ能實上長を敬し無私統制に従ふ。

組織

本同盟は日本精神に立つ全國青年の結盟を以て組織す。
本同盟は本部を東京に置き支部を全国各地に置く。
執行及協議機關として全國大會、全國代表者會議、常任幹事會、幹事會を置く。

全國大會は毎年一回東京に於て開き同盟の根本的運動方針を協議決定す、但し都合により全國代表者會議を以て之に代ふることを得。
幹事會は年二回東京に召集して一般運動方針を協議決定す。
常任幹事會は毎月二回以上之を開き運動の全般的指導に任ず。
以上國家社會黨の分裂狀況に就いて、その要點を追うて概述し、且つその分裂に關聯して派生せる顯著なる事象を述べ來つたが、此の國社黨の分裂こそは、昨年の國家主義團體の清算運動に於ける、最大にして典型的なるものにして、これによつて、

日本主義と國家社會主義との思想的清算が行はれ且つその運動形態に於ても、政治戰線と文化運動との間に一線が劃され、今後に於ける純正國家主義運動の新たなる一箇の動向を指示する

に至つた。而して斯の如き思想的方向と運動形態の清算に基いて、國家主義陣營の整理を促進するに至つたが、此の國社黨の分裂及それに伴ふ諸現象は、昭和八年に於ける全般的な國家主義運動の核心であり、且つその一大縮圖であつたと云はねばならぬ。

國家主義運動の戦線統一

凡そ何事にもあれ、ものには盛衰消長の理法を免れぬ。而して物盛んなる時は、その裏面に分化作用を醸し、衰へる時はその背後に集中作用を孕むは、これ亦否定すべからざる力の原理である。國家主義運動の過程も決して此の法則の圏外に立つものではない。

昨年夏頃を頂點として、内紛抗争分裂の清算過程を辿つた國家主義運動も、國社黨の分裂を最高峰として大體一段落を告げ、國家主義戦線は、四分五裂の有様となつた。而も、此の戦線の分散と勢力の弱体化は、逆動的に戦線統一の要望を昂め、特に秋以後に於ては、この戦線統一運動が熾烈に再燃し來つた。かくて國社黨の分裂を最後として思想的清算を決了せる國家主義陣營は、國家社會主義戦線に於ては、國家社會主義全國協議會の結成となり、日本主義陣營には愛國一致運動協議會の常設となつて現はれてきた。更に、古き傳統を誇示する純粹國粹主義團體たる愛國社、建國會、政教社、明德會等六十有餘の團體からな

る團體擁護聯合會が、此の二協議會の外に最右翼戦線の堅陣として存在し、昨年中共産黨撲滅の大示威運動或は五・一五事件の被告の減刑運動乃至は國內改革國民大會等の實施に、外部的にはその存在を確然たらしめ、内部的には愈々その組織を強化するに至つた。而して今日此の三團體が、全國國家主義陣營の戦線統一として併存して居る。以下國家社會主義全國協議會及び愛國運動一致協議會の結成に關して聊か略記する事にする。

一 日本國家社會主義全國協議會の創立とその分裂

日本主義が國家社會主義かの二つの指導精神の對立で國社黨が大混亂せる當時、國家社會主義學盟が自ら國社新黨樹立のため、實踐運動に乗り出した事は、前述せる通りであつた。其の後、學盟を中心として、國社黨を離棄せる勞働同盟、及び新日本國民同盟を離脱せる東京府聯一派の國家社會主義派の間に、純正國社黨樹立の氣運が益々昂揚して既に八月二十六日には東京に於て、國家社會主義關東協議會が結成され、具體的運動の第一歩を踏み出して居た。關西地方に於ても、十月七日には國家社會主義大阪地方協議會、翌八日には同じく關西地方協議會が結成され、全國協議會の結成を目指して統一機關確立のために、準備運動を續けて居た。

かくて關東、關西地方協議會が成るに及び、一時停頓を傳へられた國家社會主義新黨樹立の準備工作も進展すると共に、全國協議會の結成も急速に進捗して遂に十月十五日、下記の宣言、

を披瀝して宣言とす。

昭和八年十月十五日

日本國家社會主義全國協議會結成代表者會議

役員

- △中央委員長 石川準十郎。顧問 大矢省三。△中央常任委員 近藤榮藏、白鳥廣近。北里隆一、熊本與一、矢尾喜三郎、水原友次郎。
- △中央委員 齋藤武彌、別府峻介、小林信吉、萩原貞一、近藤隆夫、小田孝、長谷川正、吉川義男、本田滋二、岡五郎、野越正一、井上勝、浦部節郎、古田武、中村松太郎、大石彦造、有津美佐夫、松尾國一、美奈島愛一外十九名。

新黨樹立方針に關する指令

日本國家社會主義全國協議會
中央常任執行委員會

前書

我が日本國家社會主義全國協議會は去る十一月十五日を以て中央主體機關の確立を完了し以て現段階に於ける國家社會主義運動當面の任務を規定した。謂ふ迄もなく日本國家社會主義全國協議會結成の使命とその目的は大略して、

「本年春以來國家社會主義戦線の混亂動搖（具體的には日本國家社會主義、新日本國民同盟の分裂）を一つの確固たる中心主體勢力に吸収統一して更に進んでは既成勞働團體、無産政黨内部の國家社會主義化への誘導及びその働きかけに依る連絡提携——最近急激的に昂揚せる被壓迫國民層の國家社會主義的意識分子の獲得——訓練を通じて廣汎なる國家社會主義戦線の戰線的結集へと發展せしめ。

役員を發表してその結成を見るに至つた。
暫定的機關としての本協議會が、黨に移行されるまでには、幾多の困難性ある事は、豫想するに難くないが、同協議會では十二月五日常任委員會に於て、二月十一日の紀元節をトシ萬難を排して新黨を結黨する事に決定し、次の新黨樹立運動方針に關する指令を各地方協議會に發送するに至つた。

宣言

「五・一五事件」による警備亂打にも拘らず財閥ブルジョアジーとその政黨は依然として貪婪飽くところを知らず、軍事インフレ瞬間景氣の風は高く吹けども、野良に、工場に仕事場に國民大衆の窮乏化は愈々もつて深刻を極む。國家改造、國民解放の聲は徒らに高くしてその實舉がらず、日本主義及びその亞流の全ては、既成權力の軍門の前にその便衣隊としてます／＼露骨なる反動化を暴露し、マルクス主義運動の一切も亦その非國民性に基く内部崩壊を通じて現實的的革命要素としての存在意義を自ら否定し去つた。

斯くて今や國家改造、國民解放戦線に眞に踏み止まり果敢なる闘争を展開するものは、唯ひとり我が國家社會主義者のみとなつた。茲に國民大衆の愛國的解放闘争主體として眞正國家社會主義黨の結成は日本の現段階に於ける最緊急の歴史的要件である。我等國家社會主義者はこの歴史的使命を自らの責任を持つて遂行せん事を期する。然しながら、かゝる大業は一朝一夕の問題でなく且つ亦宗派的結合のよく果し得るところに非ざるを知る。我等は廣く同志を天下に求め、一切の怯懦と逡巡を蹴つて立つ運動を執拗に戦ひ抜かんとを誓ふ。我等は茲に日本國家社會主義全國協議會結成に當り決意

ロ、以て日本國家社會主義全國協議會結成の歴史的使命たる「國家社會主義新黨結成」への意識的集中闘争となすべき——
 ことに決定的な役割が課せられて居るのである。我が國の現段階は敢て冗言を要する迄もなく、搖蕩の激化時代を經過して破壊、亂舞、粉碎の一大旋風時代に當面せんとしてゐる。従つてかゝる局面の認識の上に立つ我が日本國家社會主義全國協議會の活動は實に重大なる意義を持つものと謂ふべきである。アラシ、旋風、××の前夜に當面する全國協議會の全國的組織工作に向つて最大なる努力と意識的精力集中闘争はアラシ、旋風——××の過程に次期日本建設の國家的使命を計畫的に勇敢に戦ひ抜く可き國家社會主義新黨結成に對する絶對的なる基礎であり加ふべき拍車であらねばならぬ。此の信念の熱意を直に實踐的に具體化し協議會戰線の擴大強化のため百パーセントの努力を集中し以て新黨結成に對する絶對必須工作を完成すべし。

本文

全國協議會運動方針基大綱を次に列記する。
 本基本大綱に従つて活動の具體化並に實踐に邁進せられたし。

- (一) 組織
 - イ、全國協議會中央本部
 - ロ、地方協議會
 - ハ、支部（活動に必要な地區を定め五十名以上を以て組織すべし）
 - ニ、班または分會（班又は分會は之を工場班、市民班、農民班其他社會的業務に依つて分類すべし）
- (二) 機關

イ、事務並に活動の統轄は班にあつては支部、支部にあつては地方協議會、地方協議會に在つては中央本部是をなすものとす。
 ロ、決議並に執行は班委員會、支部委員會、支部總會、地方協議委員會、協議會大會、中央本部委員會、全國大會とす。

(三) 役員
 イ、役員構成は從來の如く勞働組合その他活動に必要な構成方法に依るべし。

(四) 會費
 イ、會費會員一名に對して金拾錢とし、その割合は支部四、地方協議會三、本部三、とす。

(五) 活動
 現在最も本協議會の組織及活動にとつて除外してある點最も重要視すべき點は「支部」並に「班」の組織である、直接活動に必要な此の「支部」「班」組織の擴大獲得である。
 この大衆獲得の方法としては、

- イ、勞働組合の組織を通じ、ロ、横斷、縱斷聯合の國家社會主義化。ハ、局部的一般的大衆利害問題（政治的經濟的、社會的文化的たる區別なく）の統一闘争を通じての組織化。ニ、文化機關の活用（例へば雑誌「國家社會主義」「進め」勞働日本」等の講演網の確立（支局の設置）を通じて漸次此れ等の分子の獲得、ホ、演說會、何々會（親睦共救慰弔等々の做し）等の積極的利用、その他活用、利用ありと見るべき運動は大いに積極的に活動すべきである。

結び

本運動方針大綱は極めて一般的なものであるが、日本國家社會主義

全國協議會にとつてはこの一般的な問題が目下重要であるので全國の同志諸君は諸君の把握する鋼鐵の理論此の實踐を具體的に統一し必死的闘争を巻き起されたし。

此の全國協議會は後國家社會主義新黨準備會に改組したが、之れと前後して、準備會内に次第に内訌が生じ之れが遂に表面化するに至つた。即ち黨總務長に近藤榮藏氏を推す一派（勞働同盟の山本富嘉氏一派）と石川準十郎氏を推す一派（進め社を繞る一派）とが相對立しその抗争が激化したのである。その結果當初の豫定たる紀元節の結黨式が、關東側總務長の椅子問題が紛糾するに至つて、遂に此れを延期して一時の急場を凌いだのである。

其の後、此の内紛は益々發展して遂に近藤、石川及び五十嵐隆氏の辭任を見るに至つたが、一方勞働同盟内に於て、黨首に松谷與二郎氏を推して積極的に結黨に邁進せんとする機運が醸成するに至つたため、國家社會主義學盟は之れを以て、その動機不純にして、純正國家社會主義の冒瀆なりとなし、三月六日新黨準備會を脱退し學盟を改組して「大日本國家社會主義協會」を創立したが、更に之を中心として三月十日突然、次の如き宣言、黨誓、綱領、役員を發表して「大日本國家社會黨」を創立した。

一方日本勞働同盟派は、飽くまで松谷氏を黨首として別箇の國社新黨樹立に奔走しつゝ、あつたが、愈々、四月二十九日之れが

結黨式を舉行する事になつた。かくして昨年秋季より國家社會主義の唯一無二の全國政黨の出現を期待されつゝ、あつた國家社會主義運動も、全國協議會創立後幾ばくもなくして大日本國家社會黨と國家社會主義準備會の二派に分裂するに至つたのである。

結黨宣言

永くして尊き歴史を持つ日本國家社會主義は、幾度か反動及び赤色の嵐に見舞はれつゝ、而も尙ほ毅然としてその光輝ある旗幟を死守し來ることが出來た。殊にこの兩三年來一部不純轉向分子の離反當無き行動に依つて絶えず悩まされつゝも、我等が同志は血の軍旗を一層高く奉持しつゝ、益々同胞大衆の中に浸透前進することが出來た。國家社會主義は今や唯一の恐るべき未來を持つ力として全既成勢力を根底より脅威すると共に不可解の怪物として赤色反動共を畏怖せしめつゝある。

我が國家社會主義の陣營は、同胞大衆の終局的解放主體として、尙ほ未完成の中に置かれてゐた。これが主體としての黨——國民の黨——の結成こそは我等の最大緊急の任務である。我等は今こそ從來の陣容を一箇の公然の黨にまで再整備して前進するの必要に迫られてゐる。眞正國家社會主義の黨にである。

茲に我等同志相寄り「大日本國家社會黨」を創設す。その數や少く、その力や尙ほ小なりと雖も、その愛國愛民の精神は宇内を壓す。眞摯なる全國同志の手に成る我が大日本國家社會黨こそ唯一眞正の國家社會主義運動の主體であると共に、やがて我が光輝ある祖國の唯一の救済者たるであらう。

茲に歴史的結黨の血盃を捧げるに當り廣く天下に所信を披瀝し一死

以つて今後の闘争を誓ふものである。
昭和九年三月十日

大日本國家社會黨

黨 誓

光輝ある建國の本義に基き君民一如擲取なき新日本の建設を期す。

綱 領

- 一、我等は我國古來の天皇制を以つて我國最適至上の國家體制と信じこれが絶対進奉の下に我國家及び國民の一大歴史の更生を期す
- 二、我等は現行資本主義の無政府經濟組織を以つて現下の我が國家及び國民生活を危うする最大なるものと認め、公然國民の運動に依りこれが改廢を期す。
- 三、我等は現下の我が國民生活の救済は國家に依る集中的計畫經濟の施行に依るの外なきものと信じ、合法的方法に依りこれが達成を期す。
- 四、我等は凡ゆる國民はその生存の自然的基礎(土地及び資源)に於いて平等の權利を有するものと信じ我が國民の生存に必要な土地及び資源を公然世界の過當占有國民に向つて要求す。
- 五、我等はアジア民族及び有色民族の解放を以つて世界人類に負ふ我が國民の與へられたる使命なりと信じ、一大民族運動に依りこれが實現を期す。

二 愛國運動一致協議會の結成

新興日本主義團體の戰線統一運動は、既に五・一五事件直後より具體的に現はれて居た。それは恒常的共同闘争機關としての國難打開聯合協議會或は青年層の間に於ける大同クラブの結

成となつたが、これも結局諸種の行懸上全く無力化してその機能喪失せる觀があつた。而して前述の國社黨の分裂が物語る如く、その陣營は益々分散して徒らにその勢力の弱화를啣ちつつあつた。

然るに九州の大日本護國軍の運動、或は信州皇民同盟の合同促進運動等の如く、地方に於ける戰線統一の要望熾烈化すると共に、一方、五・一五事件民間側被告の求刑、五相會議内政會議の停頓に拍車を加へられ、とりわけ、軍部の國內改革の線に沿うて、昨年秋季より再び是等愛國團體戰線統一の機運が急激に勃興し表面化するに至つた。

かくて、神武會、日本國家社會黨、勤皇維新同盟の三團體が世話役となり、昭和維新國民會議準備會を構成し、十一月初旬より全國的の運動として、名古屋、岐阜、福岡、京都、大阪、濱松、酒田の各都市に於て、地方國民大會を開催し、輿論の喚起國民の總意を集め來つたが、いよく自己陣營を更生強化すべく、十二月十日、上野自治會館に、内政改革要求全國國民大會を開催すると共に、その翌日昭和維新國民會議準備會を召集するに至つた。

さて、此の國民會議準備會に於て、勤皇維新同盟の永井了吉氏より下記の如き「愛國運動一致協議會設置」の提案ありて、國體擁護聯合會の金子力三氏の無條件賛成の動議が満場一致可決され、左の世話人を舉げて、協議會未參加團體への勧誘其他

一切の事務的事項を一任する事になつた。かくて戰線分裂に悩める國家主義陣營に於ても、或程度の戰線統一主體が完成されるに至つたのである。

提案理由

現行帝國議會の立憲の精神に悖り國家非常時に際して國民總動員の使命を全うすること能はず、全く國民より遊離し終りたる現狀に鑑み茲に新しく國民を大結集して國難を突破せんが爲に眞正國民議會の實現を提唱する次第であります。抑、天皇翼賛の國民的任務は國體原理に基く會議制度を確立して始めて達成せられるのであります。而して之が實現の順序として認めらるゝに依り先づ愛國運動の全國的大結成を遂げ以て眞正國民議會の實現に邁進せんが爲に本案を提出した次第であります。

提案内容

- 一、眞正國民議會を設立するため之が實現する迄の活動主體として愛國一致運動協議會を常設すること。
- 二、協議會の要綱
 - イ、協議會の組織に中央協議會、地方協議會、縣協議會、郡協議會、市協議會等段階累推組織とし、郡市協議會の全國的完成を當面の目標とす。
 - ロ、各協議會は一般國民に愛國一致運動の不斷の働きかけをなし

眞正村民會議、地方國民會議を結集し遂に眞正國民議會の實現に至るまでの主動組織とす。

ハ、全國各地方を左の如く區分す。

北海道、樺太、東北、關東、北陸、中部、近畿、中國、四國、九州、朝鮮、臺灣、滿洲。

ニ、各團體の自主性を認めたる上に於て協議會を構成する者として、各地方の特殊性を認め、各地方の自主的運動を尊重するものとす。

ヘ、協議會委員は各團體より推薦するものとす。

ト、各協議會は事務處理の爲に委員の推薦に依り常任委員を置く

同 規約

第一條 本協議會は眞正國民議會を設立し愛國一致を實現するを目的とす。

第二條 本協議會は累進的に郡協議會、市協議會、縣協議會、地方協議會、中央協議會を設置す。

第三條 地方協議會を左の區別に分ち設置す。

北海道、樺太、東北、關東、北陸、中部、近畿、中國、四國、九州、朝鮮、臺灣、滿洲。

第四條 本協議會委員は參加團體各自の推薦に依る。

第五條 本協議會は事務を處理するため委員の推薦に依り常務委員長及常務委員を置く。

各種協議會は之に準ず。

第六條 本協議會は愛國一致實現のために眞正村民會議、郡民會議、市民會議、縣民會議、地方國民會議、全國國民會議を開催し其の決議の實現に努力す。

世話人

(東京) 狩野敏、金内良輔、松延繁次(以上神武會)、陶山篤太郎、小池四郎、今村等(以上國社黨)、永井了吉(勸業維新同盟)、金子力三(國體擁護聯合會)、五十嵐治孝、井田三郎(中部)、高橋喜三(東北)、大久保正俊、毛利力之助(中國)、寺田格一郎、大山俊雄(北陸)、逸見爲男(近畿)、宮本純一、山本龍介、鎌田昌純(九州)、高次昇、本本榮。

更に此の愛國一致運動協議會に合流方を招請されてゐた國體擁護聯合會では、多數團體と共に、今日迄純正國粹運動に據つてきた建前から、國社的色彩濃厚なる協議會へは現在直ちに合流する事は不可能であるとなし、聯合側から出席して金子力三氏は個人として出席したものととして聯合會より翌十二日左の如き聲明書を發して協議會参加を拒んで居る。

愛國運動一致協議準備に對し、昨日御使を以て、本聯合會代表の參加方を御申込有之候處、御了知の通り本聯合會は多數團體の聯合體に有之一應は會の協議機關に相圖り度、諸事參加の運びに至らず乍遺憾本日の準備會に出席致し候條右御了承の上御多集の各位諸賢

に右次第可然御傳へ被下度得貴意候敬具

國體擁護聯合會

以上、昭和八年度國家主義運動の中、極めて重大なる諸現象を素描してきたが、既に述べ來つた如く、七年夏の國社黨の分裂を頂點として國家主義運動は、内部的に自己陣營の清算作用を行ひ、これに相應して、大小幾多の團體も多かれ少かれ内部矛盾の發展に依つて自己清算を餘儀なくされてきた。而して昨年未迄には此の清算運動の後を承けて、國家主義陣營の間に或程度の戦線統一を進捗せしめたが、併し全面的には國家主義勢力は未だ分散して、その中心勢力の主體が確立されて居ない。而してこゝにこそ今日の右翼運動の最も大なる悩みが存在すると云ふべきであらう。従つて今後の國家主義運動は、如何に各團體の内部を充實せしめ、且つそれ等の團體が如何に運動を通じて戦線統一の主體勢力を確立し得るか、最も重要にして興味ある題目となりゆくであらう。

(坂井隆治)

附 録

日本労働組合現勢一覽

一、本調査ハ昭和八年十二月現在トス。
一、組合員數ハ原則トシテ各組合ノ正式機關ノ發表ヲ基準トシ同時ニ諸般ノ狀勢ヲ考慮シテ推算シタルモノナルガ、之レガ發表ナキモノニ對シテハ如上ノ見地ヨリ適宜斟酌シテ推定セリ。
一、單獨組合ハ大體百名以上ノ組合員ヲ有シ且ツ社會的ニ活動セルモノノミヲ計上セリ。

日本労働總同盟

所在地 東京市芝區三田四國町二丁目六
創立 大正元年八月一日
組織及勢力 同盟會二、聯合會八、加盟組合六八
組合員總數 五〇、五四六
政黨關係 社會大衆黨支持
組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
國際労働會議との關係 支持
機關紙(準機關紙) 労働、労働經濟、労働者新聞(大阪聯合會)
役員 顧問 鈴木文治

加盟組合一覽

會長 松岡駒吉	總主事 西尾末廣	會計 福岡金次郎	中央委員 三木治朗	土井直作	金正米吉	金光平
原虎一	堀越梅男	前田種男	齋藤健一	德永正報	今津菊松	

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數
日本労働總同盟	東京市芝區三田四國町二丁目六	大元八年一月一日	松岡駒吉	五〇、五四六
關東同盟	同	大正二年一月一日	三木治朗	二七、〇三六
東京聯合會	同	昭和二三年三月三日	原虎一	一七、九二一
東京鐵工組合	同	大正三年六月一日	内田藤七	三、八五五
中央労働合同組合	同	大正五年一月一日	齋藤健一	二、六六三
労働印刷合同組合	同	大正五年一月一日	德永正報	六九六

Table with 4 columns: Organization Name, Location, Date, and Representative Name. Includes entries like 關西勞働同盟會, 大阪聯合會, 神奈川電氣, etc.

Table with 4 columns: Organization Name, Location, Date, and Representative Name. Includes entries like 兵庫縣聯合會, 神戶市須佐野通, 尼崎市南城内五, etc.

Table with 4 columns: Organization Name, Location, Date, and Representative Name. Includes entries like 關東電球硝子, 紡織労働組合, 運輸労働組合, etc.

Table with 4 columns: Organization Name, Location, Date, and Representative Name. Includes entries like 地方部, 紡織労働組合, 川崎支部, etc.

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員數	支部數
日本労働組合	東京市芝区三田四丁目一五	大正一〇・一七	坂本孝三郎	二四、三三八	
關東地方労働組合	同	同	高山久藏	一〇、〇〇〇	
東京労働組合	同	同	高山久藏	七、〇〇〇	
日本精技會	東京市品川区東大崎四ノ二一六	大正一四・三	菅沼由藏	三三	

組合員總數 二四、三三八
政黨關係 新日本國民同盟支持
組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
國際労働會議との關係 支持
機關紙 労働運動(日刊)

役員
中央執行委員長 坂本孝三郎
中央執行委員 高山久藏 ○皆川利吉 宇野信次郎
○森 榮一 川島禧三 今井武吉
○橋本定吉 末中勘三郎 ○佐野好男
森脇基一 土屋一雄 (○印ハ常任執行委員)

會計 皆川利吉
會計監査 小泉敷太郎 九鬼治三郎 大野高治郎
顧問 高橋龜吉 山崎今朝彌 金子忠吉

加盟組合一覽

所在地	支部名	支部長	支部員數
東京市芝区三田	東京労働組合	坂本孝三郎	二四、三三八
東京市芝区三田	關東地方労働組合	高山久藏	一〇、〇〇〇
東京市芝区三田	東京労働組合	高山久藏	七、〇〇〇
東京市品川区東大崎	日本精技會	菅沼由藏	三三
東京市芝区三田	東京労働組合	坂本孝三郎	二四、三三八
東京市芝区三田	關東地方労働組合	高山久藏	一〇、〇〇〇
東京市芝区三田	東京労働組合	高山久藏	七、〇〇〇
東京市品川区東大崎	日本精技會	菅沼由藏	三三

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員數	支部數
中京労働組合	名古屋市中區元町三丁目一五	昭八・〇〇	小泉七造	〇〇	
勞働部組	同	昭七・〇〇	山谷憲一	〇〇	
名古屋時計組	同	昭七・〇〇	鳥井幸右衛門	〇〇	
工部中央合同	一宮市天道前五	昭六・〇〇	梶田勝利	〇〇	
勞働中央合同	六甲市春日町二丁目北組	昭六・〇〇	小瀬木兼市	〇〇	
勞働部合同	丁目北組	昭六・〇〇	金正米吉	〇〇	
中國労働會	廣島縣御調郡因島土生町	大正六・〇六	小川近一	一、三〇七	
因島労働組合	同	大正二・〇六	宮川金太	七六	
勞働部合同	同	昭二・〇三	金光平	二七〇	
福山労働組合	福山市新馬場町	昭三・〇六	同	一七〇	
中國労働會	同	昭三・〇三	伊藤卯四郎	二、四六	
勞働部合同	同	昭三・〇九	小池禮三	三三	
九州労働會	小倉市北山越町五九三	昭三・〇九	久保時造	六五	
勞働部合同	同	昭三・〇三	伊藤卯四郎	二、四六	
下關労働組合	下關市町内	昭三・〇三	伊藤卯四郎	二、四六	
柏屋労働組合	福岡縣柏屋郡志免村	昭三・〇一	伊藤卯四郎	二、四六	
日夫組	飯塚市吉雄驛通	昭三・〇一	伊藤卯四郎	二、四六	
坑夫組	同	昭三・〇一	伊藤卯四郎	二、四六	
勞働部合同	同	昭三・〇一	伊藤卯四郎	二、四六	
門司市葛葉停留所前	同	昭三・〇一	伊藤卯四郎	二、四六	

日本労働組合總聯合會

所在地 東京市芝区三田四國町一五
創立 大正十五年一月十七日
組織及勢力 地方聯合會二、府縣聯合會五、加盟組合三九

所在地	支部名	支部長	支部員數
東京市芝区三田	東京労働組合	坂本孝三郎	二四、三三八
東京市芝区三田	關東地方労働組合	高山久藏	一〇、〇〇〇
東京市芝区三田	東京労働組合	高山久藏	七、〇〇〇
東京市品川区東大崎	日本精技會	菅沼由藏	三三
東京市芝区三田	東京労働組合	坂本孝三郎	二四、三三八
東京市芝区三田	關東地方労働組合	高山久藏	一〇、〇〇〇
東京市芝区三田	東京労働組合	高山久藏	七、〇〇〇
東京市品川区東大崎	日本精技會	菅沼由藏	三三

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員數	支部數
日本總務組合	東京市神田區東	昭二	上條愛一	六、五二	
日本紡織組合	東京市神田區東	昭二	高梨二夫	五、六六	
日本印刷組合	東京市神田區東	昭二		九、五〇	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭二	鈴木悦次郎	四、四〇	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭二	鈴木悦次郎	四、四〇	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭二	鈴木悦次郎	四、四〇	

政黨關係 社會大業黨支持
 組合會議との關係 日本勞働組合會議加盟
 國際勞働會議との關係 支持
 機關紙 全國勞働新聞(月刊)
 役員
 中央委員長 河野 密
 主事兼會計 菊川忠雄
 關西事務局長 鈴木悦次郎
 中央委員 ○山口常次郎 井上良二 ○鈴木悦次郎
 大森種市 天滿芳太郎 高橋 涉
 渡邊惣藏 永江一夫 ○茅野真好
 (○印ハ常任中央委員)
 顧問 高野岩三郎 棚橋小虎 河上丈太郎
 加賀川豊彦

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員數	支部數
東京地方聯合會	東京市神田區東	昭三	茅野真好	九、四六	
東京金屬產業會	東京市神田區東	昭三	菊川忠雄	八、八〇	
東京化學工業會	東京市神田區東	昭三	岩内善作	一、六三三	
東京木材産業會	東京市神田區東	昭三	淺沼稻次郎	四、五五	
日本運輸交通會	東京市神田區東	昭三	河野 密	一、九〇〇	
東京乘合自動車會	東京市神田區東	昭三	高橋 涉	六、五五	
全國映畫劇場從業員組合	東京市神田區東	昭三	靜田 錦波	八、四九	
東京地方自由勞働者組合	東京市神田區東	昭三	淺沼稻次郎	二、四四九	
關東革技工組合	東京市神田區東	昭三	關 權藏	六、六〇	
大阪聯合會	大阪市此花區江	昭三	山口常次郎	一、五三三	
大阪金屬會	大阪市此花區江	昭三	山口常次郎	七、五三四	
大阪化學會	大阪市此花區江	昭三	鈴木悦次郎	二、六六二	
大阪運輸交通會	大阪市此花區江	昭三	井上良二	三、一四二	
大阪電氣從業員會	大阪市此花區江	昭三	山口常次郎	七、七六	
大阪印刷會	大阪市此花區江	昭三	同	八、四五	
大阪印刷會	大阪市此花區江	昭三	同	九、九五	

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員數	支部數
橫濱港運聯合會	横浜市神奈川區	昭七	森 榮一	一、七四	
神奈川金屬聯合會	横浜市神奈川區	昭七	川島 禧三	六、六五	
關西地方聯合會	大阪市此花區江	昭七	坂本孝三郎	一、三三九	
大阪聯合會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	坂本孝三郎	八、八八	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	
大阪印刷向進會	大阪市此花區江	昭七	今井 武吉	二、一三五	

全國勞働組合同盟
 所在地 東京市神田區東福田町三
 創立 昭和五年六月一日
 組織及勢力 地方聯合會八、加盟組合四七
 組合員總數 四一、四五〇

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員數	支部數
泉州鐵工組合	堺市北半町西一	昭六	森田安之助	六、七	
泉州聯合會	同	昭六	今井武吉	四、九	
和歌山合同會	和歌山市長岡町	昭六	高橋義朗	一、六五	
兵庫縣聯合會	神戶市兵庫區永	昭六	佐野好男	一、九七四	
神戶印刷從業員會	同	昭六	富家 榮	六、七五	
兵庫縣聯合會	同	昭六	森 甚一	一、六九	
神戶印刷從業員會	同	昭六	同	二、六〇	
兵庫縣聯合會	同	昭六	同	二、〇〇	
神戶印刷從業員會	同	昭六	同	二、〇〇	
愛知縣聯合會	名古屋市中區東	昭六	佐野好男	六、七〇	
名古屋聯合會	同	昭六	石井光長	六、七四	
名古屋聯合會	同	昭六	土屋一雄	四、六三	
名古屋聯合會	同	昭六	同	二、三	

大阪聯合會	大阪市東區越中町八六〇	昭七	川村保太郎	八、八二
大阪員組	大阪市東區玉造町五二七	昭四	辻井安太郎	一〇、一五
大阪煙草從業員組合	同	同	同	同

日本労働總聯盟

所在地 大阪市北區相生町七三
 創立 大正十一年十一月二十八日(昭和六年四月二十四日)
 純向上會より改組改名)

組織及勢力 加盟組合一九
 組合員總數 八、五八二
 政黨關係 關西民衆黨支持
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟
 國際労働會議との關係 支持
 機關紙 日本労働新聞(月刊)
 役員
 會長 八木信一
 副會長 丹羽市太郎
 主事 内田文市
 會計 中村鑑之助
 監査 松下兼一
 安達 泰

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年	代表役員	組合員數
日本労働總聯盟	大阪市北區相生町七三	大正二一	八木信一	八、八二
大阪官組	同	大八	中村鑑之助	二、五六〇
大阪金組	同	大九	内田文市	一、五〇〇
大阪サリリ	同	昭六	淡河繁清	七五
大阪硝子工組合	同	昭六	奥村源三郎	三〇
大阪河川	同	大八	荒木香吉	三〇〇
大阪製氷化學	同	大八	大和淺吉	一、五九
大阪印刷工組合	同	昭七	内田文市	九〇
關西コルク	大阪市旭區鳴野町交松下方	昭二	松下兼一	二〇〇
關西石組	大阪市大正區大正通三ノ七〇	昭六	村上直市	八〇
大阪染組	大阪市旭區蒲生町七	大正三	内田文市	五〇
大阪映畫從業員組合	大阪市西區松通四ノ三	昭八	青山耕花	三〇
大阪清合	大阪市大正區大通二ノ七〇	昭七	清水末吉	七〇

大阪電氣	大阪市旭區今福町(中央電氣製所内)	大正三	安達 泰	二九〇
京都電氣	京都市吉野院門口一六(田中萬藏方)	昭四	田中 萬藏	二四〇
京都金組	同	同	須賀 太一	二二六
名古屋官業労働	名古屋市中區熱田澤上町三〇	大九	宮下 松太郎	六七〇
山陽無煙炭礦	山口縣美禰郡大助村(田村憲之助方)	同	丹羽市太郎	一、五〇
大嶺組	同	昭七	福田 英夫	三三
東京事務局	東京市澁谷區千駄谷町四七〇	同	太田 義夫	三三

海軍労働組合聯盟

所在地 吳市本通十二丁目十五番地ノ五
 創立 大正十三年三月二十二日
 組織及勢力 加盟組合七
 組合員總數 三六、五六九
 政黨關係 組合を中心とする地方政黨組織の方針に在るもの如し。
 例へば佐世保の「民衆政治同盟」の如きもの。

組合會議との關係 關係なし
 國際労働會議との關係 支持
 機關紙 海聯時報(月刊)
 役員
 常務中央委員 林 助一 安田加年彦

中央委員 熊本義一 林 助一 安田加年彦 野副勝一郎
 佐々木秀實 渡邊 一 森光方祐
 酒卷長市
 栗田捨次郎
 川口喜市 石橋 朴

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年	代表者	組合員數
海軍労働聯盟	吳市本通一二丁目十五番地ノ五	大正三三	林 助一	三六、五六九
吳官業労働會	吳市濱田町六ノ一	大正三三	林 助一	一六、五〇〇
海工労働會	同	大正三三	加藤 勝藏	八、〇〇〇
横廠工友會	横須賀市山王町四八(社會館内)	明三	加藤 勝藏	二、〇〇〇
舞鶴共立會	京都府加佐郡中舞鶴町中町三丁	大正三三	高谷 勝次郎	二、〇〇〇
佐世保労働會	佐世保市松浦町一七	大正三三	野副 勝一郎	六、七二二
廣廠工友會	廣島縣加茂郡廣村	大正三三	渡邊 一	一、七〇〇
徳山燃工會	山口縣徳山町寺町三七〇六	大正三三	森光 方祐	七〇〇
平塚總愛會	神奈川県平塚市新富一五	昭三三	遠藤 竹次郎	三、七

日本産業労働俱樂部

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員数
日本労働同盟	東京市神田區美土代町二ノ一	昭七	大矢省三	一七、九四
關東聯合會	同	同	白鳥廣近	四、七〇
關東聯合會	同	昭七	同	一、三〇
全國映畫從業員組合	同	昭七	安藝盛	一、五〇
關東聯合會	同	昭八	山本富嘉	三〇

組合會議との關係 關係なし
 國際労働會議との關係 排撃
 機関紙 労働日本新聞
 役員
 會長 大矢省三
 主事兼會計 白鳥廣近
 中央委員 山本富嘉
 矢尾喜三郎
 熊本兵一
 松尾國市
 永原善次
 林癸未夫
 石川準十郎
 顧問 相談役 石川準十郎
 加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員数
文筆労働同志會	東京市神田區美土代町二ノ一	昭八	山崎政次郎	七〇
東京労働組合	東京市大森區澤田町二三五	昭七	川上利嗣	七五
神奈川化學一般労働組合	横濱市鶴見區鶴見町一〇五六	昭七	關根喜四郎	三〇
神奈川鐵道労働組合	横濱市神奈川區小川町五二五	昭八	同	三〇
關東運輸労働組合	東京市神田區小川町五二五	昭八	川端一二三	一〇〇
大阪聯合會	大阪府此花區朝日町一ノ一	昭七	大矢省三	七、七〇
大阪金屬産業労働組合	大阪府此花區朝日町一ノ一	昭七	同	一、四〇〇
大阪一般産業労働組合	大阪府此花區朝日町一ノ一	昭七	同	六〇〇
大阪市從業員會	大阪市浪速區鴨町(永原方)	昭八	大矢省三	八〇
大阪自動車交通労働組合	大阪市港區八雲町四ノ一八	昭七	熊本與一	三、五〇
大阪労働組合	大阪市港區市場通三ノ二	昭七	同	四〇〇
大阪一般使用人組合	大阪市天王寺區上本町六ノ六一	昭七	日高雄次	三〇〇
新業サラリマン組合	同	昭八	同	三〇〇
大阪土木從業員組合	大阪市此花區朝日町一ノ一	昭八	大矢省三	四〇〇

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員数
日本産業労働同盟	東京市京橋區新島町二ノ七	昭八	石井藏	二、七〇
自強組合	同	大正一〇	東條喜七	二、八〇
日備組合	東京市荒川區三河島町七ノ六〇	昭七	小出道生	三六

所在地 東京市京橋區新島町二ノ七
 昭和八年六月八日
 創立及勢力 加盟組合一三
 組合員總數 一、二、七、三四
 政黨關係 なし
 組合會議との關係 なし
 國際労働會議との關係 支持
 機関紙 日本産業労働(月刊)
 役員
 理事長 石井熊藏
 常任理事 東條喜七
 副理事長 西山仁三郎
 理事 森昌示
 森本晃一
 田代政平
 橋本清吉
 大久保秀治
 小出道生
 佐藤修次
 横地福三郎
 長嶺運一
 長谷川忠二
 城戸房雄
 加盟組合一覽

日本労働同盟
 所在地 東京市神田區美土代町二ノ一
 昭和七年十一月二十日
 創立及勢力 地方聯合會四、加盟組合三七
 組合員總數 一七、九八四
 政黨關係 日本國家社會黨創立準備會

組合名	所在地	創立年月	代表役員	組合員数
秀英労働組合	東京市牛込區市ヶ谷加賀町二ノ	大正	森昌示	六五
興進労働組合	東京市向島區隅田町一ノ一	昭八	高庭朝市	三五
シチズン時工會	東京市淀橋區戸塚町四ノ八五六	昭八	林十造	二八〇
日本靴工組合	東京市足立區與野町二六〇	昭八	森本一	一九五
山中從業員組合	東京市城東區龜戸町三ノ一	昭八	横地福三郎	四〇
東京乘合自動車會	東京市下谷區三軒町四ノ五	昭八	長嶺運一	九三
中東乘合自動車會	東京市芝區芝浦一ノ二	昭八	田代政平	七〇
自立組合	東京市芝區芝浦一ノ二	昭八	篠崎喜一	二〇七
自揚組合	東京市芝區芝浦一ノ二	昭八	佐藤修治	二〇八
芝浦工愛組合	東京市芝區芝浦一ノ二	昭八	石井熊藏	二、五〇〇
工愛會	東京市芝區芝浦一ノ二	昭八	佐賀賞	三、八三三
日本産業労働同盟	東京市京橋區新島町二ノ七	昭八	同	二、七〇

大阪土木水道 部員組合	大阪此花區朝 日橋通り一ノ一	昭三	大矢省三	四〇〇
大阪正通リ八丁目 大正通リ八丁目	昭三	小田孝	六〇〇	
大阪同	昭七	鈴木泰陽	四〇〇	
和歌山同	昭七	在里美佐夫	三〇〇	
三重同	昭八	大矢省三	六〇〇	
滋賀同	昭八	矢尾喜三郎	三〇〇	
石山同	昭八	秋岡清太郎	八〇〇	
石山同	昭七	矢尾喜三郎	七〇〇	
滋賀同	昭八	神山勝太郎	八〇〇	
信樂同	昭八	同	一〇〇	
滋賀同	昭七	矢尾喜三郎	二〇〇	
高知同	昭七	安藝盛	一、三四	
土佐同	昭七	松尾國一	六〇〇	
土佐同	昭七	安藝盛	六〇〇	
紙工同	昭七	安藝盛	三〇〇	
高知同	昭七	入交好保	三〇〇	

加盟組合一覽

河野平次 山名庄太郎 松井利一
赤井利一郎 平田榮吉 松田長左衛門

日本交通労働 組合	東京市京橋區築 地三丁目八(築 地ビル内)	昭三	熊本利男	一、五〇〇
大阪同	同	昭三	同	八、九〇〇
大阪同	同	昭三	同	三、四〇〇
大阪同	同	昭三	同	一、二五〇
大阪同	同	昭三	同	五〇〇
大阪同	同	昭三	同	八五

関西労働組合總聯盟

大阪市浪花區稻荷町二ノ九三二
昭和五年五月
加盟組合五
一、八四〇
社会大業黨支持
関係なし

創設地 大阪市浪花區稻荷町二ノ九三二
組織及勢力 加盟組合五
組合員總數 一、八四〇
政黨關係 社会大業黨支持
組合會議との關係 關係なし
國際労働會議との關係 關係なし
機關紙なし

地方部	富山縣高岡市定 一、二〇〇	昭七	萩原貞一	一、六二〇
北陸同	石川縣石川郡湯 本町辰ノ口四三	昭七	竹田定雄	四〇〇
關東同	本町辰ノ口四三 (竹田方)	昭七	竹田定雄	三〇〇
九州同	福岡縣飯塚市德 前老松通り	昭七	榊崎清太	三〇〇
香川同	高松市福岡町三 八八	昭七	中村昌公	三〇〇
京都同	京都市丸山公園 北林	昭七	長谷川正	三〇〇

日本交通労働總聯盟

所在地 東京市京橋區築地三丁目八築地ビル
創立 大正十五年六月二十七日
加盟組合五
組合員總數 一五、〇〇〇
政黨關係 なし
組合會議との關係 關係なし
國際労働會議との關係 關係なし
機關紙 日本交通労働新聞

役員
中央委員長 熊本利男
財務局長 河野平次
會計 赤井利一郎
中央常任委員 植村定雄 熊本利男

役員

書記長 橋繁夫
會計長 下田義光
組織宣傳部長 中川重吉
教育出版部長 洞ヶ瀬菊雄
政治部長 山崎京
青年部長 山中與三吉
婦人部長 北井正一
爭議部長 榊繁夫

加盟組合一覽

關西労働總 聯合會	大阪市浪速區稻 荷町二ノ九二二	昭五	榊繁夫	一、八四〇
關西同	同	昭五	同	五〇〇
關西同	同	昭五	同	二〇〇
關西同	同	昭五	同	四〇〇
關西同	同	昭五	同	二〇〇
關西同	同	昭五	同	七〇〇

神奈川造船労働聯盟

全勞統一全國會議
 所在地 東京市芝區濱松町二丁目十一番地
 創立 昭和六年十一月三日
 組織及勢力 地方協議會二、加盟組合二一
 組合員總數 八、五四九
 政黨關係 支持政黨なし
 組合會議との關係 排撃
 國際労働會議との關係 排撃
 機關 紙 日本労働新聞(月刊)
 役員
 常任執行委員 加藤勸十 高野實 藤波虎一
 長 正路 安平鹿一 久保田敏
 副 本 信太郎 萩原周一

組合名	所在地	創立年	代表役員	組合員數
合津一	福島縣若松市針屋名古屋町	昭二	保志宗助	二〇〇
横堀労働組合	(伊勢方) 秋田縣横堀町	昭八	佐藤賢太	五〇
水戸労働組合	水戸市上市上金町一六三二	昭六	一五〇	五〇
土佐紙工組合	高知縣香川郡伊野町	昭六	岡田明治	二五〇
伊野労働組合	同	昭七	岡田繁	二〇〇
中津労働組合	大分縣中津市豊岡町二丁目	昭七	兒玉秀次	一〇〇
下關労働組合	下關市丸山町	昭五	木田一	二〇〇

組合名	所在地	創立年	代表役員	組合員數
全勞統一	東京市芝區濱松町二丁目十一番地	昭六	加藤勸十	八、五四九
關東地方協議會	同	昭七	藤波虎一	五、五二〇
關東金屬産業組合	同	昭六	加藤勸十	一、一〇〇
關東化學産業組合	同	昭六	灘波虎一	一、六五〇
關東労働組合	同	昭三	高野實	四〇〇
東京労働組合	同	昭三	高野實	四〇〇
日本文學労働組合	同	昭六	織本侃	三〇〇
日本文學労働組合	同	昭六	久保田敏	三〇〇
京濱自動車労働組合	横濱市中區曙町五丁目	同	宮崎福太郎	三〇〇
横濱土木建築労働組合	横濱市中區野毛二丁目	同	岡本善司	一、五〇〇
神奈川労働組合	同	同	岡本善司	三〇〇
東豆労働組合	静岡縣熱海町	同	大島佐市	八七
關西地方協議會	大阪市港區新池田町一丁目二二	昭七	岡信太郎	二、六七四
大阪労働組合	同	昭七	岡信太郎	二〇〇

加盟組合一覽
 村上信秀 大島佐市

組合名	所在地	創立年	代表役員	組合員數
關東化學労働者組合	東京市四谷區七軒町二	昭八	枝川雪枝	一〇〇
關東食堂酒場従業員組合	同	昭八	夏川清治	二〇〇
江東地區協議會	東京市本所區平川橋五ノ三ノ六	昭六	山花秀雄	一〇〇
中部地方評議會	名古屋市中區上堀川町二	昭六	近藤信一	一〇〇
中部地方合同労働組合	同	昭六	伊藤勇	二〇〇
中部金屬労働者組合	同	昭六	高尾鉛郎	一〇〇
中部地方自由労働者組合	名古屋市中區東山田町三丁目一四	昭三	李天雨	八〇〇
中部化學労働者組合	同	昭三	岡崎千代吉	二〇〇
關西地方評議會	大阪市港區千代見町四丁目八	昭六	安島高行	三、一八〇
大阪金屬労働者組合	同	昭六	長田鶴二	二〇〇
大阪木材労働者組合	同	昭六	田口進	二〇〇
大阪化學労働者組合	同	昭六	都路鐵三	二〇〇
大阪一般労働者組合	同	昭六	村上忠彦	三〇〇
關西電力労働者組合	同	昭二	大竹市太郎	六〇〇
關西鐵道労働者組合	同	昭二	村上忠彦	三〇〇
泉州協議會	堺市南島元町三	昭八	佐藤毅一郎	三〇〇

組合名	所在地	創立年	代表役員	組合員數
泉州化學労働者組合	堺市南島元町三	昭八	杉谷俊之助	一〇〇
泉州金屬労働者組合	同	昭八	杉谷俊之助	二〇〇
泉州土木建築労働者組合	同	昭八	杉谷俊之助	三〇〇
京都協議會	京都市下京區油小路八條上ル	昭八	杉谷俊之助	三〇〇
全京都合同労働組合	同	昭八	杉谷俊之助	三〇〇
日本瓦工組合	京都市東山區今熊野池田町	昭八	加山由太郎	二〇〇
神戸金屬労働者組合	神戸市林田區二番町四ノ一四	昭八	森口新一	五〇〇
神戸化學労働者組合	同	昭八	柴田久治	二〇〇
神戸一般労働者組合	同	昭八	森口新一	二〇〇
神戶本部直屬	同	昭八	藤田正一	二〇〇
全棒太労働組合	棒太豐原町	昭七	坂本實	二、七一〇
全小樽労働組合	小樽市稻穂町東三丁目二八	昭四	細川貞次郎	二〇〇
全札幌労働組合	札幌市北二條東九丁目九	昭六	正木清	四〇〇
全札幌労働組合	札幌市幸町五ノ四	昭七	武本實三郎	三〇〇
北海道労働組合	北海道上川町	昭七	長濱政男	一〇〇

Table listing labor union groups with columns for group name, location, establishment date, representative, and membership count.

Table listing labor union groups with columns for group name, location, establishment date, representative, and membership count.

Table listing labor union groups with columns for group name, location, establishment date, representative, and membership count.

Table listing labor union groups with columns for group name, location, establishment date, representative, and membership count.

主要單獨組合

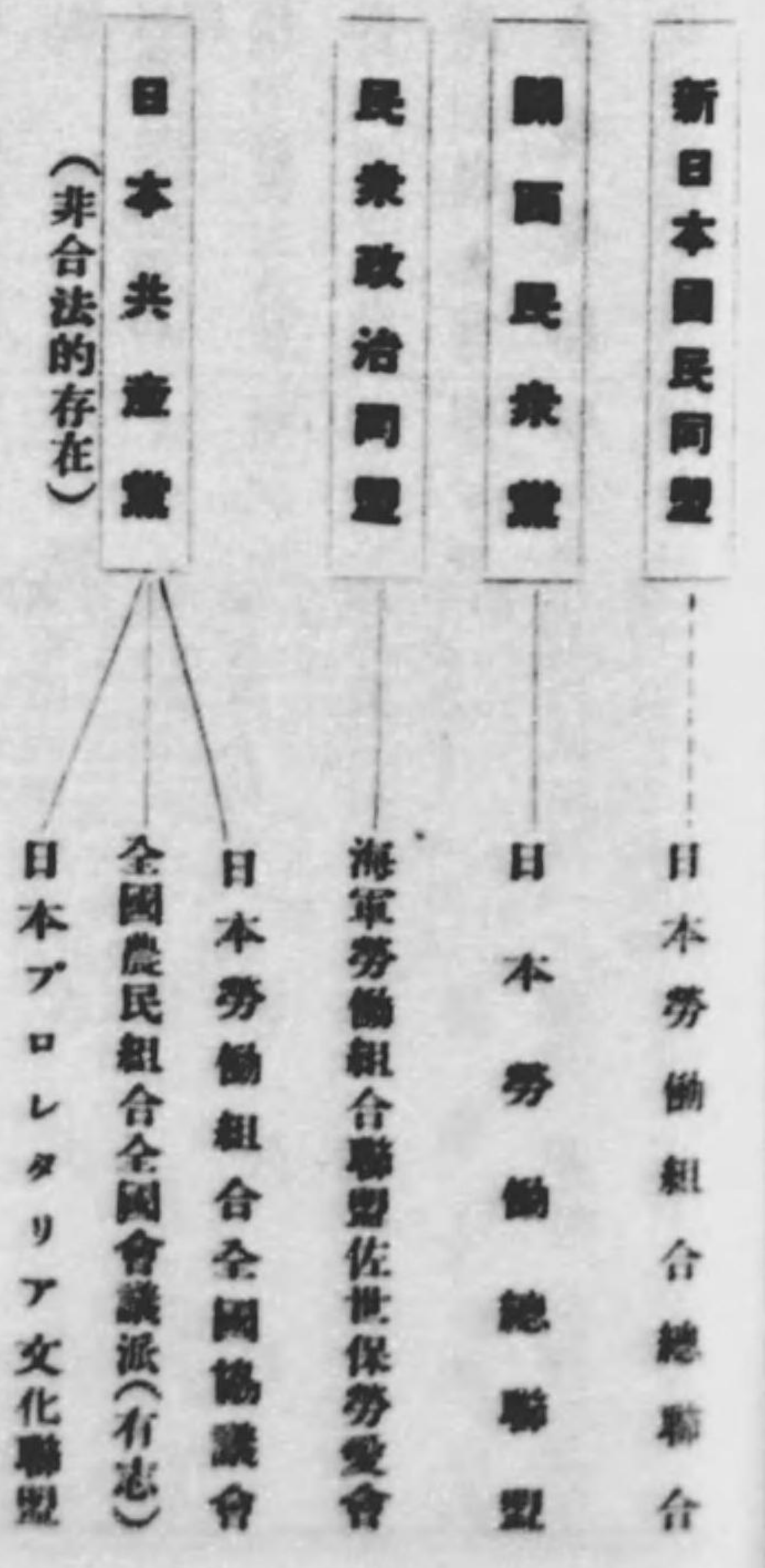
日本海員組合 門司市祝町二丁目	飯島林次郎	八幡市春野町	昭八	加藤	二、〇〇〇	二、日本労働組合
戸畑支部 戸畑市清水町四丁目	久保田長一郎	足尾郡上野町	昭八	良左衛門	二、〇〇〇	三、日本労働組合
三池支部 福岡縣大牟田市三川町	長野金一	足尾郡上野町	昭八	前田隆一	三、七〇〇	
大連支部 大連市山縣通二一八	濱尾保	福井縣永上町	昭六	齋木重一	八〇〇	
伏木出張所 富山縣伏木町六	加藤善之助	東京市深川區常盤町	昭六	坪井専次郎	二〇〇	
同下關出張所 下關市下關一五五	木下善市	小樽市南濱町	昭七	木村唯作	三九〇	
因島事務所 廣島縣御調郡土生町因島	田口源記	長崎海友會 長崎市稻佐町一丁目一五	昭六	津田又吉	一、二七六	
海員協會 神戸市下山手通八丁目八〇	都竹要次郎	鹿兒島市海友會 鹿兒島市易居町二五	昭六	格田助一	二六六	
日本港灣從業員組合 神戸市神戶區六	濱田國太郎	神戸市東區 神戶市兵庫區	昭三	矢野仁三郎	一八〇	
ダンロップ 神戶市井町二〇(山)	西井仙太郎	神戶市兵庫區 神戶市兵庫區	昭三	森脇基一	二、〇〇〇	
兵庫縣合同 水笠通五ノ一	青柿善一郎	全日本映畫從業員組合 永澤市八ノ三丁目	昭三			
全日本自動車從業員組合 神戸市神戶區	赤崎寅藏					
京阪同友會 大阪府北河内郡 大六三	西口末吉					

無産政黨と労働組合との支持關係

全國農民組合	日本農民組合總同盟	社會大衆婦人同盟	日本労働總同盟	官業労働總同盟	日本海員組合	海員協會	日本港灣從業員組合	全日本自動車從業員組合	全國労働組合同盟	東電從業員組合	東京瓦斯產業労働組合	日本製陶労働組合同盟	大阪市電愛友會	關西労働總聯盟	全國借家人組合	ダンロップ護謨工組合	全國水平社(有志)	日本交通労働總聯盟(有志)
--------	-----------	----------	---------	---------	--------	------	-----------	-------------	----------	---------	------------	------------	---------	---------	---------	------------	-----------	---------------

社會大衆黨
中央執行委員長 安部磯雄
書記 長 麻生久

創立 昭和七年七月二十四日
所在地 東京市芝區南佐久間町一ノ五五



日本製鐵從業員組合	八幡市春野町	昭八	加藤	二、〇〇〇	二、日本労働組合
足尾銅山組合	足尾郡上野町	昭八	良左衛門	二、〇〇〇	三、日本労働組合
福井縣労働組合	福井市永上町	昭六	齋木重一	八〇〇	
中央労働組合	東京市深川區常盤町	昭六	坪井専次郎	二〇〇	
小樽港灣從業員組合	小樽市南濱町	昭七	木村唯作	三九〇	
長崎海友會	長崎市稻佐町一丁目一五	昭六	津田又吉	一、二七六	
鹿兒島市海友會	鹿兒島市易居町二五	昭六	格田助一	二六六	
神戸市兵庫區合同	神戸市兵庫區	昭三	矢野仁三郎	一八〇	
全日本映畫從業員組合	永澤市八ノ三丁目	昭三	森脇基一	二、〇〇〇	

團體名	年創立	本部所在地	幹部名
勤王聯盟	大正一	四谷區南寺町四二	菊池 武夫 佐藤 清勝
第一協會	大正一	小石川區白山御殿	藤 崎 正 治
希望社	大正一	澁谷區西大久保二	後 藤 靜 香
救國學生聯盟	大正一	澁谷區千駄ヶ谷八	藤 田 修 郎
勤勞義勇隊	大正一	大田區北區梅ヶ枝	櫻 本 佐 市
勤王義勇會	大正一	大田區南區寺町	永 井 義 尚
極東亞細亞聯盟	大正一	大田區南區河內郡	木 本 國 三
軍縮國民同盟	大正一	芝區平町二二	清 瀨 一 郎 湯 淺 凡 平
九大滿蒙問題研究會	昭六二	福岡市箱崎町武内	鹿 子 木 員 信
九大皇道會	昭七三	福岡市住吉箱崎町	鹿 子 木 員 信
經濟國策研究會	昭六二	澁谷區千駄ヶ谷町	石 井 秀 雄 船 口 萬 壽
慶大國防研究會	昭五二	芝區三田慶應大學	新 館 正 國 天 川 勇
慶大精神科學研究會	昭二四	同	芹 崎 三 文
建國俱樂部	大正二	荒川區三河島町三	赤 尾 敏 深 澤 源 藏
建國俱樂部	大正一	河島區天王寺區石	岡 松 清 岡 田 豐 一
原理日本軍	昭五二	澁谷區西大久保三	鬼 倉 重 次 郎
京大嶺興學會	大正四	京都市左京區黒谷	石 田 圭 一 郎
敬天愛人會	昭六	京都市大將軍鷹司	山 田 圭 一 郎
原理日本社	昭六	世田谷區若林二七	養 田 陶 喜

團體名	年創立	本部所在地	幹部名
皇民意識振興會	昭七三	大田區此花區梅香	中 村 義 明
皇國義團	昭二二	澁谷區角管二二八	松 田 榮 治 鳴 島 榮 次 郎
皇國同志會	昭七三	澁谷區西大久保四	關 直 彦 後 藤 靜 香
皇國青年同盟	昭七三	京都市左京區北白	柴 山 良 一
皇國義勇飛行隊	昭七三	大田區南區江ノ子	佐 川 良 一
皇國思想宣傳會	昭七三	大田區南區千代町	泉 仁 三 郎 川 崎 清 藏
皇國柱會	昭二七	大田區南區千代町	中 川 良 一
皇國人民協會	昭四〇	堺市出島町三一六	鎌 田 豐 太 郎
皇國誠忠會	昭六九	大田區西區柳通	南 方 輝 雄
皇國自治研究會	昭七三	大田區南區末吉橋	伊 藤 重 一
皇國日本黨	昭六二	大田區南區末吉橋	濱 松 政 治 郎 杉 野 巖 洞
皇國防同志會	昭六二	大田區南區末吉橋	大 間 和 藏
皇國義勇黨	昭八三	大田區南區北郡和泉	淺 井 義 一 坂 口 寛 二
皇國自由黨	昭八三	大田區南區北郡和泉	鎌 田 兼 太郎 桐 田 保 國
皇道會	昭八三	大田區南區北郡和泉	鎌 田 兼 太郎 桐 田 保 國
更始會	大正四	品川區大井町春秋	角 田 清 彦
興民會	昭七	赤坂區福吉町一	日 堂 則 義 小 幡 一 正
國心會	昭三	本所區福橋一ノ三	熱 田 佐 伊 藤 芳 男
國體科學聯盟	昭三二	西宮市宮西町一六	里 見 岸 雄

愛國團體一覽

(配列五十音順)

團體名	年創立	本部所在地	幹部名
愛國運動一致協	昭八三	龜町區山下町東	狩野敏 今村等 永井了吉
愛國勤勞黨	昭五三	茨城縣東茨城郡水	橋 孝 三 郎
愛國無產青年同	昭五二	小學校裏	中 谷 武 世 神 永 文 三
愛國皇民黨	昭三	蒲田區羽田一〇	中 谷 武 世 深 田 政 太 郎
愛國青年聯盟	昭三	小石川區指ヶ谷町	浦 部 武 夫
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	岩 田 愛 之 助
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	大 澤 武 三 郎 大 澤 米 吉
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	三 原 朝 雄 小 田 貢
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	角 岡 知 良 林 逸 郎
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	岩 谷 直 次 郎
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	長 澤 九 一 郎 三 浦 一 郎
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	松 本 良 勝 鈴 木 格
愛國青年聯盟	昭三	芝區白金町一ノ	堂 前 孫 三 郎

團體名	年創立	本部所在地	幹部名
愛國奉行團	昭六〇	大田區浪花區東關	尾 村 政 一
愛國青年團	昭七三	大田區南區南堀江	大 西 卯 之 助
愛國義勇軍	昭七二	大田區南區下橋	近 藤 政 則
愛國勤勞聯盟	昭八〇	大田區南區福内	安 藤 悦 太 郎 伏 屋 政 一
一心會	大正三	大田區南區福内	伊 藤 清 倉 岡 利 夫
汗山莊	昭五二	五野區川田端一九	浦 瀨 幸 彦 增 田 寛 助
關東國粹會本部	昭五二	四谷區永住町二	入 江 幸 彦 增 田 寛 助
學生與國聯盟	昭四二	芝區虎ノ門ビル二	伊 藤 祐 光 梅 津 勘 兵 衛
恢復日本主義同	昭四二	芝區虎ノ門ビル二	高 岡 重 利
舊邦社	昭二二	澁谷區金王六	池 井 成 元
行地社	大正三	澁谷區宮村町三四	大 川 周 明 狩 野 敏
錦旗會	昭二五	牛込區喜久井町三	遠 藤 友 四 郎
金鷄學院	昭二四	小石川區原町一二	酒 井 忠 正 安 岡 正 篤
勳皇維新同盟	昭三二	深川區古市場町四	永 井 了 吉 田 尻 隼 人

士林莊	六二五	滋谷區代々木山谷西	田
七生社	大三四	本郷區森川町一五	鈴木 吾一
朱光會	昭七	三本郷區大内	關根 三千雄
修養座談會		横濱高工内	
神道聯盟	昭六	二下谷區板五〇	佐藤 清勝 高山 公通
新日本國民同盟	昭七	中野區昭和通二丁	佐々井一 尾 滿川龜太郎
社會自由黨	昭七	二大板區大正區鶴町	小田 孝 飯石 豊市
神農會	大二	淺草區北田原町六	中川 良長 山田 春雄
信州皇民同盟	昭八	長野縣下伊那郡飯	坂井敬吾 羽田野喜三郎
昭和維新會	大五	名古屋市中區丸屋	櫻 木 俊一
赤化防止團	大二	澁橋區柏木三二五	米村 嘉一
正義同志會	昭四	二神田區錦町一ノ	富田 秀造 寺澤 雄
聖日本學會	大三	七澁谷區原宿二三〇	澤田 五郎
全日本學生協議會	昭七	目一ノ二神田區河臺二丁	別府 俊介 坂本 八郎
全國青年聯盟	昭五	芝區平野二小倉	原 侑甫
全國大日本主義同盟	昭六	澁谷區羽澤三五	松永 村 北村 正史
聖皇會		京都	道 瀨 川 正
全國立志青年同盟	大三	芝區白金三光町二	高野 清 八郎
全日本興國同志會	昭二	芝區西三軒町一丁	櫻川 武治 天野 辰夫

政教社	昭八	芝區南佐久間町二	五百木良三 松林 亮
青年日本同盟	昭七	六町區内幸町一ノ	津久井龍雄 伊知地義一
早大和會	大二	六町區早稻田大學	松 永
早大和會		澁橋區諏訪町一七	田石 誠彦 西澤 明正
祖國會	昭四	二澁谷區千駄ヶ谷町	北 吟吉 高倉 寛
皇急進會	昭五	三澁谷區千駄ヶ谷町	遠 藤 友 四郎
相愛會	大〇	本所區柳町一九	守屋 榮夫 朴 春琴
早大國防研究會	大五	牛込區馬場下町一	後 藤 辰夫
早大國防研究會	大六	赤坂區新坂町四五	高橋光成 胎中祐右衛門
大日本國粹聯合會	昭二	芝區虎ノ門ビル二	伊藤 祐光 木田伊之助
大日本正義團	大四	七澁谷區原宿二三〇	酒井 榮藏 木村 嘉孝
大日本帝國振武會	大二	八澁谷區千駄ヶ谷六	砂原 留吉 湯淺 泰昌
大日本皇道義會	大七	五澁谷區千駄ヶ谷八	石 井 三郎
大日本武德會	明六	四京都平安神宮内	鈴木 莊 三郎
大化會	大九	二牛込區市ヶ谷加賀	岩 田 富美夫
大正赤心團	大六	九澁谷區平久町二ノ	森 田 建
大行社	大三	三本郷區駒込千駄木	清水 行之助
大義社	大五	五澁谷區代々木富ヶ	渡 邊 豊
大日本國柱軍本部	大七	七門司市幸町二丁目	宮 本 軍次

國維會	昭七	一芝區區内幸町大坂	近衛 文麿 酒井 忠正
國本社	大三	二六町區平河町六ノ	平沼騏一郎 竹内賀久治
國防聯盟	昭六	二中野區文圃町一	望月 義人 入江吉三郎
國民外交研究會	昭六	〇赤坂區青山町六	内藤順太郎 西山 暢造
國民解放社	昭六	六八芝區沙留町二ノ四	宮越信一郎 秋元清一郎
國教宜明團	明六	三澁谷區猿樂三二	酒井 勝 軍
國策樹立協會		芝區平野一不	岡 梯 二 板垣 守正
國風會	大九	二牛込區東五軒町一	上 泉 徳彌
國士同盟會	大三	三品川區大井町春秋	角田 清彦 内藤順太郎
護皇會	大〇	一〇品川區大井町春秋	中山 忠 次
國士會	大六	三世田谷區世田ヶ谷	柴田 徳次郎
皇國修養會	大〇	四牛込區矢來町五二	東 郷 吉次郎
黑龍會	明二	三赤坂區新町五ノ七	内川 良平 池田 弘壽
國粹大衆黨		一〇大板區北濱町	佐 山 良一
五高東光會	大二	四本郷區市五高内	八 波 則吉
國民運動社	昭八	三六町區内幸町一ノ	津久井龍雄 千葉直太郎
國民協會	昭八	七六町區内幸町一ノ	他國協同人
權藤會		目一〇六町區月光明旭ヶ	赤 松 克 廣
皇道會	昭八	三芝區平野二丁虎門	權藤 成 郷

皇國青年黨	大四	二芝區區千束町一ノ	高橋 佐一郎
國體擁護聯合會	昭八	一六芝區田村町二内田	入江 雅矩 角田 知良
産業奉還促進協	昭七	六芝區區下落合二一	遠藤友四郎 長澤九一郎
自治農民協會	昭七	三澁谷區原宿一七〇	長 野
七生義團	昭三	八大板區新井町一	錦川 新木村 清
神州護國黨	昭六	三大阪市此花區上福	榎川 川 佐 市
春風俱樂部	昭七	九島南三ノ五〇	山口 達 太
士魂會	昭六	二名古屋市南區熱田	山 口 吉 太
神聖復古聯盟	昭六	五名古屋市中區牧野	高 木 銀 之助
愛護俱樂部	昭六	三澁橋區戸塚町二丁	森 傳 佐々木 貢
辛未同志會	昭六	八芝區櫻田善左衛門	井上 清純 大井 成元
新民會	大三	〇一豊島區雜司ヶ谷一	井筒 調策 小林 一郎
新日本協會	大〇	三澁橋區柏木九八	山本徳二郎 福原 武
榮雲莊	大三	三六町區内幸町一ノ	橋 本 徹 馬
秋水會	大三	七澁谷區代々木山谷	寺 田 稻次郎
修養會	明六	三三澁谷區千駄ヶ谷四	平 沼 騏一郎
新道會	明七	七小石川久野町三	田 邊 顯 八郎
修養團朝鮮聯合會		目一〇京城府青葉町三丁	宇津木 勢 野
神武會	昭七	三三芝區區内幸町東洋	大川 朋明 狩野 敏

Table listing various Japanese organizations such as '大日本守國會', '大日本建國義勇團', and '大日本愛國青年同盟', along with their respective members and locations.

Table listing organizations like '日本皇國同志會', '日本青年協同會', and '日本愛國青年同盟', including names of members and their locations.

Table listing organizations such as '大日本守國會', '大日本建國義勇團', and '大日本愛國青年同盟', with member names and locations.

Table listing organizations like '大日本皇國同志會', '大日本愛國青年同盟', and '大日本青年協同會', including member names and locations.

日本思想研究所	昭七・二	本郷區富士前町一〇九先達社	松岡 洋右
日本フアジズム	昭七・二	目黒區中目黒五八	野島 辰次
日猶協會	昭七・二	澁谷區猿樂三二	酒井 辰夫
日本婦人同盟	昭八・八	麹町區内幸町一ノ六商興ビル	赤松 明子
農本聯盟	昭七・三	神田區北神保町八	山川 時郎
乃木講	昭七・三	麹町區紀尾井町六	大庭 加藤一夫
白狼會	昭七・三	澁谷區原宿二〇九	北庭 二輝
白狼會	昭七・三	麻布區本村町一五	峰田 一歩
福高神風學會	昭八・五	福高高等學校内	福田 豊太郎
文理大桐花名徳會	昭六・二	文理大内	八木 祐治
風雲クラブ	昭七・九	芝區櫻田伏見町二内田ビル	千々波 敬太郎
福國民社會黨	昭七・九	福岡市村木町九	山下 庸太郎
亡國的軍縮排撃同盟	昭六・三	大阪市東區北濱一丁目二八	岡田 太三郎
戊申農民協會	昭三・五	本郷區駒込神明町三四一松山方	草野 馨
奉仕會	昭六・二	麹町區飯田町六ノ二	佐藤 鐵太郎
北濱會	昭六・七	滿洲國新京東四條通二四實業公司内	岡 津 泰生
滿洲問題國民同盟	昭六・七	麹町區永田町二ノ八六	頭山 滿朴
滿洲問題解決同盟	昭六・三	赤坂區青山南町六ノ一七池田方	井上清純
滿蒙義團	昭六・三	赤坂區仲ノ町一二	中野源二郎

明會	昭七・七	牛込區市ヶ谷市ヶ谷ビル	田中 國重
明德會	昭七・七	芝區田村町六〇	鹽谷 慶一郎
明治會	昭七・七	下谷區覺谷國柱會館	田中 巴之助
明大學生射擊聯盟	昭七・七	神田區明治大學内	尾 源
明大興國同志會	昭七・二	同	赤神 良藏
有終會	昭七・一	芝區榮町一三水交	有馬 良橋
洋々會	昭七・一	麻布區霞町二二佐	橋内曾太郎
洛北青年同盟	昭七・一	川内	中島 資明
立憲革新青年黨	昭七・一	京都同志社高商部中	川 裕
立憲養生會	昭七・一	日本橋區橫町二丁	佐藤 正
立憲大同聯盟	昭七・一	七〇	中 澤
立憲愛國維進同盟	昭七・一	瀧野川區中里一六	栗 藤
立憲愛國社	昭七・一	麹町區飯田町一ノ五	澤 秀夫
浪人會	昭七・一	八幡市本町二丁目	下 澤

消費組合運動

はしがき

消費組合運動は一つの社會運動である。従つてそこには自由主義的なものがあり、社會主義的なものがあり、その組織組合員の階級的種別、思想的立脚地、運動方法等に於て幾多の分派を持つてゐる。此處に問題とするところは階級的に見れば労働者階級のみを以て組織し經營される消費組合であるが、思想並にその運動方法より見れば漸進的、平和的な社會改造を目標とするもの、更に進んで階級闘争の手段たらしめんとするもの等、幾多の分派に分類することが出来る。而して是等の消費組合は夫々の分野に於て労働者階級の解放のために活動を續けてゐるのであるが、昨今の絶え間ない經濟情勢の悪化は是等消費組合の領域にも波及し、その經營に對して甚大な打撃を與へて居り、或る組合の如きは致命的な打撃を蒙つてその財政上の基礎をさへ危くせしめられてゐると云ふ状態である。斯かる絶え間ない經濟情勢の悪化は、必然的に消費組合をして「經營」への特別な關心を持たしめるに至る。蓋し本年の消費組合運動に於ける最も顯著な共通的傾向であらう。更に本年の消費

組合運動に對して現れた問題の一つは、所謂反産運動の擡頭とその政治的進出とに刺戟され、協同組合が従來その職則としてゐた協同組合の政治的中立—政治運動不關與の原則を破り、政治的に進出せんとする機運が濃厚になりつゝ、あるといふことである。斯くの如き内的外的の重大問題に當面する消費組合、殊に労働者階級の組織する消費組合が、如何にしてその運動を續けて來たか。以下概説を試みて見やうと思ふ。

労働者消費組合の現勢

本會の調査した結果によれば本年末現在に於ける労働者消費組合の数は七一、内労働組合と直接間接の關係をもつて組織されてゐるものが四六、残る二五がそれ以外のものであり、右の中産業組合法によつて認可されてゐるものが労働組合關係のものに一六、その他に六組合ある。これを地方別に見れば東京府(三四)に最も多く、亞で大阪府(九)、兵庫縣(九)、神奈川縣(八)の順位となり、廣島縣三、愛知、福岡兩縣二、靜岡、千葉、岡山、和歌山の各縣に一組合と云ふ状態である。又設立年度別に見れば次頁表の通りであつて昭和七年中の設立になるも

のが最も多い。尙本年中に於ては僅か七組合の設立を見たのみであるが、それは最近消費組合の間に経営の合理化を目標として合同一単一化の必要が叫ばれ、漸次それが具體化されつゝ、ある爲めであつて、大衆の消費組合に對する關心が薄らぎつゝ、あると云ふことにはならないのである。否寧ろ最近に於ては却つて積極的な運動が爲されつゝ、あるとさへ見ることが出来ると思はれる。

設立年度別組合數

年次	設立組合數
大正九年	一
同 十年	二
同 十一年	二
同 十二年	三
同 十三年	三
同 十四年	六
同 十五年	五
昭和二年	七
同 三年	八
同 四年	九
同 五年	七
同 六年	四
同 七年	八
同 八年	七
計	七十四

一組合をその員數に就て見れば下段右表の通りである。七出資金一口の金額は十圓が歴倒的(六割)に多く、その拂込

出資一口金額

組合員數	組合數
1—50	11
51—100	9
101—200	16
201—300	17
301—400	9
401—500	3
501—600	1
601—700	2
701—800	0
801—900	0
901—1000	0
1001—2000	2
2001—3000	1
計	71

組合員數別組合數

方法は殆ど全部が、分割拂込制となつてゐる。尙出資一口の

出資一口金額	勞働組合	其他	計
一圓以下	一	一	二
一圓以上二圓以下	三	五	八
二圓以上三圓以下	五	〇	五
三圓以上四圓以下	〇	一	一
四圓以上五圓以下	六	〇	六
五圓以上十圓以下	〇	二	二
十圓以上	四	一	五
計	四六	二一	七〇

金額五圓以下のものが總數の二割四分餘に及んでゐるが、中産階級の組織する組合のそれと比較し注目にする。右の如く一組合員の出資金が少額であり、組合員數も亦平均二三百名程度のものであるから、各組合の持つ出資金も自ら少額である。出資金額別組合數並びに出資金、資本總額(拂込出資金・借入金・諸積立金・貯金・現金等)の判明せるもの四三組合に就て檢するに次の通りである。

出資金額別組合數

出資金	組合數
1圓—500圓	5
501圓—1000圓	13
1001圓—2000圓	6
2001圓—3000圓	12
3001圓—4000圓	8
4001圓—5000圓	3
5001圓—6000圓	5
6001圓—7000圓	0
7001圓—8000圓	1
8001圓—9000圓	2
9001圓—10000圓	2
10001圓以上	2
20001圓以上	2
30001圓以上	2
40001圓以上	0
不明	8
計	71

出資金並に資本總額

拂込出資金	總額	一組合平均	百分比
借入金	二〇二、五五七圓	四、七一四圓	三六
諸積立金	九八、九一四圓	二、三〇二圓	一八
貯金並現金	五〇、七二五圓	一、一七九圓	九
計(資本總額)	二一〇、〇三七圓	四、八八四圓	三七
	五六二、三〇〇圓	一三、〇七六圓	一〇〇

又出資金總額は二三九、八八八圓であつて、拂込出資金總額はその八割四分を占めてゐる。設立後の経過年度と略比例し不況時にも拘らず資本總額は漸次増大してゐるやうである。然し一組合平均に就て見れば一般の既設購買組合と比較し遙に及ば

ぬ次第である。而も右組合中二、三の優良組合を除けば他は殆ど全部が弱小組合のみとなるのである。

配給方法は殆ど全部掛賣或は掛賣現金併用であり、現金制を採るものは僅か五組合に過ぎず、その支拂は月一回が絶對的に多く、月二回乃至三回と云ふものが一二組合ある。配給代金を工場等に於て購買者の給料より差引く便宜を持つ組合が一七ある。尙現金制を實施せんとする傾向が最近特に増加してゐるのであるが、恐慌時に於ける組合の對策として特記すべき事柄である。

組合が組合員に物品を配給するに當つてその賣價決定の方針は組合將來の發展を卜するものとして極めて重要な意義を有するものである。調査組合に就て之を檢するに、大部分は市價又は公設市場賣價を標準としてゐるが、尙廉價主義を採用してゐる組合のあることは組合を以て單なる廉價購入の一便宜手段と考へる結果に外ならず、組合員の消費經濟の重要性一殊に現下の不況時に際して一に就ての無知を遺憾なく曝露してゐるものと見ることが出来る。

一組合員の一月月平均利用高は、工場單位の組合に於ては相當額に達して居るが一般には低く、全般的に見て最高三十圓四十九錢、最低三圓八十二錢、平均九圓五十錢であり、一般的窮乏化による組合員の購買力の減退となつて現れてゐる次第である。

利用高別組合及組合員数

利用高	組合数		組合員数	
	労働組合	其他	労働組合	其他
五 四 未 満	七	二	一、三三三	一、二六
十 四 未 満	三	二	三、六三三	二、三三
十五 四 未 満	八	一	五、八二四	三、七〇
二十 四 未 満	二	一	七、九六	八、一七
二十五 四 未 満	二	〇	六、四九	六、四九
三十 四 未 満	一	〇	四、七五	四、七五
三十五 四 未 満	一	〇	七、七	七、七
不 明	四	三	六、六六	一八、六九
計	三三	七	三二、七二	三三、三三

組合員の購買力の減退と未收代金の増大、他面物價の變動、金融の不円滑等は組合の經營に甚大な影響を及ぼし、組合總数の約二割が缺損を見ねばならぬ状態に立ち到つてゐる。而も斯かる状態は前年に比較し倍加してゐるのである。

以上は諸組合の總括的な現勢の觀察であるが、次は是等の組合を箇々の組合と聯合體とに分類し、その各々に就ての分析を續けて見ようと思ふ。

單一組合の現勢

一、労働團體を中心として組織されるもの
労働者乃至は労働組合を中心として自主的に經營される所謂

階級的な消費組合は、累年増加しつつ、あるにも拘らず半面種々の事情よりして解散の已むなきに至るものが相當多く、従つてその運動も労働組合運動に比較して頗る稚々たる状態である。而して是等自主的消費組合にして労働組合が自身直接に之を經營するものは頗る少く、多くは労働組合が中心となり或は背景となつて組合とは別箇に組織するものであつて、組合員は労働者乃至労働組合員より一般市民に迄及んでゐる次第である。然し是等の消費組合は社會改造運動として獨立の存在であるに拘らず、労働組合との有機的關係に於て組合の目的意識が充分労働組合的イデオロギー化され、その任務もより強く労働組合的になされるのである。

一、日本労働同盟 日本労働同盟關係の消費組合は労働組合の主張と同様右翼現實主義的立場を採るところのものであつて、日本労働同盟の労働組合員を中心として組織される純然たる經濟團體であり、經濟的利益擁護を目的とする。

故に事業内容に就て見るも日常生活必需品の共同購入乃至は配給の範圍内に止まる。従つて其の運動も亦經濟的な運動に限られてゐる。

本年末現在に於ける日本労働同盟關係消費組合の事業成績は次の如くである。

總同盟關係消費組合

組合名	所在地	創立	組合員数	出資額	出資金	一箇年總売上額	一組合員平均売上額	一組合員平均消費額	關係組合	備考
△共愛消費購買組合	東京	大正一〇	二七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△櫻田從業員消費組合	東京	昭和六	一六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△製鋼購買組合	神奈川	昭和二	六三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△製鋼労働兵庫消費組合	兵庫	昭和二	一六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△製鋼小倉購買組合	神奈川	昭和八	四七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△田島購買組合	神奈川	大正一七	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△白木購買組合	神奈川	大正一七	一七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△三河セメント購買組合	愛知	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△因島消費購買組合	愛知	大正一三	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△購買組合共榮社	兵庫	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△購買組合共榮社	大阪	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△神奈川鐵工消費組合	神奈川	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△富士製鋼消費組合	神奈川	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△岳南消費組合	静岡	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△江北消費組合	静岡	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△千代田消費組合	東京	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△實信用購買組合	千葉	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△淺野造船消費組合	神奈川	大正一〇	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△淺野船渠消費組合	神奈川	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△平塚消費組合	神奈川	昭和二	一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	東京工大支店	消費組合聯合會加盟
△一組合平均			一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		

△印は認可組合

右組合中一會社一工場等職場を單位として組織されてゐるのは次の諸組合である。

組合名	工場名	備考
櫻田従業員消費組合	櫻田機械製作所	組合よりの配給代金は會社に於て給料より差引いて貰ふ
製鋼購買組合	東京製鋼會社川崎工場	右同(但し昭和九年四月以降)
製鋼労働兵庫消費組合	東京製鋼會社兵庫工場	組合よりの配給代金は會社に於て給料より差引いて貰ふ
製鋼小倉購買組合	同小倉工場	右同
田島購買組合	淺野川崎工場	右のもの六割
白木崎購買組合	淺野川崎工場	配給代金は會社に於て給料より差引いて貰ふ
三河セメント購買組合	三河セメント會社	右同
因島消費購買組合	大阪鐵工所	右同
購買組合共榮社	久保田鐵工所	右同
栗本共榮社	尼ヶ崎鐵工所	右同
千代田消費組合	千代田製靴會社	右同

以上の一一組合は悉く、各組合の定款に「組合員ハ本組合ノ区域内ニ居住シ左記各號ニ該當スル者ニ限ル。一、××會社(工場)従業員。二、其他特ニ工場及組合ノ事業ニ密接ナル關係

ヲ有スル者」等の如く共通的に規定してゐる。残る組合の中神奈川鐵工消費組合は日本鋼管川崎工場、富士製鋼消費組合は富士製鋼川崎工場、淺野造船消費組合は淺野造船會社、淺野船渠消費組合は淺野船渠會社、平塚消費組合は關東紡績會社、岳南消費組合は東京モスリン紡績沼津工場、實信用購買組合は實酒造會社の従業員を以て夫々組織されてゐるが、組合員の就業する工場とは直接關係を持つてゐない。共愛消費組合、江北消費組合は總同盟所屬支部或は支部聯合會の組合員を以て組織されて居る組合である。以上の外本年十月神奈川聯合會所屬石油労働組合日石支部の組合員によつて日石消費組合(組合員三八名、一箇月平均賣上額一〇圓)が組織されたが準備會の程度である。又神奈川聯合會事業部に於ては本年一月下旬以來消費組合聯絡統制協議會を開き田島購買組合、神奈川鐵工消費組合、富士製鋼消費組合の合同を企圖し數次の協議を重ねつゝ、あつたが、本年未迄には其の實現を見るに至らなかつた(註)。尙右組合中共愛消費購買組合、製鋼購買組合、田島消費組合は消費組合聯合會(後述)に加盟し、共同購入による便益を受けてゐる。

註、田島購買組合、神奈川鐵工消費組合、富士製鋼消費組合の合同は昭和九年五月七日完成、七月八日川崎中央消費購買組合の創立總會を開催した。

總同盟關係の消費組合に就ての現勢は概ね以上の通りであるが、所屬組合の中には其の事業の一として購買部を設け日用品

作業服等の廉賣を行つてゐるものが頗る多い。次に掲げたものは其の主要な事例である。

名	稱	創立	所在地	組織地域	加盟又ハ聯絡組合
錦支部消費組合	昭和五年	大阪	天滿紡績會社	關西紡績産業労働組合	錦支部
大阪陶業労働組合	昭和五年	大阪	大阪府泉南郡野村田尻村一團	大阪陶業労働組合	錦支部
消費組合北榮社	昭和六年	右同	發動機製造會社	大阪金屬労働組合	支部

以上の各消費組合の間に於て其の擴大強化の爲めの活動が續けられて居ることは云ふ迄もないが、消費組合或は其れに類似する施設のない各地の労働組合に於て最近其等施設の設置を要求する熱望が昂つて居ることは注目に値する。

消費組合の統制に就て總同盟は既に數年前より其の必要を認め「消費組合同盟」、「全國消費組合協議會」等を設置し或は開催したことがある。本年に於ても「全國事務會議」(十一月四、五、六日)に際し「平和的建設的福利増進の振興」に關する事項が協議され、今後(イ)消費組合、信用組合の指導とその贊助(ロ)共同仕入、購買、代理部其の他の經營に當ることとの決定を見るに至つた。尙大阪聯合會事業部に於ては所屬組合に於ける購買部或は消費組合に對し仕入其他一切の斡旋を行つて居り、關東同盟に於ても協同組合部があつて大阪聯合會の事業部に於けると同様の仕事を行つてゐる。

二、全國労働組合同盟 全國労働組合同盟の消費組合に對する原則的方針は、同盟關係の職場を中心として設けられてゐる購買部を轉じて、消費組合組織に發展させ、又同盟關係の消費組合に對しては同盟自らが之を統制して行くこと、更に又「同盟の方針に牴觸せず組合の擴大強化に役立つもの」に對しては積極的に協力すること、例へば從來の消費組合運動の外醫藥利用組合運動、農村協同組合運動の如きには前項の方針を具體化する(八年七月二十六日、同盟第三回中央委員會に於ける決議)に在る。即ち同盟第四回大會第四分科委員會(八年十月十五、十六、十七日)は右の「決議を確認し、その實現のために中央委員會、聯合會及び組合に於て左記の項目を實行する事の決議をした。

- 一、中央委員會は協同組合運動の具體案を決定すべし
- 二、協同組合運動の智識の普及
- 三、消費組合への發展の爲に購買組合を設置
- 四、消費組合購買組合の共同購入の實施の爲の委員會を各地方に設置すること
- 五、其他

同盟關係の労働組合は前述の如き同盟の方針に従ひ各地方に於て消費組合設置促進の運動を續けてゐるが、本年未迄に於て具體化されたものは未だ少數である。而して是等の消費組合は労働組合事業部に屬するものと、同盟所屬組合員を以て組織されてゐるものとに分類して見ることが出来る。前者の例として大阪市大正區所在の大阪製鐵會社従業員を以て組織される大阪金屬労働組合南恩加島支部に屬する有限責任南恩加島支部購

買組合（設立 昭和四年七月）がある。右組合は會社直屬の販賣店（個人請負）の廢止に伴ひ勞働組合が新に基金を集め設立したものであつて、現在工場附近に店舗を設け日用品及び食糧品等の配給を行ひ、精米並に辨當は一般商人と特約し配給を行つてゐる。事業内容は次の通りである。

- 一、組合員數 二八四名
- 一、拂込済出資金 二、二〇四圓四一錢（出資一口金拾圓）
- 一、本年度總賣上額 二九、七〇〇圓（註一）

- 一、配給益金 一、〇五九圓九二錢
 - 一、一組合員當り一ヶ月平均利用高 八圓七四錢（註二）
 - 一、本年度剩餘金 一八三圓〇六錢
 - 註一 仕入原價に割引掛
 - 註二 配給代金は會社の會計に於て月末一回給料より差引
- 備考 八年中の事業成績は未發表のため七年中のものを示す。
- 後者の例としては全勞大阪運輸交通消費組合、港南消費組合、三菱高砂消費組合等がある。

組合名	所在地	設立	出資一口ノ金額	配給價額	配給代金取立方法	組合員數	拂込済一ヶ月上年度總剩餘金	配給益金	一組合員當り一ヶ月平均利用高	關係組合
全勞大阪運輸交通消費組合	大阪	昭和七・二	一〇〇圓	廉價主義	現金主義	三〇〇名	五、四〇〇圓	三、七二〇圓	三、九三圓	大阪運輸交通勞働組合
港南消費組合	大阪	昭和八・九	三〇〇圓	公設市場價格ノ割安	現金主義	二四〇名	四、〇三六圓	三、五九〇圓	八・〇〇圓	大阪安治川支店
△三菱高砂消費組合	兵庫	大正一三	一〇〇〇圓	市價主義	掛賣	四五二名	九、〇三六圓（九月十月） 九、八三二圓（損失）	三、五九〇圓	一六・九圓	港南支店 播州化學産業勞働組合

備考 △印は認可組合 尙昭和九年三月大阪市港區にミナト消費組合が設立された。

兵庫縣高砂町所在三菱製紙高砂工場の従業員（全勞播州化學産業勞働組合員）は大正十三年の爭議の結果爭議費用の一部を以て高砂消費組合を組織したが、其後高砂町民、荒井村等近郷の農民を加へ、更に瀧野、西脇、上福田、神戸、六甲等の勞働者、農民、一般市民約八〇〇名を以て兵庫縣消費組合を結成し、昭和六年日本消費組合聯盟（後述）に加盟した。然し翌七年十月

の全國勞働組合同盟第三回大會に於て「日本（無産者）消費組合聯盟（註、日本消費組合聯盟の前身）は共產黨の外廓組織であつて、爭議の際等は共產黨の政治方針を持たず、爭議を混亂に導き、吾々の闘争を阻害し、協同組合としての任務を完全に遂行してゐない。吾々は今後日消聯の支持を取消し、全勞独自の消費組合の結成に努むべし」と決議したが、兵庫縣消費組合が依

然日消聯を支持して居た爲め、各組合はこれが矛盾を指摘し、一面日消聯支持の自由を要求するものがあつて論争絶えず、遂に同盟は「組織統制上よりの全國的影響が甚大」であるとし、同盟關西事務局が立つて日消聯脱退運動を開始し、本年六月其の擴大執行委員會に於て支持派との正面衝突を惹起して、茲に十數年の歴史を持つ同組合は分裂することとなつた。斯くて脱退派は右組合委員長外約一〇〇名を以て高砂購買組合を組織した。然し、是等脱退派も其後「反本部的行動」ありとして勞働組合より除名されるに至り、残留派たる三菱高砂消費組合（舊高砂消費組合）も亦日消聯を脱退し單獨組合となつた。

備考 兵庫縣消費組合は分裂したが、兵庫縣消費組合神戸班は西神東神、各消費組合と合同し神戸合同消費組合を組織した（昭和九年二月）。

以上が全國勞働組合同盟關係の消費組合であるが、現在の所同盟關係の消費組合は關西地方にのみ存在する状態であつて、而も同盟大阪聯合會殊に大阪金屬勞働組合の消費組合運動に對する關心は頗る大である。即ち右聯合會本年度大會（八月十三日）に於て大阪金屬勞働組合は同盟第三回大會の決定に基き同盟關係の職場にある購買部が連絡し消費組合を組織することの重要性を認め、「……鐘紡ストライキの時御用購買組合が爭議團に物を賣らなかつたことは有名な話だ。階級的消費組合に對する要望は昂つてゐる。俺達は勞働組合の立場から御用購買組合を階級的に仕上げ、消費組合に加盟する勞働者を組合に引き

入れなければならぬ」と力説し、先づその手始めとして聯合會關係各工場の購買部の代表者を集め共同購入に就て協議することの急務なることを述べてゐるのである。斯くの如く現在同盟關係の消費組合は關西地方に限られてゐる。然し設立に對する關心は全國的に之を認め得べく、例へば關東木材産業勞働組合に於てもその氣運が濃厚である。

三、日本勞働組合總聯合會 總聯合會としては大阪聯合會の組合員を主體として昭和六年十二月組織された消費者組合協會がある。大阪聯合會事業部の經營するものであつて、「日常生活に必要な物質を購入し之に加工し又は加工せずして之を卸賣並に會員大衆に分配する」（定款第二條）こと即ち會員の日常生活の確立と民衆一般の生活改善とを目的とする組織である。協會員は組合及び個人の二種があり、協會加入の條件としては先づ一口金拾圓の出資を必要とし、購買代金の支拂は現金主義を原則としてゐる。現在卸賣機關としては勞働組合各支部の購買部に對し物資の配給をしてゐるが、本年末に於ける利用支部數は一ある。本年末に於ける事業概況は左の通りである。

- 一、組合員數（支部並に個人） 三二七名
 - 一、出資總額 三〇、一三〇圓
 - 一、本年度總賣上額 一五、〇〇〇圓
 - 一、一組合員一ヶ月平均購買額 三・八二圓
- 備考 購買部中最多數の組合員を持つものは久保鐵工所大阪工場内のもので、一ヶ月利用高一、六〇〇圓以上に及ぶ。

向東京聯合會を中心とする八支部にも購買部の設けがあるが、消費組合ではない。

四、其他 運動の基調を建國の精神に置き、一切の階級闘争を超越し、勞資一體となつて産業立國の實を擧げんとする所謂日本主義勞働組合、日本産業勞働俱樂部、日本通信從業員組合並に是等と國家主義一派の勞働組合の間に位するとも云ふべ

き逓友同志會關係の消費組合がある。

(一) 日本産業勞働俱樂部 日本産業勞働俱樂部加盟の勞働組合は一會社一工場を組織單位とする所謂縦斷的な日本主義的勞働組合である。従つて其等の組織する消費組合も、「物質と精神の融和、道徳と經濟の一致」を旗印とする。本年末現在に於ける關係消費組合の事業成績は次の通りである。

組合名	所在地	創立	組合員数	出資口数	拂込済一箇年總額	本年度一組合員賣上總額	關係勞働組合	工場名
石川島白蠟購買組合	東京	昭和三・八	二四一人	二七口	一五、八三圓	一、四八〇圓	自強組合	石川島造船所
自強 榮 社	右同	昭和三・九	三四五	八二口	六、四八七圓	一、四〇〇圓	興進勞働組合	隅田川製鐵所
日本勇信購買組合	右同	昭和七・三	二四九	三四口	三、九〇一圓	七、〇九〇圓	日本勇信勞働組合	日本建鐵會社
自揚組合購買部	右同	昭和七・〇	一五七	一七口	三、〇〇〇圓	六、三三七圓	自揚組合	日本鑄鋼會社
芝浦河港購買組合	右同	昭和五・六	三三七	三四口	三、四一〇圓	一一、〇〇六圓	芝浦工愛組合	東京市河港課

備考 △印は認可組合。尙右の外設立準備中の組合が二、三ある。

(二) 神奈川造船勞働聯盟加盟の工信會(横濱船渠會社從業員を以て組織)は工信購買信用組合(大正十五年九月創立)を組織してゐる。創立當初約四千人の組合員を持ち大規模に經營されてゐるが、會社の打ち続く事業不振による連続的な從業員の解雇の影響を受けて消費組合の經營も漸次振はず、組合に於ては現在此の苦境打開の爲めの全力的な活動が続けられてゐる。本年中

組合員数	出資口数	拂込済一箇年總額	本年度一組合員賣上總額	關係勞働組合
一五九人	三五口	三、四三三圓	一、八四八圓	〇圓
〇圓	八・六〇圓	〇・三三圓	一・三六圓	

の事業成績は次の通りである。

尙右聯盟加盟の工愛會(浦賀船渠會社)には購買部の設けがあり、組合員に對し必需品の廉價配給を行つてゐる。

備考 神奈川造船聯盟は昭和九年一月解體し、加盟の二組合は日本産業勞働俱樂部に加盟した。

(三) 日本通信從業員組合は本年六月逓友同志會を脱退した一派により結成された勞働組合であるが、其の關係消費組合は左の通りである。

組合名	所在地	創立	組合員数	出資口数	拂込済一箇年總額	本年度一組合員賣上總額	關係勞働組合
瑞穂購買利用組合(舊同品川購買組合)	東京	昭和四・〇	二〇五人	四口	四、五元	一、八、〇三三圓	品川支部ヲ中心ト
神田逓友消費組合	右同	昭和五・三	三二	六口	三、五二六圓	一、五三七圓	神田支部

右の外勞働組合關係の消費組合としては次の如きものがある。

(四) 逓友同志會 逓友同志會關係の消費組合としては東京支部聯集鴨支部を中心に昭和五年五月設立された豊島消費組合があるのみで、其他は京都支部聯西陣、七條、聖護院支部事業部の事業として經營する購買部である。然し是等の京都支部聯合會關係の購買部も消費組合への改組の必要が認められ、同聯合會本年度總會(八、七、二)に於て逓友消費組合建設の議が決められてゐる。

名	稱	創立	利用員数	賣上額
豊島消費組合		昭和五・五	五〇名	七、七〇〇圓
西陣支部事業部		昭和四・三	二四〇	七〇七
七條支部事業部		昭和七・八	六〇	三四〇
聖護院支部事業部		昭和八・一	八〇	四〇〇

名	稱	所在地	創立	組合員数	一箇年總額	關係勞働組合	備考
東交城北消費組合		東京	昭和五・三	三三〇名	四、八〇五圓	東京交通關聯會	關聯會中心トシテ組織
城南消費組合		右同	昭和六・二	二六三、六五五	〇・〇〇六圓	東京交通關聯會	關聯會中心トシテ組織
第二北部消費組合		右同	昭和七・六	六〇〇、三七〇	〇・〇〇六圓	東京交通關聯會	關聯會中心トシテ組織
大森共働社		右同	大正二・五	五七、五二	〇・〇〇六圓	東京交通關聯會	關聯會中心トシテ組織
勞友社		右同	昭和二・一	一三三、七〇	〇・〇〇六圓	東京交通關聯會	關聯會中心トシテ組織

組合名	所在地	創立	組合員数	上総額	加盟又ハ連絡團體	備考
城北合同消費組合	右同	昭和七・五	一三二	三、六〇〇	同	三河島地方ノ労働者
△共働社	右同	大正七・二	二六	二、六〇〇	同	一般
麻布消費組合	右同	大正九・二	二九	三、〇〇〇	同	一般
多摩川無産者消費組合	右同	昭和六・二	二六〇	一、五〇〇	同	多摩川砂利採取ノ朝鮮人労働者
△向島共働社	右同	大正二・五	三三	三、〇〇〇	同	一般
南千住消費組合	右同	昭和三・六	二二	三、〇〇〇	同	一般
△南郊共働社	右同	大正三・二	二二	三、〇〇〇	同	一般
深川消費組合	右同	昭和七・〇	一六	九、六三三	同	一般
岡山消費組合	右同	昭和八・三	九	一、〇〇〇	同	一般
名古屋消費組合	右同	昭和六・四	二二	二、〇〇〇	同	一般
阪神消費組合	右同	昭和六・六	三五	四、〇〇〇	同	一般
権愛消費組合	右同	昭和七・二	八〇	六、〇〇〇	同	一般
大同消費組合	右同	昭和四・四	一六	九、〇〇〇	同	一般
大阪消費組合	右同	昭和七・二	二〇〇	三、〇〇〇	同	一般
神戸合同消費組合	右同	昭和九・二	〇〇	六、〇〇〇	同	一般
紀和消費組合	右同	昭和八・三	〇〇	一、〇〇〇	同	一般
△吳工友信用購買組合	右同	大正三・二	三六	九、一五	同	一般

組合名	所在地	創立	組合員数	上総額	加盟又ハ連絡團體	備考
NS 従業員消費組合	東京	昭和三・五	二〇〇	三、〇〇〇	同	全労統一労働組合本部
△廣工債信用購買組合	廣島	昭和二・二	三三	四、五〇〇	同	海軍労働組合
サカエ消費組合	大阪	昭和六・六	六	一、〇〇〇	同	關西労働總同盟
神戸共同消費組合	兵庫	昭和五・七	六〇	一、〇〇〇	同	全日本自動車従業員組合
△東京海船員購買組合	東京	昭和四・二	三〇〇	〇、〇〇〇	同	東京海船員組合
△蒲田共働社	右同	昭和三・五	二五〇	一、〇〇〇	同	現在無活動

以上は労働組合と直接間接の關係を持つ消費組合の概況であるが、其他の労働組合の間にも消費組合運動に対する關心を持つものが多く、日本労働組合自由聯合協議會は既に紹介した第二北消費組合等を持つが消費組合に対する積極的な働きかけは見通し得ないところであり、總評議會に於て、日本交通労働總聯盟に於て、東京瓦斯産業労働組合に於て夫々今後消費組合を積極的に企圖し實行する必要があると力説してゐる。労働組合の消費組合運動に対する關心は、現在の如き不況時に於ては一層擴大するのではなからうかと思はれる。

二、労働團體と關係なく地域的に組織されるもの

工場礦山等に於ける従業労働者を組織單位とし、而も労働組合とは全然關係なく經營される労働組合の自主的な消費組合は從來二三存在したのであるが、本年調査したところに依れば組織の變更或は解散等によつて全くなくなつてゐる。

然し労働者階級が地域的に少くとも同一イデオロギーの下に同志相倚つて作る消費組合は全國に相當多數あり、而も其等の數は茲一二年の間に於て特に増加してゐるのである。但し是等のものは主として任意組合なるが爲めに全體を拾ひ上げ其の内容容なり活動なりを詳細に亘り調査することは到底不可能なことであるが、本年未現在に於て判明して居るものは左上表の通りである。

組合名	所在地	創立	組合員数	上総額	備考
東京城北消費組合	東京	昭和四・八	二〇	不詳	一般
純眞社購買組合	右同	昭和七・三	五	一〇、三一一	一般
在神戸朝鮮人兵庫消費組合	兵庫	昭和八・八	〇	五、〇〇〇	川崎造船所従業員タル朝鮮人労働者ヲ中心トス
共進消費組合	右同	昭和八・六	五	七、〇〇〇	朝鮮人ノ組織スル共進青年會ヲ中心トス

右表に於て見るが如く各消費組合は殆んど全部が日本消費組合聯盟、關東消費組合聯盟、消費組合聯合會等の如き聯合體に加盟し、或は之と連絡して共同購入の便宜を受けてゐると共にその指導の下に運動を續けてゐるのであるが、この異つた運動方針の下に對峙してゐる状態である。次にそれ等聯合機關に就て記述することにしよう。

聯合機關の現勢並にその運動

無産者消費組合の聯合機關としては、消費組合聯合會、關東消費組合聯盟、日本消費組合聯盟、消費者組合協會、大東京消費組合（本組合は本年十月單一組合となる）等がある。是等の諸聯合體は消費組合の卸賣乃至は指導機關として設けられてゐるものであるが、現下の恐慌時に際し加盟取引組合の殆んど全般に互る經營不振と他面益々尖鋭化する商業資本の壓迫によつて配給代金の回收難、金融機關の融資手控へ或は停止等の問題に悩

まされ、本年は曾て見ぬ窮状態に終始した観がある。次には等聯合體の本年中に於ける經營並に活動の状況を紹介するであらう。

消費組合聯合會 「消費組合運動がその目標を利潤搾取なき協同社會の建設に置き、且消費者大衆の民主主義的運動であるならば、聯合組織への協力こそが消費組合の眞精神でなければならぬ。……吾々は先づ地方的な聯合組織を持ち、次にこの地方的聯合組織を通じて全國的聯合に進み、更にこの全國的結成を通じて國際的聯合結成にまで進展せしめなければならぬ」(消費組合時報通刊第二十八號一頁)と聲明する。綱領に曰く

綱領

- 一、我等は消費組合の民主的經營の徹底を期す
- 二、我等は消費組合による新しき生産分配組織の確立を期す
- 三、我等はロッチデール主義消費組合の全國的結成を期す
- 四、我等は消費組合の國際的連繫を期す

主張

- 一、消費組合教育の普及
- 二、消費組合經營の合理化
- 三、消費組合の資金の充實
- 四、共同仕入の徹底
- 五、生産者組合との直接取引の確立
- 六、消費組合生産工場建設
- 七、消費組合鐵道運賃減免の要

組合名	所在地	設立年月	組合員数	出資金	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	備考	
△北豊島協同購買組合	右同	昭和三年	二六	二、二六	三、九三	七、二	一般市民
△共愛消費購買組合	右同	大正四年	二七	三、八九	四、六九	一三、三九	總同盟東京鐵道支店
消費組合	右同	大正四年	一九	二、四三	二、七〇	一三、〇〇	東京交通新橋車庫、一般市民
消費組合	右同	昭和六年	一〇	不詳	一七、〇〇	一、六四	一般市民
消費組合	右同	昭和七年	二〇	不詳	不詳	不詳	一般市民
△製鋼購買組合	右同	昭和二年	六三	三、九六	二、九二	二、七四	總同盟製鋼川崎支店
△田島消費購買組合	右同	大正二年	八〇	七、〇三	三、八七	五、五七	總同盟セメント川崎支店
富士製鋼消費組合	右同	昭和四年	一〇〇	九、六二	三、一四	一三、〇〇	總同盟製鋼川崎支店
櫻田消費組合	右同	昭和六年	一六〇	一、八〇〇	九、三〇	九、三〇	總同盟東京鐵道支店
久ヶ原消費組合	右同	昭和八年	一〇〇	三、三〇	三、三〇	一〇、一五	一般市民
平均			二九	三、三〇	三、三〇	一〇、一五	

△印は認可組合、労働組合六、労働者消費組合三、主として俸給生活者等を組合員とするもの三。

尙取引組合として一〇組合を持つ。

東京府消費組合共同精米所 消費組合に於ける購買品の主位を占める白米の合理的仕入、加工配給の必要を感じ、消費組合聯

- 八、勞賃週制の促進
- 九、金融部の設立
- 一〇、瓦斯電燈値下の要求
- 一一、日用品に對する消費稅關稅の撤廢
- 一二、消費組合營業員の養成
- 一三、産業組合法の改正

聯合會は昭和八年の第四回大會に於て産業組合五箇年計畫案を一步進めた擴充五箇年計畫案を提唱した。即ち五箇年間に於て加盟組合数を倍加すると共に年額配給高百萬圓突破を企圖し、「右計畫實現のために各加盟組合の事業の隆盛と各加盟組合員の生活費の輕減を計畫し同時に圓滑なる共同仕入の實を擧ぐべく第一年度以降に於て取引全部の現金化を確立實行せん」ことを期したのであるが、尙一年を経た現在それらの計畫は具體化されて居ないやうである。

聯合會は「加盟組合の購買する物品を買入れ、之に加工し、若は加工せずして、又は之を生産して加盟組合に配給する」(規約第一條)を目的として居る故、純然たる卸賣聯合會である。尙加盟組合の出資は一口金百圓である。

聯合會の配給品目中「米」は共同精米所より供給し、米以外の雜貨は月額一二、〇〇〇圓程度である。

加盟組合中には労働組合或は職場を以て組織單位とするものがあり、地域的な労働者を以て組織されるものがあり、一般市民を以て組織されるものもあるが、現在の組織層は労働者と一般市民とが相半して居る。加盟組合の組合員数、賣上高等は上表の通りである。

合會を中心として之に二、三の市民的組合を加へ、昭和六年六月設立されたものである。設立當時の加入組合數八、取引組合數五であつたが漸次取引組合も増加し現在に至つてゐる。

- 一、組合員及出資金
 - 加入 組合數 一〇
 - 出資一口金額 五〇〇圓
 - 出資口數 一〇口
 - 出資總額 五、〇〇〇圓(全部拂込済)
- 一、仕入
 - 大部分は全國購買組合聯合會並に全國販賣組合聯合會、若くは産地の農業倉庫より購入
- 一、配給狀況
 - 昭和八年度(昭和七年十二月一日—昭和八年十一月三十日)配給成績は次の通りである。
 - 數量 一〇五、一二六袋(一四キロ又は一五キロ)
 - 金額 二五八、一六二、九六圓
 - 剩餘金 一、四〇〇圓

大東京消費組合 「曩に關東消費組合聯盟と運動方針の本質的相違から袂を分ち、ロッチデール主義に立つ消費組合運動の旗幟の下に生れた舊消費組合聯合會は共同仕入に重點を置き着々その實績を擧げ、最も困難とされた組合經營に貢獻する處多く、ために新なる單獨組合の参加相繼ぎ、消費組合の常道とされた共同仕入—一面的ではあるが—の全國的總聯合の實現も近き將來に遂行し得るものと自他共に許してゐる。直前に聯合會内一

部の人々の分派的行動が禍した(大東京消費組合報第一號、聯合會問題批判)と稱して居るが、消費組合聯合會はその加盟組合たる東京共働社本部と同社の支部たる成城支部との間に軋轢を生じその結果同支部は東京共働社より脱して「我等の家」なる名稱の下に獨立を聲明するに至り、問題は遂に消費組合聯合會本部と東京共働社の確執に迄發展し昭和七年十月東京共働社、松澤病院購買組合、豊島消費組合、共立消費組合、豊多摩共働社の五組合が聯合會を脱退大東京消費組合結成準備會を組織したが、本年一月末東京共働社中村橋支部同杉並支部の總會をきつかけに各支部各組合の總會が開催され單一組合結成への決議がなされ、又「計畫的經營へ」を唯一の標語として經營が續けられてきたが、五月下旬先づ東京共働社六組合と豊多摩共働社二組合が合併され、又七月新宿消費組合(昭和七年十二月設立)と

支 部 名	出 資 金		拂 込 済 出 資 金	
	七年度末	八年度末	七年度末	八年度末
小石川	一三、五五〇	一三、六〇〇	一〇、九八〇	一〇、九八〇
豪徳寺	四、四〇〇	四、四〇〇	三、三八〇	三、三八〇
成城	四、二〇〇	四、二〇〇	三、七四〇	三、七四〇
中村橋	二、二〇〇	二、二〇〇	一、四八〇	一、四八〇
松澤	三、六〇〇	三、六〇〇	二、七三〇	二、七三〇
杉並	一、四〇〇	一、四〇〇	九五〇	一、四〇〇
合 計	二九、五五〇	二九、五五〇	二九、一八〇	二九、一八〇
	増 七、九〇		増 五、七七〇	

豊多摩共働社が合同して消費組合の單一化合同を完成、斯くて十月大東京消費組合の結成大會が開かれることとなつた。於茲東京共働社は小石川、豪徳寺、成城、中村橋、松澤、杉並、豊多摩、代田橋の八支部を以て大東京消費組合を結成組合單一化を達成するに至つた。結成大會に於ける綱領は左の通りである。

一、吾等は協同の威力を以て生活の向上、福祉の増進を期す
 一、吾等は相愛互助の精神を發展して組合員の親善和樂を期す
 一、吾等は生産と消費との合理的連繫を圖り以て有利に組合員の需要に應ぜんことを期す

本年末に於ける事業成績は次の如し。

支 部 名	七年度末	八年度末	増 減	組合員層
	小石川	四四九		
豪徳寺	二四一	二五四	一三増	右同
成城	二二六	二九六	七〇増	右同
中村橋	一七二	一九四	二二増	右同
松澤	二七七	三四九	七二増	右同
杉並	一五六	一九二	三六増	右同
豊多摩	—	二六二	—	労働者 一般市民
代田橋	—	八四	—	—
合 計	一、五二一	二、〇六四	—	—

東京共働社はその設立當初に於ては労働消費組合であつたが現在市民的消費組合に轉化したと見る事が出来る。

び賣上高を示せば次の通りである。

組 合 名	所 在 地	設 立 年 月	組 合 員 数	賣 上 高
共立消費組合	中野區城山町	昭和六・四	一四九	二、八六〇
豊島消費組合	昭利五・五	昭五	七、七〇	—

東京消費組合聯盟 本聯盟は七年大會に於て「物價騰貴に對する闘争の問題、經營の根本的改善と財政確立の問題、失業者對策及びストライキへの参加闘争等々」の諸任務を提起し、その遂行を期した。然し引續く財政難は經營の強化を圖ることが出来ず、不足勝ちな資金の補充と、その流出の徹底的な防止に終つた。而もその積極的な解決策は發見されなかつた。又資金固定防止のための活動も効なく、僅かに加盟組合たる麻布消費組合、城西消費組合に於て現金制を實現したことによつて、資金流出防止の根本的な方法であることを明示したに止まる。資金の缺乏は聯盟の前進的な活動を妨げ、經營の膨脹を齎した。その結果は共同購入機關としての聯盟の有利性を減少させたのみならず、或る部分に於ては共同仕入機關の有利性より其の反對物に迄轉化した。而して經營の膨脹は賣上の増大への努力となり、聯盟をして全く「卸問屋的な形態」を採らしめることとなり加盟組合に於ても「小賣商的な立場」から廣汎な地域にバラバラな組合員を有し「商賣的配給」がなされ、組織的計畫的な

一、支部綜合購買成績

代 田 橋	豊 多 摩	合 計
—	—	二九、五五〇
—	—	増 七、九〇
—	—	三三、六五〇
—	—	増 二、一〇〇
—	—	二九、五五〇
—	—	増 五、七七〇

七年度末残品 一、二、七一一圓一二
 八年度賣上高 二七二、八四〇圓三三
 八年度仕入高 二四八、八六二圓七五
 八年度末残品 一一、〇一七圓二五
 差 引 利 益 二二、二八三圓七一

一、損 益

八年度末残品	五、六六五圓九四
八年度購買歩合	四、七七〇圓一一
總 益 金	二八、五七一圓〇〇
總 損 金	三〇、六七一圓八八
總 失 金	二、一〇〇圓八八

大東京消費組合結成の結果共立消費組合及び豊島消費組合は連絡組合となつた。前者は社會大衆黨系のもの組合員とする市民消費組合であり後者は日本通信従業員組合を多數抱擁する労働者消費組合(前述)である。尚松澤病院購買組合(市民組合)は其の内部的紛争による業績不振の結果「同一步調を以て經營並に活動をなし得ざるものと認め」、大東京消費組合は第六回準備委員會に於て之を除名した。連絡組合の組合員數及

らず、利益を度外視した小賣商との競争を困難ならしめ、組合の利益を減少することとなり、缺損を生じ、従つて又それが聯盟に對し未收金の増加となつて現れた。即ち「消費組合が他の階級闘争一般に参加する根本的なことは、それが消費者大衆の具體的な物質的利益の擁護からであり、そのためには現實に他の小賣商等比べて確かに安いものを與へうるための經營を強化することが中心的な任務である」が、その觀點よりして八年中に於ける聯盟の經營活動の問題は充分果されずして終つたと第十四回大會に於て報告されて居る。

其他大衆生活擁護一般の活動としては「物價引下運動と魚市場單複問題」、「ストライキ参加の闘争」、「家賃、電燈、瓦斯、水道料その他の生計費値下運動」、「メーデー」、「國際消費組合デー」、「反ナチス、フッシ運動」等を擧げて居るが、「この領域に於て吾々の活動は餘りにも貧弱であつた」と報告し、「過ぐる一箇年に於ける客觀的情勢の變化と、それに對置する我等の任務遂行のための實踐は、甚だ不充分にしか活動されなかつた。然しながら、吾等は一九三三年度に於ては、實に偉大な經驗をなし、消費組合の基本的な任務を明確にした。客觀的情勢の急激な而も複雑な變化は、消費者大衆の利益の擁護伸張のために、具體的に自己の力の強固化を要求した。それがためには、現實に共同仕入機關として成り立つ姿を作り、それが運用のためには下からの選出による權威と信頼する機關の權威を必

要とする。かくの如く果敢に、下からの選出による民主制の確立によつてのみ、消費者大衆の利益に答へ得るであらう。偉大な經驗に基いて新しき一九三四年の闘争をより一層果敢に又光輝あらしめよ」と、結んで居る。

一、經營活動の概況

八年末に於ける聯盟加盟の組合數並にその組合員數は左の通りである。

年 度	調査組合數	組合員數
七 年 度	一八組合	四、五五〇名
八 年 度	一八組合	四、一三六名
増		減 四一四名

然し乍ら現存する組合（昭和八年及び九年の關消聯全國大會當時の組合を云ふ）に就て比較すれば次の通りである。

年 度	組合員數（二四組合）
七 年 度	三、七二一名
八 年 度	三、八八二名
増	一六一名

加盟組合別に見た配給高は次の通りである。

組合名	白 米	雜 貨	合 計
△共 備 社	一〇、〇三六圓	二、六七八圓	一二、七一四圓
△田 從 業 員 消 費 組 合	二九六	三、五七七	三、八七三

本部經營は「苦難な闘争の連続」であつたやうである。一箇年間に於ける損益状態は左の通りとなる。

	八 年	七 年	過 減 (△)
日米配給高	一六五、一二七圓	一八一、九〇六圓	一六、七七九圓
同加工利益	七、九八一	一一、八一九	四、八三八
利益率(%)	四・八	七・〇	二・二
雜貨配給高	八二、七四二	八三、一五八	四一五
同配給利益	一、九九一	四、〇四七	二、〇五六
利益率(%)	二・四	四・八	二・四

損益状態 總益金一七、四四八圓 總損金二〇、八四三圓 差引損
失金三、三九五圓

資産並に負債（毎年二月二十日現在）

	八 年	七 年
配給未收	一九、五六五圓	二三、四九〇圓
拂込済資出	一二、二六〇	一一、八六〇
雜貨掛(推算)	三、〇〇〇	五、〇二六
差引	四、三〇五	六、二七八
貸付金	八、三四六	四、七六五
限度假渡	四、五二一	一、七六一
前年比	一七、一七二	一二、八〇四
増		四、三六八

組合名	白 米	雜 貨	合 計
第一合同消費組合	二一、五四〇	七、七一六	二九、二五六
△向島共備社	二二、八三三	九、八一八	三三、六五一
第二北部消費組合	四、二六〇	一、七一九	五、九七九
東交城北消費組合	七、二一九	四、九一一	一二、一三〇
南千住消費組合	二、三四九	一、二四三	三、五九二
城北合同消費組合	五、九五七	二、一五七	八、一一四
城北消費組合	五、九四二	一、八〇五	七、七四七
△城西消費購買組	二五、五四四	一四、五五五	四〇、〇九九
西南消費組合	三、一二八	一、九八一	五、一一九
城南消費組合	一、〇六〇	四、九一九	一五、九七九
麻布消費組合	五、〇二二	一、五八二	六、六〇四
魚市場消費組合	五、五〇一	三、二四八	八、七四九
△南郊共備社	六二七	四八二	一、一〇九
大森共備社	二、八七九	二、〇七六	四、九五五
多摩川無産者	六、七五三	二、七五六	九、五〇九
消費組合	一、二七三	七、六八六	八、九四九
日本消費組合聯盟	二、九〇八	七、八四三	二九、七五一
準備會其他			
△蒲田共備社			
合 計	一六五、一二七	八二、七四二	二四七、八六九

注意 右表上表には直送品の一部は計算されてゐない。

備考 △印は認可組合。○印は市民消費組合

右表の中欄田從業員消費組合は現在脱退して居り、西南消費組合（市電青山車庫關係労働者）は經營難の爲め解散、蒲田共備社は組合幹部の檢舉等に起因して脱退、尙以上の外工購買信用組合（前述）は労働組合工信會との關係から本年末聯盟を離れた。

備考 年度未配給未收固定分一七、一七二圓、本年度固定分四、三六八圓である。

二、負債

借入金 配給券 下米券 受米券 假受金 銀行計	八 年		七 年	
	金額	前年比	金額	前年比
借入金	九、四一六	100%	一〇、一一〇	100%
配給券	五六	100%	二二一	100%
下米券	三六一	100%	—	—
受米券	二、七〇八	100%	—	—
假受金	二、〇一〇	100%	二、五六〇	100%
銀行計	一四、五五一	100%	一二、八八三	100%
米仕入	四、八一八	100%	五、五三〇	100%
雑貨	四、二〇四	100%	八、七九一	100%
支拂手形	八、五六一	100%	二、六二一	100%
支拂小切手	二、二九五	100%	一六、九四四	100%
仕入未拂計	一九、八七八	100%	二九、八二七	100%
外部資本計	三四、四二九	100%	—	—

二、加盟組合の経営状態

賃銀と物價との不均衡なる状態の繼續は消費者大衆の購買力の減退となつて現れ、聯盟加盟の全消費組合に於ける配給未收増加の傾向は依然として止まず、一部組合（城北、麻布、城西）に於ては現金賣と云ふ「劃期的な努力」が拂はれたが、全組合に於ける此の傾向は解決されず、本年度に於ける各組合の未收

を作つてゐる。これを出資金に對比すれば次の通りである。

出 資 總 額	九 六 %
拂込済出資額	二四、〇〇九
未出資額	一四七 %

即ち拂込済出資の一倍半に及び、出資總額に達せんとして居る。更にこれに欠損金七、六〇〇圓を加へると四三、〇〇〇圓に達し、拂込済出資と借入金の大半を喰ひ盡して居る。運轉資金難より来る経営上の缺陷は遺憾乍ら未だ「生産者より消費者へ」の理想を満足せしめるには相當の努力が必要とされるところである。

次に借入金（假渡金の一部を含む）は次の通りであつて、

關東消費組合聯盟	八、一五五圓
産業組合中央金庫	一三、九〇〇圓
其他	八、七七四圓
計	三〇、八三二圓

前年度に於ける赤字三、九〇〇圓と未收増加三、二〇〇圓計七、一〇〇圓は其大半を關東消費組合聯盟に對する借入金と仕入未拂の増加に轉化し、斯て「聯盟本部の存続問題となりつゝある」。

關東消費組合聯盟の目的、構成機關

聯盟は聯盟の綱領、宣言、決議に基づき、本聯盟と目的を同じくする加盟消費組合に對し物資の配給をなす卸賣機關であつ

による資金の流出は著しいものがあつた。従つて各組合は此の未收増加の防止に努め極度の配給引締を行つた。斯かる結果は小賣高との競争と相俟つて組合に對し收入の均衡を失はしめ、組合を一齊に赤字へと轉じた。本年中に於ける加盟組合の配給總額、配給未收並に赤字組合の状態は次の通りである。

前年度	本年度	増減	配給總額		配給未收高		赤字組合黒字組合	
			（一〇組合）	（一〇組合）	（一〇組合）	（一〇組合）		
三三五、七〇二	二七、九四八	—	—	—	—	—	—	
二九五、一二三	三一、一六二	—	—	—	—	—	—	
減四〇、五七九	三、二一四	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	

配給利益率の平均は配給額に對する七分六厘であり、雜收入等を加へ八分四厘、經營率の平均は八分八厘、内常務者に對する給料が四分六厘にて半額以上を占め、家賃一分、其他三分二厘となつてゐる。之を組合別に見ると、城北合同消費組合、大森共働社、城西消費組合、東交城北消費組合、城北消費組合等は一割以上一割三分四厘に及び、缺陷の因を爲してゐるやうである。而して此の經營削減の方策は大衆の参加と地域の密集化による配給價格の切下にあると云はれて居る。

次に赤字と配給未收によつて組合の財産状態は如何なつたか、と云ふ問題に於て、年度末の配給未收は三五、三四〇圓であるが、右額は取り切つた未收故純粹の意味に於ける流動資産は五、〇〇〇圓と見做され、三萬圓以上は固定及び半固定未收

て、聯盟加盟の條件の一としては出資を持つことであり、出資一口の金額は金五拾圓、加盟組合の組合員拂込済出資金二百圓未滿は一口以上、二百圓以上は二百圓を増す毎に一口以上の増口を爲すことを以て基準としてある。

次に本聯盟の最高決議機關は大會（通常、臨時）であつて、代議員、中央執行委員長、書記長、中央執行委員及び監査委員を以て構成され、代議員は加盟組合の組合員二百名迄は六名を選出し、二百名以上の場合は百名を増す毎に一名を加へる。但し中央執行委員會の決議によつて代議員の選出率を増加することが出来る。中央執行委員會は中央執行委員長、書記長及び中央執行委員を以て構成され、次期通常大會に至る迄の本聯盟の最高決議執行機關とされて居る。尙常務執行のためには經營、組織、政治、教育、出版、調査、婦人、機關紙等の諸部門を設け、その統制のためには常任中央執行委員會（中央執行委員長、書記長、各部長及び補佐委員等を以て構成）が置かれ、一般事業執行に關する監査機關として監査委員會があり、大會に對し責任を負ふこととなつて居る。

日本消費組合聯盟 日本消費組合聯盟は關東消費組合聯盟を主體とする日本の無産者消費組合の聯合團體であつて、消費組合中央會及び卸賣聯合會の役割を持つところのものである。聯盟は第二回大會（八年五月）に於て、根本方針として（一）日常不斷に廉價配給を行ひ（二）生産部面の闘争に積極的に参加し（三）

組合名	出資金
○ 1 仙 臺 戸	9.00
○ 2 富 森	1.40
○ 3 青 古 屋	8.80
○ 4 名 計	18.50
○ 5 加 阪	80
○ 6 阪 神 田	10.00
○ 7 酒 所 川	3.00
○ 8 五 原	50
○ 9 長 崎	6.00
○ 10 權 愛	5.00
○ 11 嘉 瀬	1.50
○ 12 蕪 本	1.00
○ 13 札 幌	3.40
○ 14 岡 山	3.00
○ 15 大 分	2.50
○ 16 大 消	1,000.00
○ 17 千 葉	5.00
○ 18 湘 南	2.80
○ 19 新 屋	10.00
○ 20 深 川	50
○ 21 兵 庫	100.00
○ 22 麻 績	10.00
○ 23 藤 崎	5.00
○ 24 西 神	5.00
○ 25 國 分	2.00
○ 26 川 房	5.00
○ 27 京 都	56.20
○ 28 黒 石	2.00
○ 29 歴 柄	10.00
○ 30 録 ケ 谷	2.00
合 計	1,289.90

備考 右表に於て組合名の左に付けた○印の者は労働者及一般市民によつて組織されてゐる組合であり、其他は農民を主體とする組合である。

固定して居たのである。依つて聯盟は「財政の根本的方針は常に固定資産の削除と自己資産の増加に在る」となし、而もその對策としては加盟各組合の經營確立によつてのみ可能であるとなして極力財政立直しに努力したのであるが、上半期（八月二十日迄）に於て既に毎月約二〇〇圓の缺損を生み、下半期の當初に於て財政確立委員會が設置されたが此の趨勢を挽回出来ず、遂に斯くの如き財政的破綻に陥らねばならなくなつた。

加盟組合並に其の出資金内譯は左の通りであるが、之を一組合に就て見れば約四三圓に當るが、關東消費組合聯盟が實に一、〇〇〇圓の出資をして居るのであるから、此の組合を除いた一組合當りの平均出資は約一〇圓に過ぎぬ。

組合	利益	損失
本期欠損計	六、一〇五・三九	六、一〇五・三九
過不	一、五二四・二三	一、五二四・二三
家製建	七五・〇〇	七五・〇〇
靴業	一・六二	一・六二
組基	三五・〇〇	三五・〇〇
合	一、六二	一、六二
附金	一、一一・四〇	一、一一・四〇
雜收	五四七・五九	五四七・五九
寄附	一、一一・四〇	一、一一・四〇
配給	二、八〇七・九三	二、八〇七・九三
利益	一、一一・四〇	一、一一・四〇
給料	二、四二六・九六	二、四二六・九六
各部	一、八六九・八八	一、八六九・八八
諸費	二八五・八七	二八五・八七
廣告	六〇七・二七	六〇七・二七
借入	八九・七四	八九・七四
金	一、一七九	一、一七九
利	一、一七九	一、一七九
子	八、一三・八八	八、一三・八八
費	一、一七九	一、一七九
費	一、一七九	一、一七九
大	一、一七九	一、一七九
會	一、一七九	一、一七九
費	一、一七九	一、一七九
理	一、一七九	一、一七九
費	一、一七九	一、一七九
計	一、一七九	一、一七九

損益決算表は左の通り

物價値下、借金延納等の闘争に参加し（四）産業組合御用購買等に對して闘争し（五）組織の強化を計る事を決定し、最も廣汎な大衆性を獲得するため日本消費組合聯盟と改稱した。然し「勤勞大衆の極端なる購買力減退と共に經營難に悩まされ、わが日消聯本部も亦組織的な弱さと方針の未確立、技術の拙劣、金融の涸渇等、凡ゆる不利なる條件のために遂に老大な經營缺損となり、更に財政的破綻は我が日消本部維持をすら困難ならしめたのみか、全組織を弱化する結果を招來した」と、第三回全國大會に對する一般報告に述べられてある。

本年中に於ける事業成績は次の通りである。

一、年度始め（昭和八年二月二十日現在）並に年度末（昭和九年二月二十日現在）に於ける資産負債を圖解に依つて示せば、

第一表 昭和八年二月二十日現在

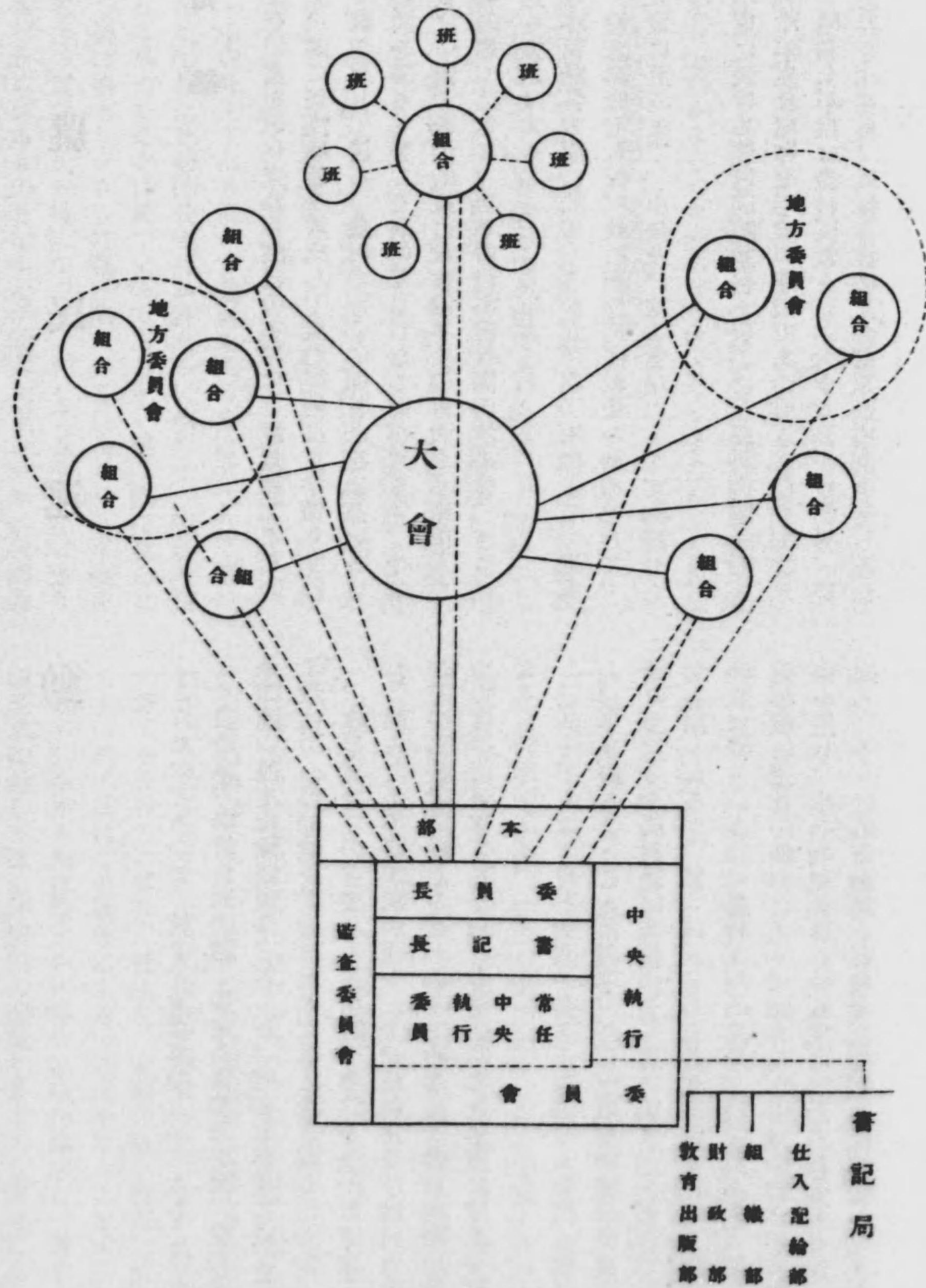
(負債)		(資産)	
出資金	1,2000	新聞損	振替損
仕入未拂	3,760	關消仕入	雜誌勘定
支拂手形	3,900	備品	立替送料
借入金	1,140	新聞勘定	時計資金
假受金	180	仕入未拂	1,590
		賣上未收	3,830
		假渡金	630
		關消勘定	1,670
		在庫品	1,900
		振替現金	490

上第一表に見る如く本年度當初に於ては一四・八%は缺損的數字であり、三七・六%の賣上未收と一八・八%の在庫品並に假渡金六・二%の大半は固定化してゐた。即ち全資産中七〇%が

(負債)		(資産)	
出資金	1,290	欠損金	1,013
支拂手形	8,317	一般損	37
仕入未拂	4,748	新損	1,524
借入金	3,224	一般會計立替	1,698
假受金	607	賣上未收	3,000
關消聯	300	建物備品振替基金	960
		固定性	4,457
		流動性	50
		純流動	5,007
		假渡金豫金	229
			511

第二表 昭和九年二月二十日現在

日本消費組合聯盟構成圖解



聯盟本部の當面の基本的活動は次に示す諸點である。

- イ、共同購入、共同出荷活動激發のための宣傳煽動と取扱品の開拓、出荷市場の開拓、共同購入具體化のための經營的活動
- ロ、共同購入、共同販賣の具體的活動と結合された組織上の強力なる指導のための活動
- ハ、理論水準を高め、經營技術強化のための教育活動及び活動の中から闘士養成のための指導
- ニ、大衆のアジプロ紙としての消新（註機關紙、消費組合新聞）の大衆化に對する諸活動等。

日本消費組合聯盟の目的、構成機關

聯盟の目的とする所は「協同組合運動の全國的指導統一を計り加盟組合の取扱品の共同購入、加工、生産並に斡旋をなし、共同出荷、共同利用等の諸事業を指導發展せしめ以て労働者、農民、勤勞大衆の經濟生活の擁護伸長及び階級戦線の強化のために戦ふ」こと（規約第二條）にある。而して此の目的を達成するために、左の事業を行つて居る（規約第三十五條）。

- 一、加盟組合取扱品の共同購入加工生産
- 二、加盟組合の相互取引の斡旋

- 三、新聞雜誌書籍等の發行並に取次
- 四、消費組合運動に關する資料の蒐集
- 五、消費組合指導者の養成並に各地への派遣
- 六、その他大會中央執行委員會等の決定せる各種事業

從つて聯盟は消費組合中央會であり、卸賣聯合會である。聯盟加盟の條件は「組合員一名につき毎月一錢の割にて本部會費を納入する」（規約第三十三條。従來は加盟組合の組合員一名につき五十錢の割にて出資）組合である。

本部は毎年度大會に於て選出された中央執行委員長、書記長及び中央執行委員、監査委員を以て構成され、これは更に日常事務執行の代行者として本部詰の中央執行委員即ち常任中央執行委員を互選し、委員長、書記長及び常任中央執行委員を以て常任中央執行委員會を構成する。從つて中央執行委員會は大會から大會迄の期間中諸事務執行の責任を持ち、常任中央委員は中央執行委員會の期間中の事務を代行する。本部の構成を圖解せば次の如くである。

（村山重忠）

農 民 運 動

緒 論

年と共にその度を加へ來れる農村の不況は、最近殆んどその極に達して、遂に恐慌状態を現出し、農村經濟は文字通りに行詰れるかの觀を呈して居る。農村のかくの如き悲況は惹いてはわが國民經濟を驅りて著しく病的ならしむるのみならず、今日に於ては實に一國の政治的並に社會的不安の重大なる原因をなせるは周知の如くにして、現下農村不況打開の能否は、まさに我國の前途を左右するものと云はねばならぬ。

於茲、近時朝野各方面に於て、これが不況の原因とその對策とにつき、銳意講究せられ、既に應急的匡救策を始めとして、若干の恒久策に至るまで、中央及び地方當局によつて施設せられつゝある。

昭和八年度に於ける農村問題如何といふに、農村問題全般より見れば、昨年度は昭和七年度の連続であつたともいつてよからう。即ち昭和七年度は農村匡救といふ大きな渦が政治界、經濟界、思想界をはじめ、社會各般に互つて大動搖を生ぜしめた年であつたが、同年中には殆んど未解決の儘昭和八年度に持ち

こされたのであつた。就中、重要事項としてもちこされたものは米穀問題、農村負擔問題、農家負債整理問題、肥料問題、蠶糸問題、農業保險問題等であるが、昭和七年度に於ては僅かに米穀法の一部的改正が行はれただけに過ぎなかつたのであるから、昨年度はこの重要な諸問題の解決を急がねばならなかつた。然るに是等諸問題中僅かに米穀統制法及び農村負債整理組合等の新制度の樹立を見たのみで昨年度の農村問題の收穫は極めて僅少に過ぎざるを以て、更に昭和九年度に望みを囁さねばならないのである。

云ふまでもなく現下我國の農業が深刻なる恐慌に襲はれてから、年を経ること、に四年、この中農業經濟は極度の困難に陥りて、今や農民は苦惱のどん底に喘ぎつゝ、あることは前述せる如くなるが、然らばかうした農業恐慌下にある農村社會の現状如何といふに、農村不況の結果、地主對小作人間の問題は近年頗る悪化の傾向にある。即ち小作爭議の如き年々増加の傾向を辿り、昨年の如きはその數實に二千六百七十七件の多きに達し、こゝに最高記録を突破する程迄に深刻化しつゝある。尙小作爭議と密接なる關係を有する小作組合數に於ても、昨年は

四千五百五十組合の盛況を呈し、まさに昭和二年に次ぐ多數を示して居る。こは要するに農業恐慌の深刻化を反映せるものと云はざるを得ない。

私が本稿に於て述べんとするのは、かくの如き農業恐慌下にある農村社會に於て常に小作階級の利害を代表して居る農民組合が如何なる運動をなしつゝ、あるかを見ようとするものである

小作組合の數的發達狀況

小作組合の擡頭に社會的重要意義の加はるに至つたのは茲數年來のことに屬する。近年各地に小作爭議が頻發し、團結の力よく經濟的強者たる地主を屈服せしめ得ることに成功してより小作組合はその數に於ても、またその質に於ても著しい發展を遂げるに至つた。今假りに大正九年を小作爭議の躍進期と見做すとすればこれに準じて小作組合も發達の順序に階梯を見せ先づ組合の少數生じた搖籃時代——大正八年以前——より擴張時代——大正九年以降大正十年迄——を経て、現在の鬭爭時代——大正十一年以降——にまで一大進展を見せるに至つた。第一期の組合搖籃時代は比較的長年月を経たるに拘らず、組合の實質にさしたる進歩を見ずに終つたのであるが、第二期に及んで分散的に全國に擴大し、さらに第三期に入るに及んで小作組合に組織的聯合の實がある様になつた。かくて小作組合の勢力は實に侮るべからざるものとなつた。即ち大正十一年は我國農

民運動の中心機關とも見るべき舊日本農民組合の組織されたる年にして、これを機會に全無産農民階級の結成が急速度に連結され、かうした對抗的の小作組合が各地に増設せらるゝに至つたのである。

いま、これを年次別に見ると大正十年末には僅かに六百七十九組合に過ぎなかつたが、同十年には一千組合を突破するに至り、昭和二年には實に四千二百七十五組合の設立を見、從來の四倍の増加を示し、農民組合の最盛期を招來した如くであつた。翌三年、四年には多少の減少を來し、五年、六年、七年はその數に於て一進一退の状態を辿り、組合運動も昔日の如く振はざるかに見えたが、昨年度に至りて俄然勢力を挽回し、その數四千餘組合を算し、大正、昭和の兩年代を通じ第二位を示すに至つた。

近時小作組合がその勢力を挽回し來たる原因とも見らるべきものは、近時小作組合間に於ては從來の運動方針をかへ、眞面目に合理、合法的に小作取引を行ひ、小作階級の利益を保持せんとする傾向にあり。更に又小作爭議或は農民運動の結果小作料が三年乃至五年と云ふ期限付の解決を見たる故その契約期間が満了を告げるに當り、地主が、従前の舊小作料に復せんとするものや、或はこの機會に土地の返還をなさんとするものが多し。爲め、小作人側は改定小作料の持続を要求し、地主の土地返還請求に對しては小作契約の繼續を要求する等々による小作紛

議が近時頓に多きを加ふるに至りたる爲め、小作側は、結束して地主に對抗するの傾向にある。この外農業不況による農民の生活苦の打開策として團體的小作料の減額運動、或は、近時小作組合運動者の政治運動偏重より經濟運動への注力等が組合運動を挽回せしめたる原因と考へらる。

乍然組合増加の一面に於て組合員数は年々減少するの傾向にあるが、これは最近全國的組織を有する農民組合の振はざるため、地方的に小作組合が増加し、量よりも質的に小作組合の健全さをはからんとするの傾向にあるもの、如くである。

いまたに内務省社會局に於て調査せる小作組合数を年次別に示せば次の如くである。

年次	小作組合数	小作組合員数
大正10年	679	不詳
11年	1,144	132,322
12年	1,530	163,931
13年	2,337	232,125
14年	3,313	307,104
15年	3,915	338,704
昭和元年	4,275	347,429
2年	4,115	325,983
3年	3,866	301,326
4年	3,979	286,852
5年	3,917	271,154
6年	4,062	256,297
7年	4,150	246,172
8年		

更に昨年十二月末日現在による小作組合数四百五十組合員二百四十萬六千七百七十二人に對し、之が地方的分布状況を見るに、例年の如く新潟縣は其の數に於て最も多く、其の數實に五百五組合を有し、組合員數は二萬六千八百五十五人である。之に亞いで多いのは山梨縣の二百八十八組合にして一昨

年より十四組合の増加を見、依然として第二位を占めて居る。次いで富山縣の二百二十六組合、岐阜縣の二百四組合、群馬、福岡、岡山、千葉、長野、兵庫、埼玉、愛知、秋田、静岡、栃木の順序にして、何れも百以上の組合を持つて居る。

今一昨年より十組合以上の増加を示せる地方を一瞥するに先づ増加の甚だしき地方の第一は、富山縣にして一昨年より八十二組合の増加を示し、之に次いで群馬縣の三十六組合、茨城縣の三十二組合、千葉縣の二十八組合、宮城縣及び福岡縣の十五組合、山梨縣の十四組合、福島、及び徳島の十一組合の順序で増加して居る。一方十以上の組合を減少せる地方は、高知縣の二十五組合の減少を第一として、秋田縣の二十二組合、埼玉、長野、青森の三縣の十六組合、東京の十二組合等である。

縣名	昭和八年組合數	昭和七年組合數	増減
東京	14	26	12
新潟	505	517	12
埼玉	146	162	16
群馬	195	159	36
千葉	168	140	28
茨城	87	55	32
山梨	288	274	14
福島	33	44	11
徳島	164	180	16
宮城	42	27	15
高知	60	49	11
秋田	21	37	16
青森	123	145	22
富徳	226	144	82
高野	81	70	11
高野	31	56	25
高野	194	179	15

前頁下段表の組合の増加せる地方を見るに、その原因とも見るべきものは大體に於て次の二つであると考へらる。一、從來全國的農民組合に加入して居る地方にして、近時これ等組合の事業不振により、ひいては自己組合の活動不振ともなるから、これより脱退して地方的單獨組合を設立して行くものが多くなつたこと。二、非合法派たる全農全國會議派が、當局の打撃く彈壓強襲の爲め遂に合法的組合の設立を餘儀なくされた、め、近時これ等一派が合法組合を設立するに至つたこと等がその主な原因と考へられる。

以上述べたる小作組合以外に我國には地主組合及地主小作の協調組合がある。まづ地主組合について見るに地主組合の發達状況は小作組合のそれと略同様の傾向にある。即ち昭和二年度に於ける小作組合の全盛時代には地主組合もまた全盛時代にして、大正十年以來今日に至る迄第一位を占め、爾來小作組合と同様漸減の傾向にありたるが昨年度は小作組合が増加するに反し、地主組合は前年より二十組合の減少を示して居る。その理由は最近小作組合がや、衰退して居るから、地主としてはそれ程強力なる團體をもつて行く必要を認め難いからであると思はれる。

次に地主小作の協調組合であるが、從來協調組合は、小作組合及び地主組合の衰退せる時に於て、反對に増加するの傾向にあつた。即ちこの數年間は小作、地主、兩組合が振はざるに協

調組合のみが増加の傾向にあつたのである。昨年も兩組合（地主、小作）と同様にその數に於ては極めて少ないが一昨年より増加を見て居る。昨年十二月末日現在の調査によると、その數千二百七十八組合にして、員數は十五萬三千四名である。組織員數に於ては小作組合員數に亞ぐものである。

主要小作組合の狀況

現下我國に於ける約四千百餘の組合中組合員百人未満のもの、その大半を占めて居る。いま、内務省社會局に於て調査せるものによると、組合員數千人以上を有するか或は千人に満たずとするも、組織地域の比較的廣汎に互るものはその數僅かに十二組合に過ぎない。これより見れば我國の小作組合中には

本部所在地	組合名	設立年月日
大阪	全國農民組合	昭和三、五、二七
東京	日本農民組合	同 六、一、二七
同	日本農民組合總同盟	同 七、四、二九
同	富山縣農團體聯合會	同 二、三、二九
同	北日本農民組合	大正三、一、一六
新潟	愛知中央視向會	昭和三、六、二一
愛知	東泊小作聯合會	同 二、二、一四
鳥取	眞庭郡南部農事改良組合	大正二、二、三〇
岡山	山形縣農民組合	昭和四、四、九
山形	四箇村農業聯合會	大正八、八、二

日本農民組合の甚だ多い事を知ることが出来る。しかもこの組合中には日常殆んど活動なく、文字通りに有名無實の状態にあるものも少なくない。試みに我國に於ける主要小作人組合を見ると次の如くである。

本部所在地	組合名	設立年月日	組織地域	代表者
埼玉	川島領小作組合聯合會	大正三、一、二七	同	八、一、一
徳島	北方積農會	同	同	同
大阪	全國農民組合	昭和三、三、七	全 國	杉山元治郎
東京	日本農民組合	同 六、一、三〇	同	平野 力三
同	日本農民組合	同 七、四、元	同	鈴木 文治
富山	富山縣農業者聯合會	同 三、三、元	富山縣一圓	宮崎喜知藏
新潟	北日本農民組合	大正三、三、六	新潟一圓	玉井 潤次
愛知	愛知中央親向會	昭和三、三、六	名古屋一圓	服部勝三郎
鳥取	東泊小作聯合會	同 三、三、四	東泊一圓	門田 定藏
岡山	眞庭郡南部農事改良組合	大正三、三、三〇	眞庭郡久世町	原田 高一
山形	山形農民組合	昭和四、四、九	山形縣一圓	小島小一郎
福岡	四箇村農業者聯合會	大正八、八、二	粕屋一郡	安武長兵衛
埼玉	川島領小作組合	同 三、二、七	比企郡中山外五町村	若山 龍吉
徳島	北方積農會	同 八、二、	板野郡大山松島御所の三村	吉田 金藏

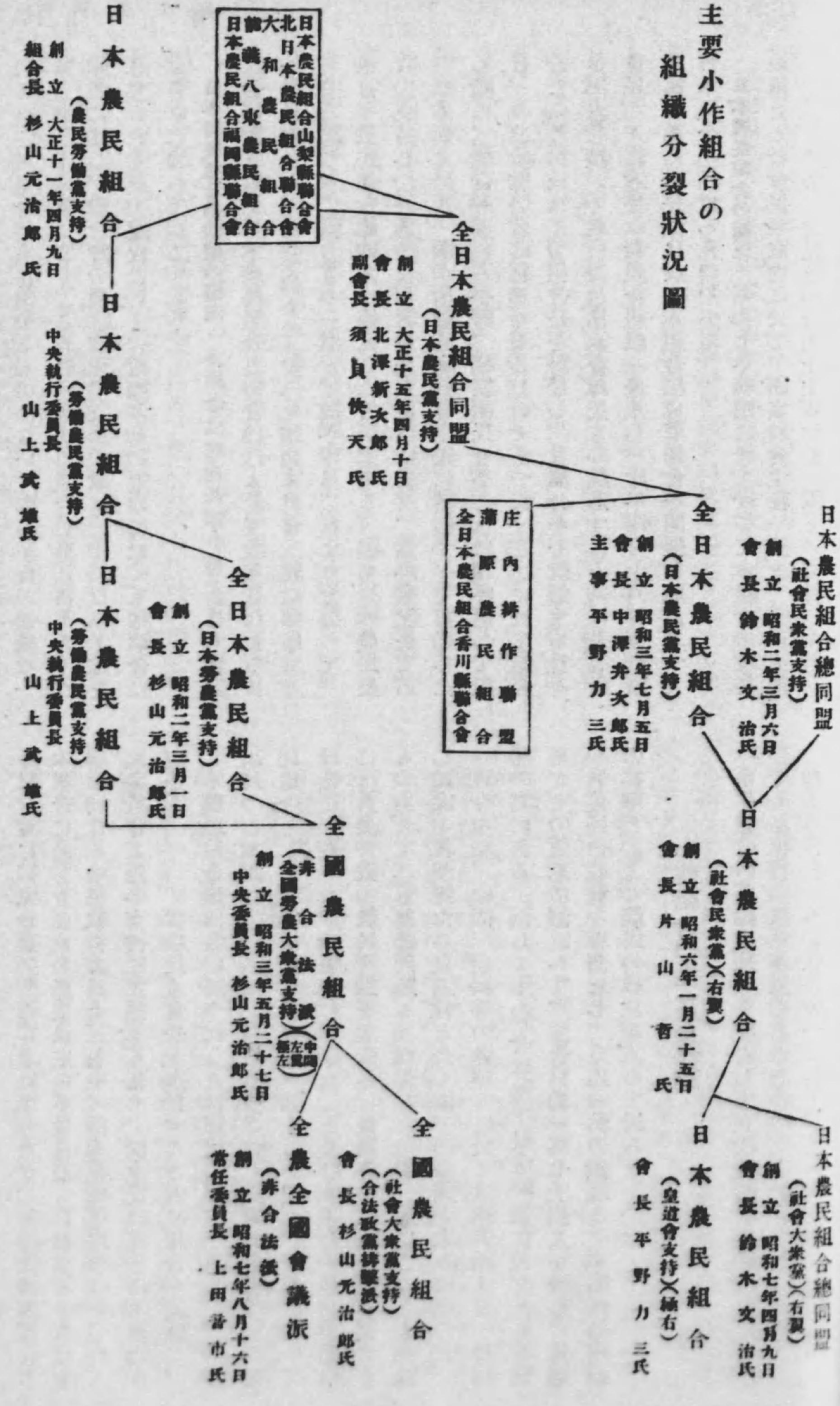
代的農民組合にして、全國的組合を有し且つ比較的活潑なる運動を展開しつゝ、ある主要小作組合についてこれが概況を述ぶることとする。

全國農民組合の概況 我國に於ける小作組合の中最も實勢力を有し従つて又我國農民運動の本流をなす組合は本組合である。本組合は過ぐる大正十一年四月、神戸に於て創立を見たる舊日本農民組合の後身にして協調組合主義に出發したる組合精神は、時代思潮の影響を受けて、一時共產主義的指導理論の下に漸次左傾するに至つた。

然るに昭和三年三月十五日の日本共産黨第一次の大檢舉に當つて組合幹部の連座するもの多く、必然的に組合再建の要切なるものあるに至り、組合は方向轉換を餘儀なくされた結果會ては指導精神の相違より袂を分ちたる中間派舊全日本農民組合と昭和三年五月合同を決定したるも、組合の中心は依然として左翼派によりて占められつゝある。兩組合の合同後既に數年を経たる今日に於ても地方的には完全なる合同行はれて居らず、依然として思想的に相對立して内訌熾烈なるものがある。案するに全農の内紛は深く思想的に胚胎するものにして、加ふるに感情の對立益々尖鋭化し容易に氷解出來得ないかの如くである。即ち全農總本部對全國會議派との完全なる對蹠的關係にあるが如きそれである。

乍然以上の如く本組合は内訌絶えることなきも、その勢力に

主要小作組合の組織分裂狀況圖



於てはこの組合の右に出でるものはない。即ち組合の組織は一道三府三十六縣に在り、これに所屬する組合員数は四萬五千五百餘名に達し、聯合會の数は四十、支部の数は一千二百八十餘と註せられる程の盛況にして、實際運動の方向に於ても他組合にはるかに優れて居る。

日本農民組合總同盟の概況 本組合は昭和六年一月舊日本農民組合同盟と舊全日本農民組合との合同によりて設立されたる日本農民組合が、一昨年始めに於て、所謂國家社會主義に轉向せんとせる際これに懐らざる一派が、同年四月これより分裂して、舊日本農民組合總同盟に還元したものである。即ち日本農民組合の支持しつゝ、あつた舊社會主義黨内に於て、當時書記長であつた赤松克麿氏一派が所謂國家社會主義に轉向すべく策動したる際に、組合幹部たる平野、稻富兩氏も亦これに相呼應して組合、及び政黨の方向轉換を策したのであつた。こゝに於て組合長たる片山氏はまづ組合長を辭任し、且組合をも脱退する旨を申出た。續いて執行委員松永義雄氏も亦脱退すると共に是等社會民主主義者等は新組合組織を畫策し一昨年四月十八日東京市芝區にある社民館に於て新組合結成準備會を開催し同月二十九日日本組合を結成したのである。

日本農民組合の概況 昭和七年初頭に於てかつて本組合の支持政黨たる社會主義黨内に於て、國家社會主義一派と、三反主義によりて勞農大眾黨との合同を主張する一派との尖鋭なる對立

恰も工場労働者が賃銀を以て重要な労働条件となすが如くに相似たるものである。

近來發生せる小作爭議中小作料の減免を要求するものが甚だ多く、昭和元年の如きは小作爭議要求事項總數二千三百三十七件(社會局調査)のうち、小作料關係に屬するもの千九百三十件にして、その割合實に九〇%を占める有様であつた。然るに爾後其の件數及び比率に於て漸次減少を見、一昨年の如きは總件數の四二%に迄減少を見るに至つた。昨年(十一月二十日現在)の如きは更に比率が低下して總件數の二九・五%に過ぎざるの状態である、けれども件數の減少を以て、小作料に關する小作人の不平がなくなつたものであると斷ずることは大きな誤りであらう。即ち近時財界不況の農村への浸透、小農の窮乏は爭議の性質を益々深刻ならしめ、小作料の高低を論ずる前に全然小作人を小作關係より排除せんとする地主側よりの土地返還要求に對する反對抗争の形式に於て爭議化するもの甚だ多い結果であると考へられる。しかも近年小作關係に於て重要な地位を占めつつある所謂小作權關係の中には小作料に關聯を有するものが相當含まれて居る事實を看過される。故に直接小作料關係を標榜したる小作爭議が統計上に於てたとへ減少したとしても、それは前に申述べたる如く小作料關係のものと關聯を持つものが多いため、依然として小作爭議に於ける重要な役割をもつものである。

を見、遂に同黨分裂のやむなきに至つたが、その支持團體たる本組合に於てもこれが態度決定の必要に迫られた。しかるに本部に於ける中央執行委員十三名中、松永義雄氏以外はいづれも國家社會主義の支持に左袒せる爲め、松永氏は直ちに本組合を脱退し、ついで片山氏も會長を辭任すると共に組合を脱退し、日本農民組合總同盟に歸つたことは前述の如くであるが、一方居残つた本組合の一派は、新に結成された國家社會主義唯一の農民組合として相當活動せるもの、如くであつたが、黨に於いては常に輕視され、冷遇されてきたこと及び本組合の最高幹部中には兵農一致の農民運動を主張し、皇道會の結成にも參割せるものありて二重黨籍問題も表面化したので、遂にこれとも絶縁し國家主義團體たる皇道會と全く同一の歩調を取るに至つた。

小作組合の主なる運動

現今山梨、福岡、新潟等の各地方に於ては兩者殆んど一身一體の實にある。而して本組合は現下社會時流に投じたるが爲め、その運動活動にして、組合員約一萬七千餘人を擁し、所謂一君萬民の社會を理想とし、皇道政治の徹底と、中間搾取階級の排撃とにより農民の解放を求めて居る。

各小作組合に於ては小作料の減免闘争は重要なものであるとなし、それ〴〵小作料減免のスローガンをか、けて猛烈な運動をなして居る。全國農民組合の如きは、昨年三月に開かれたる全國大會に於て本組合の活動方針中(一般的闘争方針)小作料減免闘争に關して次の如く決定して居る。

小作料減免方針

(前略)田畑の小作から山林のネングの減免を要求し職はざるを得ない。而もその要求の根據が漫然たる減免から不合理なる小作制度の廢止を目的とする、不況だから百姓が喰へないから、斯んな諸物價高ではやり切れないから負ける! 作柄が主でなく平たく云へば財布の中が不作凶作に等しいから負ける!! だ。従つて不作でなければ要求が出来ず、豊作では要求が出来ぬ、と云つたやうな方針は今日では誤りである。

要求額は不況の關係、組合と相手の力關係、その地方の情勢によつて機械的に一定されるものではない。原則は力關係で決定することである。

口米廢止、獎勵米増額(これ等は産米検査反對闘争とも結びつけられる)運搬賃を出せ、滞納小作料を借金に書換へること反對、滞納小作料に利子をつけること反對、滞納小作料を口實とする差押、土地取上反對、滞納小作料を××せよ、作場路を地主負擔で立派に改修せよ、用排水の設備を充分にせよ、そのための賦役反對、又小作の自由、横暴な仲介人反對、地主本位の小作證書書換反對、等々いやしくも封建的な小作人イヂメの小作制度には一切反對して戦はねばならぬ。これ等の編初的な小作人の要求を大衆的に提へて小作

人會議、農民大會等の實質的内容ある型態で部落を基礎として小作米共同保管によつて戦ふことである。不納のため動産不動産を差押へたり、調停や訴訟に相手が持出す場合にはこれに對抗して大衆的に戦ふことである。この間にこそ実践を通じて法律、裁判所の正體を大衆に知らしめねばならぬ。

又、米を作り乍ら二月、三月が来ると買米しなければならぬ程窮乏してゐる農民が政府の拂下米を要求することは當面の大きい運動である。

又、青田差押等の差押に對しては常にその不當を鳴らし大衆的によつて反對しなければならぬ。われ等は斯る大衆闘争に對する多くの經驗を基礎に新しい戦術と戦技を練へて戦はねばならぬ。

以上は小作料關係について述べたるがこれと關聯せる小作關係につき少しく述べて見よう。

近年小作爭議が頻發し、小作人が數年に亙つて小作料を完納せざる爲、地主はこれ等小作問題に惱まされ、この機に乗じて小作料の不納を理由に、或は、小作地が賃貸借關係なりと解さるゝもの多き爲短期の告知期間を以て土地の返還を求め、これを自作し又は賣却して、資本を他に轉換するの舉に出づるものが非常に多くなつて來た。また、都市附近に於ては耕地を變更して住宅の經營、工場の建設等に使用し、或は鐵道、軌道、道路、學校等の敷地等に變更せんが爲、小作地の明渡し方を要求するものが多い。これに對して小作人等は耕作權を主張し容易にこれに應ぜず、或は作離料、鉄先料、小作地離れ金等の名目

を以てこれが賠償を要求するもの近時頗る増加して來た。現に昨年の如きは小作權關係のものは實に一千四百二十五件にして未だ曾つてなき數字を示し、總件數の五四・九%に達して居る有様である。更にこれを細別して見んか、小作料契約の繼續に關するものが一千二百八十二件(四九・四%)にして、小作權の確認又は賠償に關するもの百十四件(四・四%)、更に永小作權の獲得に關係するもの二十九件(一・一%)等である。

右より見ればその大部分が地主が小作人に對し土地返還請求をなしたるに對して小作人は小作權の存続を主張して、爭議化するものが多い。この事件は年々増加の傾向を辿り、昨年の如きは實に最高數に達したるが如くである。

	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年十一月二十日現在
小作權關係	六四八	一、〇三七	一、一三九	一、四二五
小作契約の繼續	五七六	八七三	一、〇二九	一、二八二
小作權の確認又は賠償	五五	一四二	九四	一一四
永小作權の獲得	一七	二二	一八	二九

思ふに小作人の現在の狀況は、小作人の地位として、轉職が頗る六々敷く從つて自己の耕作地を引上げらるゝに於ては直ちに生活の基礎を奪はるゝこと、なるから、死力を盡して耕作地を守るといふことになり、こゝに於て小作人は「耕作權の確立」を叫ぶに至つた所以でもある。かつては小作爭議の戦術として小作人側のとれる所謂土地の共同的返還はそのあとをたちて、

今日では之と反對に耕地の不返還同盟に變つたのである。

耕作權の確立については左右の組合を問はず、何づれも耕作權の確立のスローガンをかゝけて居る。左翼組合なる全國農民組合では昨年三月に開かれたる全國大會に於て土地に對する闘争方針とし次の如く決定し、更に中央委員會の提出せる立案、土地取上反對等の土地闘争に關する件は滿場一致を以て可決され、闘争スローガンとして「立入禁止、土地取上絶対反對、自作農の低利資金を待て、自作農獎勵反對、土地を買ふな、土地を農民へ」とか、けて居る。

土地に對する闘争

小作爭議の半數は土地闘争である。今日の農民運動の中心的主要題目は實にこの土地を守り、土地を農民へ!!の闘争である。恐慌による中小地主の没落、農民運動に脅かされる大地主の意識化によつて土地の移動があり、土地の取上が續出し増加しつゝある。働く農民にとつて土地問題程緊急な大きい問題はない。われ等の農民運動はこの土地問題を完全に戦抜くことなしには現存の階級的意識を失ふであらう。最近の傾向では、低利資金でなつた自作農さへが土地を失ひかけてをり、中小地主は殆んど全国的に××と協力して××的に土地を取上げんとし(福岡、青森、和歌山)、訴訟では大抵地主の云ふ通りになり、調停では中小地主の自作農になるための土地取上は殆んど小作人の負けになり、地主は組合を結成して強力で組織的に土地取上、立禁をやつて來る。これに對立して土地を守る農民の闘争は必然的に尖鋭化し、政治的、經濟的、社會的壓力ある大

衆的闘争で戦はれて居る。われ等は今後この方針を更に具體化し、一般の土地に餓ゑてゐる大衆を動員し組織して戦はなければならぬ。共同耕作、××は勿論、農民代表者會議の如き大衆的組織方針を以て當該關係者だけでなく、若し、この爭議が負けたら皆の百姓は土地を取られるのだ、勝てば附近の百姓の勝利も同様で安心して田畑が作れる」のだから皆が一つになつてこの土地闘争を戦はねばならぬ、と云つたやうな氣持を起さすことによつて闘争の大衆化をはかるべきである。(中略)

土地取上、立禁闘争は秋の減免闘争の間から對策し乍ら、ネバリ強い交渉その他の方法で爭議を早く片づけることによつて最後の土地闘争にならぬやうにすることが出来る。これこそが最も効果的な立禁紛争方法である。

差押反對闘争同様土地を守る闘争は大衆動員によるのが原則であるが戦術、戦技によつて闘争を大衆化しあらゆる日常闘争をこれに合流することによつて味方の力を強くし、敵を孤立化し分裂さす方針によるべきである。特に相手が地主組合、土地會社等の組織を持つてゐる場合には尙更さうである。大地主、地主組合、土地會社等に對しては地主別な闘争組織を持つて數ヶ村が一つになつてやるやうな戦術が採用されるべきである。

土地闘争の準備は組合の結束を固め組合が村で孤立することなくよく日常闘争の先頭に立つて忠實に一般大衆の面倒を見ることによつて大衆化してゐること、組合内部を整備し戦闘力を強化しておくことである。(後略)

次に小作組合の經濟運動たる協同組合運動について見るに、現在我國に於て、小作組合の關係を有する消費組合は四十組合

ある。

昨年は全國農民組合に於て協同組合運動の實際化を計り、支持政黨たる社會大衆黨の農村委員會に於て日本農村協同組合協會を設立せる事は特筆に値する。

いま全國農民組合の協同組合運動の状況を見るに昨年三月に開かれた本組合の第六回全國大會に於て、産業部確立の問題が議せられ、産業方面による新しき領野に於ける活動を一段と活潑にせんとするものである。となし、産業組合運動により、農民運動の開展をなさんとした。

而して中央委員會に於ては「農村に於ける協同組合運動は、それ自身として、一つの組織闘争體として成長すべきものであるが、それ等の確立への過程並にその後の發展にあつて、土地闘争を中心として農民生活の全場面に働く農民本位に戦ふことを任務とする全農との密接なる連繫の下にあつてこそ重要な闘争的役割を發揮することが出来る」と稱し、本組合第一次事業概要中協同組合に關する要項を次の如くか、けて居る。

一、協同組合的組織闘争に對する基礎的方針の研究、調査の發表。二、全農内の協同組合組織並に教育活動。三、共同購入販賣、設備等に對する紹介、調査事業。

更に本組合が支持して居る社會大衆黨の農村委員會（主として本組合幹部による）では、協同組合運動の促進を期する爲め、中央に於ける準備工作として今回は本農村協同組合協會を

結成した、即ち本協會は小作組合運動と並行して、新たに「自作農自作兼小作農、小作農等の勤勞農民」の大家を包含し「その經濟的利益を擁護伸張する目的」（本協會規約第一條）を以て設立されたものにして、この運動は將來の社會民主主義農業に對する訓練として重要性がある。

いま参考の爲め本協會の事業の規定を掲げて見るに「第一條 本物産轉旋所の事業遂行に關する運用資金は、日本農村協同組合協會規定、第二十二條の出資の資金をこれに充當す、第二條、本物産轉旋所の取引は原價歩合主金、出資額を限度として短期信用取引をなすことを得、第三條、本物産轉旋所の轉旋手數料は左の如く定め、注文者より徴收するものとす、一、轉旋手數料は單價の百分の一乃至五とす。第四條、本物産轉旋所と加盟組合間の金銭決済は振替貯金にする。右のため加盟組合は振替貯金口座に加入することを要す」とされて居る。

これ等の運動が、眞剣に農民組合や政黨によつて實踐化されるに至つたのは農業の恐慌以來で、殊に農家負擔問題、缺狀價格差問題等の諸般の問題が、都市對農村の關係を繞つて強く認識されるに至つたからであつた。又農村の更生計畫、産業組合の擴大強化計畫等の農村再建に對する諸問題も間接的には彼等をして階級的協同組合設立促進の一動因を與へしものと考へる。

最近に於ける全農全國會議派の状況

全農全國會議派の状況については、しばしば本誌に於て述べてあるから、には極めて簡単に述べることにする。

全農全國會議派は全國農民組合（總本部）より、除名又は團體の解除を命ぜられたる所謂極左一派を以て構成する團體である。

昨今は全農全國會議派が、當局の打撃く彈壓の嵐の強襲によつて幾多の精銳闘士が檢舉され、その組織も漸次破壊されて遂に東京の本部事務所も閉鎖されるといふ状態となり、全國會議派の活動は萎靡沈靜の有様となつた。

かくの如き全國會議派の頹勢により、全農の指導部内に於て二派の對立が生ずるに至つた、即ち石田樹心氏を筆頭とする反本部派は此の状態を打開する方法は合法的に進出するより他に途はなしとの見解から、積極的に活躍中であつたが、最近に至り此の合法主義的傾向は急速に各府縣聯に波及して、長野、山梨の兩縣の外に近畿地方の大部分及び福岡縣の外二、三縣は殆んど確定的に轉向するの状態になつたのである。

轉向の経緯については過ぐる昭和五年四月十六日に行はれたる日本共産黨の大檢舉（所謂四・一六事件）以來、全農全會派の最強の地盤として、常にその傳統的闘争のヘゲモニーを握つて來た全農全會派の千葉縣聯合會では約一千（？）の組合員を擁し

執拗に日常闘争を展開して來たが、四・一六事件以來昭和五年二、八月、昭和六年九月、七年十月、及び八年九月初旬の打撃く大檢舉によつて、有力なる闘士數十名の投獄を見るに至り、その結果事實上闘争不能の状態に追ひやられ、組織も潰滅の悲運に瀕し、あまつさへ佐野、鍋山等のコンミンターン排撃の獄中聲明に深刻な刺戟を受け、遂に合法轉向の機運が漲るに至つた。かくて二十二日千葉縣佐倉町の事務所に於て擴大執行委員會を開催協議の結果、この際從來の觀念的のみ武装した共産黨の外廓組織の如き立場を清算し、非合法分子の介在を拒否して合法組織を確立する事に決定し、二十六日痛烈な共産黨排撃の聲明書を發表するに至つた。

これより先全農全國會議派内の全農第一主義を標榜する所謂合法派幹部たる西納（大阪）、石田（福佐）、町田（長野）、青木（東京）の四氏は在京中の石田樹心氏方に於て會合し、組織再建の打合をなし、其後も引續きこれが具體案につき慎重考慮中であつたが、大體の成案を得るに至つた。

殊に最近に於て全會内部の思想的動搖と、加ふるに總本部内の一部倦怠不平不満の續出、社會情勢等、所謂客觀的情勢によつて組織再建運動に對して更に拍車を加へ、極めて有利な情勢に立ち至つたが爲めに、此の機運すべからずとなし、急遽これが具體案打合せの後に九月十七日東京の青木一氏は下阪し、全國オルグ西納補太郎氏と會見種々これが對策を協議する處が

あつた。
更に西納氏に對して私信を以て「最近の全國會議の傾向と新たな任務」を提言し、改組方針に關し、種々對策を試みる所があつた。

昨年七月二十二、三兩日に互り全農全國會議近畿地方委員會會議が開催せられ「合法的全國本部確立促進の件」が議せられ説明者西納楠太郎氏より大體左の如き説明をなされた。——我は全國會議の發展を正視し過去の闘争を厳正に觀察する時は我々の陣營にも幾多の缺陷と誤謬が存した事を率直に認めざるを得ない。殊に最近の狀勢に於ては政治闘争所謂大衆と掛け離れた頭だけの闘争に重點を置かれて日常の端初的經濟闘争の指導が極めて不十分であつた。我々は幾多の誤謬を發見するが爲めに全會はあくまで合法性を獲得し組合第一主義により、合法的全國本部確立促進の爲め近畿より本部並に全國的に意見書及び檄を發表することに決定した。

以上の如く全農全國會議派の轉向問題は必然的に起るに至りたる爲め、關東地方指導勢力なる千葉縣聯も遂に去る九月十日の執行委員會に於て合法主義への轉向によつて全會合法本部を確立すべく決議し、これに基いて長文の檄を發して、全國に呼びかけると共に、去る十月五日千葉縣下にて關東地方農民代表者會議を開催した。

當日の會議の大體の狀況は、提唱團體である千葉縣聯合會代

命された。

大日本農政協會(大日本地主協會)の狀況

大日本農政協會(大日本地主協會)は我國隨一の全國的組織を有する地主組合にして、現在大阪、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、和歌山、徳島、香川、愛媛等、近畿地方を中心とする西日本及び愛知、岐阜、山梨、新潟等中部地方に勢力を有し、約三千六百の組合員と提携團體十三、其の員數約三千六百を有する地主階級の一大勢力である。

然るに昨年十一月十九日に開かれたる本協會各府縣聯合會幹部會に於て、高落常任幹事の辭任に續いて、本協會を解散するの件が議せられたのであつた。即ちその解散理由とする處「最近に至り、極度の財政難に陥り、收支相償はざるのみならず、幹部間の確執とに依り遂に維持困難となり解散の止むなきに至つたものである」。

而して幹部會に於ては協議の結果大體次の如き方針を樹立した。

(イ)大日本農政協會は十二月末日を以て一應解消の形式を探ること、但し政策上暫時會名及び役員は此の儘に止め置くこと。(ロ)同會事務所は十一月末日迄に閉鎖すること。(ハ)同會々報農政時報は十二月號迄發行し、一月號より廢刊すること。(ニ)同會解散後は各府縣聯合會相互連絡の上、必要に應じ研究會、討論會を開催すること。尙ほ大日本農政協會の解消決定に至るまでの經過について同

表として鹿倉氏が「貧弱な千葉縣聯合會が今回の提唱をなすに至つたことは、とりもなほさず、千葉縣聯合會が、合法本部の確立を聲明する如くにして、在來の所謂非合法本部では行けぬこと、組織の不備、方針の誤謬より指導に堪へない本部の狀態を見る外、合法的運動の開會を意圖したものである」となし、本部確立に關する件を議した。

當日の決定せるものによると一、全國代表者會議の提唱(關東地方懇談會の名で提唱し、聲明書提唱のアピールを發表すること)二、開催の時期及び場所(十一月二十日頃千葉縣市川町で開催すること)三、準備委員の選任等を決した。

而して全國代表者會議は十一月二十九、三十日の二日間に互り千葉縣下市川に於て開催されたが、當日出席せる府縣は大阪府聯合會(田邊納氏外三名)、長野縣聯合會(町田氏外一名)、兵庫縣聯合會(森氏)、千葉縣聯合會(鹿倉氏外三名)、福佐聯合會(石川氏)、新潟縣聯合會(横田氏)、東京府聯合會(小室氏)、山梨農民組合(桑原氏)にして、全農全會再建に關して協議する處があつた。

而して當日は一般運動方針の大綱の骨子を町田氏より提案したるが、代表者より二、三の意見もあつたので、一括して再整理を中央部に一任した。次いで森氏より行動、綱領を左記の如く發表したるが、規約作製と共に一括してこれも中央部に一任された。尙ほ本年二月に開かれる大會迄に組織準備するため委員を近藤(千葉)、町田(長野)、石田(福佐)、菅(大阪)の四氏に任

會常任幹部高落氏は次の如き感想を洩して居る。大日本農政協會は大正十四年十月四日大日本地主協會として創立せるが其後昭和八年一月一日を期し、大日本農政協會と改稱して今日に至つたものであつて、現在會員數は一萬一千八百三十四名である。會長吉川昌一氏其他幹事奥田豐三郎氏外十六名を以て同會の主張綱領等により、同會々勢の擴大強化に鋭意努力しつ、あつたが、最近に至り極度に財政難に陥り、收支相償はざるのみならず、同會幹部間に確執があつて、遂に維持困難となり、解消の止むなきに立ち至つたものである」と。

結 論

最近に於ける我國の農民運動戰線は、五・一五事件以來靜止狀態にあるかの様に見ゆる。即ち本事件以來天下の視聽を農村問題が奪つたかの觀を呈し、しかも政府の積極的な農村救済運動により、農民組合のお株がすつかりこれ等に奪はれたかの如く農民組合は一樣に鳴りを潜めて居るかの様に見ゆる。

昨年も亦一昨年と同様大したる動きを見ることは出来なかつたのであるが、まづ特筆すべきものとして數へ上げるならば、全國農民組合の協同組合への積極的な運動であらう。即ち今日の如く農民運動が衰微せる原因は一に最近の社會狀勢の急激なる變化のみに止まらず、從來の定型的なる農民運動の行詰りで從來の農民運動は主として地主對小作間の分配闘争に捉は

れ勝ちであつた——生産方面及び販賣、購買、施設等に力を注がなかつたことであるとなし、産業組合運動に對しては新に力を注ぐ様になり、殊に本年は、本組合の支持せる社會大衆黨農村委員會（主として本組合幹部による）の日本農村協同組合協會を設立したことが特筆に値する。

次に日本農民組合の運動であつて、本組合はその支持せる皇道會内に農村對策委員會を組織して、その根本的對策を考究せる結果、農村問題の根本的對策は、土地問題より一切の農村社會問題を解決し、農村物價の低落よりなる農村不安を除去する等、これ等根幹に即し一大改革を斷行し、しかしてこの根幹的改革と共に肥料問題、農村金融問題、副業問題その他主要なる農村の問題に對し一大改革を斷行すべきであると稱し、他農民組合に比し、目覺しき活動をなしたことが目を引く。殊に政治運動方面に於て、山梨縣下に行はれたる町村會選舉戦に本組合からなる皇道會候補者中百二十四名の當選者を出して居り、フアッシュョ團體中に於て相當發展性をもつものである。

なほこれに次いで従來地下運動をなしつゝ、あつた全農全國會議派の轉向運動等が、昨年度に於ける農民運動の特長とも云へやう。

以上は昨年度に於ける農民運動中目新しき動きである。繰返す迄もなく農民運動の一般的狀況は、最近の社會狀況の急激なる變化に伴ひて前年に引續き依然として靜止狀態の觀がある。

諸士さへ農村問題のくさりを辨じなくてはならなくなつたと云ふことは、これ農民組合の功績である——云々

次いで各地方の情勢報告として富山縣、山形縣、埼玉縣、群馬縣、山梨縣、京都府の諸府縣及び中國、四國地方、九州地方の報告があつた。

書記が祝辭、祝電の披露をなしたる後議事に入つた。

議 事

一、規約改正の件(説明者平野氏)

従來の規約中の役員名を左の如く變更

「中央委員を評議員に、同執行委員を幹事に、常任委員を常任幹事に」以上可決。

一、小作地固有に關する件(平野氏)

一、小作料減免案の件(守屋氏)

一、肥料專賣に關する件(稻富氏)

一、米穀國家管理の件(北山氏)

一、協同組合運動擴大強化の件

一、農村窮乏打開の件(松澤氏)

以上の議案は文句なしに可決した。たゞ最後の「農村窮乏打開の件」で提案者山梨縣聯の松澤氏が——東京近縣の老人婦人連を一萬人も動員して宮城前なり、明治神宮前なりで斷食祈願をやる、青年壯年は國防の任務をもつてゐるから老い先短い者達がほんとに國難に殉する覺悟で人柱になる決心でやつたら、至誠天に通じないことはない。その他色々な方法があらう。そ

全農全國會議派關東地方代表者懇談會

右の如く役員任命が終つて後會長平野力三氏より會長就任の挨拶をなし、閉會の辭を稻富稔人氏が述べ萬歳を三唱して閉會した。

新役員は次の如くなされた。

會長平野力三、主事北山亥四三、會計河田弘、政治部長稻富稔人、組織機關部長北山亥四三、宣傳部長松澤一、爭議部長小野永雄、調査教育部長今里勝雄、青年部長河田弘、法律部長須藤淳二、産業部長相澤東洋雄

昭和九年三月五日 日本農民組合全國大會

これは新役員に一任する——と云ふ様なことを述べた。次いで宣言の發表を今里氏より述べたが、可決された。宣言は次の如くである。

宣 言

我が日本農民組合が兵農一致の農民運動を展開するや、我國農民運動陣營は一大旋風を捲き起し全國農村よりマルクス主義を驅逐しいまや我等の運動は我國農民運動の主流を形成するに至つた。惟ふに昭和維新の斷行は農民の奮起に依らざれば不可能である、實に農村の興亡こそは國家の興亡にして農民の解放を完ふして後初めて我國政の安定がある。我等は昭和九年全國大會を茲に開催し同志の結束を堅め一君萬民の國體原理に基ける押取なき社會建設のため一層精力的に闘ふことを誓ふものである。

右宣言す

今日農村に於ける重要問題が山積みしつゝ、ある現状なれば、農民組合としてもこれが問題解決の爲め積極的に活動をなすべきであらう。

日本農民組合の大會狀況

一、日時 昭和九年四月五日午前十一時……午後三時

一、場所 東京市赤坂三會堂

一、出席者 代議員約七十名

一、大會スローガン 農村窮乏の打開

司會者北山亥四三氏開會を宣し、挨拶として大要次の如く述べた——

皇道精神は日本國體原理であり、此の原理に基き資本主義制度改造を農民の本來の立場より行はんとするものである——云々と述べ議長に稻富稔人氏、副議長に守屋清重氏を推した。

議長は簡單なる挨拶をなしたる後、書記及び各種委員の任命をなし本部報告を平野力三氏をしてなさしめた。

仍つて平野氏本部報告として——本組合が皇道會を支持してより大臣等が従來の如く我々を侮蔑することなく、よく會見して我々の意見を暗黙裡に承認する様になつて來た。米穀問題其他に關し、各大臣に意見の進言と鞭撻とを行つた。華々しい運動は行はなかつたが、實質的な運動に努めた。過去に於いて我が何人も手をつけぬ時代から農民運動に携つて來たが今日代

合法的本部確立の爲めの協議會
本協議會は關東地方懇談會として開催されたるが當日は主として全會本部の批判、本部の確立、全國代表者會議の提唱を決定した。當日の會合は時節柄各方面より重大視され縣特高、内務省社會局、警保局、警視廳、協調會等より臨席あり極めて緊張せる會議であつた。

- 一、場所 千葉縣東葛飾郡分村會谷
- 一、日時 昭和八年十月十五日午後零時三十分
- 一、出席者

千葉(鹿倉彌吉氏外四名)、東京(小室昭八氏外一名)、埼玉(庄司銀藏氏外二名)、長野(町田惣一郎氏)、この外兵庫、福井、福佐及び本部より各一名の出席者があつた。

零時三十分提唱者挨拶として提唱團體である全農全會千葉縣聯合會を代表して鹿倉氏が立つて開催を宣し大要次の如き挨拶をなした。

「貧弱な千葉聯合會が今回の提唱を採つたことは、とりもなほさず千葉縣聯合會が合流本部の確立を聲明せる如くにして、在來の所謂非合法本部では行けぬこと、組織の不備、方針の誤謬より指導に堪へない本部の状態を見る時、合法的運動の開催を意圖したものである。」

右挨拶終つて議長、副議長、書記の任命を一場に済りたるに提唱者一任に決したので次の如く任命した。

議長 鹿倉彌吉氏、副議長 近藤忠治氏、書記 森勝治氏、服部知治氏

任を出せば確立されるかの様に考へられて居て常に平賀、庄司の兩氏が選ばれてゐた。割付費は費用も積極的に出すことになつたが、常任も出られなく費用は組合費一人八錢とされた。かくして議事録は一回出したのみであり、部落活動を中心に農民と密着した運動に出直しをすることが必要と考へてゐる。

質問として町田氏より

「七月開かれた委員會の本部確立の協議には召集もなかつたがそれはそれとして常任を推薦する形式をどうしたか、」

庄司氏「本部を持つにも會議が持つてゐるあてがないのでたゞ本部に出て来て貰ふといふ意味であつた。」

近藤氏「本部からの指導とか、指令とかはどんな風にして出したか、庄司氏「季節」に指令するのだが、關東地方としてはなされてゐない。」

以上の如き報告質問を要約して、「無活動であつたことを認められる」といふ結論に達し、近畿地方の報告に移つた。

近畿地方協議會の報告として森勝治(兵庫)氏が立ち、

「會議に参加したといふ立場から述べるのであるが、よい意圖にもかゝらず、三月以降活動が停止してゐることが認められ七月廿二、三の兩日に亘つて全國本部の確立が協議され、本部をどうしても事實上のものとする事が決定された。云々

次いで全農全會本部報告を服部知齊氏がなした。(この報告は殆ど服部氏個人を圍繞するものであり、檢舉行進曲が述べられたもので中樞機關に参加せぬことが明かであり、農民新聞の編輯にも一回も参加せぬことが言明されたのである。)

以上の如く任命終りたる時、長野縣の代表者町田惣一郎氏より「現在の如く組織が困亂してゐる際に、全農全會關東地方協議會として會議を進めるとは困難であると思ふ、従つて私は今日の協議會を懇談會の形式に進めたい」と意見を具陳したるを以て議長は一場に済りたるに満場一致承認され、本日の協議會を「全農全會關東地方懇談會」として進めることにした。

以上の如く懇談會が成立したるを以て、更に町田氏より千葉縣の議案に就き「提唱者は今日中にこの議事を進行する見透しありや」との質問に對し、議長鹿倉氏より「千葉の腹案として提出したものであるから削減を自由にされたい」と答へられ、町田氏は「それならば議案整理委員を選出して議案の整理をなしては如何」と述べたるを以て議長は議案整理委員に左記の四名を選出した。

町田惣一郎、近藤忠治、庄司銀藏、小室昭八の諸氏
五分間の休憩をなして議案整理をなした。

議案整理委員報告として町田氏が立ち「本日の懇談會の意議は本部確立の件のみの協議に終始したいと述べたるに、異議なく承認された。」

關東地方協議會書記局の報告として庄司銀藏氏より次の如くなされた。

「七月廿一、廿二日の兩日、關東地方委員會が開かれ、議案としては本部を如何に確立するか協議されたが、その成果は機械的に常

これに對する質問として

町田氏「本部の組織構成は感知されるが如くヘンチクである、指令新聞地方聯絡はどうしたか、農新は出る餘地はないか

服部氏「財政も技術もない、本部に金がないので僕には見透がない。」

町田氏「一月常任が決定されてゐるが、諸君が本部を守る努力をされたか、その後どう考慮されたか。」

服部氏「どうしてよいか解らぬ。」

この時石田樹心氏「常任は幾人ゐるか」

渡邊氏「服部君がどうして書記補になつたか。在來の全會議

關係は正常な活動をしてなかつた。我々は信頼をしてゐない。その點を考へて戴きたい」

服部氏「書記局で作られたと云はれてゐるが民主的な現はれでないと思つてゐる。決議録さへ本部へ來ないので解らぬ、本部に誰もゐないのに新聞が出てゐる様だ。」

町田氏「新聞編輯について共同編輯をしたか。」

服部氏「編輯に一回も参加しない。」

近藤氏「書記局の名を盗用するモグラの仕業であらう。困難な時期に服部君が事務員として過された事は同情するが、かげの方から出てゐるやうである、不要なことであるが形式はどうあらうと本部を再建するやうにしたい。」

以上を以て質問を打切り議事に入つた。

一、本部確立に關する件

先づ各縣代表者より本部批判の意見開陳されること、なり、

千葉の近藤忠治氏より個條的に、本部はこれ迄何等機能を果し得なかつたこと。二、組合の自主的精神を没却して居ること。三、經濟の指導に無力であつたこと。四、政治的要求のみ組合に強要したこと。五、全會の權威を失墜せること。六、従つて今日の本部を信任し得ないこと等を述べた。

更に埼玉縣の庄司氏より——本部は指導力を失し、この上の状態に進むならば、合法的な事務所を持つことも出来ない。このまゝ、押し通しても本部を確立することは困難である、本部は本當に自主的にせねばならぬと云ふても、指導を與へてからでなければ守れるものではないと思ふ。日常闘争の指導をなせる本部でなければ不可能に終るであらう。合法的な事務所を確立して、名實共に一切の機關を確立したい。

長野縣代表町田氏よりも——本部の苦難な中であつたことは我々は確に認めざるを得ない。本部の缺點ばかりあつたとは云ひ得ないのである。即ち農委活動の如く一方にそのよい處の成果があるに拘らず偏向を行つて来た全會とは一體どんなものかの認識が誤られて来たその結果が非實現的な闘争を強制して来た。

以上を以て大體從來の本部に對する批判が終つたので、次いで本部確立方針に就いて協議を進めた。

まづ前本部常任委員であつた石田樹心氏が立つて——全會の今日に至る迄の状態が全部發表された事と私は思ふ。先程迄の

- 全農全會關東地方懇談會
- 千葉縣聯合會
- 埼玉縣聯合會
- 東京府聯合會
- 長野縣聯合會

親愛なる全會の組合員並に勤勞農民諸君

日本資本主義はその命脈を保つために必死的攻撃を國內、國外の勤勞者農民一般勤勞大衆の上に加へつゝある。そして支配階級は、資本主義の危機からの活路を戦争政策の強力的遂行とそれに伴ふ國家機構の一層なるファッショ化に求めつゝ、尙重化したる政治的文化的抑壓と隷屬經濟的窮乏の底無しの沼に勤勞大衆を引づり込みつゝある。

然しながら、勤勞大衆は斯の如き慘忍苛酷なる支配階級の攻撃に對して斷じて無抵抗であることは出来ない。人民の自由と、仕事と土地を要求する大衆は、プロレタリアートを先頭に、諸々の形態をとつて自身の革命的活路を突進してゐる。

かゝる情勢の中にあつて吾が全農全會はプロレタリアートの同盟軍中の有力なる列伍としての任務に全組織と闘争をゆだねてきた。だが吾が全會が全農總本部のファッショ的指導に反對して、日農以來の革命的傳統を守つて来た。その生成から發展の今日までの過程を顧みる時、そこに幾多の遅ましき成果を數へ上げ得るが、同時に山なす不精、不熱、偏向を犯して來てゐることを大膽に追求し、それが克服のための方法を發見せざるを得ない状態に立ち至つてゐる。

今、靜かに吾が全會の全國的組織を點檢するならば、部分的に發

報告によると、本部の狀態も甚だかんばしからず、何等の指導方針もない有様だ、この様な狀態では全く將來擴大發展して行く事は困難である、故に私は組織を先づ第一に確立せねばならぬと思ふ。組合は不統一な状態に立ち到つて居る大衆的農民の利益を獲得することの闘争が吾々の日常闘争でなければならぬ。私はこの闘争を指導し得る様な人々を選任したいのである。それでこの懇談會の名を以て全國代表者會議を提唱し、そこで常任が選ばれ、名實共にともなつたものとせねばならぬと思ふ次第である。

以上の如く石田氏より骨子の意見を述べ數回討論の結果。一、全國代表者會議の提唱(關東地方懇談會の名で提唱し、聲明書に提唱のアップビールを發表すること)。二、開催の時期及び場所(十一月二十日頃千葉縣市川町で開催すること)。三、準備委員の選任(庄司銀藏氏(埼玉)鹿倉彌吉氏近藤忠治氏(千葉)小室徳松氏(東京)小井勝太郎氏(長野)等を決定した。なほ機關紙名義人の件、全會顧問辯護士救済の件が提議されたが満場異議なく可決された。

以上を以て懇談會が終り閉會の辭として近藤氏が簡單な挨拶をなし、續いて石田氏發聲のもとに關東四縣代表者會議萬歳を三唱して散會した、時正に午後五時二十分であつた。

全農全會本部確立のための聲明書

全農全會本部確立のための全國代表者懇談會提唱に關して

展擴大の途を暴進してゐる少數の府縣縣をのぞいては、他の殆んど全農が支配階級の全線的攻撃の前に萎縮、沈滞、潰滅の姿を暗夜の死屍の如くに横たへてゐることをみる。

親愛なる全會の組合員並に勤勞農民諸君

この事實に對して、若しこれを彈壓による一時現象であり、又は吾々の進歩闘争の微弱によるとなすものがあるならば、それは正に「痴人のタラ言」の類にしか過ぎない、では何が吾が全會をして斯の如き危機、孤立化、即ち日本農民運動の指導的立場を喪失させるが如き現狀を招來させたのか。吾々はこの間に論的に答へ得る。

それは大衆的組織、闘争の部隊である農民組合の獨自性と機能目標を全く忘却した組織と闘争方針の下に吾々が組合生活を續けて來たからである。今日迄の吾が全會本部は、勿論農民運動の勝利と前進のためのよき意圖の下に寧日なく闘争しつゞけてゐたものではあらうが、意圖の善悪が問題なのではなく組織と闘争の發展、擴大、前進が評價の中心點になるのでなければならぬ。では全會本部の指導方針の偏向と誤謬は何であつたか。

最も根本的な問題は×××と大衆闘争組織たる農民組合の擴大強化とを混用してゐた點にある次に列挙するが如き逸脱は凡てその原因がこゝに胚胎してゐる。

- 一、本部員のロボットの移動に従つて人事のセクト化
- 一、組織規約上存在しない書記局による常任委員會の權限の遂行による組織としての權威の失墜と責任の回避
- 一、經濟闘争に對しての無軌道的、機械的指導方針の強制
- 一、主要目標たる土地獲得の闘争に於ける機械的指導
- 一、全國的橫斷連絡の放棄

- 一、機關紙に於ける政治主義的、日和見主義的偏向
- 一、全國的暴反、再建闘争に對する關心の缺如
- 一、農民戰線統一闘争への無關心

以上のことは、吾が全農全會の組織と闘争に對する全體的批判の素描にすぎない。がそれにも拘らず、この中からさへ、吾が全會本部の誤謬と偏向が、自ら好んで非公然的存在と化し、全組織を半身不遂の中風症的疾患の床の中におしこめてゐたことを認め得るであらう。

親愛なる全會の組合員並に勤勞農民諸君

かくて吾々は、今や日本農民組合運動に従つて吾が全農全會が、大衆的前進か。セクト的演進かの分岐點の頂上にある事を痛感する。この秋、千葉縣聯合會が全國の同志に「全國本部確立のため大衆的轉換」の聲明書を出し、今日關東地方農民懇談會が開かれたのである。吾々は、この會議提唱のために發表された千葉縣の聲明書が、そのまゝ何等の問題なしに全體的に受入れらるべきでないことを知つてゐる。が千葉の創意は生かされなくてはならぬ。それ故に懇談會に於ける吾々の決定は、全會本部、従つて大衆的轉換のため鋭き自己批判を敢行し、現實に指導能力をすら失してゐる本部機關を下からの大衆的基礎の上に確固不動のものたらしめることにあつた。まことに「あり合せの棍棒を以てしては正規軍に打勝つことが出来ない」のである。親愛なる全會の組合員、並に勤勞農民諸君！こゝに於て吾々は、全農全會の新たな躍進のため、大衆的農民組合運動確立のため、今日の會議の決定によつて近く全農全會、全國代表者懇談會を提唱し、更に慎重に「全會本部確立と大衆的轉換」の方針を全國の僚友諸君と討議決定せんとするものである。

右聲明す

一九三三、一〇、五

近畿地方農民團體（全農）懇談會の狀況

農民運動戰線統一問題に關し全農奈良縣主唱にて近畿地方農民團體懇談會を開催すべく計畫中であつたが、二月二十一日午後二時より大阪市西區土佐堀青年會館小集會場に於て懇談會を開催し同五時二十分散會した。其の狀況次の通りである。

出席者

總本部派

大阪 増田操、高知 岡崎精郎、和歌山 田村正成、京都 田中義男、岡山 江田三郎、徳島 竹治豊、總本部 大西俊夫 全會派

大阪 田邊納、同 西納楠太郎、同 叶喬、同 菅隆、同 山田亮之助、兵庫 長尾有、同 羽原正一、同 島幸一、高知 林延造、京都 氏家正人、同 矢部東藏 中 立

奈良 竹村奈良一、同 松本常七、同 市山彌惣兵衛、同 駒井菊松、同 岡田菊松

司會者挨拶

「今回奈良縣聯合會が懇談會を提唱スルニ至リマシタコトハ逼迫セル農民組合及び一般社會情勢ヨリ觀テ何處迄モ反目抗争之レ事トスベキデハナイ大同團結即チ全農戰線ヲ統一シ以テ未組織農民ノ獲得ノ全農ノ擴大強化ヲ圖ラナケレバ此ノ難局ニ處シテ行クコト

ガ出来ナイ此ノ立前カラシテ今回提唱シタ次第デアル。故ニ同志諸君ハ從來ノ感情經濟一切ヲ清算シテ忌憚ナキ意見ヲ開陳アラントコトヲ望ム」

議長選舉

司會者より議長選舉方法を議場に諮つたが、田邊説(大阪聯合會)及駒井説(奈良中立)の兩説あり結局今回の會合提唱者側を以てすることが穩當とし駒井菊松を推すことに満場一致承認

議長 駒井 菊松

議長挨拶 駒井 菊松

「此ノ意義アル懇談會議長ノ推薦ヲ受ケタコトヲ深謝スル、御承知ノ通り現在ノ農村情勢ハ極端ナ窮乏ニ喘イデキル、一方全農ノ戦野ヲ見ル時總本部對全會派トノ反目抗争ハ熾烈化シテヤル、如斯クシテハ全農ノ擴大強化ハ勿論日本農村ヲ救フコトハ望マレナイ故ニ此際從來ノ行キ掛リ感情等ヲ放逐シテ自己ヲ反省シ直ニ窮乏セル農民ヲ救フト云フ一大目的ニ向ツテ全農戰線ヲ統一スル必要ガアルト思フ、此ノ意味ニ於テ本日ノ懇談會ヲ開催サルコト、ナツタ譯デアル、勿論自分トシテハ滿腔ノ賛意ト必ズ成功セシメタイト云フ熱意ト希望ヲ有シテキル」

書記任命

議長指令により左の通り決定

書記 矢部 東松(京都、全會)

江田 三郎(岡山、總本部)

議事進行係選任

議長より議事進行係を左の通り指令す

田邊 納(大阪、全會)

各府縣聯絡勢報告

國崎 精郎(高知、總本部) 議事進行係に於て協議の結果各地方の代表者に依つて情勢報告をなし補足を他の者よりなすことに決定

1 大阪府聯合會(全會) 田邊 納

全會大阪府聯合會トシテハ總本部府縣初田君トノ關係ハ他府縣ニ於テ見ルガ如キ對立抗争ハナカッタ、初田君が檢舉サレル以前カラ統一セネバナラヌトイフコトハ考ヘテ居ツタ、然シ共同闘争ニ迄ハ至ツテキナカッタ。

富府縣ハ泉南、中河内兩郡ヲ中心トシタ所ニ相當ノ組織ガアリ相當ノ活動モシテ來タ、尙昨年七月大阪ニ於テ近畿地方委員會ヲ開催シテ合法的本部確立ヲ可決シ、其ノ後更ニ千葉縣下ニ於テ代表者會議ヲ開催シ其ノ後該運動ハ進展モセズ現在ニ至ツテキル、又府縣ノ如キハ比較的關西ノ中心ヲナスモノデアルカラ其ノ重要性ニ鑑ミテ奈良、京都、兵庫等トモ緊密ナ連絡ヲトツテ闘争ヲ行ツテキル。

次ニ意見デアルガ富府縣トシテハ全農戰線統一問題ニ關シ滿腔ノ賛意ヲ表シテキル、故ニ比ノ懇談會ヲ契機ニ日常闘争ト結び付ケテ總本部對全會トノ合同ノ一日モ早カラランコトヲ希望スルモノデアル。

2 大阪聯合會(總本部派) 増 田 操

自分ハ昨年以來九州、四國、關東地方ヲ廻ツテ組合情勢等ヲ視察シテ來タモノデアルガ、或ル地方デハ全會派トノ對立抗争ノ激化シテキル處モアツタ様デアルガ昨年末ニ至ツテ稍々其ノ對立抗争モ緩和シ就中福佐ノ如キハ双方ニ戰線統一問題ノ空氣ガ

充滿シテキル、長野、千葉縣等モ好轉シツ、アル、如斯情勢ハ日本農民運動ニトツテ實ニ欣快ニ堪ヘナイ、今回奈良縣聯ノ主唱ノ懇談會ハ機宜ニ適シタモノデアツテ、對テ贊意ヲ表シテキル、現今ノ農村情勢ヲ見ルニ地主支配階級ノ攻撃ハ益々増大スル一面農村ノ窮乏ハ激化スルト云フ有様デアアル、此ノ秋ニ當リ我々ハ徒ラニ對立抗爭ヲナシテキルベキデハナイ、打ツテ一丸トナツテ之等ニ對抗スベキデアアル此處ニ全農戰線統一ノ必要ガアル譯デアアル、今日ノ懇談會ニ集ツタ夫レ自體ガ統一ヘノ前提ヲナクテハナラヌ、何卒諸君ノ努力ニ依ツテ合同ノ日ノ早カラントコトヲ念願シテヤマナイ、次ニ大阪府聯ハ初田委員長檢舉問題、皇國農民同盟(吉田賢一)ノ策動等ニ依ツテ相當ノ痛手ヲ負フテキル。

3 兵庫縣聯合會(全會) 長尾 有

最近ノ情勢ヲ簡單ニ報告スルガ義ニ和歌山、徳島兩縣聯署名ニ依ル懇談會ノ提唱狀ヲ接受シタルヲ以テ早速執行委員會ヲ開催シタ、勿論戰線統一ニハ大賛成デアアル、其後奈良縣聯ヨリノ提唱ヲ得テ一層活氣付キ今日ノ會合ニ出席シタ譯デアアル、兵庫ハ日農時代東播、西播、播磨、明石ノ四地區ニ分レテキタガ其對立ニ於テモ統一ハ容易デナカッタ、其後總本部ニナツテモ全會ニナツテモ全然統一ハ行ハレテキナイ。

4 徳島縣聯合會(總本部派) 竹治 豊

次ニ皇國農民同盟ノ關係デアアルガ播磨其他ニ僅カノ加盟者ガアル様デアアルガ問題デハナイ、現下ノ農村情勢ハ逼迫ノ情勢ニ置カレテ居リ之ヲ救フノハ全農

以外ニ何物モナイ、我々ハ大衆ヲ引率シテ農民ノ解放ノ爲メニ果敢ニ闘争ヲ展開セネバナラヌ、徳島縣聯ノ組織員數ハ六〇〇名デアアル、次ニ今日ノ會合ニ對シテハ多大ノ贊意ヲ表スルト同時ニ立派ナル成果ヲ得ル様ニ諸君ノ努力ヲ願ヒ度イ。

5 高知縣聯合會(總本部派) 岡崎 精郎

我が高知縣聯ハ全農分裂ノ前後ニ組織ニ着手シタモノデアアルガ其間争議等ノ爲メ多數ノ同志ガ奪ハレタ、又自分モ檢舉サレルニ至ツタノデアアル、次ニ全會トノ關係ハ自分ノ出獄後林君ト面談シテ共同闘争ヲ行ツタコトモアル。

6 高知縣聯合會(全會) 林 延造

岡本氏ヨリ只今御報告ノアツタ通りデアツテ双方共同戰線ヲ張ツテ貧農ノ爲メニ盡力シテキル、我が高知縣ハ小作人數二十萬人、五萬戸アリ、之レニ比シ全農ノ組織ハ總本部一、五〇〇名、全會三〇〇名、計一、八〇〇名ト云フ少數デアアル、故ニ今後ハ戰線ヲ統一シテ未組織ノ貧農ヲ獲得スルコトニ邁進セネバナラヌ、自分モ此ノ提唱ニ對シテハ贊意ヲ表スルト共ニ實質的ニ成果セシムル様ニシタイト思ツテキル。

7 京都府聯合會(總本部派) 田中 義男

京都府聯ハ其ノ全農分裂ノ原因ヲ研究スルニ元來京都府聯ハ左右ト云ツタイデオロギイ的ナコトデナク實ハ森君ト水谷木村君等ノ對立ガ第一ノ原因デアアル、森君側組合ハ水谷、神田、木村君等ト一處ニナツテ行ケナクナ

10 奈良縣聯合會(中立) 竹村 奈良一

待ト滿腔ノ贊意ヲ表シテキル、我が奈良縣聯ハ昨年四月カラ中立ノ立場ヲトリ農民運動ヲ發展セシムル上ニ總本部及全會ノ運動方針等ノ長所ヲ採用シテ果敢ナル闘争ヲ展開シテキル、次ニ今年一月三日縣聯大會ヲ開催、政黨の意見ヲ持チ込ムコトハ不可ナルト同時ニ全農戰線統一ノスローガンヲ高揚シ全農戰線統一問題ノ件ヲ提議絕對多數ヲ以テ可決シタ。

11 岡山縣聯合會(總本部派) 江田 三郎

岡山縣聯ハ、オプザバート云フ形式ノ下ニ出席シタノデアアル先ヅ岡山縣聯ノ全會デアアルガ昨年四月暴壓ニ依リテ多數ノ入獄者ヲ出シタ、其後多少ノ組合員ヲ獲得シテキタガ幹部ノ除名、文化運動ヘノ轉向等トノ爲メ現在デハ有名無實ノ狀態デアアル、然シ多少ノ組合員アルヲ以テ思想ノ統一ガ出來レバ從來通り合同シテモ支障ナシト思ツテキル。

8 京都府聯合會(全會) 氏家 正人

京都府聯ハ一般ニ全會派ノ様ニ考ヘラレテキルガ決シテ全會派デハナク現在デハ單獨組合ノ形ニナツテキル、單獨組合ニナツタコトハ自分ガ入獄中デアツタノデ判然トワカラナイ、現有勢力ハ四、五百名トイフ處デアアル、勿論合同ノ會合ニ對シテハ滿腔ノ贊意ヲ有シテキル、願クバ統一ノ日ノ一日モ早カラントコトヲ切望スル。

9 和歌山縣聯合會(總本部派) 田村 正成

昨年二月ノ縣聯大會前後ニ於テ幹部間ニ全會ニ好意ヲ有シテキルモノガアツタノデ兩者間ニ對立ガアツタ、其後四、七、四、二五等ニヨリ全會分子ノ檢舉ガアリ又日高ノ小作争議ヲ常任前井庄次外五名ガ檢舉セラレタ次ニ皇國農民同盟トノ關係デアアルガ目下ノ處合同同盟ノ組織ハナク單ニ日高ニ對シ、ニユースヲ送ツテキル位ノ程度デアアル然シ昨年未出獄セシ山中武雄ハ皇國同盟ニ好意ヲ持ツテキルカラ或ハ全農ヲ脱退スルカモ知レヌ和歌山縣聯トシテモ此ノ會合ニ對シテハ絶大ノ期

祝辭(書記朗讀)

今ヤ資本ノ攻勢ハ組織大衆ヲ社會フアツシヨノ陣營ヘゴマ化シ込ム事ニ凡ニ努力ガ注ガレテ居ル、資本家の労働組合、地主的農民組合ノ馬脚ハ情勢ノ逼迫ト共ニ益々露出シテ來タ、眞ニ何百萬農民大衆ノ闘争ノ凡テヲ取上ゲテ戦ヒ抜ク強力ナル階級的農民組合ノ確立ハ目下ノ急務デアアル、近畿農民代表者會議ノ成立ニ鑑ミ俺達ハ徹底

的ナ自己批判ノ上ニ立ツテダラ幹ノ放逐ト農村ニ於ケル下カラノ同志的握手ニヨル組織ノ大衆化ニ成功サレン事ヲ望ム、ソウシタ上ニ立ツ労働者農民ノ握手コソ眞ニ力強イ日本プロレタリアートノ陣營ヲ整理スルモノデアル事ヲ確信スル、黨ハ此ノ意味ニ於テ本日ノ會合ニ對シテ重大ナル確信ト心カラノ成功ヲ望ムデ止マナイモノデ在リマス。

一九三四年二月十一日

全勞統一全國會議關西地方懇談會

意見、質問、討議

岡崎(高知)

「各地方代表者ノ情勢報告ハ非常ニ有益デアツタ、此ノ會合ヲ單ニ懇談會ニスベキモノナリヤ又ハ正式ノ協議會トスベキヤ」を語つたが懇談會、協議會、統一會議等の議論があり結局懇談會として隔意なき意見の交換をなす意味に於て進行することに決定

叶(大阪)

「現在自分ハ大阪府中河内地區ニアリ日常經濟闘争ヲ勇敢ニ闘ツテキル、今ヤ支配階級ノ攻勢ハ熾烈デアリ又農事實行組合、産業組合等ノ設置アリ此ノ間政黨ガ農民ニ對シテ與ヘタル影響ハ如何、全農ハ合法的デナクテハナラヌ、合法性ノ獲得コソ全農ヲ發展セシムル原動力トナルノデアル。此ノ意味ニ於テ廣汎ナル農民戦線ノ統一ハ刻下ノ急務デアアル之ニ關連シテ考フベキコトハ政黨支持ノ問題デアル、自分トシテハ政黨支持ハ絶對的自由デナクテハナラナイト思ツテキル」

増田(大阪)

「此ノ問題ニ就テハ第六回全國大會ノ運動方針中ニ記載サレテア

リ結局政黨支持ハ原則トシテ自由トナツテキルカラ現在ニ於テモ其ノ方針ハ何等變ル處ガナイ」

と説明があつた後本問題に就て二、三意見を述べたが結局本會合に於ては論議すべきものに非ずと結論としては現在の窮乏せる農村の唯一の道は唯農民戦線統一の外方法なしと依つて此の一大目的に向つて邁進することを申合せ之が實現の爲め各自は各府縣聯の大衆討議により具體的希望意見等を取纏めの上更に正式の協議會を開催すると共に之が連絡準備の爲め連絡委員五名を選任することに決定し次回の日時、場所等の問題に入る。

(1) 次回の日時、場所、名稱、決定の件——次の如く決定

一、日時 三月七日

一、場所 奈良縣下

一、名稱 全農戦線統一協議會

(ロ) 連絡委員選任の件——左の五名を選任した

全會 大阪府聯 田邊 納

同 兵庫縣聯 羽原 正一

同 大阪府聯 増田 操

同 和歌山縣聯 田村 正成

中立 奈良縣聯 竹村 奈良一

閉會ノ辭 駒井議長

近畿地方農民團體統一會議連絡委員會の状況

(イ) 第一回連絡委員會

臨む。ハ、次期會議で政黨問題が出た時は増田、竹村をして應酬せしめること

二、統一のためのカンパに就いて

イ、失業救済土木事業に關して——田邊が成文化すること。ロ、生活保償問題——増田が成文化すること。ハ、兵庫縣より他の案を提出すること

三、聲明書發表

イ、次期會議に於て統一を聲明し全國に統一運動をアツピールする意味に於て聲明書を發表する。ロ、起草者 羽原、増田

四、次期準備會 三月六日午後五時より全農全會派大阪府聯本部に於て開くこと

五、次期統一會議 三月七日正午大阪市此花區吉野町労働會館に於て開くこと

六、總本部全國大會へ代表派遣の件

イ、人員約二名。ロ、旅費半額負擔

召集狀

近畿地方農民團體戦線統一會議

連絡委員長 田邊 納

殿

寧日なき御健闘を深謝します

去る奈良縣聯合會の案内に依る近畿地方農民團體懇談會が今日の窮乏と未曾有の反動期に、眞に時宜を得たるものであつた事を、貴聯合會の歴史的御支持とに依つて稀に見る成功裡に開はれた事は農民戦線統一の立場から眞に欣快に堪へませぬ。久しく大衆の要望して止まなかつた戦線統一の巨火は點ぜられた

日時 二月二十一日午後六時——午後七時

場所 大阪市土佐堀青年會館

出席者 竹村、田邊、増田、羽原、田村

議事

一、連絡委員會の事務所の件

奈良縣聯合會事務所内に併置すること

一、責任者、會計係の件

連絡委員長 田邊 納

會計係 田邊 納

一、次期委員會に就いて

次期委員會を二十六日午前十時より全農全會派大阪府聯本部に於て開催すること

一、統一のためのカンパについて

夫々腹案を次期委員會に持ち寄ること

(ロ) 第二回連絡委員會

日時 二月二十六日午後二時——午後五時

場所 全農全會派大阪府聯本部

出席者 田邊、竹村、羽原、増田、田村

議長 田邊

書記 菅

議事

一、政黨支持に對する連絡委員會の態度

イ、本問題で統一のための會議が行詰ることがあつては困るので連絡委員としての態度を決定すること。ロ、大衆團體としての立場を固守する故に政治的意見に固執せざるの態度で會議に

のであります。
連絡委員はその諸決定に基づいて活動を開始し、各府縣に於ても亦夫々統一を目ざしたカンパが聞かれてゐる事と思ひます。
これらの成果の上に懇談会の決定に従ひ、次の次第で戦線統一のための近畿地方農民團體會議を召集します。萬障おくり合せの上御出席下さるやう懇願致します。
日 時 三月七日正午より
場 所 労働會館(大阪市此花區吉野町一ノ三六)
聯合會代表 二名以上
尙ほ當日は費用として聯合會各二圓(二十一日徴收せるもの外)宛御持参下さい。

全國農民組合第十三回全國大會の狀況

- 一、日 時 昭和九年三月十一、十二、十三日の三日間
- 一、場 所 東京市芝區芝公園協同會館
- 一、大會スローガン
 - 一、貧農の土地と生活を守れ!
 - 一、土地取上・立禁・農産物差押反對!
 - 一、耕作權確立 小作保護法の即時制定!
 - 一、勤勞農民食料一ヶ年分差押禁止!
 - 一、農民組合運動の不當干渉暴壓反對!
 - 一、兼業農民の損失國庫負擔!
 - 一、肥料三割値下現物貸下!
 - 一、全國活動の強化 未組織獲得!

有全の三氏

(司會者推選)

一、議長挨拶
全農の前身日本農民組合の創立より第十三回目の全國大會である。盛大なる本大會に議長に選ばれたことを光榮に存する。資本主義没落の一過程としての農業恐慌、勤勞農民の窮乏にも拘らず、政府の農村政策の無爲、無能、無力の結果は、その一の現れとして日本の社會を衝動した五・一五事件が起きたが、その爲に生れたといふ齋藤内閣は過去二ヶ年間農村救済を口にするだけで、窮乏せる農民に對しては何一つやつてゐない。農村負債整理の爲に負債整理組合が出来たが、二二、〇〇〇部落のうち僅か五十數部落に組合が出来ただけである。

米價が騰つて貧農は救はれるか? 貧農は飯米を買はねばならぬ。いから、米價の吊上げでよけい苦しくなる。米價高よりも肥料が安くなる事を貧農は望んでゐるのだ。資本家地主と政府は、この肥料問題について眞面目な一言半句も言はない。九億を超える莫大な軍事豫算を組んでも、窮乏せる農村政策は放棄してゐるのである。統後の農民の爲に豫算がないと彼等はいふ。豫算がなければ一厘も金のかからぬ小作制度の改廢、小作權の確立をせよ、と要求すれば、小作法の研究中であると逃げる。小作法に就いては十數年前より研究に研究を重ねてゐるが、ブルジョア議會では我が貧農の利益を圖るものでないことは言ふまでもない。しかも、それさへ今では倉庫の埃の中に埋れてゐるのである。政府は、中農以上の者共の利益を圖るとも、貧農の利益はこれを無視してゐるのである。わが貧農の利益を守る者は、わが光輝ある歴史の階級的、大衆的、全農のみである。

一、開會午後零時四十分

一、農民歌合唱 司唱 西尾治郎平氏

一、開會の辭 司會 黒田 壽男氏

「土地と自由を與へよ」と叫んで、階級的農民運動の組織たる我が全農の前身、日本農民組合の創立以來、十三星霜、今や農民問題は我國に於ける重大社會問題の一として、此の問題の解決如何は、常に農村の運命を左右するのみならず、資本主義そのもの、根底をゆり動かさしつゝある。

然しながら、農村を今日の窮狀に突き落した重大責任の一斑を自ら負はねばならぬ、地主等の自己中心の運動、何等建設的プログラムをも持たぬ、盲目的、絶望的、單なる破壊的中農のフアッシュ運動等難然たる諸運動の中にあつて、唯一無二の貧農中心の組織としてドン底におしつめられた貧農の爲に土地と生活を守るべき階級的使命の遂行に血みどろの闘争を続けつゝあるのは、たゞわが全農のみである。この意味に於て、わが全農は、獨自の存在を主張する權利を持つものであり、本大會の意義もかかる團體の大會たることに存するのである。

本大會には、現下の情勢に照應して全農が新たな闘争を遂行すべき諸方針の決定が議事日程に上つてゐる。更に階級闘争遂行の爲の不可欠の條件たる階級戦線の擴大強化、農民戦線の統一の問題がその解決を本大會に求めてゐる。

全國の代議員諸君! 諸君はよく本大會のこの意義と使命を自覺して、慎重に審議し、活潑に討論して本大會を劃期的大會として成功裡に終らしめられんことを切望する。

一、議長 杉山元治郎氏 副議長 宮向國平・須永好・石田

今や、農民戦線統一の機運が動きつゝある。これは我が全農の勝利を實證する以外の何物でもないが、この喜ぶべき機運をよく掴み、本大會に於て確固たる方針が打ち樹てられねばならぬ。

一、大會書記任命

西尾治郎平(書記長)氏外六名

一、大會委員の任命

大會委員 佐々木更三(宮城)、川俣清吾(秋田)、近江谷友治(秋田)、稻村隆一(新潟)、今井一郎(新潟)、菊地重作(茨城)、笠井市郎(千葉)、泉澤義一(東京)、吉田友八郎(埼玉)、石井繁丸(群馬)、秋山要(山梨)の諸氏

野溝勝(長野)、鈴木絃士(静岡)、平工喜一(岐阜)、齋藤安次郎(京都)、竹治豊(徳島)、岡崎精郎(高知)、渡部國一(愛媛)、江田三郎(岡山)、山崎豊定(鳥根)、田原春次(福岡)、野口陽彦(福岡)、八百枝正(福島)の諸氏

大會執行委員 佐々木更三、笠井市郎、田原春次、竹治豊、岡崎精郎、菊地重作、齋藤安次郎、稻村隆一、江田三郎、近江谷友治の諸氏

大會執行委員長 岩淵謙二郎氏

一、代議員歓迎の辭 菊地 重作氏(茨城)

刻下の農村情勢に於ける特徴的事實の一つである愛郷塾の運動とその挫折を、吾々は具に見てゐる。この事件によつて、烈しい不安と動搖とを社會各層が受けたことも我々はよく知つてゐる。しかも尙、わが全農に對する搖がざる確信と進歩を努力とで、茨城に職ふ吾々は前進を續けてゐるのである。今年年度の大會に來り臨んで、吾々はどんなに力強くはげまされた事か、議場にかち合ふ氣魄と熱

情と決意とを誰が感ぜずにもられるであらうか。息詰るやうなこの緊張した空の中にもこそ、農民運動のかつてなき向上が約束づけられてゐるのだ。北は青森、南は福岡、全国各地から駆寄せ参じた代議員諸君に、意義ある本大会に於て、大会地に近き聯合會を代表して固き握手を送り得ることを喜ぶものである。

答 辭 吉塚 謙 吉氏(福岡)

正しいものは必ず勝つ。わが全農の確固たる方針と挑まざる努力とで、農民戦線の統一は極めて近き將來のこととなりなかつた。戦線の統一が吾々の力を、殊に外部の強大なる敵に對する吾々の力を倍加するであらう。吾々の胸は青年のやうに高鳴つてゐる。この時開かれた本大会に際して、總本部並に關東出張所の御努力を謝し、貧農を解放する具體策の樹立の爲に、全代議員諸君の眞實の一致協力を心から望んで止まない。全農の旗の下に最後迄戦ひ進む事を、吾は誓ふものである。

答 辭 工 藤 覺氏(青森)

自然の環境から受ける文化の運足に加ふるに三年に一度はやつて来る凶作とで、東北地方殊に青森の農民は極度に窮乏してゐる。しかも、これに對して、没落に瀕する資本家地主とその政府は一つとして施すすべを持たぬから、勢ひ、青森に於ては政治的活動が強められ、それによつてわが陣營も擴大してゐる。全農活動に對する確信の上に立つて、眞に具體的な闘争戦術を全國的協力の下に確立せんことを切望して、答辭に代へるものである。

休憩 一時十五分

大會委員會召集

再會 二時三十五分

定した。(括弧内は票決権)

- 青森八(4) 秋田(縣聯五)51 宮城二(7) 福島六(3) 茨城一八(3) 栃木二〇 群馬五(2) 千葉三九(13) 埼玉四(1) 東京一八(2) 山梨一(1) 長野三(1) 静岡四(3) 新潟一九(11) 岐阜三(1) 京都三(4) 大阪一(4) 和歌山〇(1) 岡山六(13) 鳥根一(2) 愛知〇(1) 徳島一(11) 高知三(6) 愛媛一(1) 福岡四(4) 佐賀一(1) 大分一(1) 本部長一九

分科委員會の委員任命は大會執行委員會でやる。

質問(栃木)金子君。栃木縣には票決権がないのか

答辭(大會委員長)岩淵君。栃木の票決権は未決定にして目下小委員會で協議中である。

大會委員會の報告を承認し、満場拍手裡に大會成立を宣す。

總本部報告 石田 宥全氏

總本部報告に對する質問討論は第一委員會に附託すること及び地方情勢報告を省略することを異議なく可決して議事に入る。

一、大會委員會報告 (岩淵謙二郎氏)

栃木の票決権は總本部費納入数に基いて六票とし、大會委員二名(大屋政夫、石山寅吉)を追加任命したい。

第一日本會議に於て審議する諸議案は 一、小作保護法制定に關する件 二、土地立禁及農産物差押禁止要求の件 三、米穀統制法改正に關する件 四、養蠶農民の生活保護要求闘争の件 五、貧農兵士家族生活保護に關する件 六、農村に於けるフアッシュヨ運動粉砕闘争に關する件 七、農民組合に對する不當干渉暴壓反對

祝辭電披露

祝電—東京瓦斯産業労働組合、大阪市電氣局々内闘争同盟、徳島縣聯合會西尾支部、同 智恵島支部、千葉縣印西警察組合、日本労働組合會議、千葉印東警察組合、徳島縣聯合會藍圖支部、日本海員組合、鈴木茂三郎氏

祝辭 全國労働組合同盟 河 野 密氏

労働者階級に對する搾取強化と爲替安定策に依る日本商品の海外ダンピングは、遂に戦争の危機をさへ孕むに至つた。郷誠之助をして「安い貨物は日本の國寶だ」とさへ放言せしむるも、畢竟資本主義の根幹へつき進む労働結合の偉力が缺如してゐるからである。農本主義を唱へるフアッシュヨの策動を打倒せよ。本大會を契機として、労働結合の新たな實を擧げる爲に、諸君の奮起を望むものである。

一、議長交替 石田 宥全氏

祝辭 社會大衆黨 麻 生 久氏

もり上る労働者、農民の勢力に對する最後の何ものをも與へぬといふ暴壓、反動二ヶ年の青森内閣は、一方では議會制の崩壊を他方では無産階級運動の進出する機会をつくつてゐる。われらの唯一の武器たる團體の力を以て反動の嵐をのり切りん事を切望する。

一、大會委員會報告 委員長 岩淵謙二郎氏

出席代議員總數二百三十二名中、票決總數一三三票である。大會委員會は總本部費完納數に應じて、次の如く票決権を決定した。

抗争並に治安維持法改悪反對の件

とし、その他の議案は全部第二日の分科會に附託したい。

満場一致承認

一、小作保護法制定要求に關する件 (説明山崎劍二氏)

從來の反動小作法反對の態度から、吾々は、小作料減免權並に耕作權の確立を主要内容とする小作法を速かに制定せよ、といふ積極的な態度にかはつた。これは、外ならぬ情勢に照應したもので、吾等は斷乎としてこの要求を政府につきつけ、その實現を計らねばならない。

賛成 福島 田中 利勝氏

満洲問題にふれて注意を受ける。

同 群馬 立見 米市氏

未組織地に於てすら小地主の没落による土地取上が頻發してゐる時、土地を農民へ!と叫んで来た我々は、この非常時にあつて、土地取上に反對しなければならぬ。その爲に完全小作法制定闘争を積極的に関はんとすることを誓ふものである。

異議なく可決確定

一、大會委員會召集

一、土地取上立禁・農産物差押禁止要求の件(説明石田宥全氏) 五・一五事件に依つて出現した青森内閣が、負債整理組合・救農土本事業等々各種のブルジョア農村救済偽購政策を發表して以來既に三年、農業恐慌は依然として深化するのみである。我々は國家權力を以て土地生産物を奪ふ今日の民事訴訟法に反對し土地取上、農産物差押禁止を要求するものである。その爲には、我々が實力を以て